明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十五年六月五日

○第百八十三回国会 参議院会議録第二十五号（その一）

平成二十五年六月五日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十五号
平成二十五年六月五日
午前十時開議
第一　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出）
第三　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件
一、日程第一より第一二まで
一、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の報告
一、国民生活・経済・社会保障に関する調査の報告
一、共生社会・地域活性化に関する調査の報告

○議長（平田健二君）　これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。
内閣から、人事官、検査官、預金保険機構理事、日本放送協会経営委員会委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員及び社会保険審査会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。
これより採決をいたします。
まず、人事官に一宮なほみ君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百十一
賛成　二百十一
反対　〇
よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、検査官に柳麻理君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百十二
賛成　二百十二
反対　〇
よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、預金保険機構理事に井上美昭君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百十二
賛成　二百七
反対　五
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、預金保険機構理事に小幡浩之君を、日本放送協会経営委員会委員に浜田健一郎君、宮田亮平君、美馬のゆり君及び室伏きみ子君を、労働保険審査会委員に品田充儀君及び中嶋士元也君を、中央社会保険医療協議会公益委員に森田朗君及び野口晴子君を、社会保険審査会委員に西島幸夫君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十一
賛成　二百十一
反対　〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、日本放送協会経営委員会委員に上田良一君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十二
賛成　二百六
反対　六

よって、同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第一　刑法等の一部を改正する法律案

日程第二　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

（いずれも内閣提出）

日程第三　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長草川昭三君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔草川昭三君登壇、拍手〕

○草川昭三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、刑法等の一部を改正する法律案は、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものであります。

次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、再犯の状況と防止対策、出所者の帰住先確保と就労支援、一部執行猶予刑を適用する際の判断基準、薬物を含む更生保護、処遇等の人的体制整備の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

次に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、犯罪被害者保護を充実させるための今後の取組、被害者参加旅費の性格、対象と支給主体・方法、犯罪被害者支援における日本司法支援センターの担うべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十三
賛成　二百十三
反対　〇

よって、三案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第四　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長相原久美子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔相原久美子君登壇、拍手〕

○相原久美子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、機構設立の意義、地方自治体のＰＦＩへの参入促進、民間インフラファンドの設立に向けた環境整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十二
賛成　百七十六
反対　三十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第五　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長北川イッセイ君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北川イッセイ君登壇、拍手〕

○北川イッセイ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、フロン類の大気中への排出抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造・輸入業者及び業務用冷凍空調機器の管理者の判断基準等を定めるとともに、フロン類充填業者の登録制度及びフロン類再生業者の許可制度を導入する等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則の検討条項について修正が行われております。

委員会におきましては、オゾン層の破壊及び温暖化の現状、フロン類の排出抑制の取組、ノンフロン製品の開発、普及促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十三
賛成　二百十三
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第六　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
日程第七　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出）
日程第八　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長武内則男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔武内則男君登壇、拍手〕

○武内則男君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、雇用分野における障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業主による障害の特性に配慮した必要な措置等を定め、あわせて、障害者の雇用に関する状況に鑑み、現行の障害者雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講じようとするものであります。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進するため、第一に、精神障害者の家族等に様々な義務等を課している保護者の制度を廃止し、医療保護入院について、家族等のうちいずれかの者の同意を必要とすること、第二に、精神科病院の管理者は、医療保護入院者からの退院後の生活に関する相談に応じる者を病院内に配置するなどの措置を講じること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、事業主に義務付けられる合理的配慮の考え方、精神障害者の雇用義務化の施行時期の在り方、医療保護入院における家族等の同意要件の是非、精神障害者の代弁者の仕組みを設けなかった理由等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、施行期日を平成三十年四月一日から平成二十六年四月一日に改める等の修正案が提出されました。

次に、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して足立信也理事より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、この法律の施行後三年を目途として検討を加えるべき事項に、入院中の処遇等に関する精神障害者の意思決定等についての支援の在り方を追加する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の修正案に賛成し、原案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次いで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成二十五年度以降も継続して特別給付金を支給すること等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行日を公布の日に改め、継続して支給する特別給付金に関する規定は、平成二十五年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、特別給付金の受給手続の周知方策、特別給付金の受給権に係る時効撤廃の必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十六
賛成　二百十六
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十三
賛成　二百二
反対　十一

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第九　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔松あきら君登壇、拍手〕

○松あきら君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防救急無線などによる無線通信について、デジタル技術などを用いた無線設備により行われるようにするために必要な補助金の交付を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、市町村防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化の現状、地方自治体の無線デジタル化に対する国の支援、消防救急無線のデジタル化と消防広域化との関係、デジタル化後の空き周波数帯の用途、電波利用料の受益と負担の明確化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十四
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第一〇　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長加藤敏幸君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔加藤敏幸君登壇、拍手〕

○加藤敏幸君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ブラジルにある在ベレン総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することについて規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の整備方針、在ベレン総領事館の出張駐在官事務所への移行に伴う影響、在勤基本手当の為替変動への対応、在外公館職員の住居問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の宇都理事より、この法律の施行期日を平成二十五年四月一日から公布の日に改める等の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十四
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第一一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度の創設、価格の表示に関する総額表示義務の特例の創設並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、消費税の転嫁を阻害する表示に関し、消費税との関連を明示しているものに限られること等、その範囲の明確化を図ることを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取し、財政金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会との連合審査会を行ったほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、社会保障と税の一体改革の意義と本法律案の必要性及び目的、転嫁拒否等の行為の是正を確実に実施するための体制整備、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示の範囲、消費税率引上げの判断時期及び判断基準等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して松田委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十五
賛成　百七十八
反対　三十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　**日程第一二　水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長石井準一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための小水力発電等の従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、水防団を始めとする水災防止体制の改善、強化、河川管理施設等の老朽化対策の推進、小水力発電等の導入促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十五
賛成　二百十五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　この際、国際・地球環境・食糧問題に関する調査会長から、**国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田健二君）　御異議ないと認めます。国際・地球環境・食糧問題に関する調査会長藤原正司君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔藤原正司君登壇、拍手〕

○藤原正司君　国際・地球環境・食糧問題に関する調査会の最終報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、「世界の水問題と日本の対外戦略」を今期の調査テーマとし、鋭意調査を行ってまいりました。

我が国は世界の中でも安定的に水資源を享受できる環境にはありますが、世界では人口の増加や経済発展に伴う水不足や水質の悪化、頻発する水災害、国際河川の流域での水をめぐる緊張など、水問題は日々深刻化し、人間の生存や経済活動への脅威となっております。

特に、アジアでは水問題の悪化が懸念されており、その持続的な成長を実現する上で、水が最も大きな制約要因となっております。

また、水は食料やエネルギーの確保と密接な関連を有しており、これらの多くを海外に依存している我が国にとって、世界の水問題は、食料安全保障や経済活動にも直接影響を及ぼす重要な課題でもあります。

本調査会は、これらの現状を踏まえ、我が国自身が持つ水問題に関する様々な比較優位を有効かつ戦略的に活用、展開し、世界各地の水問題を克服し、我が国のみならず、世界の安定と繁栄に寄与することが極めて重要な政策課題であるとの認識に至った次第であります。

最終報告では、我が国が世界の水問題に対して、その知見、経験、技術を最大限に生かし、解決に向けて主導的な役割を果たすことが不可欠であるとの基本認識の下、開発援助や防災に関する国際協力、そして、水ビジネスを通じた国際貢献の充実、そのための明確な水戦略や基本方針の策定、水行政の一元化と政府における司令塔の設置、水分野の専門家の育成、また、水循環基本法と雨水利用推進法の法制化など、七分野、五十八にわたる提言を行っております。

本年は、国連が定めた国際水協力年であり、世界では今日、水問題が主要な国際的課題として注目が高まり、その解決に向けた取組も活発化しております。

関係各位におかれましては、本調査会の提言の趣旨、内容を御理解の上、今後の諸施策に反映されるよう、切に要望するものであります。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（平田健二君）　この際、国民生活・経済・社会保障に関する調査会長から、**国民生活・経済・社会保障に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田健二君）　御異議ないと認めます。国民生活・経済・社会保障に関する調査会長鴻池祥肇君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔鴻池祥肇君登壇、拍手〕

○鴻池祥肇君　国民生活・経済・社会保障に関する調査会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百七十六回国会の平成二十二年十一月に設置され、三年間にわたる調査を開始いたしました。

本調査会では、調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定し、一年目は社会保障を中心に、二年目は経済を中心に調査を行いました。

三年目は、「我が国における経済及び社会保障の持続可能性」について調査を行うこととし、まず、「我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性」について、政府から説明を聴取し、質疑を行いました。

次いで、「雇用とセーフティネットの現状と課題」、「我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

その後、報告書を取りまとめるに当たって委員間の意見交換を行い、それらの調査内容を踏まえ、今般、提言を含む報告書を取りまとめましたので、去る五月二十九日、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の主な内容について、提言部分を中心に御報告申し上げます。

第一は、持続的な経済成長の必要性についてであります。

社会保障は、国民生活の安心、安全を支え、経済社会に安定をもたらす社会基盤でありますが、持続可能な社会保障制度を構築するためには、持続的な経済成長が不可欠であり、我が国経済を持続可能なものとするため、供給、需要の両面で改善を図る必要があります。

供給面では、日本の強みを生かした産業の活性化、高齢者需要を取り込む産業の育成、さらには医療、介護、保育などの分野を成長分野と位置付け、経済成長を促していくことが考えられます。また、需要面では、新興国市場の需要を始めとする海外需要を積極的に取り込むため、国内雇用を維持し、海外へ進出する企業の支援を検討する必要があります。

第二は、持続可能な社会保障制度の構築であります。

持続的な経済成長は、持続可能な社会保障制度の支えがなければなりませんが、今後、我が国では、超少子高齢社会の到来が予想され、制度を持続可能なものにしていくには、出生率の低下に歯止めを掛ける対策が必要であります。

また、我が国の社会保障制度はこれまで主に高齢世代を給付対象としてきましたが、子育て支援等全世代を対象とする社会保障にしていくことに加え、例えば元気な高齢者もＮＰＯやボランティアとして地域の社会保障に参加する全員参加型の社会保障への転換が求められます。

第三は、雇用とセーフティーネットについてであります。

雇用は国民の生活の質を決め、国の基盤を成すものであり、雇用のセーフティーネットの構築に当たっては、所得保障にとどまらず、失業者を労働市場に復帰させるものでなければなりません。

具体的には、子供の貧困等の相対的貧困率を低下させるための対策の実施、各自治体が行っている生活保護の取組の充実、欧州において行われている積極的雇用政策の活用及び国際化に対応する人材育成に向けての教育制度の充実等を求めております。

以上が報告書に盛り込まれた提言の主な内容であります。

政府及び関係者におかれましては、その趣旨を十分に理解されまして、これらの実現に努められるよう要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　この際、共生社会・地域活性化に関する調査会長から、**共生社会・地域活性化に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田健二君）　御異議ないと認めます。共生社会・地域活性化に関する調査会長直嶋正行君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

（直嶋正行君登壇、拍手）

○直嶋正行君　共生社会・地域活性化に関する調査会における調査報告の概要につきまして、御報告申し上げます。

本調査会は、調査テーマである「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、三年目は「次世代へつなげる活力ある地域社会」を調査事項として取り上げ、去る五月二十九日に調査報告書を議長に提出いたしました。

以下、調査の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

今国会におきまして、三回にわたり参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、政府に対し質疑を行いました。

あわせて、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査のため、福島県に委員派遣を行いました。

さらに、調査報告の取りまとめに向けて、委員間の意見交換を行いました。

委員からは、誰もが安心して暮らせるまちづくり、多様な主体の社会参加、まちづくりにおける人と人とのつながり、個人情報の保護と利用の在り方、各地域の歴史や風土に根差した魅力の周知、被災地復興への取組、次世代の意見の反映等について意見が述べられました。

これらの調査を踏まえ、本調査会としての意見を集約し、次世代へつなげる活力ある地域社会について、四本の柱から成る十五項目の提言を取りまとめました。

その主な内容は、第一に、住民やコミュニティーによる地域活力の向上についてであります。

地域に貢献するコミュニティービジネスの推進、商店街等の地域集団の強化、まちづくりと公共交通、過疎地の価値の再認識、まちづくりにおける行政の在り方について提言をいたしております。

第二に、多様な主体の社会参加と支え合いについてであります。

高齢者の能力発揮と孤立化防止、障害者の社会参加の促進、女性の社会参加の拡大、個人情報保護制度の広報啓発、要援護者等の情報把握について提言をいたしております。

第三に、東日本大震災の被災地の復興・再生についてであります。

復興・再生を通じた安心して暮らせるまちづくり、原子力災害被災地の迅速な復興・再生について提言をいたしております。

第四に、次世代のまちづくりに向けてであります。

これからの住民参加のまちづくり、次世代を担う人材の育成と確保、子ども参加のまちづくりについて提言をいたしております。

以上が本調査会の調査の経過及び結果であります。

本調査会は、設置以来、二度にわたり被災地へ委員を派遣し、現地を視察いたしましたが、被災地は過疎や少子高齢化等の問題を抱える我が国の未来図であります。震災を乗り越えて、これらの課題に対する新しい解決策を見出すことが我が国の未来を開くとの決意で被災地の復興に臨むことが求められています。

政府はもとより、地方自治体等におかれましても、本提言の趣旨を御理解いただき、これらの実現に努められることを要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長	平田　健二君		
副議長	山崎　正昭君		
議員			
田村　智子君	山田　太郎君	浜田　和幸君	植松恵美子君
吉田　忠智君	川崎　稔君	尾辻かな子君	自見庄三郎君
紙　智子君	藤巻　幸夫君	樽井　良和君	小西　洋之君
真山　勇一君	山内　徳信君	石橋　通宏君	大野　元裕君
平野　達男君	大門実紀史君	西村まさみ君	徳永　エリ君
行田　邦子君	福島みずほ君	斎藤　嘉隆君	田城　郁君
又市　征治君	安井美沙子君	中谷　智司君	風間　直樹君
井上　哲士君	中西　健治君	金子　恵美君	牧山ひろえ君
松田　公太君	金子　洋一君	川合　孝典君	徳永　久志君
梅村　聡君	松浦　大悟君	大島九州男君	蓮　舫君
山下　芳生君	寺田　典城君	藤末　健三君	尾立　源幸君
柴田　巧君	加賀谷　健君	前川　清成君	小見山幸治君
藤谷　光信君	林　久美子君	大久保　勉君	白　眞勲君
市田　忠義君	米長　晴信君	那谷屋正義君	岩本　司君
川田　龍平君	加藤　敏幸君	鈴木　寛君	高橋　千秋君
柳澤　光美君	ツルネン　マルティ君	小林　正夫君	広田　一君
水野　賢一君	小野　次郎君	松井　孝治君	大塚　耕平君
江口　克彦君	増子　輝彦君	辻　泰弘君	岡崎トミ子君
福山　哲郎君	櫻井　充君	柳田　稔君	一川　保夫君
郡司　彰君	長浜　博行君	輿石　東君	池口　修次君
藤原　正司君	小川　敏夫君	水岡　俊一君	直嶋　正行君
		北澤　俊美君	玉置　一弥君
		水戸　将史君	森田　高君
		江島　潔君	島尻安伊子君
		片山虎之助君	中山　恭子君
		糸数　慶子君	横峯　良郎君
		松下　新平君	片山さつき君
		難波　奨二君	江崎　孝君
		有田　芳生君	石井　浩郎君
		磯﨑　仁彦君	岩井　茂樹君
		蟨木　利治君	武内　則男君
		大河原雅子君	相原久美子君

赤石　清美君
長谷川大紋君
藤本　祐司君
芝　　博一君
小泉　昭男君
中川　雅治君
羽田雄一郎君
藤井　基之君
岡田　　広君
田中　直紀君
石井　　一君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
若林　健太君
佐藤ゆかり君
藤川　政人君
舛添　要一君
宇都　隆史君
高階恵美子君
中原　八一君
牧野たかお君
西田　昌司君
塚田　一郎君
二之湯　智君
松村　祥史君
水落　敏栄君
川口　順子君
関口　昌一君
岩城　光英君
松山　政司君
橋本　聖子君
谷川　秀善君

青木　一彦君
足立　信也君
津田弥太郎君
北川イッセイ君
末松　信介君
谷　　博之君
山谷えり子君
野上浩太郎君
前田　武志君
江田　五月君
尾辻　秀久君
小坂　憲次君
丸川　珠代君
荒井　広幸君
渡辺　猛之君
長谷川　岳君
上野　通子君
熊谷　　大君
中西　祐介君
丸山　和也君
古川　俊治君
大家　敏志君
石井みどり君
野村　哲郎君
岡田　直樹君
山本　順三君
宮沢　洋一君
脇　　雅史君
礒崎　陽輔君
伊達　忠一君
鈴木　政二君
松村　龍二君

中曽根弘文君
岸　　宏一君
山崎　　力君
竹谷とし子君
舟山　康江君
石川　博崇君
三原じゅん子君
谷合　正明君
石井　準一君
山本　香苗君
藤原　良信君
猪口　邦子君
加藤　修一君
長沢　広明君
佐藤　公治君
加治屋義人君
世耕　弘成君
西田　実仁君
広野ただし君
金子原二郎君
林　　芳正君
森　まさこ君
白浜　一良君
草川　昭三君

溝手　顕正君
吉田　博美君
武見　敬三君
秋野　公造君
横山　信一君
谷　　亮子君
山本　博司君
平山　　誠君
浜田　昌良君
渡辺　孝男君
亀井亜紀子君
福岡　資麿君
荒木　清寛君
主濱　　了君
谷岡　郁子君
鶴保　庸介君
松　あきら君
魚住裕一郎君
森　ゆうこ君
愛知　治郎君
山本　一太君
木庭健太郎君
山口那津男君

国務大臣
総　務　大　臣　新藤　義孝君
法　務　大　臣　谷垣　禎一君
外　務　大　臣　岸田　文雄君
厚生労働大臣　田村　憲久君
国土交通大臣　太田　昭宏君
環　境　大　臣　石原　伸晃君
国　務　大　臣　甘利　　明君
国　務　大　臣　稲田　朋美君

内閣官房副長官
内閣官房副長官　世耕　弘成君

副大臣
内閣府副大臣　寺田　　稔君
総務副大臣　柴山　昌彦君
厚生労働副大臣　桝屋　敬悟君

議長の報告事項

去る五月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
神本美恵子君
橋本　聖子君
補欠
那谷屋正義君
中西　祐介君

総務委員
辞任
牧山ひろえ君
青木　一彦君
藤川　政人君
行田　邦子君
はた　ともこ君
補欠
山根　隆治君
衛藤　晟一君
佐藤　信秋君
寺田　典城君
主濱　　了君

法務委員
辞任
長谷川　岳君
山本　一太君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠
加治屋義人君
水落　敏栄君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

外交防衛委員
辞任
佐藤　信秋君
補欠
宇都　隆史君

財政金融委員
辞任
溝手　顕正君
補欠
長谷川　岳君

文教科学委員
辞任
尾辻かな子君
梅村　　聡君
補欠
那谷屋正義君
神本美恵子君
武見　敬三君
吉田　博美君
中西　祐介君
橋本　聖子君

厚生労働委員
辞任
梅村　　聡君
小見山幸治君
山根　隆治君
石井　浩郎君
寺田　典城君
補欠
尾辻かな子君
大久保潔重君
牧山ひろえ君
武見　敬三君
行田　邦子君

農林水産委員
辞任
長谷川　岳君
補欠
溝手　顕正君

経済産業委員
辞任
上野　通子君
中原　八一君
主濱　　了君
補欠
石井　浩郎君
塚田　一郎君
はた　ともこ君

国土交通委員
辞任
宇都　隆史君
吉田　博美君
補欠
藤川　政人君
上野　通子君

環境委員
辞任
大久保潔重君
衛藤　晟一君
塚田　一郎君
補欠
小見山幸治君
青木　一彦君
中原　八一君

行政監視委員
　辞任　　補欠
　水落　敏栄君　　山本　一太君
議院運営委員
　辞任　　補欠
　加治屋義人君　　長谷川　岳君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
　辞任　　補欠
　石橋　通宏君　　岡崎トミ子君
　西村まさみ君　　江崎　孝君
沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
　渡辺　猛之君　　橋本　聖子君
同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
　辞任　　補欠
　田城　郁君　　江田　五月君
　前川　清成君　　小川　敏夫君
　石川　博崇君　　白浜　一良君
同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。
　幹事　樽井　良和君（藤本祐司君の補欠）
　幹事　中川　雅治君（上野通子君の補欠）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）　　法務委員会に付託
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）　　財政金融委員会に付託
水防法及び河川法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）　　国土交通委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君外七名発議）
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案
道路法等の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律案
同日調査会長から次の報告書が提出された。
国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査報告書
国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書
共生社会・地域活性化に関する調査報告書
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律
道路法等の一部を改正する法律
港湾法の一部を改正する法律
去る五月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
　辞任　　補欠
　岡崎トミ子君　　江田　五月君
　那谷屋正義君　　神本美恵子君
　藤本　祐司君　　池口　修次君
　江島　潔君　　塚田　一郎君
　伊達　忠一君　　青木　一彦君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
　中西　祐介君　　鈴木　政二君
総務委員
　辞任　　補欠
　有村　治子君　　上野　通子君
　衛藤　晟一君　　宇都　隆史君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
　佐藤　信秋君　　藤川　政人君
法務委員
　辞任　　補欠
　池口　修次君　　藤本　祐司君
　江田　五月君　　岡崎トミ子君
　小川　敏夫君　　長浜　博行君
　松野　信夫君　　大河原雅子君
　磯﨑　仁彦君　　中村　博彦君
　加治屋義人君　　長谷川大紋君
　水落　敏栄君　　山本　一太君
外交防衛委員
　辞任　　補欠
　荒木　清寛君　　石川　博崇君
財政金融委員
　辞任　　補欠
　長谷川　岳君　　溝手　顕正君

文教科学委員
　辞任　　補欠
　梅村　聡君　　尾辻かな子君
　神本美恵子君　　那谷屋正義君
　石井みどり君　　熊谷　大君
　牧野たかお君　　石井　浩郎君
　吉田　博美君　　有村　治子君
　石川　博崇君　　荒木　清寛君
厚生労働委員
　辞任　　補欠
　尾辻かな子君　　梅村　聡君
　熊谷　大君　　石井みどり君
　武見　敬三君　　渡辺　猛之君
　中村　博彦君　　磯﨑　仁彦君
農林水産委員
　辞任　　補欠
　長谷川大紋君　　加治屋義人君
　溝手　顕正君　　長谷川　岳君
経済産業委員
　辞任　　補欠
　聡木　利治君　　田城　郁君
　石井　浩郎君　　牧野たかお君
　塚田　一郎君　　江島　潔君
国土交通委員
　辞任　　補欠
　大河原雅子君　　松野　信夫君
　田城　郁君　　聡木　利治君
　上野　通子君　　吉田　博美君
　藤川　政人君　　佐藤　信秋君
　渡辺　猛之君　　武見　敬三君

環境委員

辞任
長浜　博行君
鈴木　政二君
森　まさこ君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）

補欠
小川　敏夫君
中西　祐介君
磯﨑　仁彦君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

予算委員

辞任
青木　一彦君
宇都　隆史君

補欠
脇　雅史君
衛藤　晟一君

行政監視委員

辞任
山本　一太君

補欠
水落　敏栄君

議院運営委員

辞任
磯﨑　仁彦君

補欠
森　まさこ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任
江崎　孝君
岡崎トミ子君
尾辻　秀久君
小坂　憲次君

補欠
西村まさみ君
足立　信也君
江島　潔君
中原　八一君

消費者問題に関する特別委員

辞任
小川　勝也君

補欠
尾辻かな子君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任
江田　五月君
小川　敏夫君

補欠
大島九州男君
前川　清成君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会
理事　中西　祐介君（中西祐介君の補欠）

総務委員会
理事　藤川　政人君（藤川政人君の補欠）

外交防衛委員会
理事　宇都　隆史君（宇都隆史君の補欠）

財政金融委員会
理事　竹谷とし子君（竹谷とし子君の補欠）

環境委員会
理事　中原　八一君（中原八一君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外六名提出）（衆第一二号）

地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外四名提出）（衆第一三号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案（江崎孝君外七名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）
審査報告書

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（閣法第三八号）審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六一号）審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六五号）審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）
審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

飯島内閣官房参与訪朝と拉致問題に関する質問主意書（有田芳生君提出）（第一〇八号）

ＨＰＶワクチンに関する質問主意書（水戸将史君提出）（第一〇九号）

同日議長は、アブ・ザハル・ウジャン・マレーシア上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任
池口　修次君
江田　五月君
青木　一彦君
鈴木　政二君
塚田　一郎君

補欠
藤本　祐司君
岡崎トミ子君
伊達　忠一君
中西　祐介君
江島　潔君

総務委員

辞任
宇都　隆史君
上野　通子君

法務委員

辞任
大河原雅子君
岡崎トミ子君
長浜　博行君
藤本　祐司君
中村　博彦君

外交防衛委員

辞任
石川　博崇君

財政金融委員

辞任
川合　孝典君

文教科学委員

辞任
有村　治子君
荒木　清寛君

厚生労働委員

辞任
石橋　通宏君
磯﨑　仁彦君
渡辺　猛之君

経済産業委員

辞任
田城　郁君
高橋　千秋君
江島　潔君

補欠
衛藤　晟一君
有村　治子君
松野　信夫君
高橋　千秋君
小川　敏夫君
池口　修次君
磯﨑　仁彦君

補欠
川合　孝典君
中村　博彦君
武見　敬三君

補欠
轟木　利治君
江田　五月君
塚田　一郎君

国土交通委員

辞任

聶木　利治君
松野　信夫君
武見　敬三君

補欠

田城　郁君
大河原雅子君
渡辺　猛之君

環境委員

辞任

小川　敏夫君
磯﨑　仁彦君
中西　祐介君

補欠

長浜　博行君
森　まさこ君
鈴木　政二君

予算委員

辞任

衛藤　晟一君
脇　雅史君

補欠

宇都　隆史君
青木　一彦君

議院運営委員

辞任

森　まさこ君

補欠

磯﨑　仁彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

足立　信也君
江島　潔君

補欠

岡崎トミ子君
尾辻　秀久君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

津田弥太郎君
松野　信夫君
山本　香苗君

補欠

藤本　祐司君
白　眞勲君
石川　博崇君

消費者問題に関する特別委員

辞任

尾辻かな子君

補欠

小川　勝也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事　中原　八一君（小坂憲次君の補欠）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

食品表示法案（閣法第四四号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五八号）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（閣法第六九号）

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第四八号）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第二九号）

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

子どもの貧困対策法案（中根康浩君外八名提出）

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外一名提出）

同日議長から次の質問主意書が提出された。

原子力損害賠償支援機構の役員に関する質問主意書（谷岡郁子君提出）（第一一〇号）

コンテンツの表現の規制に関する質問主意書（樽井良和君提出）（第一一一号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員又市征治君提出十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）

参議院議員蓮舫君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）

参議院議員有田芳生君提出政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問に対する答弁書（第一〇六号）

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十四年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して環境大臣から、循環型社会形成推進基本法第十五条第七項において準用する同条第六項の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画の変更に係る報告を受領した。

一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

蓮　舫君
中西　祐介君

補欠

松野　信夫君
石井みどり君

総務委員

辞任

江崎　孝君
難波　奨二君
藤川　政人君

補欠

大久保潔重君
風間　直樹君
中村　博彦君

法務委員

辞任

高橋　千秋君
松野　信夫君
山本　一太君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）

補欠

江田　五月君
蓮　舫君
中原　八一君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

外交防衛委員

辞任

風間　直樹君
榛葉賀津也君

補欠

難波　奨二君
斎藤　嘉隆君

財政金融委員

辞任

石橋　通宏君
鴻池　祥肇君
林　芳正君

補欠

川合　孝典君
熊谷　大君
石井　浩郎君

文教科学委員

辞任

斎藤　嘉隆君
那谷屋正義君
石井　浩郎君
熊谷　大君

補欠

榛葉賀津也君
梅村　聡君
林　芳正君
鴻池　祥肇君

厚生労働委員

辞任

梅村　聡君
大久保潔重君
川合　孝典君
石井みどり君
中村　博彦君

補欠

那谷屋正義君
江崎　孝君
石橋　通宏君
中西　祐介君
藤川　政人君

農林水産委員

辞任

長谷川　岳君

補欠

牧野たかお君

経済産業委員

辞任　補欠

江田　五月君　高橋　千秋君

塚田　一郎君　青木　一彦君

牧野たかお君　長谷川　岳君

環境委員

辞任　補欠

青木　一彦君　塚田　一郎君

行政監視委員

辞任　補欠

中原　八一君　山本　一太君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　補欠

白　眞勲君　松野　信夫君

藤本　祐司君　津田弥太郎君

竹谷とし子君　山本　香苗君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第二四号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

発電所設置に係る環境影響評価の評価期間の短縮に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一一二号）

公職の選挙における通称の認定に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一一三号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

八ッ場ダム本体関連工事に関する質問主意書（大河原雅子君提出）（第一〇七号）

飯島内閣官房参与訪朝と拉致問題に関する質問主意書（有田芳生君提出）（第一〇八号）

ＨＰＶワクチンに関する質問主意書（水戸将史君提出）（第一〇九号）

昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

岡崎トミ子君　江田　五月君

松野　信夫君　蓮　　舫君

石井みどり君　中西　祐介君

総務委員

辞任　補欠

大久保潔重君　江崎　孝君

風間　直樹君　難波　奨二君

中村　博彦君　藤川　政人君

法務委員

辞任　補欠

江田　五月君　岡崎トミ子君

蓮　　舫君　松野　信夫君

中原　八一君　山本　一太君

外交防衛委員

辞任　補欠

斎藤　嘉隆君　榛葉賀津也君

難波　奨二君　風間　直樹君

財政金融委員

辞任　補欠

川上　義博君　一川　保夫君

石井　浩郎君　林　　芳正君

熊谷　大君　鴻池　祥肇君

文教科学委員

辞任　補欠

梅村　　聡君　那谷屋正義君

榛葉賀津也君　斎藤　嘉隆君

上野　通子君　佐藤　信秋君

鴻池　祥肇君　熊谷　大君

林　　芳正君　石井　浩郎君

厚生労働委員

辞任　補欠

江崎　孝君　大久保潔重君

那谷屋正義君　梅村　　聡君

中西　祐介君　石井みどり君

藤川　政人君　中村　博彦君

農林水産委員

辞任　補欠

一川　保夫君　川上　義博君

牧野たかお君　長谷川　岳君

経済産業委員

辞任　補欠

青木　一彦君　塚田　一郎君

長谷川　岳君　牧野たかお君

国土交通委員

辞任　補欠

佐藤　信秋君　上野　通子君

環境委員

辞任　補欠

塚田　一郎君　青木　一彦君

行政監視委員

辞任　補欠

山本　一太君　中原　八一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　補欠

石川　博崇君　竹谷とし子君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　補欠

大島九州男君　蓮　　舫君

榛葉賀津也君　江崎　孝君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事　磯﨑　仁彦君（磯﨑仁彦君の補欠）

外交防衛委員会

理事　荒木　清寛君（荒木清寛君の補欠）

国土交通委員会

理事　渡辺　猛之君（渡辺猛之君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（衆第二四号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

生活困窮者自立支援法案（閣法第七一号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法第三六号）審査報告書

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総谷法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書

水防法及び河川法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十四年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十四年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十四年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十四年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「人事官（一宮なほみ君）」

賛成者氏名

二一一名

足立　信也君　　相原久美子君　　小見山幸治君　　興石　東君　　片山さつき君　　川口　順子君
有田　芳生君　　池口　修次君　　斎藤　嘉隆君　　櫻井　充君　　岸　宏一君　　北川イッセイ君
石井　一君　　石橋　通宏君　　芝　博一君　　鈴木　寛君　　熊谷　大君　　小泉　昭男君
一川　保夫君　　岩本　司君　　田城　郁君　　田中　直紀君　　小坂　憲次君　　鴻池　祥肇君
植松恵美子君　　梅村　聡君　　高橋　千秋君　　武内　則男君　　佐藤ゆかり君　　山東　昭子君
江崎　孝君　　江田　五月君　　谷　博之君　　玉置　一弥君　　島尻安伊子君　　末松　信介君
小川　敏夫君　　尾立　源幸君　　樽井　良和君　　ツルネン　マルテイ君　　鈴木　政二君　　世耕　弘成君
尾辻かな子君　　大河原雅子君　　津田弥太郎君　　辻　泰弘君　　関口　昌一君　　山本　順三君
大久保　勉君　　大島九州男君　　徳永　エリ君　　轟木　利治君　　高階恵美子君　　吉田　博美君
大野　元裕君　　岡崎トミ子君　　那谷屋正義君　　直嶋　正行君　　谷川　秀善君　　脇　雅史君
加賀谷　健君　　加藤　敏幸君　　中谷　智司君　　長浜　博行君　　塚田　一郎君　　秋野　公造君
風間　直樹君　　金子　恵美君　　難波　奨二君　　西村まさみ君　　鶴保　庸介君　　石川　博崇君
金子　洋一君　　川合　孝典君　　羽田雄一郎君　　白　眞勲君　　中川　雅治君　　加藤　修一君
北澤　俊美君　　郡司　彰君　　林　久美子君　　広田　一君　　中西　祐介君　　木庭健太郎君
小西　洋之君　　小林　正夫君　　福山　哲郎君　　藤末　健三君　　二之湯　智君
藤谷　光信君　　藤本　祐司君　　野村　哲郎君
藤原　正司君　　前川　清成君　　長谷川大紋君
前田　武志君　　牧山ひろえ君　　林　芳正君
増子　輝彦君　　松井　孝治君　　藤井　基之君
松浦　大悟君　　水岡　俊一君　　古川　俊治君
安井美沙子君　　柳澤　光美君　　松下　新平君
柳田　稔君　　蓮　舫君　　松村　龍二君
愛知　治郎君　　青木　一彦君　　丸川　珠代君
赤石　清美君　　石井　準一君　　水落　敏栄君
石井　浩郎君　　石井みどり君　　宮沢　洋一君
磯﨑　仁彦君　　猪口　邦子君　　山谷えり子君
岩井　茂樹君　　岩城　光英君　　若林　健太君
宇都　隆史君　　上野　通子君　　渡辺　猛之君
江島　潔君　　尾辻　秀久君　　荒木　清寛君
大家　敏志君　　岡田　直樹君　　魚住裕一郎君
岡田　広君　　加治屋義人君　　草川　昭三君

白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名

〇名

竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君

国家公務員等の任命に関する件「検査官（柳麻理君）」

賛成者氏名

二一二名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君
尾辻かな子君
大久保　勉君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
櫻井　充君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルテイ君
辻　泰弘君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君

福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
宇都　隆史君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川岳君

藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
山崎　力君
山本　一太君
若林　健太君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君

長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君

橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君

井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君

市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名　〇名

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事（井上美昭君）」

賛成者氏名　二〇七名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君
尾辻かな子君
大久保　勉君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君

北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君

郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
櫻井　充君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルテイ君
辻　泰弘君
西　銘木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君

岡田　広君
片山さつき君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君

加治屋義人君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君

木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
中山　恭子君
荒井　広幸君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君

反対者氏名　五名

福島みずほ君
山内　徳信君
糸数　慶子君

又市　征治君
吉田　忠智君

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事（小幡浩之君）、日本放送協会経営委員会委員（浜田健一郎君、宮田亮平君、美馬のゆり君及び室伏きみ子君）、労働保険審査会委員（品田充儀君及び中嶋士元也君）、中央社会保険医療協議会公益委員（森田朗君及び野口晴子君）及び社会保険審査会委員（西島幸夫君）」

賛成者氏名　二一一名

足立　信也君　有田　芳生君　石井　一君　一川　保夫君　植松恵美子君　江崎　孝君　小川　敏夫君　尾辻かな子君　大久保　勉君　大野　元裕君　加賀谷　健君　風間　直樹君　金子　洋一君　北澤　俊美君　小西　洋之君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君　田城　郁君　高橋　千秋君　谷　博之君　樽井　良和君　津田弥太郎君　徳永　エリ君　那谷屋正義君　中谷　智司君　難波　奨二君　羽田雄一郎君　林　久美子君　福山　哲郎君　藤谷　光信君　藤原　正司君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　安井美沙子君　柳田　稔君　愛知　治郎君　赤石　清美君　石井　浩郎君　磯﨑　仁彦君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　広君　片山さつき君　岸　宏一君　熊谷　大君　小坂　憲次君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　高階恵美子君　谷川　秀善君　直嶋　正行君　長浜　博行君　西村まさみ君　白　眞勲君　広田　一君　藤末　健三君　藤本　祐司君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　水岡　俊一君　柳澤　光美君　蓮　舫君　青木　一彦君　石井　準一君　石井みどり君　猪口　邦子君　岩城　光英君　上野　通子君　尾辻　秀久君　岡田　直樹君　加治屋義人君　川口　順子君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　鴻池　祥肇君　山東　昭子君　末松　信介君　世耕　弘成君　伊達　忠一君　武見　敬三君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　中曽根弘文君　中原　八一君　西田　昌司君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　松下　新平君　松村　龍二君　丸川　珠代君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　山崎　力君　山本　一太君　吉田　博美君　脇　雅史君　秋野　公造君　石川　博崇君　加藤　修一君　木庭健太郎君　竹谷とし子君　長沢　広明君　浜田　昌良君　山口那津男君　山本　博司君　渡辺　孝男君　小野　次郎君　行田　邦子君　寺田　典城君　藤巻　幸夫君　中川　雅治君　中西　祐介君　二之湯　智君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　牧野たかお君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　溝手　顕正君　森　まさこ君　山谷えり子君　山本　順三君　若林　健太君　渡辺　猛之君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　草川　昭三君　白浜　一良君　谷合　正明君　西田　実仁君　松　あきら君　山本　香苗君　横山　信一君　江口　克彦君　川田　龍平君　柴田　巧君　中西　健治君　真山　勇一君　松田　公太君　山田　太郎君　佐藤　公治君　広野ただし君　藤原　良信君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　谷岡　郁子君　舟山　康江君　又市　征治君　吉田　忠智君　中山　恭子君　荒井　広幸君　糸数　慶子君　自見庄三郎君　平野　達男君　山崎　正昭君　水野　賢一君　米長　晴信君　主濱　了君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　谷岡　郁子君　舟山　康江君　又市　征治君　吉田　忠智君　中山　恭子君　荒井　広幸君　糸数　慶子君　自見庄三郎君　平野　達男君　山崎　正昭君

反対者氏名　〇名

国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経営委員会委員（上田良一君）」

賛成者氏名　二〇六名

足立　信也君　有田　芳生君　石井　一君　一川　保夫君　植松恵美子君　江崎　孝君　小川　敏夫君　尾辻かな子君　相原久美子君　池口　修次君　石橋　通宏君　岩本　司君　梅村　聡君　江田　五月君　尾立　源幸君　大河原雅子君

大久保　勉君　　大島九州男君
大野　元裕君　　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　　加藤　敏幸君
風間　直樹君　　金子　恵美君
金子　洋一君　　川合　孝典君
北澤　俊美君　　郡司　彰君
小西　洋之君　　小林　正夫君
小見山幸治君　　輿石　東君
斎藤　嘉隆君　　櫻井　充君
芝　博一君　　鈴木　寛君
田城　郁君　　田中　直紀君
高橋　千秋君　　武内　則男君
谷　博之君　　玉置　一弥君
樽井　良和君　　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　　辻　泰弘君
徳永　エリ君　　轟木　利治君
那谷屋正義君　　直嶋　正行君
中谷　智司君　　長浜　博行君
難波　奨二君　　西村まさみ君
羽田雄一郎君　　白　眞勲君
林　久美子君　　広田　一君
福山　哲郎君　　藤末　健三君
藤谷　光信君　　藤本　祐司君
藤原　正司君　　前川　清成君
前田　武志君　　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　　松井　孝治君
松浦　大悟君　　水岡　俊一君
安井美沙子君　　柳澤　光美君
柳田　稔君　　蓮　舫君
愛知　治郎君　　青木　一彦君
赤石　清美君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石井みどり君

磯﨑　仁彦君　　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　　岩城　光英君
宇都　隆史君　　上野　通子君
江島　潔君　　尾辻　秀久君
大家　敏志君　　岡田　直樹君
岡田　広君　　加治屋義人君
片山さつき君　　川口　順子君
岸　宏一君　　北川イッセイ君
熊谷　大君　　小泉　昭男君
小坂　憲次君　　鴻池　祥肇君
佐藤ゆかり君　　山東　昭子君
島尻安伊子君　　末松　信介君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　伊達　忠一君
高階恵美子君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　　中川　雅治君
中曽根弘文君　　中西　祐介君
中原　八一君　　二之湯　智君
西田　昌司君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　長谷川　岳君
長谷川大紋君　　橋本　聖子君
林　芳正君　　福岡　資麿君
藤井　基之君　　藤川　政人君
古川　俊治君　　牧野たかお君
松下　新平君　　松村　祥史君
松村　龍二君　　松山　政司君
丸川　珠代君　　三原じゅん子君
水落　敏栄君　　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　　森　まさこ君
山崎　力君　　山谷えり子君
山本　一太君　　山本　順三君

吉田　博美君　　若林　健太君
脇　雅史君　　渡辺　猛之君
秋野　公造君　　荒木　清寛君
石川　博崇君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
長沢　広明君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　松　あきら君
山口那津男君　　山本　香苗君
山本　博司君　　横山　信一君
渡辺　孝男君　　江口　克彦君
小野　次郎君　　川田　龍平君
行田　邦子君　　柴田　巧君
寺田　典城君　　中西　健治君
藤巻　幸夫君　　真山　勇一君
松田　公太君　　水野　賢一君
山田　太郎君　　米長　晴信君
佐藤　公治君　　主濱　了君
谷　亮子君　　広野ただし君
藤原　良信君　　森　ゆうこ君
谷岡　郁子君　　平山　誠君
舟山　康江君　　福島みずほ君
又市　征治君　　山内　徳信君
吉田　忠智君　　片山虎之助君
中山　恭子君　　水戸　将史君
荒井　広幸君　　舛添　要一君
糸数　慶子君　　川崎　稔君
自見庄三郎君　　浜田　和幸君
平野　達男君　　森田　高君
山崎　正昭君　　横峯　良郎君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　　市田　忠義君
紙　智子君　　田村　智子君
大門実紀史君　　山下　芳生君

日程第一　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出）
日程第三　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一三名

相原久美子君　　足立　信也君
池口　修次君　　有田　芳生君
石橋　通宏君　　石井　一君
岩本　司君　　一川　保夫君
梅村　聡君　　植松恵美子君
江田　五月君　　江崎　孝君
尾立　源幸君　　小川　敏夫君
大河原雅子君　　尾辻かな子君
大島九州男君　　大久保　勉君
大野　元裕君　　大塚　耕平君
加賀谷　健君　　岡崎トミ子君
風間　直樹君　　加藤　敏幸君
北澤　俊美君　　金子　恵美君
小西　洋之君　　川合　孝典君
小見山幸治君　　小林　正夫君
斎藤　嘉隆君　　郡司　彰君
櫻井　充君　　輿石　東君
芝　博一君　　鈴木　寛君
田中　直紀君　　田城　郁君
谷　博之君　　武内　則男君
津田弥太郎君　　玉置　一弥君
辻　泰弘君　　ツルネン　マルティ君
樽井　良和君　　徳永　エリ君
轟木　利治君　　直嶋　正行君
那谷屋正義君　　長浜　博行君
中谷　智司君　　西村まさみ君
難波　奨二君　　羽田雄一郎君
白　眞勲君　　林　久美子君
広田　一君　　福山　哲郎君
藤末　健三君　　藤谷　光信君
藤本　祐司君　　藤原　正司君
前川　清成君　　前田　武志君
牧山ひろえ君　　増子　輝彦君
松井　孝治君　　松浦　大悟君
水岡　俊一君　　安井美沙子君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
蓮　舫君　　愛知　治郎君
青木　一彦君　　赤石　清美君
石井　準一君　　石井　浩郎君
石井みどり君

櫻井　充君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
川口　順子君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
行田　邦子君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君

反対者氏名

〇名

日程第四　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一七六名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大島九州男君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　恵美君
川合　孝典君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
櫻井　充君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君

西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
羽田雄一郎君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
髙階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中西　祐介君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
舛添　要一君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
荒井　広幸君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名　三六名

江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
紙　智子君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
井上　哲士君
市田　忠義君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
糸数　慶子君

日程第五　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一三名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
尾立　源幸君
尾辻かな子君
大久保　勉君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
西村まさみ君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
大河原雅子君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
愛知　治郎君

青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
赤石　清美君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
山崎　力君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
舛添　要一君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名

〇名

日程第六　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第八　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二一六名

糸数　慶子君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君
足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君
尾辻かな子君
大久保　勉君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
斎藤　嘉隆君
櫻井　充君
芝　博一君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
青木　一彦君
石井　準一君
石井みどり君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
磯﨑　仁彦君
江島　潔君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君

北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
二之湯　智君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　長谷川大紋君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君

谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
江口　克彦君　小野　次郎君
川田　龍平君　行田　邦子君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　藤巻　幸夫君
真山　勇一君　松田　公太君
水野　賢一君　山田　太郎君
米長　晴信君　佐藤　公治君
主濱　了君　谷　亮子君
広野ただし君　藤原　良信君
森　ゆうこ君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君
舟山　康江君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　片山虎之助君
中山　恭子君　水戸　将史君
荒井　広幸君　舛添　要一君
糸数　慶子君　川崎　稔君
自見庄三郎君　浜田　和幸君
平野　達男君　森田　高君
山崎　正昭君　横峯　良郎君

反対者氏名
〇名

日程第七　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名
二〇二名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
尾辻かな子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
斎藤　嘉隆君　輿石　東君
櫻井　充君　芝　博一君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
玉置　一弥君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
長浜　博行君　難波　奨二君

西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
広田　一君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
水岡　俊一君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　江島　潔君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤ゆかり君
島尻安伊子君　宇都　隆史君
鈴木　政二君　末松　信介君
関口　昌一君　世耕　弘成君
高階恵美子君　伊達　忠一君
谷川　秀善君　武見　敬三君
塚田　一郎君　中川　雅治君
鶴保　庸介君　中曽根弘文君

中原　八一君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君

二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
宮沢　洋一君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君

山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
藤原　良信君
亀井亜紀子君
平山　誠君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
自見庄三郎君
平野　達男君
山崎　正昭君

反対者氏名

一一名

井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
福島みずほ君
山内　徳信君
糸数　慶子君

日程第九　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二一四名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　敏夫君

米長　晴信君
主濱　了君
広野ただし君
森　ゆうこ君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
中山　恭子君
荒井　広幸君
川崎　稔君
浜田　和幸君
森田　高君
横峯　良郎君

市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
又市　征治君
吉田　忠智君

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
江田　五月君
尾立　源幸君

尾辻かな子君
大久保　勉君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
櫻井　充君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルテイ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
安井美沙子君
柳田　稔君
愛知　治郎君

大河原雅子君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
水岡　俊一君
柳澤　光美君
蓮　舫君
青木　一彦君

赤石　清美君
石井　浩郎君
磯崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君

石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君

山崎　力君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　江口　克彦君
小野　次郎君　川田　龍平君
行田　邦子君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
藤巻　幸夫君　真山　勇一君
松田　公太君　水野　賢一君
山田　太郎君　米長　晴信君
佐藤　公治君　主濱　了君
谷　亮子君　広野ただし君
藤原　良信君　森　ゆうこ君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
亀井亜紀子君　谷岡　郁子君
平山　誠君　舟山　康江君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
片山虎之助君　中山　恭子君
水戸　将史君　荒井　広幸君

日程第一〇　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名　二一四名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
尾辻かな子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
輿石　東君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
舛添　要一君　糸数　慶子君
川崎　稔君　自見庄三郎君
浜田　和幸君　平野　達男君
森田　高君　横峯　良郎君

反対者氏名　〇名

武内　則男君　谷　博之君
玉置　一弥君　樽井　良和君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　徳永　エリ君
徳永　久志君　藤木　利治君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤谷　光信君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
水岡　俊一君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤ゆかり君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　武見　敬三君
谷川　秀善君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君

江口　克彦君　　小野　次郎君
川田　龍平君　　行田　邦子君
柴田　　巧君　　寺田　典城君
中西　健治君　　藤巻　幸夫君
真山　勇一君　　松田　公太君
水野　賢一君　　山田　太郎君
米長　晴信君　　佐藤　公治君
主濱　　了君　　谷　　亮子君
広野ただし君　　藤原　良信君
森　ゆうこ君　　井上　哲士君
市田　忠義君　　紙　　智子君
田村　智子君　　大門実紀史君
山下　芳生君　　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　　平山　　誠君
舟山　康江君　　福島みずほ君
又市　征治君　　山内　徳信君
吉田　忠智君　　片山虎之助君
中山　恭子君　　水戸　将史君
荒井　広幸君　　舛添　要一君
糸数　慶子君　　川崎　　稔君
自見庄三郎君　　浜田　和幸君
平野　達男君　　森田　　高君
山崎　正昭君　　横峯　良郎君

反対者氏名　　〇名

日程第一一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　一七八名

足立　信也君　　相原久美子君
有田　芳生君　　池口　修次君
石井　　一君　　石橋　通宏君
一川　保夫君　　岩本　　司君
植松恵美子君　　梅村　　聡君
江崎　　孝君　　江田　五月君
小川　敏夫君　　尾立　源幸君
尾辻かな子君　　大河原雅子君
大久保　勉君　　大島九州男君
大塚　耕平君　　大野　元裕君
岡崎トミ子君　　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　　風間　直樹君
金子　恵美君　　金子　洋一君
川合　孝典君　　北澤　俊美君
郡司　　彰君　　小西　洋之君
小林　正夫君　　小見山幸治君
輿石　　東君　　斎藤　嘉隆君
櫻井　　充君　　芝　　博一君
鈴木　　寛君　　田城　　郁君
田中　直紀君　　高橋　千秋君
武内　則男君　　谷　　博之君
玉置　一弥君　　樽井　良和君
ツルネン　マルティ君　　津田弥太郎君
辻　　泰弘君　　徳永　エリ君
徳永　久志君　　轟木　利治君
那谷屋正義君　　直嶋　正行君
中谷　智司君　　長浜　博行君
難波　奨二君　　西村まさみ君
羽田雄一郎君　　白　　眞勲君
林　久美子君　　広田　　一君
福山　哲郎君　　藤末　健三君
藤谷　光信君　　藤本　祐司君
藤原　正司君　　前川　清成君
前田　武志君　　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　　松井　孝治君
松浦　大悟君　　水岡　俊一君
安井美沙子君　　柳澤　光美君
柳田　　稔君　　蓮　　舫君
愛知　治郎君　　青木　一彦君
赤石　清美君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　　岩井　茂樹君
岩城　光英君　　宇都　隆史君
上野　通子君　　江島　　潔君
尾辻　秀久君　　大家　敏志君
岡田　直樹君　　岡田　　広君
加治屋義人君　　片山さつき君
金子原二郎君　　川口　順子君
岸　　宏一君　　北川イッセイ君
熊谷　　大君　　小泉　昭男君
小坂　憲次君　　鴻池　祥肇君
佐藤ゆかり君　　島尻安伊子君
末松　信介君　　鈴木　政二君
世耕　弘成君　　関口　昌一君
伊達　忠一君　　高階恵美子君
武見　敬三君　　谷川　秀善君
塚田　一郎君　　鶴保　庸介君
中川　雅治君　　中曽根弘文君
中西　祐介君　　中原　八一君
二之湯　智君　　西田　昌司君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君
長谷川　岳君　　長谷川大紋君
橋本　聖子君　　林　　芳正君
福岡　資麿君　　藤井　基之君
藤川　政人君　　古川　俊治君
牧野たかお君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松村　龍二君
松山　政司君　　三原じゅん子君
水落　敏栄君　　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　　森　まさこ君
山崎　　力君　　山谷えり子君
山本　一太君　　山本　順三君
吉田　博美君　　若林　健太君
脇　　雅史君　　渡辺　猛之君
秋野　公造君　　荒木　清寛君
石川　博崇君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
長沢　広明君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　松　あきら君
山口那津男君　　山本　香苗君
山本　博司君　　横山　信一君
渡辺　孝男君　　荒井　広幸君
舛添　要一君　　川崎　　稔君
自見庄三郎君　　浜田　和幸君
平野　達男君　　森田　　高君
山崎　正昭君　　横峯　良郎君

反対者氏名　　三七名

江口　克彦君　　小野　次郎君
川田　龍平君　　行田　邦子君
柴田　　巧君　　寺田　典城君
中西　健治君　　藤巻　幸夫君
真山　勇一君　　松田　公太君
水野　賢一君　　山田　太郎君
米長　晴信君　　佐藤　公治君

主濱　了君　谷　亮子君
広野ただし君　藤原　良信君
森　ゆうこ君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君
舟山　康江君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　片山虎之助君
中山　恭子君　水戸　将史君
糸数　慶子君

日程第一二　水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一五名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
尾辻かな子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
川合　孝典君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
輿石　東君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
玉置　一弥君　樽井　良和君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　水岡　俊一君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　江島　潔君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤ゆかり君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
二之湯　智君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　長谷川大紋君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　江口　克彦君
小野　次郎君　川田　龍平君
行田　邦子君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
藤巻　幸夫君　真山　勇一君
松田　公太君　水野　賢一君
山田　太郎君　米長　晴信君
佐藤　公治君　主濱　了君
谷　亮子君　広野ただし君
藤原　良信君　森　ゆうこ君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
亀井亜紀子君　谷岡　郁子君
平山　誠君　舟山　康江君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
片山虎之助君　中山　恭子君
水戸　将史君　荒井　広幸君
舛添　要一君　糸数　慶子君
川崎　稔君　自見庄三郎君
浜田　和幸君　平野　達男君
森田　高君　山崎　正昭君
横峯　良郎君

反対者氏名

○名

十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月二十一日

又市　征治

参議院議長　平田　健二殿

十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問主意書

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）交渉に参加する米国など十一か国は去る四月二十日、インドネシアで閣僚級会合を開き日本の交渉参加を正式に承認した。しかし、政府は十一か国と具体的にどのようなやり取りがあったのか、日本側が何を表明したのか、何らかの形で実質的な譲歩を迫られていないのか等、事前協議の詳細を国民に公表しておらず、また、政府発表と他国の発表との食い違いも目立つ。

七月に参加するというＴＰＰの本交渉において、安倍首相が唱える「聖域」をどう確保し、「国益」をどう擁護する意図なのか。国民はこれをチェックするため、各国との事前協議の経過と結果を知ることが必須であり、そのためには十分な情報公開がなされるべきと考えるので、以下質問する。

一　十一か国との事前協議の全体像について

ＴＰＰ交渉参加十一か国との事前協議で日本は各国からどのような内容を求められ、日本側は何を主張したのか。その結果、決定された事柄は何か。事前協議の全体像を示されたい。

二　四月十二日の日米合意の発表の相違点について

四月十二日に日本の交渉参加で日米両政府が合意した際、両国がそれぞれ独自に発表した文書には大きな食い違いがある。

1　日本側が発表した「日米協議の合意の概要」では、保険などの非関税措置について「ＴＰＰ交渉と並行して取り組む」とされているだけだが、ＵＳＴＲ（米国通商代表部）文書「日本との協議事項報告」では、「日本郵便の保険事業」と、かんぽ生命保険を名指ししている。両者の違いはなぜか。政府は米国側の右の名指しを、事前または事後に是認したのか。

2　日本側文書に盛り込まれた「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティビティが両国にある」の部分は、ＵＳＴＲ文書からは抜け落ち、農業にも言及していない。この違いはなぜか。また、政府は前記部分を米国側に、事後的にせよ認めさせ、合意文書化する努力をしたか。

3　米国側文書には「日米共同声明に記載されている通り、日本政府は全ての産品を交渉のテーブルに載せる」と明記されている。この部分は合意したのか、また政府はなぜこの部分を公表しなかったのか、政府の見解を示されたい。

4　以上のように両国の文書には多くの個所で齟齬がある。各相違点は国民にとって生活や営業に直結した死活問題である。一方が公式に発表した点については、他方の発表に無くても、合意したらしいと国民は受け止めざるをえない。この解釈でよいか。

5　ＵＳＴＲのマランティス代表代行が四月二十四日に米議会に送った書簡の記載に「日本はまた、全ての物品（農産品と工業製品の双方）を交渉の対象とすること、及び他の交渉参加国とともに高い水準で包括的な協定を本年達成していくことを確認した」とあるが、「日本は（中略）確認した」ことは事実か。

6　日米事前協議で、前記二の1から5のほかにどのようなやり取りがなされ、何が合意されたのか、分野ないし品目ごとに明らかにされたい。

三　非関税障壁をめぐる日米並行協議項目について

ＵＳＴＲ文書には、今後の日米並行協議の対象となる九分野の非関税措置の詳細が記されているが、これは合意されたものか。

また、日本側からはこうした文書は発表されていないが、どのような理由からか。さらに、非関税措置の協議開始をめぐり日米間でどのような合意がなされたのか、右の九分野ごとの「詳細」に沿って具体的に、今後の協議の日程とともに示されたい。

四　米国以外の十か国との事前協議内容の非公表について

ＴＰＰは多国間貿易交渉であるにもかかわらず、政府は米国以外の国々との事前協議内容を明らかにせず、ただ「承認された」と報じられるのみである。成立すれば多国間協定として将来にわたり日本国民の行動を多角的に縛るものである以上、これら十か国との事前協議の内容は、協議に参加する前提として国民が当然、知るべき重要な情報であるので、これを明らかにされたい。

五　オーストラリア、ニュージーランド、カナダのいう例外なき関税撤廃について

オーストラリア、ニュージーランド、カナダの三か国は米国同様、関税撤廃の例外を設けないよう主張しており、日本の主張との関係で懸念を感じている。これら三か国との関税問題をめぐる事前協議内容について、具体的に示されたい。

六　カナダとの自動車関税交渉について

カナダとは自動車の関税をめぐる問題で、最後まで交渉が難航したと報道されている。カナダ政府と自動車関税問題をめぐってどのような合意がなされたのか、示されたい。

右質問する。

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員又市征治君提出十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問に対する答弁書

参議院議員又市征治君提出十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問に対する答弁書一及び四から六までについて

我が国の環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉参加については、ＴＰＰ協定交渉の各参加国から個別に基本的に支持する旨がそれぞれ確認された後、本年四月二十日（現地時間）にインドネシアで行われたＴＰＰ協定交渉閣僚会合において、ＴＰＰ協定交渉の全ての参加国との二国間協議が終了したことが確認された。これらの二国間協議では、交渉に際して、双方が全ての物品を対象とし、他の交

涉参加国とともに包括的で高い水準の協定を達成していくこと等について認識を共有した。

二及び三について

本年四月十二日に日米両政府がその終了を発表した、我が国のＴＰＰ協定交渉参加に関する日米間の協議の結果について、両国の合意内容を構成する文書は、当該結果を確認する佐々江米国駐箚特命全権大使発マランティス米国通商代表代行宛ての同日付けの書簡（以下「日本側書簡」という。）及び日本側書簡の附属文書である「自動車貿易ＴＯＲ」並びに同通商代表代行発同大使宛ての同日付けの返書（以下「米国側返書」という。）のみであり、日本側書簡と米国側返書の内容は同一である。したがって、当該合意内容について、日米両政府間に齟齬はない。その上で、日本側書簡及び「自動車貿易ＴＯＲ」並びに米国側返書以外に日米両政府がそれぞれの国内で公表した文書に関しては、両国の政府がそれぞれの国民への説明のために作成したものであることから、日米両政府は、相手国側の当該文書の内容について、事前又は事後に確認すべきものではなく、また、我が国政府として、米国側の当該文書の内容に対する見解について、説明する立場にない。

また、日米両政府は、同年二月二十二日（現地時間）の日米首脳会談において、日本がＴＰＰ協定交渉に参加する場合には、全ての物品がＴＰＰ協定交渉の対象とされることを確認しており、その旨、「日米の共同声明」と題する文書において公表している。

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月二十二日

参議院議長　平田　健二　殿

蓮　舫

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

厚生労働省では、本年一月十一日の最高裁判所の判決を受けて、「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」（以下「新検討会」という。）が行われているところである。インターネット販売を含む医薬品の販売規制に関する政府としての認識に関し、次の事項について質問する。なお、ここでの「医薬品のインターネット販売」とは、薬局としての許可又は店舗販売業の許可を取得している者が薬局又は店舗における販売に併せてインターネットという手段を用いて行う販売を指すものとし、以下「ネット販売」という。

一　テレビ電話の義務付けについて

本年五月九日の日本経済新聞（第一面・第五面）の記事に関連して、質問をする。

1　厚生労働省は、ネット販売にテレビ電話を通じたやりとりを義務付ける方針とのことであるが、店舗を拠点として薬剤師がインターネットや電話、メール等を利用して購入者との間で行うコミュニケーションでは副作用被害を防止できず、テレビ電話によって初めて副作用被害を防止できる一般用医薬品があれば、その医薬品名、その副作用の種類、発生の理由・程度・頻度を具体的に示されたい。また、そのように考える科学的根拠を示されたい。

2　メールや電話では判断できず、テレビ電話では判断できる場合があるという前提に立つのであれば、それは実質的には薬剤師が医療行為を行うことを意味しないか。また、薬剤師は、テレビ電話によって患者の画像を確認したら、病状や治療方針あるいはその心理を判断できる専門家であるのか。それはどのような教育・試験によって獲得した能力であるのか。

3　テレビ電話とはどのような機能を満たすものを想定しているか。また、かかるテレビ電話はどの程度普及し、利用されているのか。テレビ電話を利用できない国民はネット販売という有用な手段の利用が認められないのか。ネットを利用して一般用医薬品を購入している需要者はこれにより適切に病気を治療する利益を受けているが、テレビ電話による副作用防止の利益はそれに勝るものか、政府の見解如何。実証的な根拠とともに示されたい。

4　テレビ電話を義務化するのであれば、義務化の必要性と合理性を支える立法事実が不可欠であり、テレビ電話によらなければ、事後の治療では回復が困難な副作用被害を有意的に防止することができないことを厚生労働省が証明しなければならないと考えるがいかが か。

5　本年一月十一日の最高裁判所判決によれば、現行薬事法は「文理上は郵便等販売の規制並びに店舗における販売、授与及び情報提供を対面で行うことを義務付けていないことはもとより、その必要性等について明示的に触れているわけでもなく、（中略）また、新薬事法の他の規定中にも、店舗販売業者による一般用医薬品の販売又は授与やその際の情報提供の方法を原則として店舗における対面によるものに限るべきであるとか、郵便等販売を規制すべきであるとの趣旨を明確に示すものは存在しない。」としており、省令によってテレビ電話を義務付けることは、現行薬事法の授権の範囲を超えた違法無効なものとなると考えるが、政府（内閣法制局）の見解如何。

6　現行薬事法は第三十六条の六第四項において、「第一項の規定は、医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があつた場合には、適用しない。」と定めており、これは現行薬事法が情報提供を受けるか否かを消費者の選択に委ねているものと考えるが、政府（内閣法制局）の見解如何。仮に何らかの明文にない要件を要求している趣旨と解釈する場合は、明確性の原則との関係でその根拠及び正当化される理由を明らかにされたい。

二　安全性確保のための方策のイコールフッティングについて

第九回新検討会（本年五月十六日開催）においては、第一類医薬品（薬事法第三十六条の三第

一項第一号）は特に慎重な取扱いをする必要があるため、「⑦症状の性質、状態等のうち、専門家が目視でのみ確認できるもの、⑧症状の性質、状態等のうち、専門家が嗅いだり、接触することでのみ確認できるもの、⑨購入者の挙動」（第九回新検討会資料一）を含む使用者についての最大限の情報を取得する必要があるとの見解が示されている。

1　薬剤師が使用者について目視や接触、挙動を含む最大限の情報を取得しなければ副作用被害を防止することが困難な第一類医薬品はあるか、具体名を挙げて示されたい。また、その実証データの存在如何。

2　現行制度上、家族などの使用者以外が医薬品を購入する代理購入が認められているが、第一類医薬品について、症状の性質、状態等の目視や接触、挙動を含む最大限の情報を取得しなければ副作用被害を防止できないのであれば、代理購入を禁止すべきこととなる。代理購入によっては防止可能であるにもかかわらず、ネット販売では防止することができない被害があるとする場合、その科学的根拠を示すとともに、実証データの有無を明らかにされたい。

3　現行制度上、いまだ症状が出ていないときに常備目的で医薬品を購入することが認められているが、第一類医薬品について、症状の性質、状態等の目視や接触、挙動を含む最大限の情報を取得しない限り副作用被害を防止できないのであれば、常備目的の購入を禁止すべきこととなる。常備目的の購入については防止可能であるにもかかわらず、ネット販売では防止することができない被害があるとする場合、その科学的根拠を示すとともに、実証データの有無を明らかにされたい。

4　第一類医薬品について、ネット販売の禁止と同時に店舗での対面販売における代理購入や常備目的の購入を禁止すれば、一般用医薬品について需要者の選択の機会を著しく狭めることになると考えるがいかがか。また、そもそも店舗における対面販売において、身元確認や購入履歴の確認なしに代理購入や常備目的の購入の禁止の実効性を担保するのは不可能と考えるがいかがか。可能とすれば、どのような方法によるのか明らかにされたい。また、それがネット販売では不可能とするならば、その根拠も具体的に明らかにされたい。

三　いわゆるスイッチＯＴＣ等のネット販売禁止について

第九回新検討会及び本年五月十日の読売新聞の記事に関連して、質問をする。

1　厚生労働省は、第一類医薬品のうち販売開始後四年以内のもの（いわゆるスイッチＯＴＣ等）のネット販売を禁止する方針とのことであるが、いわゆるスイッチＯＴＣ等についても、厚生労働省における承認審査によって、一般用医薬品すなわち「その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないもの」（薬事法第二十五条）と評価されたものである。また、「一般用医薬品承認審査合理化等検討会」が平成十四年十一月八日にまとめた中間報告書には、医療用医薬品から一般用医薬品への転用にかかるリスク評価を策定するうえでの具体的な基準「スイッチ成分の選択の要件」として、①医療用としての使用実績があり、再審査又は再評価が終了しており、副作用の発生状況、海外での使用状況、再審査又は再評価結果等からみて一般用医薬品として適切であること、②医師の指導監督なしで使用しても、重篤な状態になるおそれのないもの、③習慣性、依存性、耽溺性がないこと、④麻薬、覚せい剤、覚せい剤原料、毒薬、劇薬でないこと、⑤薬物相互作用により重篤な副作用が発生しないこと、⑥国民の選択の幅の拡大が期待できるもの、であることが挙げられている（「医療政策における『医療用医薬品』から『一般用医薬品（第一類医薬品）』への積極的な転用に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一七四第九四号））。それにもかかわらず、薬剤師が使用者について目視や接触したり、挙動が確認できない限り、副作用被害を防止することが困難なものがあれば、具体名を挙げてその根拠を示されたい。また、その実証データの存在如何。

2　いわゆるスイッチＯＴＣ等について、薬剤師が使用者を目視・接触できないことを理由にネット販売、代理購入・常備目的の購入を禁止すれば、かかる医薬品についての需要者の選択の機会を著しく狭めることになると考えるがいかがか。

四　乱用等のおそれがある医薬品の販売規制について

第九回新検討会において、「コデインリン酸塩水和物、プソイドエフェドリン塩酸塩等を含有する製剤」については、乱用等のおそれがあるためネット販売を禁止すべきとの意見が提出された。しかし、大量購入の問題は店舗販売においても同じく起きることである。しかも、ネット販売の場合には購入履歴が残るので、店舗販売よりは問題が少ない。したがって、大量購入による乱用を防止する観点からは、店舗における対面販売であってもネット販売であっても、法律又は省令によって販売個数の制限及び住所氏名年齢確認の義務化を行ってはいかがか。

右質問する。

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員蓮舫君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書

一の1及び3から5までについて

一般用医薬品のインターネット販売（薬局開設者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する薬局開設者をいう。）又は店舗販売業者（法第二十七条に規定する店舗販売業者をいう。以下同じ。）（以下「薬局開設者等」という。）が行う薬局又は店舗販売業者の店舗以外の場所にいる者に対するインターネットによる販売又は授与をいう。以下同じ。）に関する規制については、最高裁判所平成二十五年一月十一日第二小法廷判決を踏まえ、現在、厚生労働省の「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」（以下「新ルール検討会」という。）において、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保することができる新たなルールの検討が行われているところである。新ルール検討会においては、一般用医薬品のインターネット販売等における販売者と購入者との間の情報交換の手段の一つとして御指摘の「テレビ電話」についても検討が行われているところであるが、情報交換の手段を含め、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保するための方策について結論が得られていない現時点において、お尋ねについては、いずれもお答えすることは困難である。

なお、同省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

一の2について

御指摘の「メールや電話では判断できず、テレビ電話では判断できる場合があるという前提に立つ」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お尋ねの「実質的には薬剤師が医療行為を行うことを意味しないか」について、お答えすることは困難である。

また、薬剤師は、お尋ねの「病状や治療方針あるいはその心理を判断できる専門家」ではない。

一の6について

法第三十六条の六第四項の規定は、医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、同条第一項に規定する薬局開設者等の義務を免除するものである。これは、薬剤師等の医薬品に関する専門家が医薬品を購入する場合や、同一の使用者が同一の医薬品を繰り返し購入する場合等にあっては、薬局開設者等に、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師をして、当該医薬品の適正な使用のための情報を提供させる必要がないと考えられることによるものと理解している。

二の1、2及び4、三並びに四について

新ルール検討会においては、御指摘の「薬剤師が使用者について目視や接触、挙動を含む最大限の情報を取得しなければ副作用被害を防止することが困難な第一類医薬品」、「代理購入」、「常備目的の購入」、「第一類医薬品のうち販売開始後四年以内のもの（いわゆるスイッチOTC等）のネット販売」及び「大量購入の問題」についても検討が行われているところであるが、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保するための方策について結論が得られていない現時点において、お尋ねについては、いずれもお答えすることは困難である。

なお、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

二の3について

新ルール検討会においては、御指摘の「常備目的の購入」についても検討が行われているところであるが、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保するための方策について結論が得られていない現時点において、お尋ねの「常備目的の購入については防止可能であるにもかかわらず、ネット販売では防止することができない被害」については、お答えすることは困難である。

なお、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

また、法第七十七条の四の二の規定に基づく副作用等の報告については、平成二十二年七月二十九日から一般用医薬品の購入経路に関する情報を報告の対象としたところであるが、その後においても購入経路に関する情報の記載がない等購入経路が不明な報告が多いこと等から、お尋ねの「配置販売による第一類医薬品について副作用を生じやすいという実証データ」及び「なぜ副作用が生じないのか」については、いずれもお答えすることは困難である。

政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月二十三日

有田　芳生

参議院議長　平田　健二殿

政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問主意書

拉致問題対策本部ホームページ（日本語版）に、「政府は、北朝鮮に対し、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人に係る関連情報の提供を繰り返し要求しており、三十数名についての情報等を提供し、調査を求めています」（「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について」、「3．北朝鮮への要求」。以下「この記述」とする）と記載されていることに関し、以下質問します。

一　この記述にある三十数名は、警察庁が昨年十二月六日付で、「都道府県別捜査・調査対象者数　平成二十四年十一月一日現在」と題して情報公開した行政文書（以下「警察庁文書」とする）にある八百六十八名の中にすべて含まれていますか。

二　この記述にある三十数名について、選んだ時期と選んだ基準を明らかにして下さい。また、この三十数名を選んだ行政機関はどこですか。

三　この記述にある三十数名について、都道府県別及び男女別に人数を明らかにして下さい。

四　この記述にある三十数名のリストを保有しているのは、どことどこの行政機関ですか。

五　この記述には「関連情報の提供を繰り返し要求しており」とあります。これまでに何回要求したのか、その時期とあわせて明らかにして下さい。

六　この記述には三十数名とありますが、平成十八年三月八日開催の参議院予算委員会の会議録には、「三十四名のリストを向こうに提出しております」（麻生外務大臣の答弁）とあります。三十数名と三十四名、どちらが正しいのかお示し下さい。

七　前記六の委員会において外務大臣が三十四名と明言しているにもかかわらず、いまだに三十数名とホームページに記述している根拠をお示し下さい。

八　前記六の委員会において外務大臣が三十四名と明言している以上、政府は三十四名について住所・氏名等の具体的情報を把握しているはずです。この具体的情報を明らかにして下さい。それができない場合には、その根拠法令と条文をお示し下さい。

九　警察庁文書の八百六十八名について、これらのリストを三十数名同様、北朝鮮に対して情報を提供し、調査を求める用意はありますか。

十　この記述にある三十数名に加え警察庁文書にある八百六十八名の真相究明と被害者救出が終わらなければ拉致問題は解決したことにならないと理解してよろしいですか。政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員有田芳生君提出政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問に対する答弁書

一について

政府が北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者として北朝鮮に対し情報等を提供し調査を求めている三十数名については、全員御指摘の八百六十八名の中に含まれている。

二及び三について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

一についてで述べた三十数名の者のリストについては、外務省が保有している。

五について

政府としては、これまで北朝鮮側に対し、北朝鮮との協議の場等において、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者に係る関連情報の提供を繰り返し要求してきているところであるが、お尋ねの回数及び時期を明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

六及び七について

御指摘の「三十数名」は、政府が北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者として北朝鮮に対し情報等を提供し調査を求めている者の人数であり、一方、御指摘の「三十四名」は、平成十八年二月に行われた日朝包括並行協議において北朝鮮に提供したリストに記載された者の人数であり、両者は異なるものである。

八について

お尋ねについてお答えすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあり、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第一号に掲げる情報にも該当するものであることから、お答えを差し控えたい。

九について

今後の対応について現時点でお答えすることは差し控えたいが、政府としては、北朝鮮に対し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、引き続き情報提供等を求めていく考えである。

十について

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条に基づく認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十五年六月五日

○国会第百八十三回 参議院会議録第二十五号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

法務委員長　草川　昭三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えること、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めることその他所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、本年度は別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。

二　刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。

三　薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。

四　再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。

五　社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。

六　再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。

七　政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかった事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。

八　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九　東日本大震災の被災地においては、今も多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の七」に改める。

第二十五条の見出しを「（刑の全部の執行猶予）」に改め、同条第一項中「期間、その」の下に「刑の全部の」を加え、同条第二項中「あってもその」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十五条の二の見出しを「（刑の全部の執行猶予中の保護観察）」に改め、同条第二項中「保護観察」を「前項の規定により付せられた保護観察」に改め、同条第三項中「保護観察を」を「前項の規定により保護観察を」に改める。

第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全

部の」を加え、同条第一号及び第二号中「その刑」の下に「の全部」を加える。

第二十六条の二の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加え、同条第三号中「その」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加える。

第二十七条の見出し中「猶予期間」を「刑の全部の執行猶予の猶予期間」に改め、同条中「執行猶予」を「全部の執行猶予」に、「猶予の期間」を「その猶予の期間」に改め、第一編第四章中同条の次に次の六条を加える。

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二　次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一　前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

三　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2　前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

3　前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

（刑の一部の執行猶予中の保護観察）

第二十七条の三　前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

2　前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3　前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

（刑の一部の執行猶予の必要的取消し）

第二十七条の四　次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一　猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

二　猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。

（刑の一部の執行猶予の裁量的取消し）

第二十七条の五　次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一　猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二　第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

（刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し）

第二十七条の六　前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

第二十七条の七　刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。

（恩赦法の一部改正）

第二条　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第三項中「執行猶予の言渡」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「、又」を「、また」に改め、同条に次の一項を加える。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減軽する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を減軽する減刑のみを行うものとし、また、刑を減軽するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条中「刑の言渡」を「刑の言渡し」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、そ

の刑の執行の免除は、これを行わない。

（更生保護法の一部改正）

第三条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　通則（第四十八条―第六十五条）」を「第一節　通則（第四十八条―第六十五条）　第一節の二　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則（第六十五条の二―第六十五条の四）」に、「第七十九条」を「第七十八条の二」に改める。

第十六条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第　　号）第四条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条第四項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第三十七条第二項及び第三十九条第三項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第四十八条第四号中「第二十五条の二第一項」の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項」を加える。

第四十九条第一項中「第五十七条」の下に「及び第六十五条の三第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五十条第三号中「同じ。）」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、同条第四号中「第三十九条第三項」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされていた前項第三号の届出に係る住居（第三十九条第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

第五十一条第二項中「次条」の下に「に定める場合を除き、第五十二条」を、「第二十六条の二」の下に「、第二十七条の五」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（特別遵守事項の特則）

第五十一条の二　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第四項の定めるところにより、規制薬物等（同法第二条第一項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。）の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七条の五に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

2　第四項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。

3　第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

4　第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。

5　前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「長は、」の下に「刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている」を加え、「刑法第二十五条の二第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項（猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次条第四項において同じ。）を定め、又は変更することができる。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十三条第一項中「特別遵守事項」の下に「（遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であって当該期間が満了したものその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべき

ことたされる特別遵守事項であって当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十四条第二項中「又は第四十一条」を削り、「、懲役」を「懲役」に、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分」に改める。

第五十五条第二項中「又は保護処分」を削り、「、第三十九条第一項又は第四十一条」を「第三十九条第一項」に改め、「までに特別遵守事項」の下に「（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）」を、「定められたとき」の下に「、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改める。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

（保護観察の実施方法）

第六十五条の二　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

（指導監督の方法）

第六十五条の三　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によって行うことができる。

一　規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

二　公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

2　保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3　保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4　規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

第六十五条の四　保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し病状、治療状況その他の必要な情報の提供を求めるなどして、その保護観察における指導監督が当該保護観察対象者の心身の状況を的確に把握した上で行われるよう必要な措置をとるものとする。

第七十条第二項中「第五十一条」の下に「、第五十二条」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同条第六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第三章第五節中第七十九条の前に次の一条を加える。

（住居の特定）

第七十八条の二　地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2　地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事

情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、住居の特定を取り消すものとする。

3　第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

第七十九条中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第八十一条第一項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同条第五項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「同項」を「これら」に改める。

第八十二条中「少年院に収容されている者」の下に「（以下この条において「収容中の者」と総称する。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3　地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

4　第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

第八十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十四条中「前二条」を「第八十二条第一項及び前条」に改める。

第八十五条第一項第三号及び第四号中「の刑の」を「につき刑の全部の」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったもの

第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を「、第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二条第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五条第二項の表第二十七条第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八条の項中「第四十九条」の下に「、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七条第一項」を「、第五十七条第一項及び第六十五条の三」に改め、同表第六十三条第二項第一号（新売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十条第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「、第五十二条」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に「、第六十五条の二、第六十五条の四」を加え、同表第七十条第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十条第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に「、第六十五条の二、第六十五条の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十条第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に「、第六十五条の二、第六十五条の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十条第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に「、第六十五条の二、第六十五条の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十条第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に「、第六十五条の二、第六十五条の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中更生保護法第五十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十三条第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の刑法第二十七条の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

2　第三条の規定による改正後の更生保護法第五十一条第二項第六号（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第一号の保護処分の決定

二　少年院からの仮退院を許す旨の決定

三　仮釈放を許す旨の決定

四　刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

五　婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定

3　第三条の規定による改正後の更生保護法第四十九条第一項及び第六十五条の三の規定は、この法律の施行前に前項各号に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

（恩給法の一部改正）

第三条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ二ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第六条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号リただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

第二十五条の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑」の下に「の全部」を、「の者」の下に「及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第七条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡を」を「言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五条第四項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第三十八条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「執行猶予の言渡を受けた」を「執行猶予中の」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第八条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の四中「、禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し、」の下に「その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡す」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第九条　売春防止法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「執行」を「刑の全部の執行」に改める。

第二十四条第二項中「第六十一条第一項」の下に「及び第八十二条第二項から第四項まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

第七十七条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セス」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第四条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十三条第二項中「刑法第二十五条の二第一項の規定により」を「猶予の期間中に、「である」を「とする」に改める。

第三百四十五条中「免除、刑の」の下に「全部の」を加える。

第三百四十九条第二項及び第三百四十九条の二第二項中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第三百五十条の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第五条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「、禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「、その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡す」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第六条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六

この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第二十六条第二項中「、第五十条」を「、第五十条第一項」に、「並びに第六十条から第六十四条まで」を「、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四まで」に、「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改め、「同じ。）」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、「同条第四号中「第三十九条第三項」を「同項第四号中「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」に改め、「第五十一条第二項中」の下に「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、」を、「第二十六条の二」の下に「、第二十七条の五」を加え、「及び第五十五条第二項」を削り、「又は第四十一条」を「の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分の執行のため収容している者を釈放するとき」に改め、「第二十五条第一項」の下に「の決定により、補導処分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」を加え、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」に改め、「補導処分」の下に「の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第三十一条中「同法第八十五条から第八十七条まで及び第九十八条」を「同条から同法第八十七条まで及び同法第九十八条」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

第十条　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

1　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	百年

を

1　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	百年
(五)　五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	五年
(六)　罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）

に、

(五)　刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	八年
(六)　五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判（(五)の裁判を除く。）に係るもの	五年
(七)　罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）

に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十一条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ただし書中「ただし、」の下に「刑の全部の」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第十二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「その刑の」の下に「全部の」を加える。

（更生保護事業法の一部改正）

第十三条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改

め、同項第三号中「刑の」の下に「全部の」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第九号中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

（国際受刑者移送法の一部改正）

第十四条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第六十五条」を「第六十五条の四」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第十五条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「、その刑の全部の」を加える。

第七十四条第二項及び第七十六条第一項中「言い渡し」の下に「、その刑の全部の」を加える。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十六条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条中「禁錮」を「禁錮」に改め、「者（」の下に「刑の全部の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四条第四号ヘ(2)の規定の適用については、同号ヘ(2)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。

（旧国会議員互助年金法の一部改正）

第十七条　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「執行猶予の言渡」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、当該年金は、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなるに至った月の翌月以降は、その支給を停止しない」に改め、同項後段中「その言渡を」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

審査報告書

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

法務委員長　草川　昭三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、本年度は別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。

二　刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。

三　薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。

四　再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。

五　社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。

六　再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ

細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。

七　政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかった事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。

八　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九　東日本大震災の被災地においては、今も多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。

右決議する。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内においてその者の特性に応じた処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法（明治四十年法律第四十五号）の特則を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物（これらを含有する物を含む。）であって同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらをいう。

2　この法律において「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法第百三十九条第一項若しくは第百四十条（あへん煙の所持に係る部分に限る。）の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　大麻取締法第二十四条の二第一項（所持に係る部分に限る。）の罪又はその未遂罪

三　毒物及び劇物取締法第二十四条の三の罪

四　覚せい剤取締法第四十一条の二第一項（所持に係る部分に限る。）、第四十一条の三第一項第一号若しくは第二号（施用に係る部分に限る。）若しくは第四十一条の四第一項第三号若しくは第五号の罪又はこれらの罪の未遂罪

五　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二第一項（所持に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項（施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。）、第六十六条第一項（所持に係る部分に限る。）若しくは第六十六条の二第一項（施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。）の罪又はこれらの罪の未遂罪

六　あへん法第五十二条第一項（所持に係る部分に限る。）若しくは第五十二条の二第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

（刑の一部の執行猶予の特則）

第三条　薬物使用等の罪を犯した者であって、刑法第二十七条の二第一項各号に掲げる者以外のものに対する同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第　号）第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において同条第一項に規定する規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが」とする。

（刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則）

第四条　前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2　刑法第二十七条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により付せられた保護観察の仮解除について準用する。

（刑の一部の執行猶予の必要的取消しの特則等）

第五条　第三条の規定により読み替えて適用される刑法第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては、同法第二十七条の四第三号の規定は、適用しない。

2　前項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについての刑法第二十七条の五第二号の規定の適用については、同号中「第二十七条の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

審査報告書

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月四日

法務委員長　草川　昭三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費については、平成二十五年度一般会計予算において、被害者参加人に対する旅費等支給制度に係る経費として千二百万千円が計上されているほか、被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和に係る経費が被害者国選弁護事業経費五千五百六十六万六千円の内数として計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少なくないことに鑑み、日本司法支援センターに対し、刑事被告事件の手続に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たっては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うように指導監督すること。

二　公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇することがないよう、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。

三　国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被った犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようにとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。

四　犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年四月十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第一条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　被害者参加弁護士の選定等（第五条―第十二条）」を「第四章　被害者参加旅費等（第五条―第十条）　第五章　被害者参加弁護士の選定等（第十一条―第十八条）」に、「第五章」を「第六章」に、「第十三条―第十六条」を「第十九条―第二十二条」に、「第六章」を「第七章」に、「第十七条―第二十二条」を「第二十三条―第二十八条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第二十九条―第三十二条」に、「第二十七条―第三十一条」を「第三十三条―第三十七条」に、「第三十二条」を「第三十八条」に、「第三十三条・第三十四条」を「第三十九条・第四十条」に、「第七章」を「第八章」に、「第三十五条―第三十七条」を「第四十一条―第四十三条」に改める。

第三十七条中「第四章」を「第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十六条第二項中「第二十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第二十八条第一項（第三十二条第四項」を「第三十四条第一項（第三十八条第四項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十五条第二項中「第五章」を「第六章」に改め、同条を第四十一条とする。

第七章を第八章とする。

第六章第五節中第三十四条を第四十条とし、第三十三条を第三十九条とする。

第三十二条第一項中「第二十四条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条第四項中「第二十八条から第三十条まで」を「第三十四条から第三十六条まで」に改め、第六章第四節中同条を第三十八条とする。

第三十一条中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、第六章第三節中同条を第三十七条とする。

第三十条中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十九条第一項中「第二十四条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条第一項中「第十七条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第十八条」を「第二十四条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条」を「第三十四条」に改め、第六章第二節中同条を第三十二条とする。

第二十五条を第三十一条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条を第二十九条とし、第六章第一節中第二十二条を第二十八条とする。

第二十一条第一項第一号及び第四号中「第十七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条第一項中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条を第二十五条とする。

第十八条中「第二十一条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条を第二十三条とする。

第六章を第七章とする。

第十六条中「第十三条」を「第十九条」に改め、第五章中同条を第二十二条とする。

第十五条を第二十一条とし、第十四条を第二十条とし、第十三条を第十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十二条を第十八条とする。

第十一条第一項中「第五条第二項各号」を「第十一条第二項各号」に改め、同条を第十七条とする。

第十条中「第五条第二項各号」を「第十一条第二項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第九条第二項中「第七条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第八条を第十四条とする。

第七条第一項中「第五条第一項の」を「第十一条第一項の」に改め、同項第二号中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第六条を第十二条とする。

第五条第一項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」及び「（同法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）」を削り、「三月以内」を「六月以内」に、「三月間」を「六月間」に改め、同条第二項中「（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十一条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　被害者参加旅費等

（被害者参加旅費等の支給）

第五条　被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2　前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額については、政令で定める。

（被害者参加旅費等の請求手続）

第六条　被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかったため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2　裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3　第一項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

（協力の求め）

第七条　法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に対して必要な協力を求めることができる。

（日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任）

第八条　次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

一　第五条第一項の規定による被害者参加旅費等の支給

二　第六条第一項の規定による請求の受理

三　前条の規定による協力の求め

2　法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他の事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行うことが困難又は不適当となったと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

3　法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは

一部を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4　法務大臣が、第二項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第二項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

（審査請求）

第九条　この法律の規定による日本司法支援センターの処分又は不作為について不服がある者は、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（法務省令への委任）

第十条　第五条から前条までに定めるもののほか、被害者参加旅費等の支給に関し必要な事項（第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。）は、法務省令で定める。

（総合法律支援法の一部改正）

第二条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項第三号ロ中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

第三十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

第三十九条の三第一項中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改める。

第四十三条第一号並びに第四十六条第一項及び第二項中「の業務及びこれ」を「及び第六号の業務並びにこれら」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

3　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

内閣委員長　相原久美子

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十五年度特別会計予算（財政投融資特別会計投資勘定）に株式会社民間資金等活用事業推進機構（仮称）出資金として百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるＰＦＩの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二、地方公共団体がＰＦＩ方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六年度から実施することが可能となるよう検討すること。

三、株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のＰＦＩ事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。

四、ＰＦＩ法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間のＰＦＩ事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、ＰＦＩ推進委員会を積極的に活用すること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月二十一日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十五条」に、「第十条の三―第十条の十七」を「第十六条―第三十条」に、「第五章　選定事業に対する特別の措置（第十一条―第二十条）　第六章　民間資金等活用事業推進会議等（第二十条の二―第二十二条）　第七章　雑則（第二十三条）」を

「第五章　株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業（第二十三条―第三十六条）
第六章　民間資金等活用事業支援委員会（第三十七条―第四十二条）
第七章　雑則（第四十三条・第四十四条）」

に改める。

第二条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第五項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第六項中「第十条の三」を「第十六条」に、「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

第三条第一項中「第十八条」を「第七十七条」に、「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十三条を第八十五条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十二条を第八十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条を第八十三条とし、同条の前に見出しとして「（民間資金等活用事業推進委員会）」を付する。

第二十条の三第四項中「前各項」を「前三項」に改め、同条を第八十二条とする。

第二十条の二の前の見出しを削り、同条を第八十一条とし、同条の前に見出しとして「（民間資金等活用事業推進会議）」を付する。

第六章を第七章とする。

第二十条第二項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、「第二十条第一項」を「（平成十一年法律第百十七号）第八十条第一項」に改め、第五章中同条を第八十条とする。

第十九条を第七十九条とし、第十八条の二を第七十八条とし、第十八条を第七十七条とし、第十七条を第七十六条とする。

第十六条第一項中「第十一条の二」を「第六十九条」に改め、同条を第七十五条とする。

第十五条を第七十四条とし、第十二条から第十四条までを五十九条ずつ繰り下げる。

第十一条の三第二項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第九項中「第十一条の三第一項」を「第七十七条第一項」に、「第十一条の三第五項」を「第七十七条第五項」に改め、同条を第七十条とする。

第十一条の二の前の見出しを削り、同条第三項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条を第六十九条とし、同条の前に見出しとして「（行政財産の貸付け）」を付する。

第十一条を第六十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等

第一節　総則

（機構の目的）

第三十一条　株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

（数）

第三十二条　株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三十三条　政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十四条　機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第九十一条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（政府の出資）

第三十五条　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第三十六条　機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

第二節　設立

（定款の記載又は記録事項）

第三十七条　機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二　設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三　政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四　会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項

五　取締役会及び監査役を置く旨

六　第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2　機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一　会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨

二　会社法第百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

（設立の認可等）

第三十八条　機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条　内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二　定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三　業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第四十条　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第四十一条　会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成二十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第四十二条　会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節　管理

第一款　取締役等

（取締役及び監査役の選任等の認可）

第四十三条　機構の取締役及び監査役の選任及び

解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第四十四条　機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款　民間資金等活用事業支援委員会

（設置）

第四十五条　機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

（権限）

第四十六条　支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

一　第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定

二　第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三　前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2　支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第四十七条　支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2　委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3　委員は、取締役会の決議により定める。

4　委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6　支援委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7　委員長は、支援委員会の会務を総理する。

8　支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（運営）

第四十八条　支援委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2　支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4　前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5　前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6　監査役は、支援委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7　支援委員会の委員であって支援委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8　支援委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9　前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10　前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項は、支援委員会が定める。

（議事録）

第四十九条　機構は、支援委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2　株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4　裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5　会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6　取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第五十条　機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の

氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2　前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3　委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4　機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款　定款の変更

第五十一条　機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節　業務

第一款　業務の範囲

第五十二条　機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一　対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二　対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三　対象事業者に対する資金の貸付け

四　対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。）の取得

五　対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六　実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七　実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言

八　保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第五十六条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

九　債権の管理及び譲渡その他の処分

十　前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十一　前各号に掲げる業務に附帯する業務

十二　前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2　機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二款　支援基準

第五十三条　内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三款　業務の実施

（支援決定）

第五十四条　機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

2　機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

4　前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

（支援決定の撤回）

第五十五条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一　対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。

二　対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2　機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第五十六条　機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

第五節　情報の提供等

第五十七条　機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

2　内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節　財務及び会計

（予算の認可）

第五十八条　機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

（剰余金の配当等の決議）

第五十九条　機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第六十条　機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（政府保証）

第六十一条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節　監督

（監督）

第六十二条　機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第六十三条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）

第六十四条　内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の実績に関する評価）

第六十五条　内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節　解散等

（解散）

第六十六条　機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

（合併等の決議）

第六十七条　機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章中第十条の十七を第三十条とする。

第十条の十六第一項第一号ロ中「第七条の二各号」を「第九条各号」に改め、同号ハ中「第十条の八第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十条の十五を第二十八条とする。

第十条の十四第一項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十条の十三第三項第一号中「第七条の二各号」を「第九条各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の十二を第二十五条とし、第十条の十一を第二十四条とし、第十条の十を第二十三条とし、第十条の九を第二十二条とし、第十条の八を第二十一条とし、第十条の七を第二十条とする。

第十条の六第一項中「第十条の四」を「第十七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項第二号中「第十条の四第二号」を「第十七条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第十条の五を第十八条とする。

第十条の四第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第五号中「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の三を第十六条とする。

第三章中第十条の二を第十五条とする。

第十条第一項中「第十条の三」を「第十六条」に、「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の二を第十三条とし、第九条を第十二条とする。

第八条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の三第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の二第三号中「第十条の十六第一項（第一号」を「第二十九条第一項（同項第一号」に改め、同条第四号及び第五号ホ中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第二項中「第十条の三」を「第十六条」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

本則に次の一章を加える。

第九章　罰則

第八十六条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十七条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第八十八条　第八十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2　前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第八十九条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条　第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二　第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四　第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五　第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかったとき。

六　第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七　第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八　第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十二条　第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第五十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条　政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等（同項に規定する公共施設等の整備等をいう。）の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。）について民間資金等の活用の一層の推進

を図るための方策について検討を行うものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第二号中「第十条の十四第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第八十四条の六に次の一項を加える。

6　株式会社民間資金等活用事業推進機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号㈠カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十条第一項（登記）の委員」とする。

（沖縄振興開発金融公庫法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第十三条」を「第七十二条」に改める。

一　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）附則第五条の七第一項

二　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第十六条第五項

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条第七項第五号及び第十五号、第二百一条第一項第一号ト及び第二号ニ、第二項第一号ト並びに第三項第一号ホ及び第二号ニ、第二百三条第三項並びに附則第五十条第二項中「第十三条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第八条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第六条」を「第七条」に改める。

第三十条第一項第二号中「第六条」を「第七条」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第五号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第六号中「第十条の十五」を「第二十八条」に改め、同項第七号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第五項中「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第七項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十条の十第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第八項及び第九項第一号中「第十条の十五」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

審査報告書

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

環境委員長　北川イッセイ

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造・輸入業者及び業務用冷凍空調機器の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めることとするとともに、フロン類の充塡を業として行う者の登録制度及びフロン類の再生を業として行う者の許可制度を導入する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、フロン類又はフロン類使用製品の製造業者等が講ずべき措置に関する判断の基準の設定に当たっては、代替技術や代替物質等の開発状況について最新の動向を幅広く把握しつつ、フロン類の排出削減につながるよう明確かつ最適な基準を定めるとともに、見直しも適宜行うこと。また、業務用冷凍空調機器の管理者が講ずべき措置に関する判断の基準も含めて、対象製品の選定に関する考え方や目標年度の考え方など重要事項については、本法第三条に定める指針に具体的に記述すること。

二、フロン類の排出抑制対策は、政府が定める地球温暖化対策計画による地球温暖化対策と一体的に推進を図ることとし、排出削減目標の設定についても検討を行うこと。また、フロン類は中長期的には廃絶することが望ましいとの展望を明確化した上で、代替物質への転換を加速化するインセンティブとなる具体的な施策を実施すること。

三、フロン類など過渡的で持続可能でない冷媒から、炭化水素や二酸化炭素など環境に対する負荷の少ない自然冷媒を含めた代替物質への転換を加速度的に図るため、代替技術の確立していない分野の研究開発事業や、初期コストが割高となっていることから普及が進まないノンフロン冷凍空調機器の導入に対する補助事業等について、当該初期コストに対する支援を含め予算措置の重点化を図ること。その際、一部の食品小売店舗等において自然冷媒を使用した機器の導入が進んでいることからその実態分析を行

い、円滑な転換に資するよう支援策の充実に努めること。

四、フロン類の排出削減に当たっては、フロン類から自然冷媒を含めた代替物質への転換が極めて重要であることに鑑み、フロン類の代替物質の評価に際しては、安全性、経済性、供給の安定性等に留意しつつ、代替物質への転換が確実かつ迅速に進むように、適切に対応すること。

五、フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。

六、フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストブロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。

七、オゾン層保護及び地球温暖化防止対策は、地球環境の保全のために世界規模で取り組まれるべき課題であることを踏まえ、我が国の優れた技術を世界に向けて発信しノンフロン冷凍空調機器等の世界的な普及に努めるとともに、ＨＦＣの生産に対する世界共通の規制基準の導入について、リーダーシップを発揮し積極的に取り組むこと。

右決議する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月十四日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

（小字は衆議院修正）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節　フロン類の製造業者等が講ずべき措置（第九条―第十一条）

第二節　指定製品の製造業者等が講ずべき措置（第十二条―第十五条）

第三章　特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節　第一種特定製品の管理者が講ずべき措置（第十六条―第二十六条）

第二節　第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品からのフロン類の回収（第二十七条―第四十九条）

第三節　第一種特定製品から回収されるフロン類の再生（第五十条―第六十二条）

第四節　フロン類の破壊（第六十三条―第七十三条）

第五節　費用負担（第七十四条・第七十五条）

第六節　情報処理センター（第七十六条―第八十五条）

第四章　雑則（第八十六条―第百二条）

第五章　罰則（第百三条―第百九条）

附則

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者」に改め、「ともに、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」に、「回収及び破壊の実施を確保する」を「管理の適正化の」に改める。

第二条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充塡されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

第二条に次の七項を加える。

6　この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

7　この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。

一　フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国

為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。

二　フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三　前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

8　この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一　フロン類使用製品を使用すること。

二　フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三　フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

9　この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充塡、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

10　この法律において「第一種フロン類充塡回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充塡回収業者」とは、第一種フロン類充塡回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。

11　この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

12　この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の破壊を業として行うことをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいう。

第三条第一項中「主務大臣は、」の下に「フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることにより」を加え、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の指針は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならない。

第四条を削る。

第五条の見出しを「（製造業者等の責務）」に改め、同条中「又は特定製品の製造を行う事業者」を「の製造業者等」に、「第三条第一項」を「前条第一項」に、「フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質」に、「及びその物質を使用した製品の開発を行うように」を「その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう」に、「特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条に次の二項を加える。

2　指定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度（次条第一項及び次章第二節において「使用フロン類の環境影響度」という。）の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。

3　特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

第五条を第四条とする。

第六条の見出しを「（指定製品及び特定製品の管理者の責務）」に改め、同条中「国民」を「特定製品の管理者」に、「を整備させ、又は廃棄する」を「の使用等をする」に、「使用されている」を「使用されるに」に、「が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように」を「の管理の適正化に」に、「からのフロン類の排出の抑制」を「に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第一種フロン類充塡回収業者等の責務）

第六条　第一種フロン類充塡回収業者、第二種フ

ロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。第二十九条第一項第二号及び第七十一条第二項において同じ。）、第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第三条第一項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

第七条中「国は、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」に、「回収及び破壊が適正かつ確実に行われる」を「管理の適正化が推進される」に、「事業者及び国民」を「指定製品及び特定製品の管理者」に改める。

第八条中「準じて、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」に、「回収及び破壊が適正かつ確実に行われる」を「管理の適正化が推進される」に改める。

第二章から第六章までの章名を削る。

第六十条第二号中「第三十九条」を「第八十七条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条第一項又は第二十九条第一項」を「第三十三条第一項又は第五十四条第一項（第六十八条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十条を第百九条とする。

第五十九条中「第五十五条から前条まで」を「第百三条（第十二号を除く。）、第百四条、第百五条又は前条」に改め、同条を第百八条とする。

第五十八条第一号中「第二十二条第一項又は第三十四条第一項」を「第四十七条第一項、第六十条第一項又は第七十一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条第三項、第三十四条第三項又は第四十三条」を「第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条（情報処理センターに係る部分を除く。）」に改め、同条第三号中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「検査」の下に「又は収去」を加え、同条を第百七条とする。

第五十七条中「第十三条第一項又は第二十八条第三項」を「第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項」に改め、同条を第百五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十条の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二　第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第八十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十六条中「第二十四条第五項又は第三十六条第三項」を「第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第七項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項」に改め、同条を第百四条とする。

第五十五条第一号中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、「フロン類の」の下に「充塡又は」を加え、同条第二号中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第八号中「第三十八条」を「第八十六条」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第七号中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　第八十一条の規定に違反した者

第五十五条第六号中「第二十八条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二十五条第二項第三号」を「第六十三条第二項第三号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加える。

四　第五十条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者

五　不正の手段によって第五十条第一項の許可（第五十二条第一項の許可の更新を含む。）を受けた者

六　第五十三条第一項の規定に違反して第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七　第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十五条を第百三条とする。

第五十四条を第百二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　罰則

第五十三条第二項中「第二章」を「第三章第一節及び第二節」に改め、同条を第百一条とする。

第五十二条第一項を次のように改める。

この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第九十三条の規定による資料の提出の要求に関する事項　環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二　第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条に規定する指導及び助

言、第十一条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求（第二章第一節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　経済産業大臣

三　第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十三条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十三条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　当該指定製品の製造業者等が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

四　第二十一条第一項の規定による請求、第二十二条の規定による開示及び第二十四条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第二十六条第二項に定める事項　環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

第五十二条第二項ただし書中「第十九条の二第一項及び第四十条の」を「次の各号に掲げる」に、「環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令」を「当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十一条第一項の主務省令　経済産業大臣の発する命令

二　第十三条第一項の主務省令　当該指定製品の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

三　第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の主務省令　環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

四　第四十二条第一項及び第八十八条の主務省令　環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

第五十二条を第百条とする。

第五十一条を第九十九条とする。

第五十条中「フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第九十八条とする。

第四十九条第一項中「回収及び破壊を促進して」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進して」に、「かんがみ、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進」に改め、同条第二項中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十七条とする。

第四十八条中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十六条とする。

第四十七条の見出し中「フロン類破壊業者」を「第一種フロン類再生業者等」に改め、同条中「第三十三条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

環境大臣は、第一種フロン類再生業者がフロン類の再生その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

第四十七条を第九十五条とする。

第四十六条中「第二十二条第四項」を「第四十七条第四項」に、「第三十四条第三項」を「第六十条第三項及び第七十一条第三項」に、「回収」を「充塡、回収、再生」に改め、同条を第九十四条とする。

第四十五条中「又は」の下に「フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、同条を第九十三条とする。

第四十四条第一項中「職員に」の下に「、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、「事業所」の下に「、第一種特定製品を設置する場所」を加え、「の回収」を「の充塡、回収若しくは再生」に、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「及び収去」を加え、同条を第九十二条とする。

第四十三条中「により」の下に「、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者」を、「第一種特定製品整備者」の下に「、情報処理センター」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条において同じ。）、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。）」に、「の引渡し、回収又は破壊」を「若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十一条とする。

第四十二条の見出し中「フロン類製造業者等」を「フロン類等の製造業者等」に改め、同条中「フロン類又は特定製品の製造等を行う事業者」を「フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等」に、「第五条」を「第四条」に改め、「フロン類に代替す

る物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めることを要請するとともに」を削り、「第四十九条及び第五十条」を「第九十七条及び第九十八条」に、「及び特定製品」を「、指定製品及び特定製品」に、「フロン類の回収及び破壊の促進」を「特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に、「適正かつ確実な回収及び破壊」を「使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十条とする。

第四十一条を第八十九条とする。

第四十条中「以下」を「第九十三条及び第百条第一項第一号において」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条を第八十八条とする。

第三十九条の見出しを「（フロン類の放出の禁止等の表示）」に改め、同条中「製造等（製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を受けて行うものを除く。）、輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。）を業として行う者」を「製造業者等」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条に次の一号を加える。

四　その他主務省令で定める事項

第三十九条を第八十七条とする。

第三十八条中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条を第八十六条とする。

第三十七条に見出しとして「（第一種フロン類充塡回収業者の費用請求等）」を付し、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十九条第一項本文」に、「第十九条」を「第四十一条」に改め、「フロン類破壊業者」の下に「又は第一種フロン類再生業者」を、「の破壊」の下に「又は再生」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に、「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

第三十七条を第七十四条とし、同条の次に次の一条、一節及び章名を加える。

（第一種フロン類再生業者の費用請求等）

第七十五条　第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2　第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充塡回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充塡回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

第六節　情報処理センター

（指定）

第七十六条　主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七十七条　情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。

二　登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三　第三十八条第二項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに第三十八条第三項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程）

第七十八条　情報処理センターは、前条各号に掲げる業務（以下「情報処理業務」という。）を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程（次項及び第八十五条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情

報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第七十九条　情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第八十条　情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務）

第八十一条　情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（帳簿）

第八十二条　情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告及び立入検査）

第八十三条　主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第八十四条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第八十五条　主務大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十六条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第七十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章　雑則

第三十六条第一項中「第三十三条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「受けた」の下に「第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充塡回収業者又はフロン類破壊業者が第七十条第一項又は同条第二項において準用する第五十九条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第三十六条を第七十三条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節　費用負担

第三十五条中「第三十三条第一項」を「第六十九条第一項若しくは第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十四条第二項中「発注者」を「発注を行う第一種特定製品の管理者」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者」に、「以下」を「第八十七条第二号において」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十三条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第二十一条第一項に規定する」を「第四十六条第一項の規定により」に改め、同条第四項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下」を「第五項及び第七十一条第二項において」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第三十三条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（破壊証明書）

第七十条　フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充塡回収業者に当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2　第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、

同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十条第二号中「第二十六条第一号」を「第六十四条第一号」に改め、同条第三号中「第二十六条第二号イ」を「第六十四条第二号イ」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第六十八条　第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定は、フロン類破壊業者について準用する。この場合において、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、第五十六条中「第五十条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第二項第一号」と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

第二十九条を削る。

第二十八条第一項中「第二十五条第二項第三号」を「第六十三条第二項第三号」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第六十四条」に改め、同条第三項中「第二十五条第二項第一号」を「第六十三条第二項第一号」に改め、同条を第六十六条とする。

第二十七条第一項中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第二十六条第二号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号ニ中「前条第一項の許可を受けた者（以下「フロン類破壊業者」という。）」を「フロン類破壊業者」に、「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号ホ中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十五条第一項中「特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として」を「フロン類破壊業を」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十四条第五項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「規定する」の下に「充塡の委託、」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、「当該」の下に「充塡の委託、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第二十条第二項」を「第三十七条第三項に規定するフロン類の充塡に関する基準若しくは第四十四条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項」を「第一種フロン類充塡回収業者が第四十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十九条の三」を「第四十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者が第三十七条第二項若しくは第四項又は第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、第一種フロン類充塡回収業者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場合において、これらの規定を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充塡回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第二十四条を第四十九条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　第一種特定製品から回収されるフロン類の再生

（第一種フロン類再生業者の許可）

第五十条　第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充塡回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　再生をしようとするフロン類の種類

四　第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力

五　第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

六　その他主務省令で定める事項

（許可の基準）

第五十一条　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ　第五十五条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

ニ　第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日

前三十日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

ホ　第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

（許可の更新）

第五十二条　第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第五十条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の許可等）

第五十三条　第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。

3　第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第五十四条　第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

五　フロン類の再生の業務を廃止した場合　第一種フロン類再生業者であった個人又は第一種フロン類再生業者であった法人を代表する役員

六　フロン類の再生の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合　第一種フロン類再生業者である個人又は第一種フロン類再生業者である法人を代表する役員

2　第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、当該第一種フロン類再生業者に対する第五十条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

第五十五条　主務大臣は、第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受けたとき。

二　その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三　第五十一条第二号イ、ロ、ニ又はヘのいずれかに該当することとなったとき。

四　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

（第一種フロン類再生業者名簿）

第五十六条　主務大臣は、第五十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載した第一種フロン類再生業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（主務省令への委任）

第五十七条　第五十条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類再生業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。

（第一種フロン類再生業者の再生義務等）

第五十八条　第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充塡回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。

2　第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうちに再生をされなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引き渡さなければならない。

3　第四十六条第二項の規定は、前項の規定によるフロン類の引渡しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第一種フロン類充塡回収業者」とあるのは、「第一種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。

（再生証明書）

第五十九条　第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面（以下この条において「再生証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充塡回収業者に当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定

による再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

一　当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合　当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者

二　当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合　当該第一種特定製品整備者

三　当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った場合　当該第一種特定製品廃棄等実施者

3　第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（再生量の記録等）

第六十条　第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2　第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3　第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（指導及び助言）

第六十一条　主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、第五十八条第二項の規定によるフロン類の引渡しを確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第六十二条　主務大臣は、第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）が第五十八条第三項において準用する第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3　主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者が第五十九条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4　主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引渡しをしない第一種フロン類再生業者があるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

5　主務大臣は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節　フロン類の破壊

第二十三条中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の充填の委託、第三十九条第一項本文」に、「同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項」を「同条第四項、第四十一条若しくは第四十六条第一項」に、「第十八条の二第四項若しくは第二十条第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、「当該」の下に「充填の委託」を加え、同条を第四十八条とする。

第二十二条の見出しを「（充填量及び回収量の記録等）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充填した量及び」を加え、「充てんした」を「充填した」に、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、」に改め、「、再利用をした量」を削り、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改め、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充填した量及び」を加え、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、」に改め、「、再利用をした量」を削り、同条を第四十七条とする。

第二十一条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改め、「おいて」の下に「第三十七条第一項ただし書の規定により」を加え、「充てんしなかった」を「充塡したもの以外の」に、「同条第四項若しくは第二十条第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に改め、「ときは、」の下に「第五十条第一項ただし書の規定により」を加え、「再利用（当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）」を「再生」に、「第二十六条第二号二に規定する」を「第一種フロン類再生業者又は」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十条の二第一項及び第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の引取義務）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十九条」を「第四十一条」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十四条とする。

第十九条の三第一項中「として充てんされている」を「として充塡されている」に、「第一種フロン類充塡回収業者に」を「第一種フロン類充塡回収業者に」に改め、同項第二号中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同項第三号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「充てんされている」を「として充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第二号中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条第四項中「充てんされている」を「充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第六項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十三条とする。

第十九条の二第一項中「発注しようとする者」を「発注しようとする第一種特定製品の管理者」に、「第五十二条第一項」を「第百条第一項第一号」に改め、同条を第四十二条とする。

第十九条中「行おうとする者」を「行おうとする第一種特定製品の管理者」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条を第四十一条とする。

第十八条の二第一項中「第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）」を「第一種特定製品整備者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第四項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、「おいて、」の下に「第三十七条第一項本文の規定により」を加え、「充てんされなかった」を「充塡されたもの以外の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者（前項ただし書」を「第一種フロン類充塡回収業者（第一項ただし書」に、「第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項」を「第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条」に、「前項本文」を「第一項本文」に、「第二十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に通知しなければならない。

第十八条の二に次の一項を加える。

6　第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第一項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

第十八条の二を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第四十条　第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第三十八条第二項及び第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承

諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

2　第三十八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは、「第四十条第一項及び前二項」と読み替えるものとする。

第十八条中「第九条」を「第二十七条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（第一種特定製品整備者の充塡の委託義務等）

第三十七条　第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡する必要があるときは、当該フロン類の充塡を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充塡回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充塡を行うときは、この限りでない。

2　第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充塡の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に対し通知しなければならない。

3　第一種フロン類充塡回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充塡を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充塡に関する基準に従って行わなければならない。

4　第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行ったときは、フロン類の充塡を証する書面（以下この項及び次条第一項において「充塡証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充塡証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第三十八条　第一種フロン類充塡回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充塡する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充塡した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充塡した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第四項の規定にかかわらず、充塡証明書を交付することを要しない。

2　情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。

3　情報処理センターは、第一項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第十七条第一項中「第一種フロン類回収業者が」を「第一種フロン類充塡回収業者が」に改め、同項第一号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第二号中「者の」の下に「第一種特定製品へのフロン類の充塡及び」を加え、「充てんされている」を「充塡されている」に、「第十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十六条中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第三十四条とする。

第十五条第一項中「第一種フロン類回収業者が」を「第一種フロン類充塡回収業者が」に、「第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業に係る第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第五号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第三十三条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改め、同条を第三十二条とする。

第十三条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第九条第二項各号」を「第二十七条第二項各号」に改め、同条

第二項中「第十条及び第十一条」を「第二十八条及び第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項、第十条」を「第二十七条第二項、第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

第十一条第一項中「、第九条第一項」を「、第二十七条第一項」に、「からの」を「へのフロン類の充塡を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充塡されている」に改め、同項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「引取業者をいう。以下」を「引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において」に改め、「（同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第十六項」を「使用済自動車再資源化法第二条第十六項」に、「第二十六条第二号ロ」を「第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロ」に改め、同項第三号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項第四号中「第九条第一項の登録を受けた者（以下「第一種フロン類回収業者」という。）」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充塡回収業者の」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十条第一項中「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改め、同条を第二十八条とする。

第九条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の登録）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）」を「第一種フロン類充塡回収業」に改め、同条第二項第三号中「第一種特定製品の種類」の下に「並びに冷媒として充塡しようとするフロン類」を加え、同項第四号中「に冷媒として充てんされている」を「へのフロン類の充塡及び第一種特定製品に冷媒として充塡されている」に改め、同条を第二十七条とする。

第八条の次に次の章名、二節、章名、一節及び節名を加える。

第二章　フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節　フロン類の製造業者等が講ずべき措置

（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条　主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4　環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

（指導及び助言）

第十条　主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十一条　主務大臣は、フロン類の製造業者等（その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節　指定製品の製造業者等が講ずべき措置

（指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項）

第十二条　主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度の低減に関し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改廃しようとするときは、環境大臣及び経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のために特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し主務大臣に意見を述べることができる。

（使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令）

第十三条　主務大臣は、指定製品の製造業者等（その製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）が製造等を行う指定製品について、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。

（表示）

第十四条　主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一　指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し指定製品の製造業者等が表示すべき事項

二　前号に掲げる事項の表示の方法その他使用フロン類の環境影響度の表示に際して指定製品の製造業者等が遵守すべき事項

（表示に関する勧告及び命令）

第十五条　主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について前条の規定により告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について同条の規定により告示されたところに従って、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。

第三章　特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節　第一種特定製品の管理者が講ずべき措置

（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）

第十六条　主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況、第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響、フロン類代替物質を使用した製品の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第十七条　都道府県知事は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第一種特定製品の管理者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十八条　都道府県知事は、第一種特定製品の管理者（管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の管理第一種特定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第十九条　第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第百条において「事業所

管大臣」という。）に報告しなければならない。

2　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

3　事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

（報告事項の記録等）

第二十条　環境大臣及び経済産業大臣は、前条第三項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下この節において「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3　環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4　環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5　事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

（開示請求権）

第二十一条　何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2　前項の請求（以下この項及び次条において「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

（開示義務）

第二十二条　主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

（情報の提供等）

第二十三条　第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第十九条第一項の規定による報告に添えて、第二十条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2　事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第二十条第一項に規定するファイルに記録するものとする。

4　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。

5　前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

（技術的助言等）

第二十四条　主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

（手数料）

第二十五条　ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

（磁気ディスクによる報告等）

第二十六条　事業所管大臣は、第十九条第一項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）により行わせることができる。

2　主務大臣は、第二十一条第一項（第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求又は第二十二条（第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

第二節　第一種特定製品へのフロン類の充塡及び第一種特定製品からのフロン類の回収

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の規定　公布の日

二　次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第五十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第三条　新法第七十六条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条並びに新法第七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

第四条　新法第十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する年度の翌年度以降に行う同条第一項に規定する報告について適用する。

第五条　新法第三十七条、第三十九条第二項及び第六項、第五十九条、第六十条、第六十九条第二項、第七十条、第七十四条第二項並びに第七十五条の規定は、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については、適用しない。

2　新法第三十九条第四項、第四十六条第一項、第六十九条第五項及び第七十四条（第二項を除く。）の規定は、施行日以後に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類について適用し、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については、なお従前の例による。

第六条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第一項の登録を受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者についての新法第三十条第一項の規定の適用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受けた日を新法第二十七条第一項の登録を受けた日とみなす。

3　この法律の施行の際現に第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡すること（次項において「フロン類充塡」という。）を業として行っている者（第一項に規定する者を除く。）は、施行日から六月を経過する日までの間（当該期間内に新法第二十九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第二十七条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4　前項の規定により引き続きフロン類充塡を業として行うことができる場合においては、そのフロン類充塡については、その者を当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者とみなして、新法第三十五条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十七条、第三十八条第一項、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項並びに第九十一条から第九十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第七条　前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にした旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況○、新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等○を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十九号を次のように改める。

百十九　第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可		
(一)　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第五十条第一項（第一種フロン類再生業者の許可（更新の許可を除く。）の第一種フロン類再生業者の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(二)　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項（フロン類破壊業者の許可（更新の許可を除く。）のフロン類破壊業者の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十七の項を次のように改める。

八十七	経済産業省又は環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする。

別表第三の十二の項を次のように改める。

十二	都道府県知事	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする。

別表第五第十六号を次のように改める。

十六	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）	第十四条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。 第二条第七項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に改め、同条第十項中「フロン類回収破壊法第三十三条第三項」を「フロン類法第六十九条第四項」に改める。 第二十六条第一項中「フロン類回収破壊法第二十六条第二号ニ」を「フロン類法第二条第十二項」に改める。 第四十五条第一項第二号及び第五十六条第一項第二号中「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に改める。 （海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正） 第十五条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。 附則第九条第二項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第三十八条」を「第八十六条」に改める。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

厚生労働委員長　武内　則男

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十九年九月二十八日に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の目的を十分に考慮し、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が、募集、採用、就労のいずれの段階においても早期に実現し、障害者雇用の一層の促進が図られるよう、当事者である障害者の意向を最大限に考慮しながら、具体的施策の取組を進めていくこと。

二、合理的配慮義務の適用が猶予される「過重な負担」の基準設定については、その水準が本法の趣旨を不当に歪めることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、障害者団体を含む四者による労働政策審議会の協議を

通じて指針を定めること。その際、合理的配慮の提供に対する財政的支援措置の在り方についても併せて検討すること。

三、障害者に対する雇用上の差別禁止規定に違反する個々の案件に対する私法上の効果については、民法上の規定に則って個々の案件ごとに判断されることから、その適切な周知を図ること。

四、公務部門における差別禁止と合理的配慮義務の遵守については、本法で適用が除外されている規定についての法令上の措置を確保するとともに、本法の目的を率先して実現し、障害者雇用の促進に寄与していく観点から、必要な財政上の措置に関する検討を含め、積極的な対策を講ずること。

五、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務に関する紛争については、まずその自主的解決が促進されるよう具体的な施策を講ずることとし、その上で、都道府県労働局長による助言、指導又は勧告、及び紛争調整委員会による調停が実効性あるものとなるよう、必要な対策を講ずること。

六、労働者派遣契約の下での障害者の差別の禁止及び合理的配慮の提供義務については、現行の労働者派遣法に基づき適正な対応が図られるよう周知徹底を図ることとし、必要に応じて、具体的な措置を講ずるよう検討すること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第四節　障害者就業・生活支援センター（第二十七条―第三十六条）」を「　第四節　障害者就業・生活支援センター（第二十七条―第三十四条―第三十四条の二）　第二章の二　障害者に対する差別の禁止等（第三十四条の三―第三十四条の六）」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節　精神障害者に関する特例（第六十九条―第七十三条）」を削り、「第四節　身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三節　対象障害者」に、「（第七十四条）」を「（第七十三条・第七十四条）」に、「第五節」を「第四節」に、「第四章　雑則（第七十五条―第八十五条）」を「第三章の二　紛争の解決　第一節　紛争の解決の援助（第七十四条の二）　第二節　調停（第七十四条の七・第七十四条の八）　第四章　雑則（第七十五条―第八十五条の三）」に、「第八十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

第一条中「身体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改め、「のための措置」の下に「、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置」を加える。

第二条第一号中「又は精神障害」を「、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障害」に改める。

第七条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十三条の次に次の章名を付する。

第二章の二　障害者に対する差別の禁止等

第三十四条から第三十六条までを次のように改める。

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条　事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条　厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

2　第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三章の前に次の見出し及び五条を加える。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三　事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四　事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2　事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五　厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

2　第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六　厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節　対象障害者の雇用義務等

第三十七条の見出し中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九条を除き、以下同じ。）をいう。

第三十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第四十条中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十一条第一項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者又は知的障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者若しくは知的障害者」に改める。

第四十二条第一項第二号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十三条第一項中「除く。」の下に「次章を除き、」を加え、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者又は知的障害者」及び「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十四条第一項第二号から第四号まで及び第三項並びに第四十五条第一項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十五条の二第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第二号及び第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者若しくは知的障害者」に改める。

第四十五条の三第一項各号、第三項第一号及び第六項並びに第四十六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十九条第一項中「身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う」を「対象障害者の雇用に伴う」に改め、同項第一号中「第五節」を「第四節」に改め、同項第二号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号中「身体障害者又は知的障害者である労働者を」を「対象障害者である労働者を」に改め、同号イ中「身体障害者」の下に「又は精神障害者」を加え、同号ロ中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号の二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第五号中「若しくは知的障害者」を「、知的障害者若しくは精神障害者」に、「又は知的障害者」を「、知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第六号中「又は知的障害者」を「、知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第七号中「身体障害者又は知的障害者の職業」を「対象障害者の職業」に、「身体障害者又は知的障害者である」を「対象障害者である」に改め、同号ニ中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第九号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十四条第二項、第三項及び第五項、第五十五条並びに第五十六条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第三章第三節の節名を削る。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

第六十九条から第七十二条まで　削除

第七十三条の前に次の節名を付する。

第三節　対象障害者以外の障害者に関する特例

第七十三条第一項中「精神障害者」の下に「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを除く。）」を加え、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、「知的障害者又は」の下に「第二条第六号に規定する」を加える。

第三章第四節の節名を削る。

第七十四条に見出しとして「（身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施等）」を付する。

第七十四条の二第二項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「次章」を「第四章」に改め、同項第一号中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障

害者」に改め、同項後段を削る。

第三章中第五節を第四節とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　紛争の解決

第一節　紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第七十四条の四　事業主は、第三十五条及び第三十六条の三に定める事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第七十四条の五　第三十四条、第三十五条、第三十六条の二及び第三十六条の三に定める事項についての障害者である労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第七十四条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第七十四条の六　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2　事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節　調停

（調停の委任）

第七十四条の七　都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2　前条第二項の規定は、障害者である労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第七十四条の八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に次の二条を加える。

（船員に関する特例）

第八十五条の二　第七十四条の八の規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者（次項において「船員等」という。）に関しては、適用しない。

2　船員等に関しては、第三十六条第一項、第三十六条の五第一項、第三十六条の六及び第八十四条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十六条第二項及び第三十六条の五第二項中「同条第三項中」とあるのは「同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、」と、第七十四条の五中「から第七十四条の八まで」とあるのは「、第七十四条の七及び第八十五条の二第三項」と、第七十四条の六第一項、第七十四条の七第一項及び第八十四条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第七十四条の七第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第八十二条第一項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条第一項、第二十一条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第八十五条の三　第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公

務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。

第八十六条第二号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第八十七条第一項中「第八十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第四条第一項中「第五節」を「第四節」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第八項中「身体障害者又は知的障害者」及び「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項を削る。

附則第五条第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第一号の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定　公布の日

二　目次の改正規定（「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節　精神障害者に関する特例（第六十九条―第七十三条）」を削り、「第四節　身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三節　対象障害者」に、「（第七十四条）」を「（第七十三条・第七十四条）」に、「第五節」を「第四節」に改める部分を除く。）、第一条の改正規定（「身体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改める部分を除く。）、第七条及び第十条の改正規定、第三十三条の次に章名を付する改正規定、第三十四条から第三十六条までの改正規定、第三章の前に見出し及び五条を加える改正規定、第四十三条第一項中「除く。」の下に「次章を除き、」を加える改正規定、第七十四条の二第三項中「次章」を「第四章」に改める改正規定、第三章の次に一章を加える改正規定、第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に二条を加える改正規定並びに第八十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第八条の規定　平成二十八年四月一日

（施行前の準備）

第二条　この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第一項に規定する差別の禁止に関する指針の策定及び新法第三十六条の五第一項に規定する均等な機会の確保等に関する指針の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第三十六条及び第三十六条の五の規定の例により行うことができる。

（紛争の解決の促進に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項（同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあっせんに係る紛争については、新法第七十四条の五（新法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一般事業主の雇用義務等に関する経過措置）

第四条　新法第四十三条第二項及び第五十四条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、これらの規定中「を基準として設定するものとし」とあるのは「に基づき」と、「当該割合の推移」とあるのは「対象障害者の雇用の状況その他の事情」とする。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第六条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「並びに」の下に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の七第一項、」を加える。

別表第一第十三号中「（昭和三十五年法律第百二十三号）」を削る。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正）

第七条　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」の下に「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）」を加える。

審査報告書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

厚生労働委員長　武内　則男

参議院議長　平田　健二殿

附則第八条中「在り方並びに」を「在り方」に改め、「措置の在り方」の下に「並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止と併せて、医療保護入院における移送及び入院の手続並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、本法律の施行後三年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加する修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。

二、精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。

三、精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、非自発的入院者の意思決定及び意思表明については、代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこと。

四、非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件を含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。

五、精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の機能強化の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

六、非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。

七、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。

右決議する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　保護者（第二十条―第二十二条の二）」を「第一節　任意入院（第二十二条の四）」に、「第二節　指定医の診察及び措置入院（第二十三条―第三十二条）」を「第二節　指定医の診察及び措置入院等（第二十三条―第三十二条）」に、「第三節　医療保護入院等（第三十三条―第三十五条）」を「第三節　医療保護入院（第二十二条の二）」に改める。

第六条第二項第五号中「市町村」の下に「（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「限る。）」の下に「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び」を加え、「及びその他の学識経験を有する者」を削る。

第十四条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者　一

第十九条の四第一項中「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第十九条の五中「、第二項」を「、第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第十九条の十一第一項中「家族等」を「第三十三条第二項に規定する家族等その他の関係者」に改める。

第五章第一節を削る。

第二十二条の三の前の見出しを削り、第五章第

二節中同条を第二十条とする。

第二十二条の四第五項中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第二十一条とする。

第五章中第二節を第一節とする。

第二十三条第二項中「左の」を「次の」に、「もより」を「最寄り」に改め、同項第四号中「当つて」を「当たつて」に改め、第五章第三節中同条を第二十二条とする。

第二十四条中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十五条の二中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十六条の三中「第二条第六項」を「第二条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。

第三十三条第一項中「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者」に改め、同項第一号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一　行方の知れない者

二　当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四　成年被後見人又は被保佐人

五　未成年者

3　精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等（前項に規定する家族等をいう。以下同じ。）がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

第三十三条第四項中「第二項」を「前項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第五項中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改める。

第三十三条の二中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十三条の三中「第二項」を「第三項」に改め、「。この場合において、精神科病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない」を削り、同条に次の一項を加える。

2　精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する事項を書面で知らせなかつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三十三条の五を第三十三条の八とする。

第三十三条の四の前の見出しを削り、同条第一項中「保護者（第三十三条第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）」を「その家族等」に改め、同項第一号及び同条第二項中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の七第二項」に改め、同条を第三十三条の七とし、同条の前に見出しとして「（応急入院）」を付する。

第三十三条の三の次に次の見出し及び三条を加える。

（医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置）

第三十三条の四　医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

第三十三条の五　医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

第三十三条の六　精神科病院の管理者は、前二条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

第三十四条第一項中「第二十二条の三」を「第二十条」に、「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条

の七第一項」に改め、同条第二項中「者の保護者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない」を「精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない」に、「扶養義務者」を「居住地を管轄する市町村長」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、同条第三項中「保護者（前項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）」を「その者の家族等」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第五章中第四節を第三節とする。

第三十八条中「保護者等」を「家族等その他の関係者」に改める。

第三十八条の三第一項中「同条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十八条の四中「その保護者」を「その家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）」に改める。

第三十八条の六第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第三十八条の七第二項中「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に、「、第二項」を「、第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、同条第四項中「第二十二条の四第一項」を「第二十一条第一項」に、「、第二項」を「、第三項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第三十九条第一項第六号を次のように改める。

六　退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所、氏名その他厚生労働省令で定める事項

第五章中第五節を第四節とする。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

（指針）

第四十一条　厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（以下この条において「指針」という。）を定めなければならない。

2　指針に定める事項は、次のとおりとする。

一　精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）の機能分化に関する事項

二　精神障害者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

三　精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

四　その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四十二条　削除

第四十三条第二項中「第二十五条」を「第二十四条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十四条第二項中「この章第二節から前節まで」を「前各節」に改める。

第五章中第六節を第五節とする。

第四十七条第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同条第三項中「及び特別区」を削り、「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同条第四項及び第五項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第四十八条第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第五十一条の十一の二の次に次の一条を加える。

（後見等を行う者の推薦等）

第五十一条の十一の三　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第五十一条の十三第一項中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「並びに第六章」を「、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第三十三条第三項及び第三十四条第二項」に改める。

第五十三条第一項中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の七第二項」に改める。

第五十四条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第五十七条第一号中「第二十二条の四第五項」を「第二十一条第五項」に、「第三十三条の四第三項」を「第三十三条の七第三項」に改め、同条第五号中「第二十二条の四第七項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第七号中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　附則第十六条の規定　刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三　第十三条第一項及び第十四条第二項の改正規定　平成二十八年四月一日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧法」という。）第三十三条第一項の規定により精神科病院に入院している者は、こ

の法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条第一項（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧法第二十条第二項各号の保護者がない場合又はこれらの保護者がその義務を行うことができない場合にあっては、新法第三十三条第三項）の規定により入院したものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第三十三条第二項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条第一項の規定により入院したものとみなす。

第三条　この法律の施行の際現に旧法第三十三条の四第一項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条の七第一項の規定により入院したものとみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第三十八条の四の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりされている請求は、新法第三十八条の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であった者（当該請求が旧法第二十一条の規定により当該入院中の者の保護者となったその者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下この条において同じ。）によりされている場合にあっては、当該市町村長）によりされた請求とみなす。

第五条　施行日前に行われた旧法第四十二条の規定による精神障害者の医療及び保護に係る費用の負担については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条まで、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の項第一号中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「並びに第六章」を「、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十一条」を「第三十三条第三項及び第三十四条第二項」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第十条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　保護観察所（第十九条―第二十三条）」を「第四節　保護観察所（第十九条―第二十三条の二・第二十三条の三）」に改める。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第五節　保護者

第二十三条の二　対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一　行方の知れない者

二　当該対象者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五　成年被後見人又は被保佐人

六　未成年者

2　保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一　後見人又は保佐人

二　配偶者

三　親権を行う者

四　前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

第二十三条の三　前条の規定により定まる保護者がないときは、対象者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないとき、又は対象者の居住地が明らかでないときは、その対象者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第三十一条第六項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条」を「第二十三条の三」に改め、「（特別区の長を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十三条第一項中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第三十四条第二項及び第三十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

第四十六条第二項ただし書中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第四十九条第一項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加える。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に、前条の規定による改正前の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「旧医療観察法」という。）第三十条第一項の規定により旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者がした付添人の選任で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「新医療観察法」という。）第三十条第一項の規定により新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者がした選任とみなす。

第十二条　この法律の施行の際現に旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者により旧医療観察法第五十条、第五十五条若しくは第七十三条第一項の規定によりされている申立て、旧医療観察法第六十四条第二項若しくは第七十条第一項の規定によりされている抗告又は旧医療観察法第七十二条第一項若しくは第九十五条の規定によりされている請求は、それぞれ新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者によりされた申立て、抗告又は請求とみなす。

（家事事件手続法の一部改正）

第十三条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第百八十三条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条第二項第四号」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二十三条の二第二項第四号」に、「精神障害者の」を「同法第二条第二項に規定する対象者の」に改める。

第二編第二章第二十五節の節名を次のように改める。

第二十五節　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一条第一項中「精神障害者」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

別表第一の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改め、同表の百三十の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十三条の二第二項ただし書」に改める。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判（この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者（以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。）を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者（次条において単に「対象者」という。）とする旧医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件（次条において単に「処遇事件」という。）が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判とみなす。

第十五条　旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立て（この法律の施行の際、精神障害者を対象者とする処遇事件が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該申立てに限り、この法律の施行前に当該申立てに係る審判が確定したものを除く。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てとみなす。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第十五条のうち心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三項第二号の改正規定中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

審査報告書

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月四日

厚生労働委員長　武内　則男

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成二十五年度以降も継続して特別給付金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費（支給事務に要する経費）として、平成二十五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に九千七百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債の償還分は、平成二十五年度以降において、国債整理基金特別会計（財務省所管）に総額約二千百十四億円が計上される見込みである。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年四月四日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

（小字及び――は衆議院修正）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第五十項中「平成十八年法律第九十五号」の下に「。以下「平成十八年法律第九十五号」という。」を加える。

附則第五十七項を附則第六十七項とし、附則第五十六項の次に次の十項を加える。

57　平成十五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成二十五年四月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

58　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十五年十一月一日とする。

59　昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成十五年四月一日以後に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成二十五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第三条第二項に規定する者とみなす。

60　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成十八年法律第九十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

61　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第三項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項

に規定する者とみなす。

63　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第四項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

64　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

65　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第六項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

66　平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第七項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

13　前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項及び附則第二項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第五十九項を附則第六十六項とし、附則第五十八項の次に次の七項を加える。

59　平成十五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成二十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

60　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成二十五年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「平成二十五年十月一日」とする。

61　昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成十五年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、平成二十五年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又

は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

62　前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成二十五年十月一日」と読み替えるものとする。

63　平成十五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成二十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつたもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

64　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成二十五年十月一日」とする。

65　附則第五十九項、第六十項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十五年十月一日とする。

附　則

1　この法律は、公布の日（平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項の改正規定及び同法附則第五十七項を同法附則第六十七項とし、同法附則第五十六項の次に十項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十九項を同法附則第六十六項とし、同法附則第五十八項の次に七項を加える改正規定は、平成二十五年同年十月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定並びに第二条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月三十日

総務委員長　松　あきら

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行による電波利用共益費用の使途の追加に伴う経費として、平成二十五年度一般会計予算（総務省所管）の電波利用料財源電波監視等実施費に約二十四億九千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、東日本大震災の教訓、地方公共団体の意見を踏まえつつ、災害時における情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努めること。また、財政力の弱い地方公共団体を始めとして、財政負担の更なる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。

二、電波利用料制度の見直しに当たっては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化を踏まえつつ、予算規模及び料額の算定について、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努めるとともに、使途について、その必要性・効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

四、ブロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取り組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

五、災害時における情報通信の重要性に鑑み、東日本大震災等の教訓をいかして、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月二十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「電波」を「前号に掲げるもののほか、電波」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

附則第十五項を次のように改める。

（電波利用料の特例）

15　第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一　電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一　電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等へのテレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）の悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のためのことのできる受信設備を設置している者の活動に対する必要な援助（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月四日

外交防衛委員長　加藤　敏幸

参議院議長　平田　健二殿

附則中「平成二十五年四月一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ベレン日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定しようとするものであって、妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち二　総領事館の表中南米の項中「

ブラジル

」を削る。

別表第二を次のように改める。

在ベレン日本国総領事館

ベレン

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	570,000	520,000	496,400	481,300	466,300	421,100	375,900	345,800	315,700	300,700	285,600	270,600
	インドネシア	560,000	480,000	450,500	434,100	417,700	368,400	319,100	286,300	253,500	237,000	220,600	204,200
	カンボジア	520,000	510,000	480,800	464,700	448,700	400,600	352,500	320,500	288,400	272,400	256,300	240,300
	シンガポール	610,000	550,000	515,300	494,600	474,000	412,200	350,400	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	スリランカ	480,000	460,000	439,000	424,600	410,300	367,200	324,100	295,400	266,700	252,300	238,000	223,600
	タイ	530,000	450,000	418,100	401,400	384,700	334,500	284,300	250,900	217,400	200,700	184,000	167,300
	大韓民国	690,000	580,000	540,000	518,400	496,800	432,000	367,200	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
	中華人民共和国	790,000	630,000	585,300	561,800	538,400	468,200	398,000	351,200	304,300	280,900	257,500	234,100
	ネパール	630,000	610,000	580,600	563,800	547,000	496,500	446,000	412,400	378,700	361,900	345,100	328,300
	パキスタン	670,000	630,000	599,800	584,600	569,400	523,800	478,200	447,900	417,500	402,300	387,100	371,900
	バングラデシュ	640,000	620,000	595,000	577,600	560,200	508,000	455,800	421,000	386,200	368,800	351,400	334,000
	東ティモール	710,000	690,000	659,500	641,100	622,700	567,600	512,500	475,700	438,900	420,600	402,200	383,800
	フィリピン	550,000	470,000	442,800	426,600	410,500	362,200	313,900	281,700	249,400	233,300	217,200	201,100
	ブータン	540,000	520,000	496,400	481,300	466,300	421,100	375,900	345,800	315,700	300,700	285,600	270,600
	ブルネイ	550,000	530,000	494,100	474,400	454,600	395,300	336,000	296,500	256,900	237,200	217,400	197,700
	ベトナム	500,000	460,000	430,500	414,900	399,300	352,400	305,500	274,300	243,100	227,400	211,800	196,200
	マレーシア	470,000	430,000	398,800	382,800	366,900	319,000	271,200	239,300	207,400	191,400	175,500	159,500
	ミャンマー	600,000	580,000	548,900	531,700	514,600	463,100	411,600	377,300	343,000	325,900	308,700	291,600
	モルディブ	520,000	500,000	480,000	465,600	451,200	408,000	364,800	336,000	307,200	292,800	278,400	264,000
	モンゴル	570,000	560,000	527,800	511,400	495,100	446,200	397,300	364,700	332,000	315,700	299,400	283,100
	ラオス	560,000	540,000	517,500	501,600	485,700	438,000	390,300	358,500	326,700	310,800	294,900	279,000
大洋州	オーストラリア	720,000	640,000	600,600	576,600	552,600	480,500	408,400	360,400	312,300	288,300	264,300	240,300
	キリバス	610,000	600,000	568,400	552,000	535,700	486,700	437,700	405,000	372,400	356,000	339,700	323,400
	クック	680,000	660,000	617,600	596,100	574,600	510,100	445,600	402,600	359,600	338,100	316,600	295,100
	サモア	630,000	610,000	573,600	553,900	534,100	474,900	415,700	376,200	336,700	316,900	297,200	277,500
	ソロモン	840,000	820,000	776,400	753,300	730,300	661,100	591,900	545,800	499,700	476,700	453,600	430,600
	ツバル	610,000	600,000	568,400	552,000	535,700	486,700	437,700	405,000	372,400	356,000	339,700	323,400
	トンガ	650,000	620,000	589,000	568,600	548,300	487,200	426,100	385,400	344,700	324,300	304,000	283,600

	ナウル	530,000	510,000	485,400	469,200	452,900	404,300	355,700	323,200	290,800	274,600	258,400	242,200
	ニュージーランド	600,000	580,000	537,600	516,100	494,600	430,100	365,600	322,600	279,600	258,100	236,600	215,100
	バヌアツ	530,000	510,000	485,400	469,200	452,900	404,300	355,700	323,200	290,800	274,600	258,400	242,200
	パプアニューギニア	900,000	880,000	829,900	804,700	779,500	703,900	628,300	577,900	527,500	502,300	477,100	452,000
	パラオ	530,000	510,000	482,400	464,700	447,000	393,900	340,800	305,400	270,000	252,300	234,600	217,000
	フィジー	530,000	510,000	485,400	469,200	452,900	404,300	355,700	323,200	290,800	274,600	258,400	242,200
	マーシャル	570,000	550,000	521,500	503,800	486,200	433,200	380,200	344,900	309,600	291,900	274,300	256,600
	ミクロネシア	550,000	540,000	507,100	490,000	473,000	421,700	370,400	336,300	302,100	285,000	267,900	250,900
北米	アメリカ合衆国	660,000	490,000	459,800	441,400	423,000	367,800	312,600	275,900	239,100	220,700	202,300	183,900
	カナダ	620,000	550,000	518,400	497,600	476,900	414,700	352,500	311,000	269,600	248,800	228,100	207,400
中南米	アルゼンチン	420,000	400,000	377,900	362,800	347,600	302,300	257,000	226,700	196,500	181,400	166,300	151,200
	アンティグア・バーブーダ	520,000	500,000	468,600	451,500	434,300	382,900	331,500	297,200	262,900	245,700	228,600	211,500
	ウルグアイ	560,000	540,000	508,400	488,000	467,700	406,700	345,700	305,000	264,400	244,000	223,700	203,400
	エクアドル	570,000	560,000	526,300	508,400	490,600	437,000	383,500	347,800	312,100	294,200	276,400	258,500
	エルサルバドル	510,000	490,000	464,600	449,200	433,900	387,700	341,500	310,800	280,000	264,600	249,200	233,900
	ガイアナ	730,000	710,000	666,100	642,700	619,200	548,900	478,600	431,700	384,800	361,300	337,900	314,500
	キューバ	670,000	650,000	620,900	602,400	584,000	528,700	473,400	436,500	399,700	381,200	362,800	344,400
	グアテマラ	590,000	570,000	544,600	527,600	510,700	459,700	408,700	374,800	340,800	323,800	306,800	289,900
	グレナダ	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	コスタリカ	530,000	520,000	485,500	467,700	449,900	396,400	342,900	307,300	271,700	253,800	236,000	218,200
	コロンビア	640,000	620,000	591,500	572,600	553,800	497,200	440,600	402,900	365,200	346,300	327,500	308,600
	ジャマイカ	550,000	530,000	500,500	483,700	466,900	416,400	365,900	332,300	298,700	281,800	265,000	248,200
	スリナム	720,000	700,000	655,000	632,000	609,000	540,000	471,000	425,000	379,000	356,000	333,000	310,000
	セントクリストファー・ネーヴィス	520,000	500,000	468,600	451,500	434,300	382,900	331,500	297,200	262,900	245,700	228,600	211,500
	セントビンセント	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	セントルシア	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	チリ	590,000	570,000	531,600	510,400	489,100	425,300	361,500	319,000	276,400	255,200	233,900	212,700
	ドミニカ	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	ドミニカ共和国	560,000	550,000	519,800	503,800	487,800	439,800	391,800	359,900	327,900	311,900	295,900	279,900
	トリニダード・トバゴ	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	ニカラグア	600,000	590,000	559,100	543,200	527,200	479,300	431,400	399,500	367,500	351,600	335,600	319,700
	ハイチ	750,000	730,000	702,300	683,800	665,300	609,800	554,300	517,400	480,400	461,900	443,400	424,900

	パナマ	450,000	430,000	410,100	395,300	380,500	336,100	291,700	262,100	232,500	217,700	202,900	188,100
	バハマ	550,000	530,000	500,500	483,700	466,900	416,400	365,900	332,300	298,700	281,800	265,000	248,200
	パラグアイ	530,000	510,000	485,000	468,800	452,600	404,000	355,400	323,000	290,600	274,400	258,200	242,000
	バルバドス	550,000	530,000	501,300	484,400	467,600	417,000	366,500	332,800	299,100	282,200	265,400	248,500
	ブラジル	670,000	650,000	611,400	588,500	565,700	497,100	428,500	382,800	337,100	314,300	291,400	268,600
	ベネズエラ	770,000	750,000	706,100	682,700	659,200	588,900	518,600	471,700	424,800	401,300	377,900	354,500
	ベリーズ	590,000	580,000	544,300	525,700	507,100	451,400	395,700	358,600	321,400	302,800	284,300	265,700
	ペルー	620,000	600,000	566,300	546,800	527,400	469,000	410,700	371,800	332,900	313,400	294,000	274,500
	ボリビア	650,000	640,000	610,100	593,700	577,300	528,100	478,900	446,100	413,300	396,900	380,500	364,100
	ホンジュラス	550,000	530,000	504,500	489,100	473,700	427,600	381,500	350,700	319,900	304,600	289,200	273,800
	メキシコ	550,000	540,000	504,300	485,700	467,100	411,400	355,700	318,600	281,400	262,800	244,300	225,700
欧州	アイスランド	530,000	510,000	473,900	454,900	436,000	379,100	322,200	284,300	246,400	227,500	208,500	189,600
	アイルランド	580,000	560,000	522,900	502,000	481,000	418,300	355,600	313,700	271,900	251,000	230,100	209,200
	アゼルバイジャン	610,000	590,000	555,800	536,700	517,700	460,600	403,500	365,500	327,400	308,400	289,300	270,300
	アルバニア	630,000	610,000	582,800	564,200	545,700	490,200	434,700	397,700	360,600	342,100	323,600	305,100
	アルメニア	700,000	680,000	640,400	619,600	598,700	536,300	473,900	432,200	390,600	369,800	349,000	328,200
	アンドラ	580,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	イタリア	660,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
	ウクライナ	560,000	550,000	515,400	498,000	480,500	428,300	376,100	341,200	306,400	289,000	271,600	254,200
	ウズベキスタン	550,000	540,000	508,300	491,100	474,000	422,600	371,200	337,000	302,700	285,600	268,400	251,300
	英国	740,000	630,000	583,600	560,300	536,900	466,900	396,900	350,200	303,500	280,100	256,800	233,500
	エストニア	520,000	500,000	469,500	450,700	431,900	375,600	319,300	281,700	244,100	225,400	206,600	187,800
	オーストリア	680,000	620,000	574,100	551,200	528,200	459,300	390,400	344,500	298,500	275,600	252,600	229,700
	オランダ	600,000	580,000	541,600	520,000	498,300	433,300	368,300	325,000	281,600	260,000	238,300	216,700
	カザフスタン	670,000	650,000	614,900	595,100	575,300	515,900	456,500	416,900	377,300	357,500	337,700	318,000
	キプロス	520,000	510,000	472,400	453,500	434,600	377,900	321,200	283,400	245,600	226,700	207,800	189,000
	ギリシャ	520,000	510,000	472,400	453,500	434,600	377,900	321,200	283,400	245,600	226,700	207,800	189,000
	キルギス	600,000	580,000	552,300	535,000	517,700	465,800	413,900	379,400	344,800	327,500	310,200	292,900
	グルジア	570,000	560,000	528,400	512,000	495,700	446,700	397,700	365,000	332,400	316,000	299,700	283,400
	クロアチア	500,000	480,000	452,800	434,600	416,500	362,200	307,900	271,700	235,400	217,300	199,200	181,100
	コソボ	600,000	580,000	544,400	525,800	507,200	451,500	395,800	358,600	321,500	302,900	284,300	265,800
	サンマリノ	620,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
	スイス	780,000	750,000	699,500	671,500	643,500	559,600	475,700	419,700	363,700	335,800	307,800	279,800

	スウェーデン	710,000	690,000	642,000	616,300	590,600	513,600	436,600	385,200	333,800	308,200	282,500	256,800
	スペイン	580,000	550,000	518,000	497,300	476,600	414,400	352,200	310,800	269,400	248,600	227,900	207,200
	スロバキア	560,000	540,000	504,400	484,200	464,000	403,500	343,000	302,600	262,300	242,100	221,900	201,800
	スロベニア	510,000	490,000	457,800	439,400	421,100	366,200	311,300	274,700	238,000	219,700	201,400	183,100
	セルビア	570,000	550,000	519,800	500,600	481,400	423,800	366,200	327,900	289,500	270,300	251,100	231,900
	タジキスタン	580,000	570,000	546,000	532,200	518,300	476,800	435,300	407,600	379,900	366,100	352,200	338,400
	チェコ	550,000	530,000	496,500	476,600	456,800	397,200	337,600	297,900	258,200	238,300	218,500	198,600
	デンマーク	630,000	610,000	569,600	546,800	524,100	455,700	387,300	341,800	296,200	273,400	250,600	227,900
	ドイツ	640,000	540,000	503,900	483,700	463,600	403,100	342,600	302,300	262,000	241,900	221,700	201,600
	トルクメニスタン	690,000	670,000	639,400	621,000	602,600	547,500	492,400	455,600	418,900	400,500	382,100	363,800
	ノルウェー	820,000	790,000	733,300	703,900	674,600	586,600	498,600	440,000	381,300	352,000	322,600	293,300
	バチカン	620,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
	ハンガリー	520,000	500,000	470,000	451,200	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000
	フィンランド	620,000	600,000	559,600	537,200	514,900	447,700	380,500	335,800	291,000	268,600	246,200	223,900
	フランス	660,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	ブルガリア	520,000	500,000	466,400	447,700	429,100	373,100	317,100	279,800	242,500	223,900	205,200	186,600
	ベラルーシ	540,000	530,000	501,300	486,000	470,800	425,000	379,300	348,800	318,300	303,000	287,800	272,500
	ベルギー	590,000	570,000	529,500	508,300	487,100	423,600	360,100	317,700	275,300	254,200	233,000	211,800
	ポーランド	490,000	470,000	443,500	425,800	408,000	354,800	301,600	266,100	230,600	212,900	195,100	177,400
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	550,000	530,000	500,800	483,900	467,100	416,600	366,100	332,500	298,800	282,000	265,100	248,300
	ポルトガル	540,000	520,000	486,900	467,400	447,900	389,500	331,100	292,100	253,200	233,700	214,200	194,800
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	560,000	540,000	508,600	489,900	471,100	414,900	358,700	321,200	283,700	264,900	246,200	227,500
	マルタ	620,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
	モナコ	580,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	モルドバ	600,000	580,000	552,000	534,700	517,400	465,600	413,800	379,200	344,600	327,400	310,100	292,800
	モンテネグロ	600,000	580,000	544,400	525,800	507,200	451,500	395,800	358,600	321,500	302,900	284,300	265,800
	ラトビア	510,000	490,000	459,800	441,400	423,000	367,800	312,600	275,900	239,100	220,700	202,300	183,900
	リトアニア	540,000	520,000	486,100	466,700	447,200	388,900	330,600	291,700	252,800	233,300	213,900	194,500
	リヒテンシュタイン	780,000	750,000	699,500	671,500	643,500	559,600	475,700	419,700	363,700	335,800	307,800	279,800
	ルーマニア	500,000	480,000	446,900	429,000	411,100	357,500	303,900	268,100	232,400	214,500	196,600	178,800
	ルクセンブルク	560,000	540,000	506,400	486,100	465,900	405,100	344,300	303,800	263,300	243,100	222,800	202,600
	ロシア	740,000	600,000	560,400	539,600	518,700	456,300	393,900	352,200	310,600	289,800	269,000	248,200

中東	アフガニスタン	830,000	810,000	771,300	750,800	730,400	669,000	607,700	566,800	525,900	505,400	485,000	464,500
	アラブ首長国連邦	490,000	480,000	445,800	427,900	410,100	356,600	303,100	267,500	231,800	214,000	196,100	178,300
	イエメン	660,000	640,000	615,400	598,800	582,100	532,300	482,500	449,200	416,000	399,400	382,800	366,200
	イスラエル	700,000	630,000	593,000	570,900	548,800	482,400	416,000	371,800	327,600	305,400	283,300	261,200
	イラク	920,000	890,000	851,500	827,800	804,200	733,200	662,200	614,900	567,600	543,900	520,300	496,600
	イラン	710,000	690,000	655,500	636,500	617,500	560,400	503,300	465,300	427,300	408,200	389,200	370,200
	オマーン	510,000	490,000	459,800	443,000	426,200	375,800	325,400	291,900	258,300	241,500	224,700	207,900
	カタール	500,000	490,000	458,100	441,400	424,700	374,500	324,300	290,900	257,400	240,700	224,000	207,300
	クウェート	630,000	610,000	576,100	557,900	539,600	484,900	430,200	393,700	357,200	338,900	320,700	302,500
	サウジアラビア	630,000	610,000	584,900	567,900	550,900	499,900	448,900	414,900	380,900	363,900	346,900	330,000
	シリア	510,000	490,000	470,400	456,400	442,300	400,300	358,300	330,200	302,200	288,200	274,200	260,200
	トルコ	600,000	580,000	544,500	524,300	504,100	443,600	383,100	342,700	302,300	282,200	262,000	241,800
	バーレーン	530,000	520,000	484,900	467,100	449,300	395,900	342,500	306,900	271,300	253,500	235,700	218,000
	ヨルダン	540,000	520,000	493,300	476,700	460,200	410,600	361,000	328,000	294,900	278,400	261,800	245,300
	レバノン	620,000	600,000	563,900	544,500	525,200	467,100	409,000	370,300	331,600	312,300	292,900	273,600
アフリカ	アルジェリア	590,000	570,000	544,500	527,500	510,500	459,600	408,700	374,700	340,700	323,800	306,800	289,800
	アンゴラ	880,000	860,000	818,300	795,100	772,000	702,600	633,200	587,000	540,700	517,600	494,400	471,300
	ウガンダ	620,000	610,000	582,100	566,800	551,600	505,700	459,800	429,300	398,700	383,400	368,100	352,900
	エジプト	540,000	490,000	464,100	448,800	433,400	387,300	341,200	310,500	279,700	264,400	249,000	233,700
	エチオピア	670,000	650,000	620,100	603,300	586,500	536,100	485,700	452,100	418,500	401,700	384,900	368,100
	エリトリア	640,000	620,000	594,800	577,400	560,000	507,800	455,600	420,900	386,100	368,700	351,300	333,900
	ガーナ	670,000	650,000	622,800	605,800	588,900	538,200	487,500	453,700	419,800	402,900	386,000	369,100
	カーボヴェルデ	750,000	720,000	687,600	666,500	645,400	582,100	518,800	476,600	434,400	413,300	392,200	371,100
	ガボン	790,000	760,000	722,600	700,100	677,600	610,100	542,600	497,600	452,600	430,100	407,600	385,100
	カメルーン	720,000	710,000	673,100	654,200	635,300	578,500	521,700	483,900	446,000	427,100	408,200	389,300
	ガンビア	750,000	720,000	687,600	666,500	645,400	582,100	518,800	476,600	434,400	413,300	392,200	371,100
	ギニア	750,000	730,000	700,900	682,400	664,000	608,700	553,400	516,500	479,700	461,200	442,800	424,400
	ギニアビサウ	750,000	720,000	687,600	666,500	645,400	582,100	518,800	476,600	434,400	413,300	392,200	371,100
	ケニア	590,000	570,000	544,100	527,200	510,200	459,300	408,400	374,500	340,500	323,600	306,600	289,700
	コートジボワール	780,000	760,000	726,100	705,100	684,000	620,900	557,800	515,700	473,600	452,500	431,500	410,500
	コモロ	510,000	490,000	464,000	448,600	433,300	387,200	341,100	310,400	279,700	264,300	249,000	233,600
	コンゴ共和国	790,000	760,000	722,600	700,100	677,600	610,100	542,600	497,600	452,600	430,100	407,600	385,100
	コンゴ民主共和国	880,000	860,000	815,300	792,200	769,200	700,200	631,200	585,200	539,100	516,100	493,100	470,100
	サントメ・プリンシペ	790,000	760,000	722,600	700,100	677,600	610,100	542,600	497,600	452,600	430,100	407,600	385,100

	ザンビア	640,000	630,000	595,500	578,100	560,700	508,400	456,100	421,300	386,500	369,000	351,600	334,200
	シエラレオネ	670,000	650,000	616,500	598,200	580,000	525,200	470,400	433,900	397,400	379,100	360,900	342,600
	ジブチ	770,000	750,000	712,400	691,900	671,400	609,900	548,400	507,400	466,400	445,900	425,400	405,000
	ジンバブエ	680,000	670,000	638,900	622,100	605,400	555,100	504,800	471,300	437,800	421,100	404,300	387,600
	スーダン	660,000	640,000	615,900	600,000	584,200	536,700	489,200	457,500	425,900	410,000	394,200	378,400
	スワジランド	510,000	490,000	466,500	451,000	435,600	389,200	342,800	311,900	281,000	265,500	250,100	234,600
	セーシェル	550,000	530,000	505,300	488,200	471,200	420,200	369,200	335,200	301,100	284,100	267,100	250,100
	赤道ギニア	790,000	760,000	722,600	700,100	677,600	610,100	542,600	497,600	452,600	430,100	407,600	385,100
	セネガル	750,000	720,000	687,600	666,500	645,400	582,100	518,800	476,600	434,400	413,300	392,200	371,100
	ソマリア	660,000	650,000	614,500	596,300	578,100	523,600	469,100	432,700	396,300	378,200	360,000	341,800
	タンザニア	680,000	660,000	635,000	617,600	600,200	548,000	495,800	461,000	426,200	408,800	391,400	374,000
	チャド	720,000	700,000	663,600	643,500	623,300	562,900	502,500	462,200	421,900	401,700	381,600	361,500
	中央アフリカ	720,000	710,000	673,100	654,200	635,300	578,500	521,700	483,900	446,000	427,100	408,200	389,300
	チュニジア	400,000	390,000	368,800	355,600	342,500	303,000	263,600	237,300	211,000	197,800	184,700	171,500
	トーゴ	770,000	750,000	709,500	687,500	665,500	599,600	533,700	489,700	445,700	423,800	401,800	379,800
	ナイジェリア	800,000	780,000	745,500	725,300	705,100	644,400	583,700	543,300	502,900	482,600	462,400	442,200
	ナミビア	510,000	490,000	466,500	451,000	435,600	389,200	342,800	311,900	281,000	265,500	250,100	234,600
	ニジェール	770,000	750,000	709,500	687,500	665,500	599,600	533,700	489,700	445,700	423,800	401,800	379,800
	ブルキナファソ	690,000	680,000	646,000	628,200	610,300	556,800	503,300	467,600	431,900	414,100	396,200	378,400
	ブルンジ	660,000	650,000	614,500	596,300	578,100	523,600	469,100	432,700	396,300	378,200	360,000	341,800
	ベナン	720,000	700,000	670,300	651,400	632,600	576,200	519,800	482,200	444,500	425,700	406,900	388,100
	ボツワナ	610,000	590,000	566,000	549,800	533,500	484,800	436,100	403,600	371,100	354,900	338,600	322,400
	マダガスカル	630,000	610,000	585,800	568,700	551,700	500,600	449,500	415,500	381,400	364,400	347,300	330,300
	マラウイ	620,000	600,000	576,100	561,100	546,000	500,900	455,800	425,700	395,600	380,500	365,500	350,500
	マリ	730,000	710,000	679,500	661,100	642,700	587,600	532,500	495,700	458,900	440,600	422,200	403,800
	南アフリカ共和国	540,000	490,000	466,500	451,000	435,600	389,200	342,800	311,900	281,000	265,500	250,100	234,600
	南スーダン	680,000	660,000	635,900	620,000	604,200	556,700	509,200	477,500	445,900	430,000	414,200	398,400
	モーリシャス	510,000	490,000	464,000	448,600	433,300	387,200	341,100	310,400	279,700	264,300	249,000	233,600
	モーリタニア	710,000	690,000	658,600	641,100	623,500	570,900	518,300	483,200	448,100	430,500	413,000	395,500
	モザンビーク	700,000	680,000	649,400	631,400	613,400	559,500	505,600	469,600	433,700	415,700	397,700	379,800
	モロッコ	450,000	440,000	411,000	396,200	381,300	336,800	292,300	262,600	232,900	218,100	203,200	188,400
	リビア	640,000	620,000	589,000	571,800	554,700	503,200	451,700	417,400	383,100	365,900	348,800	331,600
	リベリア	670,000	650,000	622,800	605,800	588,900	538,200	487,500	453,700	419,800	402,900	386,000	369,100
	ルワンダ	680,000	660,000	629,100	612,000	594,800	543,300	491,800	457,500	423,100	406,000	388,800	371,700
	レソト	510,000	490,000	466,500	451,000	435,600	389,200	342,800	311,900	281,000	265,500	250,100	234,600

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	490,000	481,300	466,300	421,100	375,900	345,800	315,700	300,700	285,600	270,600
	チェンナイ	510,000	500,200	484,300	436,800	389,300	357,600	325,900	310,100	294,200	278,400
	ムンバイ	540,000	512,900	496,500	447,400	398,300	365,600	332,800	316,400	300,100	283,700
	スラバヤ	500,000	474,100	457,700	408,400	359,100	326,300	293,500	277,000	260,600	244,200
	デンパサール	450,000	434,100	417,700	368,400	319,100	286,300	253,500	237,000	220,600	204,200
	メダン	490,000	474,100	457,700	408,400	359,100	326,300	293,500	277,000	260,600	244,200
	チェンマイ	390,000	378,100	362,400	315,100	267,800	236,300	204,800	189,100	173,300	157,600
	済州	560,000	518,400	496,800	432,000	367,200	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
	釜山	490,000	458,400	439,300	382,000	324,700	286,500	248,300	229,200	210,100	191,000
	広州	540,000	507,500	486,300	422,900	359,500	317,200	274,900	253,700	232,600	211,500
	上海	610,000	568,200	544,500	473,500	402,500	355,100	307,800	284,100	260,400	236,800
	重慶	470,000	440,100	423,400	373,400	323,400	290,100	256,700	240,000	223,400	206,700
	瀋陽	510,000	474,200	456,100	401,800	347,500	311,400	275,200	257,100	239,000	220,900
	青島	480,000	461,900	442,600	384,900	327,200	288,700	250,200	230,900	211,700	192,500
	香港	580,000	538,000	515,500	448,300	381,100	336,200	291,400	269,000	246,600	224,200
	カラチ	620,000	591,900	576,400	529,900	483,400	452,400	421,400	405,900	390,400	375,000
	ホーチミン	440,000	414,400	398,800	352,000	305,200	274,000	242,800	227,200	211,600	196,000
	ペナン	370,000	363,600	348,500	303,000	257,600	227,300	197,000	181,800	166,700	151,500
大洋州	シドニー	640,000	591,500	566,800	492,900	419,000	369,700	320,400	295,700	271,100	246,500
	パース	600,000	576,800	552,800	480,700	408,600	360,500	312,500	288,400	264,400	240,400
	ブリスベン	610,000	569,400	545,700	474,500	403,300	355,900	308,400	284,700	261,000	237,300
	メルボルン	620,000	573,700	549,800	478,100	406,400	358,600	310,800	286,900	263,000	239,100
	オークランド	540,000	524,200	502,300	436,800	371,300	327,600	283,900	262,100	240,200	218,400

北米	アトランタ	440,000	409,200	392,200	341,000	289,900	255,800	221,700	204,600	187,600	170,500
	サンフランシスコ	490,000	459,700	440,600	383,100	325,600	287,300	249,000	229,900	210,700	191,600
	シアトル	440,000	414,600	397,300	345,500	293,700	259,100	224,600	207,300	190,000	172,800
	シカゴ	480,000	445,200	426,700	371,000	315,400	278,300	241,200	222,600	204,100	185,500
	デトロイト	430,000	406,100	389,200	338,400	287,600	253,800	220,000	203,000	186,100	169,200
	デンバー	420,000	408,400	391,300	340,300	289,300	255,200	221,200	204,200	187,200	170,200
	ナッシュビル	470,000	441,400	423,000	367,800	312,600	275,900	239,100	220,700	202,300	183,900
	ニューヨーク	570,000	495,200	474,600	412,700	350,800	309,500	268,300	247,600	227,000	206,400
	ハガッニャ	410,000	397,000	380,400	330,800	281,200	248,100	215,000	198,500	181,900	165,400
	ヒューストン	450,000	416,800	399,400	347,300	295,200	260,500	225,700	208,400	191,000	173,700
	ボストン	480,000	447,800	429,200	373,200	317,200	279,900	242,600	223,900	205,300	186,600
	ホノルル	440,000	410,300	393,200	341,900	290,600	256,400	222,200	205,100	188,000	171,000
	マイアミ	450,000	423,200	405,600	352,700	299,800	264,500	229,300	211,600	194,000	176,400
	ロサンゼルス	490,000	461,200	441,900	384,300	326,700	288,200	249,800	230,600	211,400	192,200
	カルガリー	510,000	489,700	469,300	408,100	346,900	306,100	265,300	244,900	224,500	204,100
	トロント	570,000	533,200	510,900	444,300	377,700	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200
	バンクーバー	560,000	524,000	502,200	436,700	371,200	327,500	283,900	262,000	240,200	218,400
	モントリオール	520,000	507,100	486,000	422,600	359,200	317,000	274,700	253,600	232,400	211,300
中南米	クリチバ	570,000	548,500	525,700	457,100	388,500	342,800	297,100	274,300	251,400	228,600
	サンパウロ	670,000	627,600	603,200	529,700	456,200	407,300	358,300	333,800	309,300	284,900
	ベレン	650,000	628,500	605,700	537,100	468,500	422,800	377,100	354,300	331,400	308,600
	マナウス	650,000	631,200	609,900	546,000	482,100	439,500	396,900	375,600	354,300	333,000
	リオデジャネイロ	700,000	654,400	630,500	558,700	486,900	439,000	391,200	367,200	343,300	319,400
欧州	ミラノ	620,000	572,900	549,000	477,400	405,800	358,100	310,300	286,400	262,600	238,700
	エディンバラ	530,000	516,000	494,500	430,000	365,500	322,500	279,500	258,000	236,500	215,000
	バルセロナ	520,000	502,300	481,400	418,600	355,800	314,000	272,100	251,200	230,200	209,300
	デュッセルドルフ	510,000	477,600	457,700	398,000	338,300	298,500	258,700	238,800	218,900	199,000

	フランクフルト	530,000	494,400	473,800	412,000	350,200	309,000	267,800	247,200	226,600	206,000
	ミュンヘン	500,000	483,500	463,300	402,900	342,500	302,200	261,900	241,700	221,600	201,500
	ストラスブール	540,000	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	マルセイユ	520,000	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	ウラジオストク	620,000	578,600	557,800	495,500	433,200	391,600	350,100	329,300	308,500	287,800
	サンクトペテルブルク	520,000	506,600	487,100	428,800	370,500	331,600	292,700	273,300	253,800	234,400
	ハバロフスク	620,000	578,600	557,800	495,500	433,200	391,600	350,100	329,300	308,500	287,800
	ユジノサハリンスク	650,000	615,200	594,600	532,700	470,800	429,500	388,300	367,600	347,000	326,400
中東	ドバイ	470,000	456,100	437,100	380,100	323,100	285,100	247,100	228,100	209,100	190,100
	ジッダ	530,000	516,500	500,000	450,400	400,800	367,800	334,800	318,200	301,700	285,200
	イスタンブール	530,000	508,800	487,600	424,000	360,400	318,000	275,600	254,400	233,200	212,000

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	490,000	480,000	450,500	434,100	417,700	368,400	319,100	286,300	253,500	237,000	220,600	204,200
北米	ニューヨーク （国際連合）	660,000	550,000	515,900	495,200	474,600	412,700	350,800	309,500	268,300	247,600	227,000	206,400
	モントリオール （国際民間航空機関）	590,000	570,000	528,300	507,100	486,000	422,600	359,200	317,000	274,700	253,600	232,400	211,300
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	640,000	620,000	574,100	551,200	528,200	459,300	390,400	344,500	298,500	275,600	252,600	229,700
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	890,000	750,000	699,300	671,300	643,300	559,400	475,500	419,600	363,600	335,600	307,700	279,700
	（軍縮会議）	780,000	750,000	699,300	671,300	643,300	559,400	475,500	419,600	363,600	335,600	307,700	279,700
	パリ （経済協力開発機構）	620,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	（国際連合教育科学文化機関）	580,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	ブリュッセル （欧州連合）	630,000	570,000	529,500	508,300	487,100	423,600	360,100	317,700	275,300	254,200	233,000	211,800

附　則

この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

審査報告書

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月四日

経済産業委員長　増子　輝彦

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算（内閣府所管）に約三億五千七百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　消費税の転嫁対策の実効性を確保するため、転嫁状況の検査等体制の一層の強化を図る観点から、公正取引委員会及び中小企業庁において、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めるとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立すること。

二　本法第八条の表示の規制については、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐れがあると認められるものに限り禁止することとし、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。ただし、ガイドラインはあくまで関係者に無用な混乱を生じさせないために策定するものであることから、中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整え、適正な転嫁対策を促すという本来の趣旨を損なわないよう十分留意すること。

三　価格表示方法の在り方については、総額表示義務の特例として外税表示が時限的に認められることを踏まえ、消費者が表示された価格を誤認することがないよう価格表示に関する分かりやすいガイドラインを策定すること。また、本法がその効力を失った後の価格表示について、事業者及び消費者にとって利便性の高い方式を採用するよう、その在り方を検討すること。

四　本法の趣旨が、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図り、もって広く国民経済の健全な発展に寄与するものであることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すものという今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国民に対し、国が丁寧な広報活動を行い、国民の認識と理解を深めるよう努めること。

右決議する。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月十七日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

（小字及び――は衆議院修正）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置（第三条―第七条）
第三章　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（第八条・第九条）
第四章　価格の表示に関する特別措置（第十条・第十一条）
第五章　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置（第十二条・第十三条）
第六章　雑則（第十四条―第二十条）
第七章　罰則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今次の消費税率引上げ」という。）に際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

一　一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。）

二　法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）

イ　個人である事業者

ロ　人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者

ハ　資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者

2　この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

一　事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者

二　前項第二号イからハまでに掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者

3　この法律において「中小事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二章　特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

（特定事業者の遵守事項）

第三条　特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

二　特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三　商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

四　前三号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

（指導又は助言）

第四条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前条の規定に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする。

（主務大臣又は中小企業庁長官の請求）

第五条　主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

一　当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。

二　当該行為によって特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

三　当該行為を行った事業者が第三条の規定に違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。

四　前三号に掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

（勧告及び公表）

第六条　公正取引委員会は、特定事業者について第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2　公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

（勧告に係る違反行為についての私的独占禁止法の適用除外）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、特定事業者がその勧告に従ったときに限り、特定事業者のその勧告に係る第三条の規定に違反する行為については、適用しない。

第三章　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

（事業者の遵守事項）

第八条　事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

一　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

二　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

三　前二号に掲げるもののほか、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示（○であって前号に掲げる表示に準ずるもの）○として内閣府令で定めるもの

（準用）

第九条　第四条から第七条までの規定は、前条の

規定に違反する行為について準用する。この場合において、第四条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣、公正取引委員会」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、第五条（見出しを含む。）中「主務大臣」とあるのは「公正取引委員会、主務大臣」と、同条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条ただし書中「次に」とあるのは「第三号及び第四号に」と、同条ただし書第四号中「前三号」とあるのは「前号」と、第六条第一項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、「消費税の適正な転嫁に応じる」とあるのは「その行為を取りやめる」と、同条第二項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、第七条の見出し中「私的独占禁止法」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法」と、同条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十条及び第二十条の六」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条」と、「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第四章　価格の表示に関する特別措置

（総額表示義務に関する消費税法の特例）

第十条　事業者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十三条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六十三条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

2　前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

3　事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。

（不当景品類及び不当表示防止法の適用除外）

第十一条　前条第三項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第一項の規定は、適用しない。

第五章　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

（届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外）

第十二条　私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

一　事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。）

二　事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

（法律の規定に基づいて設立された組合の事業に関する特例等）

第十三条　法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として前条に規定する共同行為をすることができる。この場合において、当該法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　公正取引委員会は、前項前段の政令で定める組合に係る前条の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならない。

第六章　雑則

（国等の講ずる措置）

第十四条　国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

2　国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

3　国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

（報告及び検査）

第十五条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第八条の規定に違反する

行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（情報の提供）

第十六条　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、第三条又は第八条の規定に違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができる。

2　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条又は第八条の規定に違反する行為の防止又は是正のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（公正取引委員会等への通知）

第十七条　国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

（主務大臣等）

第十八条　この法律における主務大臣は、事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣等とする。

一　第四条に規定する指導又は助言及び第五条に規定する措置の求めに関する事項　特定事業者の事業を所管する大臣等

二　第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定事業者に対するものに限る。）　特定事業者の事業を所管する大臣等

三　第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定供給事業者に対するものに限る。）　特定供給事業者の事業を所管する大臣等

2　この法律による主務大臣の権限であって、前項の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。

3　内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（都道府県が処理する事務）

第十九条　この法律による主務大臣の権限及び前条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他の都道府県の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十条　この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第十八条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章　罰則

第二十一条　第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日前の政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第三項及び附則第三条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　前項に規定する日までにした第三条又は第八条の規定に違反する行為については、第四条から第七条まで（これらの規定を第九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十五条から第二十条までの規定は、同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

3　第一項に規定する日までにした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

4　前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

審査報告書

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月四日

国土交通委員長　石井　準一

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、水防活動への理解と参加意識の向上のための啓発、水防団員の処遇の改善を促す取組等により一層の水防団員の確保及び水防協力団体の拡充を図るとともに、水防管理団体と河川管理者及び水防協力団体との連携強化に向けた取組を推進すること。また、より効率的な作業や危険な場所での作業に資するため、水防活動の省力化・機械化に向けた近代水防工法の技術開発、実用化について検討を進めること。

二　浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等において、事業者等の自主的な水防活動を促進するため、当該施設の利用者の避難確保又は施設への浸水防止のための計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係るガイドラインの作成や情報提供等を行うとともに、水防活動に必要とされる器具、資材、設備の整備等が促進されるよう支援に努めること。また、国としても事業者等の取組状況の把握に努めるほか、洪水予報等の情報を確実に伝達するよう必要な措置を講ずること。

三　社会資本の老朽化に対する意識が高まる中で、国民の安全・安心が確保されるよう、河川管理施設等の維持・修繕に係る技術的基準を早期に定め、国土交通大臣が管理する当該施設の維持・修繕を適切に実施するとともに、都道府県知事等が管理する施設については、長寿命化計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、許可工作物の維持・修繕が適切になされるよう、当該工作物の管理者を積極的に指導すること。

四　再生可能エネルギーとして期待される小水力発電の促進が図られるよう、従属発電に係る登録制の導入等について周知するとともに、小水力発電事業者と関係行政機関との情報共有を進める等により、小水力発電プロジェクトの形成支援に努めること。

五　河川協力団体制度の導入に当たっては、その周知に努めるとともに、河川協力団体が河川工事又は河川の維持等の業務を適正かつ確実に行うことができるよう、その活動を積極的に支援するほか、円滑な審査、適正な監督に努めること。

右決議する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月十五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

水防法及び河川法の一部を改正する法律

（水防法の一部改正）

第一条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「応援」の下に「、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力」を加える。

第七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第十三条第一項中「（昭和三十九年法律第百六十七号）」及び「（同法第四条第一項に規定する一

級河川をいう。次項において同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（関係市町村長への通知）

第十三条の二　第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

第十四条第一項中「前条第一項」を「第十三条第一項」に、「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、「確保し」の下に「、又は浸水を防止することにより」を加え、「はん濫した」を「氾濫した」に改める。

第十五条の見出し中「を確保する」を「の確保及び浸水の防止の」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

第十五条第二項を次のように改める。

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第三号イに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第三号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第三号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

4　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

5　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

6　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

7　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

8　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員そ

の他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第三項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

第三十三条第四項中「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十六条第一項中「、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて」を削り、「もの」を「法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体」に改める。

第三十七条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

（河川法の一部改正）

第二条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に、「第三十七条」を「第三十七条の二」に、「第二章の二　河川立体区域（第五十八条の二―第五十八条の七）　第二章の三　河川協力団体（第五十八条の八―第五十八条の十二）」に改める。

第一条中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第十三条第一項中「工作物」の下に「（以下「許可工作物」という。）」を加え、同条第二項中「第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物」を「許可工作物」に改める。

第十五条中「第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を加え、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（河川管理施設等の維持又は修繕）

第十五条の二　河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2　河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3　前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

第二十二条第一項中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第二十二条の二第六項中「前条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、第二章第二節中同条

を第二十二条の三とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（水防管理団体が行う水防への協力）

第二十二条の二　河川管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第二条第五項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第二条第一項に規定する水防管理団体をいう。第三十七条の二において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（流水の占用の登録）

第二十三条の二　前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第二十三条の三　河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第十二条第二項の水利台帳に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の四　河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一　申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二　申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三　申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四　第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

第二十六条第三項中「第九十五条」を「第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項」に改める。

第二十七条第四項中「前条第一項の許可を受けて設置された工作物」及び「当該工作物」を「許可工作物」に、「第九十五条」を「第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項」に改め、同条第六項中「第九十五条」を「第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「から第二十五条までの許可又は第二十三条の二の登録」に改め、同条第四項中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第三十三条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第一項中「の第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を、「第二十七条までの許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を加え、「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可若しくは第二十三条の二の登録」に改め、「による許可」の下に「又は登録」を加える。

第三十四条第一項中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録」に改め、同条第二項中「許可」の下に「又は登録」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

第三十五条第一項中「（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）」を削り、「第二十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」を、「前条第一項」の下に「に規定する許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第二十四条の許可を除く。）に係る同項」を加える。

第三十六条第一項中「第二十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」を、「第三十四条第一項」の下に「に規定する許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第二十四条の許可を除く。）に係る同項」を加え、同条第二項及び第四項中「第二十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」を加える。

第二章第三節第一款中第三十七条の次に次の一条を加える。

（土地の占用等に関する水防管理団体等の特例）

第三十七条の二　水防管理団体又は水防協力団

体（水防法第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下この条において同じ。）が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定めるものの設置についての第二十四条、第二十六条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第三十八条中「関し第二十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」を、「を第二十三条」の下に「及び第二十四条」を加え、「及び政令」を「並びに政令」に改める。

第四十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「の許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を、「関する許可」の下に「又は登録」を加える。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　河川協力団体

（河川協力団体の指定）

第五十八条の八　河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2　河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

4　河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（河川協力団体の業務）

第五十八条の九　河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

一　河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。

二　河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三　河川の管理に関する調査研究を行うこと。

四　河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（監督等）

第五十八条の十　河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4　河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第五十八条の十一　国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

第五十八条の十二　河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第六十八条第一項中「及び第九十五条」を「並びに第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条及び第九十九条第二項」に改める。

第七十五条第一項中「許可若しくは」を「許可、登録若しくは」に改め、同項第二号及び第三号中「許可」の下に「、登録」を加え、同条第二項中「による許可」の下に「、登録」を加え、同項第一号及び第二号中「又は承認」を「、登録若しくは承認」に改め、同項第三号中「洪水」の下に「、津波」を、「許可」の下に「、登録」を加える。

第七十六条第一項ただし書中「又は第二十六条第一項の許可」を「若しくは第二十六条第一項の許可又は第二十三条の二の登録」に改める。

第七十七条第一項中「第二十三条」の下に「、第二十三条の二、第二十四条」を加える。

第七十八条第一項中「許可」の下に「、登録」を加える。

第七十九条第二項第四号中「、第二十四条、第二十六条第一項」を削り、「による処分」の下に「若しくは第二十四条若しくは第二十六条第一項の規定による処分（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。）」を加える。

第七十九条の二中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第八十七条中「により許可」の下に「若しくは登録」を、「による許可」の下に「又は登録」を加える。

第八十八条の見出し中「許可」を「許可等」に改

め、同条中「第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を、「許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を加える。

第九十条中「許可」の下に「、登録」を加える。

第九十五条中「第二十三条」の下に「、第二十三条の二、第二十四条」を、「許可」の下に「、登録」を加える。

第九十九条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「関係地方公共団体」の下に「又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第百条の三第一項第一号中「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加え、「第二十二条の二第六項」を「第二十二条の三第六項」に、「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二、第二十二条の三第一項」に、「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に、「第三十八条」を「から第三十八条まで」に改め、「第五十八条の六第一項及び第二項」の下に「、第五十八条の八第一項、第二項及び第四項、第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を加え、「並びに第九十五条」を「、第九十五条並びに第九十九条第二項」に改める。

第百二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十三条」の下に「又は第二十三条の二」を加える。

第百三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の三第四項」に改める。

第百五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条（河川法目次の改正規定（「第十五条」を「第十五条の二」に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同条第二項第三号中「洪水」の下に「、津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第百条の三第一項第一号の改正規定（「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第百二条及び第百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）、第八条、第九条及び第十一条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の河川法（次項において「旧河川法」という。）第二十三条の規定による許可であつて、第二条の規定による改正後の河川法（以下この条及び附則第六条において「新河川法」という。）第二十三条の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録とみなす。この場合において、新河川法第二十三条の三の規定は、適用しない。

2　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にされている旧河川法第二十三条の規定による許可の申請であつて、新河川法第二十三条の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録の申請とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号イ中「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加え、「第二十二条の二第一項」

項」を「第二十二条の三第六項」に、「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二、第二十二条の三第一項」に、「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に、「、第三十八条」を「から第三十八条まで」に改め、「第五十八条の六第一項及び第二項」の下に「、第五十八条の八第一項、第二項及び第四項、第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を加え、「並びに第九十五条」を「、第九十五条並びに第九十九条第二項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の十七第一項中「から第二十五条まで」を「、第二十四条、第二十五条」に改め、「による許可」の下に「、登録」を加える。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第九条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による流水の占用の登録」を加える。

第二十四条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第二十五条第一項中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第十条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第四項」を「第五項」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可」を「若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用（同条に規定する水利使用をいう。第三項において同じ。）に関する許可を除く。）」に改め、同条第三項中「、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可」を「若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第十二条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第四号中「から第二十五条まで」を「、第二十四条、第二十五条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による登録」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十三条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第二十八条から第三十三条まで」を「、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

別表第二十一号中「協議会を活用した特定水力発電事業」を「削除」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十四条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五十二条」を「第四十八条」に改める。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十二条まで　削除

別表第二の七の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十五条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十四条まで」を「第二十八条まで、第三十三条及び第三十四条」に、「及び政令」を「並びに政令」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで　削除

第四十八条第三項第十一号中「河川管理者」を「同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号及び第八十五条において同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道県知事又は当該指定都市の長）」に改める。

別表の十の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

調査報告書

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成二十五年五月二十九日

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会長　藤原　正司

参議院議長　平田　健二殿

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査報告

目　　次

まえがき …… 1

一　調査の経過 …… 3

二　課題と提言 …… 5
1. 水問題に対する基本認識 …… 5
2. 水問題に対する国際協力 …… 8
(1) 世界の水問題に取り組む多国間協力等の推進 …… 8
(2) ＭＤＧｓの達成とポストＭＤＧｓ …… 9
(3) 水分野のＯＤＡ …… 10
(4) ＮＧＯの役割の重要性 …… 12
(5) 雨水利用の促進 …… 13
3. 水災害への国際協力 …… 14
4. 国際河川流域管理における日本の役割 …… 15
5. 水ビジネスを通じた国際貢献 …… 17
(1) 水ビジネスの重要性 …… 17
(2) 海外水ビジネスにおける政府の取組 …… 19
(3) 地方自治体水道等事業体の海外展開 …… 21
(4) 水関連技術の国際標準化 …… 23
(5) 中小企業による水関連ＢＯＰビジネスへの支援 …… 24
6. 国内の水問題 …… 25
(1) 国内の水インフラ整備の重要性 …… 25
(2) 水道に関する運営基盤強化の重要性 …… 26
(3) 食料自給率の向上 …… 27
(4) 適正な森林管理の重要性 …… 28
(5) 地下水情報の管理の重要性 …… 29
(6) 水行政に関する基本法の制定 …… 30
7. 世界の水問題に取り組む上での基盤整備 …… 31
(1) 水問題への取組における国内体制の強化 …… 31
(2) 水問題を解決する上で不可欠な科学技術の振興と活用 …… 32
(3) 水分野の専門家育成の促進 …… 33

三　３年目の調査の概要 …… 35
1. 我が国の水問題への取組の現状と課題 …… 35
(1) 政府からの説明骨子・概要 …… 36
(2) 主要論議 …… 47
2. アフリカ及び中東の水問題への取組の課題 …… 56
(1) 参考人の意見陳述骨子・概要 …… 57
(2) 主要論議 …… 62
3. 世界の水問題への取組の課題及び在り方 …… 72
(1) 参考人の意見陳述骨子・概要 …… 73
(2) 主要論議 …… 79
4. 世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方 …… 88
(1) 政府からの説明骨子・概要 …… 89
(2) 主要論議 …… 100
5. 世界の水問題と日本の対外戦略 …… 111

あとがき …… 121

参考１　３年間の調査経過 …… 123
参考２　１年目及び２年目の中間報告の概要 …… 128
参考３　水問題に関する基本的資料 …… 132
付　　調査会委員一覧 …… 169

官　報（号外）

まえがき

水は人間の生命・健康の維持はもとより生態系の保全や経済社会活動に欠かすことのできない貴重な循環資源である。また、水は世界各地に偏在し、利用できる量には限りがあることから、人間にとって重要な戦略物資でもある。

今日世界では人口の増加、食料需要の増加、都市化や工業化の進展、気候変動等によって７億人超の人々が不安定な水環境の下に置かれ、2050年には10億人にも達すると予測されている。水不足は食料不足や飢餓を招くとともに、不衛生な水に起因する疾病により多くの人々が健康を損なっている。アラル海地域を始めとする国際河川流域では水資源をめぐる対立が起きるなど、水問題は国際紛争の要因ともなっている。また、2011年のタイでの洪水被害に見られるように、近年アジアを中心に水災害が多発し、地域の人々の生活や経済に打撃を与えるのみならず、世界規模で展開している各国企業のサプライチェーンの寸断等を通じて世界経済にも深刻な影響をもたらしており、水災害の未然防止と被害の軽減をいかに図るかが主要な国際的課題となっている。

今日、国際社会では国連、Ｇ８等の主要国やＮＧＯ等の取組により、水問題が人間の安全保障に関わる重要な地球規模の課題として認識されてきているが、他方で水問題は分野横断的な性格を持ち、その解決には様々な分野における各国の叡智を結集しての取組が不可欠である。

こうした国際社会の動きを踏まえ、我が国は世界の水問題解決に寄与するため、水の浄化や汚水処理、海水淡水化等の水に関する優れた知見、技術及び経験を活用することにより、総合的水資源管理の推進、革新的水循環システムの構築、食料生産のための水利用支援などの取組を進めているほか、世界的に拡大しつつある水資源関連市場でのビジネスを通じた水問題の解決への取組も課題として検討を進めている。さらに、水災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトを組み合わせた総合「防災パッケージ」を提供するなど、「防災の主流化」に向けた国際協力も進めている。

我が国は、こうした取組を戦略的に進めることにより、国際社会で存在感を示しつつ、問題解決に向けてリーダーシップを発揮するとともに、持続的な成長を確保することができると言える。以上の認識に立ち、本調査会は、今期の調査

テーマとして「世界の水問題と日本の対外戦略」を掲げ、鋭意調査を行った。３年間に及ぶ調査の主な内容を取りまとめた本調査報告書では、各委員等から出された様々な意見を整理し、これを基に「課題と提言」として取りまとめた。

一　調査の経過

参議院の調査会は、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた機関であり、調査テーマに関し、参考人等の意見を踏まえて、各委員が自由な立場から議論を行うなどの活動を行っている。こうした趣旨の下、国際・地球環境・食糧問題に関する調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置された。

国際問題、地球環境問題及び食糧問題は非常に広範多岐にわたっているが、相互に関連するものとして水問題があることから、１年目は水問題を切り口に専門家から意見を聴取するなど調査を進めた。その結果、この先世界の水問題が人口増加、食料増産、都市化・工業化の進展、気候変動など様々な要因により深刻化する可能性があること、水問題は分野横断的な性格を有し、その解決には様々な分野における各国の叡智を結集しての取組が求められること、また我が国が水に関する優れた知見、技術及び経験を活用して水問題の解決に寄与することは、国際社会における我が国の存在感とリーダーシップの発揮や繁栄の確保の上で重要な課題であることなどが明らかとなった。

以上に鑑み、２年目以降においても引き続き水問題を取り上げることとし、平成23年８月31日、今期の調査テーマを「世界の水問題と日本の対外戦略」と定めた。２年目は今後水問題が最も懸念され、水関連の災害が多発する地域でもあるアジアを中心に調査を進めた。専門家、実務家及び政府参考人からの意見又は説明の聴取・自由質疑や委員派遣及び視察等を通じ、今後アジアが持続的な経済成長を維持するには水問題の解決や水関連災害への対応を適切に図ることが不可欠であり、我が国が地域の実情やニーズを踏まえ、適正な技術による国際協力等を通じて水問題の解決に寄与することがアジア及び我が国の繁栄の上で重要であることなどが明らかとなった。

我が国が世界の水問題の解決に向け、国際協力等により貢献を行うに当たっては、我が国自身が自らの水問題に適切に対処し、十分な経験と知見を蓄積することが重要である。また、今日世界の中で利用可能な水資源量や安全な水へのアクセス等において最も厳しい状況に置かれている地域がアフリカ及び中東

であることに鑑み、これらの地域の水問題に対する我が国の取組の現状と課題について調査することも重要である。そこで、最終年においては、我が国自身の水問題やアフリカ及び中東の水問題を取り上げるとともに、３年間の調査の総括として、水問題への取組の現状と課題及び今後の在り方について多角的かつ総合的に調査を行うこととし、４回にわたって専門家、実務家及び政府参考人など計22名の有識者から意見又は説明を聴取し、自由質疑を行ったほか、委員間の意見交換を行った。

二　課題と提言

本調査会は３年間、「世界の水問題と日本の対外戦略」のテーマの下で鋭意調査を行ってきたが、調査を通じ、今後世界の水問題が深刻化するおそれのあることに鑑み、我が国は水に関する優れた知見と経験、ノウハウをいかして、国際協力、ビジネス及び防災の各分野において世界の水問題の解決に寄与することが極めて重要であること、それは我が国の持続的な繁栄に資するのみならず、世界の安定と繁栄への貢献にもつながるものであり、こうした我が国の国際的取組は世界における我が国の存在感を確固たるものにし、リーダーシップの発揮を可能にするものであることが明らかとなった。

よって、世界の水問題解決に対する我が国の取組を一層促進するため、以下のとおり「課題と提言」を取りまとめた。

1．水問題に対する基本認識

＜課題＞

生命の源である水の確保は、人類にとって最も基本的な要求の１つであるが、高度に発展した今日の文明社会に生きる我々は、水に関して実に多様な問題を抱えている。地球上では水資源が大きく偏在しており、水ストレスを抱えた地域が数多く存在する中で、水不足が人間の生存や経済活動等への脅威となっているほか、水をめぐる争いも見られる。今後、人口増加や経済発展等に伴う水需要の増加と水質の悪化、気候変動等により、これらの地域における水不足等の深刻化が懸念される。また、モンスーンアジアを中心に、集中豪雨や長期間の降雨が各地に水災害をもたらしており、住民の生命や財産に深刻な被害を与えるとともに、企業のサプライチェーンへの打撃を通じてグローバル経済にも大きな影響を及ぼすなど、これら水問題に適切に対応することは、今日の世界の安定と繁栄を実現する上で避けて通ることのできない重要な課題となっている。

一方、我が国は一人当たりの水資源量が世界平均以下であるにもかかわらず、比較的降水量が多いため、国民の間では水に恵まれている印象もあり、水問題を強く意識することは少ない。しかし、近年、我が国でも、気候変動

等様々な要因により、集中豪雨による水害や渇水、あるいは地下水の水位の低下や汚染等の問題が生じており、これらの問題に効果的に取り組むためには、国民一人ひとりが水問題解決の重要性を自らの問題として認識することが求められている。

このような中、グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会では水問題が主要な地球規模課題であるとの共通認識が生まれており、我が国においても世界各地の水問題が自国に及ぼす影響に十分留意し、国際社会と連携しつつ、適切に対処していく必要がある。我が国は食料やエネルギーの多くを海外からの輸入に依存しているほか、アジアを中心に世界各地で構築されている我が国企業のサプライチェーンを維持する上では現地での安定的な水供給と水災害対策が不可欠となっている。このように、水は戦略的な物資でもあると言えるが、世界の水問題の解決に取り組むことは、自らの安全保障を確保する上でも極めて重要であり、国としていかに戦略的に取り組んでいくかが課題となっている。

食料を例に挙げれば、世界の水需要の約７割を農業用水が占めている中で、人口増加や経済発展、都市化、気候変動等の様々な要因により、今後、水不足が世界的に深刻化した場合、食料生産にも悪影響が出ることが予想される。このことは、食料の多くを海外からの輸入に頼っている我が国にとって、世界の水問題が自国の生存と繁栄を脅かす問題であることを如実に示す例であり、我が国としていかにこの問題に真剣に取り組んでいくかが課題となっている。

また、水問題は世界各国に様々な形で存在するが、人口規模やグローバル経済への影響、我が国との密接な関係などを踏まえれば、特にアジアにおける水問題の解決が喫緊の課題である。アジア開発銀行（ＡＤＢ）などによれば、アジアでは安全な水の確保や水害への備えに関し、インド、バングラデシュなど８か国が最も深刻な問題を抱え、中国、ベトナムなど29か国がそれに続くと指摘されているが、これらの国々には多くの日系企業が進出し、部品等の供給先にもなっていることから、リスク管理の観点も含め、アジアの水問題にどのように取り組んでいくかも大きな課題となっている。

＜提言＞

○我々人類にとり必要不可欠である水は、食料やエネルギーと密接な関係にあるだけでなく、世界各地で構築されている我が国企業のサプライチェーンを維持する上でも欠かすことができず、我が国経済を支える重要なものである。水が豊富にあると言われる我が国においても、今後様々な要因により水不足や水質悪化、さらには水災害等に見舞われる地域が増える可能性がある。このように、まさに戦略物資であると言える水が、我が国の持続的な成長及び世界の安定と繁栄の実現にとって極めて重要なものであることを広く国民に啓発するよう努めるべきである。

○我が国は、世界に誇るべき高度な上下水道関連技術や水防災に関するノウハウなど、水問題に対処するための優れた知見、経験、技術を官民で有している。水問題の深刻化が懸念される中で、人間の安全保障の実現を通じて世界の安定と繁栄に貢献することにより、我が国の国際社会における立場を確たるものとするとともに、我が国自身の持続的な繁栄を実現するためには、これらを最大限にいかし、我が国が世界の水問題の解決に主導的な役割を果たすことが不可欠であるとの基本認識を官民が広く共有すべきである。

○こうした共通認識を踏まえて、世界の水問題に対処するための我が国の対外戦略を明確に打ち立て、長期的視野に立って世界の水問題の解決に取り組む姿勢を内外に示すべきである。戦略の策定に当たっては、安全な水が全ての人にとって必要不可欠なものであるとの人道的見地から行う国際協力の視点と我が国の経済的繁栄に資するビジネスの視点とのバランスを確保すべきである。

○世界の水問題に取り組むに当たっては、アジアにおいて水問題の悪化が最も懸念されていること、グローバル経済におけるアジアの重要性が益々高まっていること、さらにはアジアを中心に重層的に構築されている我が国企業のサプライチェーンなどを通じた我が国経済への影響などを踏まえ、水リスクの軽減が喫緊の課題であるとの視点から、特にアジアを重視した取組を進めるべきである。

2. 水問題に対する国際協力

(1) 世界の水問題に取り組む多国間協力等の推進

＜課題＞

国際社会では、グローバル化の進展に伴って、水問題が地球規模課題であるという認識の共有が進み、国連のほか、主要国首脳会合（Ｇ８サミット）などによる主要国間の連携、さらには民間団体が主導する世界水フォーラム、アジア・太平洋水サミット、国際水協会（ＩＷＡ）など、多様な枠組みによる取組が進められている。これまで我が国は、世界水フォーラムにおいて、2003年の第３回で「日本水協力イニシアティブ」を、2006年の第４回では「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」（ＷＡＳＡＢＩ）をそれぞれ表明しており、また、2008年の北海道洞爺湖サミットにおいては水問題を主要議題の１つに取り上げるなど、これら多国間協力の場において積極的な貢献を行っている。さらに、2002年には日米水協力「きれいな水を人々へ」イニシアティブ、2003年には日仏水協力といった枠組みでの協力も実施してきているが、水問題の解決には今後も着実な取組を継続的に行うことが不可欠であることから、引き続きこれらの多国間協力等を強化していくことが重要な課題となっている。

＜提言＞

○多国間協力に当たっては、水問題の持つ多面性や相互関連性を踏まえ、持続可能で健全な水循環を実現する重要性について、認識の共有が図られるように議論をリードするとともに、政府開発援助（ＯＤＡ）などの二国間協力のほか、諸外国、国際機関、国際ＮＧＯ等の取組との効果的な連携も念頭に、実効性ある取組を提案していくべきである。その際、我が国の知見や経験の活用、過去の協力実績などを踏まえ、アジア・太平洋水サミットのような地域的な取組への支援を強化していくべきである。

(2) ＭＤＧｓの達成とポストＭＤＧｓ

＜課題＞

国連の定めたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）は、国際社会が途上国の開発を支援する上で重要な指標となっており、その達成は人間の安全保障の実現にとっても不可欠なものとなっている。水と衛生分野の改善はその目標の１つとして挙げられており、これまでの取組により、安全な水へのアクセスに関する目標については世界全体として達成されたものの、サブサハラ・アフリカや南アジアなどを中心に今なお７億人を超える人々に安全な水が行き届いていない事実を直視することが重要である。

途上国では生活用水を確保するために、主に女性や子どもが水くみに多くの時間を費やしており、経済的自立や教育の機会が奪われる要因の１つとなっていることに加え、そのようにして手に入れた水も不衛生なため、感染症が蔓延する原因ともなっている。これらの事実を踏まえ、ＭＤＧｓ全体の３分の１程度は安全な水へのアクセスが実現すれば達成できるものと認識されており、水問題は優先的に取り組むべき課題である。

ＭＤＧｓは2015年に目標達成期限を迎えるが、その後も継続的に取り組むことが必要である。現在、ポストＭＤＧｓに関する議論が行われているが、水問題が開発の多くの分野に関わっていることから、その設定に際しては、近年の知見の集積などを踏まえ、いかにして水資源管理の在り方や水関連災害なども含めたより多面的な水問題に関する目標を設定するかが課題となっている。

＜提言＞

○水問題は途上国の開発において重要な課題であり、人間の安全保障の実現を図る上でも、ＭＤＧｓにおいては、引き続き基礎的な衛生施設へのアクセス改善に取り組むとともに、2015年以降のポストＭＤＧｓにおいても、水に焦点を当てたより包括的な新たな目標を設定し、フォローアップの在り方の検討も含め、成果が確実に上がるための仕組みを設けることが重要である。そこで、我が国はその実現に向けてリーダーシップを十分に発揮すべきである。

○2015年までに安全な飲料水を利用できない人々の割合を半減させるというＭＤＧｓは世界全体では2010年に達成されたものの、サブサハラ・アフリカでは半減目標の達成が困難視されている。ＭＤＧｓの達成なくして、アフリカにおける貧困削減と質の高い成長を実現することは容易ではない。本年６月に我が国で開催される「第５回アフリカ開発会議」（ＴＩＣＡＤ Ｖ）において開発と貧困削減における水問題解決と官民双方による援助・ビジネスを通じた国際協力促進の重要性について認識が共有され、具体的な成果が上がるよう、リーダーシップを発揮すべきである。

(3) 水分野のＯＤＡ

＜課題＞

我が国は水・衛生分野で世界のトップドナーであるなど、ＯＤＡにおいて従来からこの分野を重視し、積極的に援助に取り組んでいる。引き続き国際社会において存在感を発揮するためには、喫緊の課題である途上国の水環境の改善に対し十分な貢献を行うことが必要である。そのため、各地域や各国の水需給の動向、水質等に関する状況及び水災害の防止・軽減に関する体制・施策の状況や援助ニーズ等を的確に把握し、我が国の知見、経験、技術を活用して、一層質の高いＯＤＡによる支援を進めることが重要となっている。

一方、厳しい財政事情の下、ＯＤＡ予算の削減が続いているが、その妥当性や効果に関して、世界の水問題全体に与える影響や、我が国と相手国の間の関係などを考慮した上で、限られた財源を戦略的に活用していく視点も重要である。

また、途上国における給水事情の改善には、水資源の確保から給水施設の整備、給水施設の維持管理など多岐にわたる息の長い支援が不可欠であることから、村落給水、水道管理の技術者、青年海外協力隊員、ボランティアなどを現地に派遣し、現地住民と協力し合いながら、継続的に支援することが重要である。感染症の予防のためには安全な水にアクセスでき、衛生施設の利用に際してその水を適切に利用する必要があるが、途上

国の中にはそうした習慣のない国・地域が少なくない。そこで、給水施設の整備に加えて、清潔な衛生施設を整備するとともに、衛生施設の利用や食事の際などに手洗い等を習慣づけることも課題である。喫緊の課題である衛生施設の整備を速やかに行うためには、浄化槽のような個別処理の普及も含め、現地の事情に合った手法を導入し、支援を進めていくことも重要である。

さらに、世界では今後、下水の再生利用や海水淡水化など、非常に高度な水利用システムが更に統合された形で最適化された水システムや地域総合水システムへのニーズが高まることが予想される。そこで我が国は、一定の発展段階に達した国々を中心に、単に個別プロジェクトを点として支援するのではなく、長期的な視野を持って、地域づくりといった面的な開発を支援する中で、地域に合った水循環を実現するための具体的な技術やシステムを提案していくことが重要となっている。

＜提言＞

○水・衛生分野のＯＤＡを効果的・効率的に実施するためには、援助した施設や設備が適切に維持管理されていくことが重要であるが、特に無償で援助したものの一部は故障などをきっかけに放置され、十分活用されていない例も見られる。そこで、ＯＤＡの実施に当たっては、メンテナンスや使用状況のフォローアップなどに対する支援を強化すべきである。

○持続可能で相手国の自立により効果的な水・衛生分野での支援を行うため、ソーシャルビジネスと連携した、「持続可能性」、「安価」及び「オーナーシップ（主体性）」の３つの要素を満たした新たな国際協力のモデルの積極的な導入を図っていくべきである。

○途上国には真に援助を必要とする最貧困層も存在しており、特に水分野が人々の生命にも直結するものであることを考えれば、従来型の無償援助とソーシャルビジネスとを適切に組み合わせて運用するよう努めるべきである。

○途上国において水を取り巻く状況は千差万別であり、給水事情の改善には多岐にわたる息の長い支援が不可欠である。我が国の支援が真に現地に役立つものとなり、支援によって設置された給水施設の維持管理が適切に行われ、持続的に利用されるよう、村落給水、水道管理の技術者、青年海外協力隊員、さらにはボランティアを現地に派遣し、できる限り資材等を現地で調達するとともに、住民と対話を行い、その協力を得ながら、水関連施設の整備を進めるべきである。

○途上国において安全な水へのアクセスと衛生施設の普及を促進するため、清潔な衛生施設の利用や手洗いが感染症予防にとり重要であることについて現地住民の間に理解を広げ、これらを日常生活での習慣とすべく、住民との対話・交流を通じて啓発活動を地道に行うべきである。また、住民と対話しつつ、その協力を得ながら、こうした衛生施設や手洗い場の増設を支援すべきである。

○途上国の開発においては、水問題の解決を中核に位置付けていくために、水問題を単独で捉えるのではなく、望ましい水循環をまちづくり、地域づくり全体の中で面的にしっかりと考えていくべきである。

(4) ＮＧＯの役割の重要性

＜課題＞

世界各地の水問題に適切に対処するには、援助現場での息が長くきめ細かな取組が不可欠である。我が国の多くのＮＧＯが途上国において草の根レベルで地域住民に向けた援助を行っており、その活動は我が国開発援助の一翼を担うものとして評価されている。我が国の水分野の援助をより効果的・効率的なものとしていくためには、政府とＮＧＯとが政策立案・実施双方のレベルで連携を深めることが重要な課題である。

草の根レベルで展開されるＮＧＯの援助活動は、我が国の顔が見えるだけでなく、迅速かつ柔軟な対応が可能であり、地域住民に直接に裨益することが多い点などで強みがあるが、我が国においては、ＮＧＯの役割に対する国民の間の認識が必ずしも十分ではなく、寄附文化も根付いているとは言い難い。こうした中で多くのＮＧＯの財政基盤は脆弱で、専属のス

タッフも限られているなどの問題も抱えており、ＮＧＯの力をいかしていくためには、ＮＧＯに対し適切な支援を行い、こうした問題を解決していくことも課題となっている。

＜提言＞

○現在、政府はＮＧＯに対し資金面での支援を行っているが、資金の使途について、外部監査を行っているにもかかわらず、現地事情に照らして詳細すぎる報告が義務付けられているために利用しにくいとの改善を求める指摘がなされている。そのようなスキームについては、世界の水問題に対する取組においてＮＧＯが果たしている役割を踏まえ、ＮＧＯの柔軟で機動的な取組を一層支援するため、諸外国における支援の実情なども踏まえ、使い勝手をより良いものに変えるなど、支援策を拡充し、改善していくべきである。

○政策面に関するＮＧＯとの対話についても、対話の成果を政策に反映していくための新たな仕組みづくりや運営の改善などを図り、その実効性を高めていくべきである。

(5)　雨水利用の促進

＜課題＞

アジアは人口増加と経済発展に伴って水問題が深刻化している地域の１つであるが、モンスーンアジアは世界でも有数の降水量が豊富な地域でもあり、水源として雨水が大きな可能性を秘めている。中でも東南アジアや南アジアなどで見られる、豊富な地下水が存在しながらヒ素等による汚染により飲料水としての利用ができない地域などでは、雨水の水源としての重要性は一層高く、その利用促進を図る支援が重要である。

また、気候変動等の影響により、大量の降雨が洪水などの水害をもたらすリスクが高まっていることから、特に都市部において、雨水利用の促進は、河川への急激な雨水の流入を抑制し、都市型洪水を緩和する効果も期待できることから、水災害防止の観点からも支援していくことが重要な課題となっている。

＜提言＞

○天然の蒸留水である雨水は、安全で、誰でも簡単に手に入れることができるものであることや、今後、水需要の増大により、農業や工業との間での水の配分の在り方も問われることとなることから、モンスーンアジアを始め、一定量の降雨が期待できる地域にあっては、雨水利用を小規模分散型の主要な水源の１つとして国際協力やビジネスを通じた国際貢献の中にしっかりと位置付け、普及を図っていくべきである。

3.　水災害への国際協力

＜課題＞

世界各地では数多くの水災害が発生しており、2011年に我が国を襲った巨大津波やタイにおける洪水は記憶に新しい。人々の生活を一瞬にして破壊し、全ての財産を喪失させる水災害は、人間の安全保障にとって重大な脅威の１つと言うことができる。また、統計的に見ても、アジアにおける水災害の被害人口が世界の全自然災害の85％を占めていることに加え、グローバル化が進む中で、前述の津波や洪水が世界規模での工業生産等に大きな影響を与えたことからも分かるように、アジア地域の水災害に対する防災協力は、地域内だけでなく、世界の安定と繁栄にとっても極めて重要である。

また、アジアを中心に世界規模でサプライチェーンを有する我が国企業にとっても世界の水災害は脅威であり、サプライチェーンやバリューチェーンまで含めた水リスクの評価、管理及び対策が課題となっている。

我が国は、これまで津波やモンスーンによる豪雨、台風など、長い水災害との闘いの歴史の中で、様々な優れた技術や知見、経験を蓄積してきた。アジアにおいていち早く近代化を成し遂げた我が国は、科学的な知見に基づく治水対策を進めてきたが、その過程において、対策の限界や矛盾も経験してきており、これらの教訓も含め、アジアを中心とする水災害に苦しむ国々に我が国がいかにしてそれらを伝え、共有していくかが重要な課題となっている。また途上国においては、国や地域によって防災・減災に対する考え方や開発における考慮の度合いも異なることから、今後開発等において防災・減災を重視する「防災の主流化」を推進するため我が国がいかなる役割を果たすかも課題となっている。

＜提言＞

○防災における国際協力は我が国が重視する人間の安全保障の確保にとっても不可欠な取組である。我が国は今後、この分野を国際協力の重要な柱の１つに据え、途上国の開発において、「防災の主流化」の推進を後押しすべきであり、先のタイの洪水を契機として進められている、ヒト・モノ・ノウハウを一体とした「防災パッケージ」による支援を一層推進すべきである。

○我が国は防災に関して多様な知見や技術を有しているが、中でも、人工衛星等を活用した水害の原因となり得る気象現象などを観測する優れたレーダーシステムやそれらから得られたデータの蓄積や活用は我が国の強みである。このため、水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）等が行っている洪水予警報システムの開発や提供、人材育成などの国際協力を通じて、アジアを始めとする水害に対する脆弱性を抱える諸国における災害の予防・対応能力の向上を一層支援すべきである。

4. 国際河川流域管理における日本の役割

＜課題＞

古代文明が大河に沿って発展していったことからも伺えるように、水は人々の生命や経済活動も含め、社会を維持、発展させていく上で不可欠なものであり、それ故に水をめぐる紛争は古代より繰り返されてきたが、主権国家による国際システムが確立している今日においても、周辺環境の保全、資源の適正利用などのほかに、国家間の紛争防止という観点からも、関係国が多い国際河川における流域諸国間の利害調整は重要な課題となっている。

世界には、これまで水の利用をめぐって流域国間に潜在的な緊張関係が存在し、時としてそれが顕在化する主要な国際河川が幾つか見られるほか、世界人口の増加や経済発展、森林の減少・劣化などを背景に水不足の深刻化が懸念される中で、「21世紀は水紛争の時代になる」旨の危惧の声も聞かれた。冷戦終結後、水をめぐる国家間の接触や交渉は急増したものの、友好的

なものが多かったとされているが、今後については楽観できないとの指摘もなされており、国際河川における協調のための枠組みをいかに構築していくかが課題となっている。

このような視点から、我が国との関係が深いアジアを見るならば、そのような国際河川の１つとしてメコン川が挙げられる。メコン川をめぐっては、多くのダムの建設を計画する上流国の中国と下流国との対立が今後緊迫する可能性も指摘されているが、同流域はインドシナ半島の安定と繁栄にとって重要であり、また、我が国も様々な面で深い関係を有する地域であることから、流域諸国間において円滑な利害調整が行われることが重要である。

メコン川における流域国間の利害調整のための組織としては、メコン河委員会（ＭＲＣ）が設置されているものの、その調整能力の低下が指摘されており、地域におけるパワーバランスの変化など、地域情勢が変化する中で、円滑な利害調整の実現のため、我が国としていかに寄与していくかが課題となっている。

また、顕著な縮小が生じている中央アジアのアラル海をめぐっても、水資源やエネルギー等の調整役でもあったソ連邦の解体に伴い周辺諸国が独立した結果、アラル海の水源となっているシルダリア川とアムダリア川の水管理をめぐって上流国と下流国の間で緊張関係が生じていると指摘されており、中央アジア諸国の開発支援の中で、我が国として何ができるのかも検討すべき課題となっている。

さらに、中東においても、チグリス・ユーフラテス川の水資源の利用が、国際紛争の要因の１つとなっているとの指摘がある点も留意すべきである。

直接の当事者ではなく、かつ、国際河川や国際湖沼が存在しない我が国はこれらの利害調整に関する経験が乏しいこともあり、直接的な貢献を行うことは困難と考えられる中で、第三国としての中立的な立場や優れた水資源に関する観測技術、水源かん養機能の向上に向けた森林経営のノウハウの活用など、我が国の強みをいかした貢献を行うことが課題となっている。

＜提言＞

○我が国が直接に関係国の利害を調整して、国際河川流域諸国の問題を解決することは困難であるが、我が国にとってメコン地域が持つ重要性を踏まえ、これまで流域国との間で培ってきた信頼や科学的データに基づく河川管理に関するノウハウなどを活用し、流域国が守るべき最低限の国際基準・ルール策定に向けたイニシアティブの発揮、流域国への交通インフラ等の援助、治水技術や森林経営等に関する人材育成への支援など、我が国の強みをいかした地域の安定と繁栄に寄与する取組を積極的に推進すべきである。

○国際河川等の管理において緊張が生じる背景の１つには、水資源の現状に関する関係国間の認識の相違が挙げられる。衛星技術による客観的なデータの提供や観測ネットワークの構築などに対する支援を強化すべきである。また、関係国の学者等を招き、水資源の現状について議論を行う場を設けることが共通認識の形成に有意義であることから、これら外交チャンネル以外での取組も支援していくべきである。

○アラル海をめぐる水管理を円滑なものにしていくためには、周辺諸国の一体感を高めることが重要であることを踏まえ、我が国が提案した対話である「中央アジア＋日本」対話のような機会を通じて、中央アジアが結束していくことが望ましいとの姿勢を表明していくべきである。

5. 水ビジネスを通じた国際貢献

(1) 水ビジネスの重要性

＜課題＞

財源に限界があるＯＤＡのみによって喫緊の課題となっている世界の水問題を解決することはもはや困難であり、我が国として持続可能な国際貢献を行うためにも、民間の持つ資金やノウハウを活用した取組を取り入れていくことが重要であると指摘されている。人口増加や途上国の経済成長等に伴い、世界の水ビジネス市場の一層の拡大が見込まれる中で、水処理に関して優れた経験と技術を有する我が国には、水問題を解決することにより、途上国等の成長の果実を分かち合うウイン・ウインの関係を築くチャンスが到来していると言われており、今後水ビジネスをいかに展開するかが重要な課題となっている。

他方、世界の上下水道市場の多くは公設であり、優れた水関連技術があったとしても、民間だけで市場に参入することは困難であるほか、当該市場での上下水道料金に鑑み、仮に市場に参入できたとしても、そこで十分な利益を上げることは容易ではないとの指摘がある。

また、我が国は膜処理などの水関連技術の水準は総じて高いものの、グローバルレベルと離れすぎて海外では通用しないという「ガラパゴス化」が進み、日本企業は技術で勝ってビジネスで負けるという状況に陥っており、これをいかにして変えるかも課題である。

我が国は水・衛生問題の改善に取り組んできた長い歴史を有しており、多様な技術を蓄積してきている強みがある。特に、浄化槽のような技術は、財政負担などにより大規模集中型の下水道施設の建設が現実的に困難な途上国において、喫緊の課題である衛生問題を改善するための効果的な選択肢であり、このような技術を普及するようなビジネスを推進していく視点も重要である。

＜提言＞

○多くの国々では我が国に対する信頼が厚く、「日本ブランド」を使いながら、技術面のほか、資金力や日本人の持つ倫理観などのソフト・パワーも活用した水ビジネスを積極的に進めていくべきである。また、途上国等の水市場では、利益を上げる中で、相手国の水関連企業を育成し、連携することにより、その国の産業振興に貢献するという視点も持つべきである。

○海外水ビジネスを行うに際しては、漏水防止技術、浄水場や下水処理場の維持管理、海水淡水化、下水の再生利用など我が国企業等の有する高度な技術をいかしたビジネス戦略を持つことが必要であるが、各国・各地域の経済発展段階が様々であるため、必要とされる水の質や水供給システムはそれぞれ異なる点にも留意した取組を進めるべきである。

○膜処理のような高度な最先端技術だけでなく、粗ろ過、緩速ろ過（生物浄化法）浄水施設、合併浄化槽や浄化剤による小規模分散型の水処理などのほか、コンポストトイレ・バイオトイレなど水を使用せず、糞尿を資源としていかすことのできるサニテーションシステムなど、蓄積されてきた多様な技術の層の厚さは新興国に対する我が国の強みでもあり、相手国・地域の実情を踏まえた上で、住民のニーズに応じた適切な技術を提供していくべきである。

○日本の優れた水関連技術を水ビジネス展開にいかすため、政府、自治体、企業、大学、ＮＧＯ等によるオールジャパンでの取組を推進すべきである。また、世界から広く技術や人材を結集して、トップセールスをいかすための営業力の強化など、国内ではなくグローバルレベルで闘うことへの意識変革を図るべきである。

(2) 海外水ビジネスにおける政府の取組

＜課題＞

水分野での我が国の強みをいかした国際貢献を推進する上で、ＯＤＡ等の国際協力と並び、水処理などで高い技術を有する民間企業がビジネスを通じて行う取組が重要になっていると言われているが、相手国の政府や地方自治体などの公的部門が関与する上下水道のようなインフラ事業を民間企業のみの力で受注することは困難であり、民間の持つ優れた技術が広く活用されるためには、政府による支援の在り方が課題となっている。

また、途上国において大規模なインフラ整備を行う場合、政治面、金融面、治安面など、様々なリスクに直面することから、これを低減するための支援も不可欠なものとなっている。

さらに、海外といっても千差万別であり、水に関するニーズも様々であることから、大規模な上下水道インフラのみでなく、浄化剤などを用いた簡易な浄水施設や浄化槽のような個別処理の普及も含め、国としてどのような戦略に基づき、水ビジネスをどのようにして支援していくかが課題となっている。

＜提言＞

○海外で上下水道事業を進める際には、政府は民間企業や地方自治体と連携し、我が国の有する技術力や優位性を周知するため、国際会議や国際見本市への企業の出展を支援するとともに、トップセールスや政府間対話の場を活用しながら、相手国との対話と交渉を更に推進すべきである。また、途上国などでは相手国側の事情により、上下水道について適切な料金設定を行うことが困難となる場合があることから、持続可能な経営を可能とする制度づくりに向けて、相手国政府との対話等を官民一体で強力に進めるべきである。案件形成や事業実施に際しての相手国との調整などにおいても、在外公館、国際協力機構（ＪＩＣＡ）や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）の現地事務所等が緊密に連携しつつ、ニーズの発掘や課題などの的確な把握に努め、必要な支援を行うべきである。

○海外での水ビジネスは、投資回収期間の長さや現地政府の関与などを理由に、民間金融機関の融資が容易に受けられないことが少なくないため、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）等政府機関は、海外水ビジネス展開を促進するため、ビジネスを行おうとする企業に対し、融資等による金融面での支援を強化すべきである。また、海外で水道施設等を企業が受注する場合には施設の受注から完成まで長時間を要する上、様々なリスクが存在する場合も少なくない。そのため、産業革新機構の資金力等を活用して、共同出資等の形で海外水ビジネスに取り組むことも進めるべきである。

○海外でビジネスを行う際には、前述の政治面や金融面でのリスクに加え、渇水、水害、地震などの自然災害や、感染症等の疾病、犯罪、テロ、内戦などの治安状況、さらには近隣国との紛争など様々なリスクが存在する。このため、政府は企業の海外進出を後押しする際には、関係機関相互の連携を十分に図りつつ、海外進出企業に対して現地のリスク情報を適切に提供するとともに、安全の確保につき企業との連携を強化すべきである。また各企業も必要なリスク管理を行い、不測の事態が生じたときには自らが的確に対処するとの心構えを持つべきである。

○海外水ビジネスの対象は広範多岐にわたっており、政府は今後、上下水道といったボリュームゾーンだけにとらわれず、整水器、浄水器やボトリングのビジネスなども含め、包括的にビジネス支援を一層推進すべきである。

○先進国や新興国で取組が進みつつあるスマートシティ建設なども含め、日本として推進すべき総合的な水ビジネス像について明確な国家方針を策定し、戦略的に企業の海外展開を後押しすべきである。その際には、水供給後の効率的な水利用支援やマネジメント支援が重要であり、水のカスケード利用、節水型農業、工場内での水の再利用など、水を効率的に活用する生産活動についてのノウハウ等を提供することにより、まちづくり全体を支援するとの視点を明確に持つべきである。

○2010年７月の水と衛生に対する人権に関する国連決議において、安全かつ清潔な飲料水と衛生に対する権利が宣言されたことは、水を商品として利益本意に利用する動きを受けて水問題を捉え直す考えが広がっていることが背景にあるが、これに鑑み、安全で清潔な水が万人の権利であることを踏まえた対策にも配慮する必要がある。

(3)　地方自治体水道等事業体の海外展開

＜課題＞

我が国では長い間上下水道事業が地方自治体の事業として運営されてきたことから、これら事業に関する技術や経験、ノウハウの大部分を自治体が有している。我が国の水道事業を例に挙げれば、直接飲料に供することのできる高い品質に加え、漏水を最小限にする高い管渠維持管理技術や料金回収ノウハウなどに支えられた無収水率の低さなど、世界の水問題の解決に貢献する技術やノウハウを有していると言える。その一方で、自治体の上下水道事業は今日、職員数の減少と高齢化が進む中での技術継承への懸念、人口減少や節水機器等の普及による上下水道市場の縮小などにより、事業の持続可能性を確保するための取組が求められている。

近年、これらの課題への対応や、地元の水関連中小企業の海外進出による地域経済の活性化への期待などを背景に、民間企業との連携又は第３セクター方式により上下水道事業の海外展開に取り組む自治体が見られるが、我が国の誇る高品質な水道の普及が長期的に見て途上国の開発に資する点を踏まえ、その普及に資するこうした自治体の取組を支援することの重要性が指摘されている。特に、水問題が水循環全体の中で生じていることを踏まえれば、その解決には個別的に水供給や衛生施設を整備するのではなく、地域や流域といった単位で面的に取り組む必要があることから、自治体が有している総合的なまちづくりの経験をより積極的に活用していくことが必要になっている。さらに、自治体が官民が一体となった取組により渇水や公害による水質汚染を克服してきた歴史は、我が国の技術やノウハウの有効性を示す最も説得力のある証拠であり、途上国等の期待も大きいことから、自治体が一層の役割を担うことが期待されている。

他方、自治体の水道事業の海外展開に対しては、水道事業の利益性は高くなく、水道料金を現地住民の手の届くものに抑えるために現地の資材や人材を活用する結果、地元の雇用対策にもならない上に、赤字が生じた場合に国民の税金で補填するのは適当でないとの指摘や、国際協力の枠組みで始めた以上、うまくいかないから撤退するというのでは国際関係上問題であるとの指摘もあり、こうした点に十分に留意しながら、いかに海外展開を図るかが課題となっている。

＜提言＞

○政府は、地方自治体の持つ優れた上下水道関連技術及び管理・運営ノウハウが世界の水問題の解決に資する点を踏まえ、自治体のこれら事業体の海外水ビジネス展開に対し、助言・指導を含め支援を一層充実すべきである。その際、個別のプロジェクトを支援するだけでなく、相手国との政策対話を通じて、水問題を面的に解決する地域づくりを支援する視点で自治体との連携を図っていくべきである。

○水ビジネスには様々なリスクがあることや、相手国住民の生活を守る必要があるため、高い収益を上げることは困難であることを認識しつつ、自治体による水道事業の目的が公共の福祉の増進にあることを踏まえ、

本来の事業に支障が生じないよう、十分なリスク判断と管理の下で、国際貢献としての意義や、水道事業の維持を図る上で必要となるノウハウの保全、人材育成などの成果を重視した取組を進めるべきである。

○自治体は、リスクを最小限に抑えるため、コンサルタント業務や事業運営のマネジメント契約などにより、安定した収入を得る中で海外での実績を積み重ねていくことが重要であるが、その際には、施設の建設はＯＤＡの資金で支援し、自治体とＪＩＣＡが連携しつつ、日本の水関連産業が参入しやすい案件形成を進めるべきである。また、本格参入に当たっては、民間企業や産業革新機構などとの連携を図るべきである。

○自治体が水道事業の海外展開を行うに当たっては、リスクも含め、住民にその必要性等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めるべきである。

(4) 水関連技術の国際標準化

＜課題＞

自国の技術が国際標準を獲得することは、それを普及していく上で大きな意味を持っている。水関連技術の国際規格化が重要な段階に入っている状況において、我が国の高度な水処理技術が国際標準となることは、長期的に見て世界全体の水問題の解決に資するものであり、同時に、我が国水関連産業が海外展開を進める上でも有利に働くものであることから、我が国の技術を国際標準化していく取組が求められている。

一方、国際標準は排他的な性格を持つものではなく、激しい国際競争の中にあっては、これを獲得することのみをもって我が国関連産業の優位性を確保することは困難と言える。国際標準の獲得はあくまで手段である点を踏まえ、それを活用することにより、どのような理想的な水循環システムを提案し、世界の水問題の解決に貢献していくのかという構想力が問われており、その構想に基づいた独創的な取組をいかに進めるかが課題となっている。

＜提言＞

○我が国の水関連産業の持つ強みがいかされる形で国際標準化が進むように、オールジャパンによる取組体制の下で、国際的なルールづくりに戦略的に取り組むべきである。その際、スマートシティへの応用など、日本の優位性をいかしたより総合的な水循環システムの普及につなげていくため、国際標準の獲得後までを視野に入れた戦略を産官学の緊密な連携により構築していくべきである。

(5) 中小企業による水関連ＢＯＰビジネスへの支援

＜課題＞

近年、開発途上国の中には順調に経済成長を遂げ、将来有望な市場になる可能性を秘めている国も見受けられる。そこで、現在、同地域で大部分を占めている低所得者層、すなわちＢＯＰ層を対象に適切な価格で製品・サービスを提供することにより、住民の生活水準の向上と企業の増収を持続的に図ろうとするＢＯＰビジネスが注目されている。ＢＯＰビジネスにおいては、柔軟できめの細かい対応、現地人材やアイデアの思いきった活用などが成功の鍵であると言われており、これらの点で強みを持つ中小企業が活躍できる分野である。

我が国の中小企業の中には、汚水処理などの優れた水関連技術やノウハウを有する企業があるが、国内市場が縮小傾向にある中で、国内のみでの事業展開では将来展望が開けず、厳しい経営環境に置かれている企業も少なくない。ＢＯＰビジネスは、途上国でこうした企業の持つ技術等を用いた製品・サービスを提供することにより、途上国の直面する水問題の解決に寄与しつつ、中小企業自身の収益増と経営安定化が期待できるものであり、中小企業のＢＯＰビジネスへの進出をいかに支援していくかが課題になっている。また、ＢＯＰビジネスは現地での雇用の創出などにより、住民の自立を促進し、貧困削減にも資するものであり、開発の観点からも支援の強化が課題となっている。

＜提言＞

○中小企業は途上国の水問題を解決する上で効果的な技術を有していても、海外に派遣可能な人員、海外での事業経験や知名度、現地情報や相手国政府関係者等とのコネクションなどが乏しいことなどにより、独力で海外展開を行うことは困難な場合が多い。そこで、中小企業によるＢＯＰビジネスを成功させるため、ＯＤＡなどの枠組みを利用した資金面の支援に加え、在外公館や現地のＪＩＣＡ事務所などが、広報活動やロジスティックなども含めたきめ細かな支援を行うなど、国として官民連携によるＢＯＰビジネス支援に積極的に取り組むべきである。

○途上国においてＢＯＰビジネスを展開するに当たっては、政府の支援に加え、企業側も現地ニーズの把握や住民が購入可能な価格設定などを行う必要があるが、その際にはＢＯＰビジネスの意義でもある現地の人材や資材の活用に努め、現地の労働市場や経済に貢献するという視点を持つべきである。

6. 国内の水問題

(1) 国内の水インフラ整備の重要性

＜課題＞

我が国の上下水道設備などの水インフラは、戦後の高度経済成長期を中心に整備が進み、現在では高い整備率となっているが、一方では老朽化が進行し、漏水や下水道管の陥没事故が増加するなど、更新が喫緊の課題となっている。他方で、人口減少や節水機器の普及などにより水道事業体の収支状況が悪化しており、財源を確保するため、民間資金を財源として活用できる新たな仕組みを構築し、官民が連携して水インフラ整備を進めていくことなどが課題となっている。その際、特に地方の限界集落の出現など、上下水道設備の普及期と異なる状況が生じていることも踏まえ、従来型の大規模集中型の処理施設と小規模分散型の施設との適切な使い分けが課題となっている。

また、我が国では地方公営企業が上下水道事業を行っている。このうち下水道事業や簡易水道事業の多くは、発生主義に基づく企業会計ではなく、現金主義に基づく官庁会計になっており、会計処理で減価償却が行われていないことも更新のための原資を確保する上での課題であるとの指摘もなされている。

＜提言＞

○財政面から上下水道事業の持続可能性を確保していくために、地方公営企業の会計方式の企業会計への変更や、地方債よりもオープンな形での新たな民間資金活用のための手法の導入などを検討するとともに、早急な対応が求められる老朽施設の更新については、財政措置などの必要な支援を行うべきである。

○既存設備の長寿命化を図ることも重要であり、予防防災の観点を含め、水関係インフラの維持管理を円滑に推進し、地域の安心・安全を含めた安定した地域の形成に貢献する、アセットマネジメントの考え方の普及・拡大を更に進めていくべきである。さらに、人口増加や水需要拡大といった右肩上がりへの対応の発想から転換し、人口減少や水需要減少期における上下水道、工業や農業における利水、さらには治水も含め、水関連事業全体の在り方を早急に検討していくべきである。

(2) 水道に関する運営基盤強化の重要性

＜課題＞

地方自治体においては、団塊の世代の職員の大量退職や合理化が進んだことなどにより、水道事業の持続可能性を確保していく上で、水道技術者の減少が深刻な問題となりつつある中で、民間の力を今後適切に活用しなければ、水道事業が立ちいかなくなるような状況が生じており、このような状況にいかに対応するかが課題となっている。

＜提言＞

○水道は人間の命を守る上で欠かすことのできない役割を担っており、その根幹部分は公がしっかり押さえ、最終責任は公が担うことを前提に、官民の適切な役割分担の在り方や民間企業の優れた技術を活用するための手法などについて検討すべきである。

○少子高齢化等に伴う人口減少により生じている限界集落については、自治体機能が低下する一方で、採算面から民間企業の参入も期待しにくいことから、市民による自治管理が行われているところがある。今後、限界集落における水道施設の維持管理が一層困難となる可能性があり、その適切な運営の在り方について検討し、支援していくべきである。

(3) 食料自給率の向上

＜課題＞

世界的に水不足が懸念される中で、我が国はその生産に大量の水を必要とする食料の多くを輸入に頼っている。さらに、我が国は米国、豪州、中国などから多くの食料を輸入しているが、これらの国々の生産地では水不足が生じている地域もある。世界的な水収支の観点からすれば、比較的水に余裕がある我が国で必要な食料を生産せず、水不足にある国からの輸入に多くを頼ることは、極めて非効率な状況であり、その妥当性を議論する必要性が指摘されている。

また、今後、途上国等を中心とした人口増加や経済発展などにより、世界的な水と食料の不足が懸念される中で、我が国が食料増産に努め、自給率を一層高めることは、世界の水問題解決に向けた我が国の貢献であるだけでなく、世界の一員としての義務でもあるとの指摘もなされている。

以上を踏まえて、今後食料自給率の向上にいかに取り組むかが重要な課題となっている。

＜提言＞

○農地、中でも水田は水源かん養等の機能や生物多様性への貢献といった多面的な機能を有している。食料自給の在り方については、このような生産基盤である農地の持つ多面的な機能が有する価値まで含めた視点で総合的に検討すべきである。その際、食料増産に伴って我が国において新たに必要となる水需要についても、その量や確保の在り方も含め、十分に検討すべきである。

○長期的に見た場合、これから先、世界の水と食料の需給はひっ迫傾向をたどると予測されているが、仮に世界の農産物市場で貿易自由化が一層進んだ場合、輸出が特定国に集中するだけでなく、輸出規制や投機マネーの流入などによる価格高騰が生じやすい状況が生まれるのではないかとの指摘や、不衛生な水を用いて生産された食料の輸入により食の安全性に懸念が生じるおそれがあるとの指摘もなされている。我が国は、これらの指摘や世界の水収支の改善という視点に留意しつつ、食料自給率の向上に取り組むべきである。

(4) 適正な森林管理の重要性

＜課題＞

国土の約３分の２を占める森林は、木材の産出といった経済的な価値のほか、水資源かん養、河川流量の平準化、CO2の吸収など多様な公益的機能を有している。これらの機能を維持するため、民有林にあっては所有者が適切な管理を行うべきであるが、国産材価格の低迷などにより林業が衰退した結果、森林が放置されたり、さらには相続や売却が繰り返されることにより所有者の把握が困難になっている例も見られる。安定的な水資源を確保する観点からも、いかに森林の保全と林業の振興を図っていくかが課題となっている。

森林管理がきちんと行われ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるためには、森林所有者が明確になるようにすること、森林所有者が不明な場合に必要な間伐や造林等を確保するための措置や、森林経営計画の策定促進など森林計画制度に基づく各種施策の確実な実行が重要であり、また売買や相続等による森林所有者の異動に係る手続が適切かつ公正に行われるとともに、地方自治体等が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるようにすることが重要である。2011年の改正森林法の趣旨を十分に国の施策にいかし、適切な措置を講じていくことが課題である。

＜提言＞

○森林の持つ水源かん養機能等を維持していくためには間伐の実施など、適切な森林管理が不可欠である。そのため、間伐材の活用を促進すること等により、林業そのものの振興と木材の自給を一層図っていくべきである。その上で、林業が停滞する現状においては、森林所有者にこれらの作業を適切に行わせるために、関係機関は改正森林法による所有者変更に関する届出制度の活用や情報の共有化を推進し、森林所有者の把握に努めるとともに、森林保全のために、施業代行の実施など、必要な行政措置を講ずるべきである。これらの措置をもってしても森林の保全を図ることが困難な場合は、更なる対応策の必要性について検討を行うべきである。

○森林の持つ多面的な役割を適切に評価し、水源林の管理・保全を通して水の確保に貢献している地域に対して財政支援を行えないか検討すべきである。

(5)　地下水情報の管理の重要性

＜課題＞

地下水は我が国においても従来から重要な水源の１つとなっているが、近年では、おいしい水への関心の高まりなどにより、ミネラルウォーターなどのボトル水需要が増加しており、過剰なくみ上げによる地下水水位の低下などの問題が生じている地域も見られる。また、水道料金の節約や東日本大震災を契機とした緊急用水源としての活用などを意図して、水道の大口需要者による自家用井戸の設置も増加しており、地方自治体の水道事業への影響が懸念されるなど、これらの課題にいかに対応するかが問われている。さらに、経済成長著しいアジア各国における水不足が生産に及ぼす影響への懸念から、企業の中には海外での生産拠点を国内に戻すことを検討する動きなども見られるため、今後、国内では地下水の利用が一層進むのではないかと予測されることにも留意する必要がある。

一方、東京都心部など、かつて地下水の過剰取水による地盤沈下が問題となった地域においては、法律に基づく取水規制を行った結果、地下水量

が回復し、地下構造物を浮上させるなど、新たな問題も生じている。水源を多様化し、河川水に頼らない水利用を実現する観点から、地下水の状況を的確に把握した上で、利用促進を図っていく必要があるとの指摘もなされている。

＜提言＞

○我が国では、土地所有者が法律の範囲内で自由に地下水を利用できるとされているが、地下水の過剰な取水は、地盤沈下や水源の枯渇等、広域にわたってその影響が及ぶことから、地下水の持つ公的な性格を踏まえ、国として、地下水脈の「見える化」など、全国の地下水に関する情報を収集し、管理に活用するとともに、地下水の適切な利用の在り方について議論を深めた上で、持続可能な利用を確保するために必要な措置を講ずるべきである。

○食料自給の向上にもつながる水田を活用した食料生産地による地下水のかん養、企業による地下水利用と保全事業など、地域ごとに総合的な地下水活用ルールを整備していくべきである。

(6)　水行政に関する基本法の制定

＜課題＞

水問題は広範多岐にわたるものであるため、現在は多くの関係省庁が連携しつつ、所管する個別法に基づき取組を進めているが、各法律の水に対する捉え方がそれぞれ異なるため、縦割りによって効果的な対応が困難な場合も見られる。こうした問題に対していかに対応するかが求められている。

＜提言＞

○現在、超党派の水制度改革議員連盟において、水の性格や利用の在り方、国による基本方針の策定など、総合的な水行政を推進し、水問題に効果的に取り組むために必要となる基本的な事項を定めた水循環基本法の制定に向けて議論が重ねられるなど立法化に向けた動きがある。国会

や政府等においては、こうした動きが加速されるよう、必要な支援・協力を行うべきである。

○雨水利用は、国内において水源の多様化や都市型水害への対策として有効であるほか、世界の水問題に取り組むに当たっても、国内において技術やノウハウを蓄積することは有意義であることから、国会や政府等においては、雨水の利用を推進するための法律の早期制定に向けて真剣に取り組むべきである。

7. 世界の水問題に取り組む上での基盤整備

(1) 水問題への取組における国内体制の強化

＜課題＞

水循環は社会システムのあらゆる領域に影響が及ぶ複雑なものであることから、そこで生ずる水問題に適切に対処するためには、多くの分野を包括した総合的な取組が不可欠である。国際協力やビジネスを通じて世界の水問題の解決に貢献していく上ではこのような視点が必要となる中で、我が国では水関係省庁が多数存在し、水に関する法律も個別に運用されることから、水問題に効果的に取り組むためには省庁間の相互連携が鍵を握っているが、司令塔の不在などにより必ずしも十分な状況であるとは言い難い。こうした状況に鑑み、我が国が国内外の水問題に適切に取り組むためには、関係省庁間の連携強化など、一層の省庁横断的な取組を可能にする実施体制の構築が重要な課題となっている。

また、我が国ではたびたび大地震等の災害により水道施設が破損していることから、現在の災害応急体制が十分であるのかどうかを検証し、必要ならば体制の見直しを図ることも課題となっている。

＜提言＞

○政府の水政策全般を強化するため、司令塔として内閣に水政策本部のような組織を置き、世界の水問題に対する戦略も含めた水政策等に関する基本方針、実施計画等を策定するとともに、水行政の組織及び予算の一元的な運用について検討すべきである。

○世界の水問題解決のため、国として国際協力や水ビジネス支援に取り組む場合には、相手国政府との信頼関係を構築するとともに、政策の策定とその実施等において迅速な意思決定と適切な対処が何より求められる。そこで、国際協力や水ビジネスなど対外的な水政策に関して、一元的な運用を進めるために、関係閣僚会合のような場で緊密な調整を行った上で、明確な戦略の下で政府全体の取組を進めるべきである。また、水戦略担当大臣を置き、積極的に海外との政策対話やコネクションの構築を行い、対外戦略の展開を最前線で指揮することにより、水問題に関する対外戦略を具体化していくような仕組みをつくることも検討すべきである。

○世界の水問題に取り組むに当たっては、政府と民間企業との間での情報・意見交換の場を多く持つことにより、両者の連携を一層図るほか、ＮＰＯ、政治リーダー、学識経験者などが、行政ができない部分を埋めていくために積極的な役割を果たすべきである。

○我が国は「防災パッケージ」による支援を進めているが、そのためにも、まず自らの国内の防災体制の在り方を検討すべきである。我が国では阪神・淡路大震災後に職員10万人の状況で水道の災害応急体制がつくられたが、その後、５万人まで減った状況で東日本大震災が発生しており、応急体制がどこまで機能したのかを十分に検証すべきである。

(2) 水問題を解決する上で不可欠な科学技術の振興と活用

＜課題＞

水問題が生ずる背景には、地球規模の気候システムなどにより形成される水循環が、人類の様々な諸活動によって本来有るべき姿から乖離してしまっていることがある。このように重層的な要因が相互に影響し合いながら生じている水問題を解決していくためには、分野横断的に絡み合う多様な課題に全体として取り組むことが必要であり、造水や水の浄化といった個別的な技術のほか、水文学、気候学、都市工学など、関係する様々な科学技術分野に関する知見を動員し、総合的な考察を行うための体制づくりを進めることが重要な課題となっている。

また、我が国の水道水の水質はかなり高く、多くの場合そのまま飲料用として使用しているが、こうした国は世界でもまれであると言われている。近年、国民の間での健康や水の安全性に対する関心の高まりを反映し、高度浄水処理や蛇口につける整水器のような水質を更に高める技術やそれを使った製品が注目されており、このような科学技術力をいかに振興し、世界の水問題の解決に役立てていくかが課題となっている。

＜提言＞

○表流水、地下水、下水などの汚染水の浄化、海水等の淡水化、水災害の未然防止や災害被害の最小化、健康に良い水の追求、気候変動が水循環に及ぼす影響、少量の水による農業生産、ＩＴを活用した効率的な水循環システムの構築など、水問題の解決に資する各地域に合った理想的な水循環を実現するために必要となる科学技術の振興を図り、これらを有機的につなぎ合わせるための取組を一層積極的に支援していくべきである。

○高い水技術に関する我が国の強みが、国としての明確な水戦略を欠くことによって「ガラパゴス化」することのないように、これらの技術を含めて水に関する科学技術力を更に高め、どのように世界に展開し、水問題の解決に役立て得るかについて十分に検討すべきである。その際、上下水道インフラのような従来型の設備の活用のみにとらわれることなく、世界の水問題の多様性を踏まえ、我が国の有する水技術全体を改めて見直し、最もふさわしい技術を展開した上で、途上国の問題の解決に用いた技術を日本国内や先進国でも活用していくようなリバース・イノベーションの考え方も含め、戦略的に取り組むべきである。

(3)　水分野の専門家育成の促進

＜課題＞

我が国の上下水道の維持・管理技術は世界に誇るべきものであるが、これまで上下水道事業を担ってきた地方自治体の技術者の多くが退職期を迎え、人材の枯渇が懸念されている。今後、水道技術者を一層増やす必要があるが、若者の間で水道技術職に魅力を感じる者が必ずしも多くないと言われている。技術者の減少を放置した場合、国内での安全な水の供給や効果的な下水処理はもとより、水分野における我が国の比較優位にも大きな支障が生ずる懸念があることから、今後いかにして技術職の魅力を高め、人材を増やすかが課題となっている。

また、我が国では自然災害が多く、災害の未然防止と事後の対処のためには、土木工学等の専門家や技術者などの人材が多く存在することが必要であるが、近年、公共事業の減少などにより建設業の縮小が進み、それに伴い土木の専門家や技術者も減少傾向にあり、今後も必要な人員の確保が課題となっている。

＜提言＞

○水道を支える技術者としての仕事が世界に誇れるものであり、魅力に富むものであることを広く周知するとともに、大学等において水関連技術を修得する人材を増やすよう努めるべきである。また、それらの人材を効果的に活用するため、水に関する政策、技術、教育などを横断的に見渡せるゼネラリストが必要であり、大学等にゼネラリスト養成コースを設け、計画的に人材を育成すべきである。さらに、こうした人材を国や自治体等が積極的に雇用・活用することにより、水問題に総合的に取り組むための基盤の充実を図るべきである。

○防災に関しては、東日本大震災などを契機として関心が高まっている老朽インフラの更新への対応のほか、今後の国際協力の重要な柱の１つに防災協力を据えていくためにも、必要となる人材を計画的に養成していくべきである。

三　3年目の調査の概要

1. 我が国の水問題への取組の現状と課題

我が国は世界的に見ると降水量は比較的多く水が豊かな国であるが、一人当たりで見た場合の降水量は世界平均の3分の1程度に過ぎない。また、降水量の大部分は梅雨期と台風期、冬期の降雨・降雪によってもたらされ、降水量の多い時期には集中豪雨や洪水が発生しやすい一方で、降水量の少ない時期には渇水等の被害も発生し、さらに近年は、都市の排水能力を超える短時間の大量の降雨による都市型洪水のリスクも高まってきている。

また、上下水道を始めとする水資源関連施設は高度成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでおり、管渠の破損など様々な事故の発生リスクや地震など災害への脆弱性に対する懸念も高まっている。

上下水道事業については、人口の減少、節水機器の普及等の社会経済情勢の変化に伴って水道使用量が減少傾向にあり、使用料収入の増加が見込めない中で、今後急速に増大する老朽化施設の更新、耐震化、水質悪化対策のための高度処理化などに膨大な投資が必要になるほか、技術職員の減少や技術の継承が問題となっている。このため、経営環境が厳しさを増す中で、いかに経営基盤の強化を図りながら、サービス水準の維持・向上や災害への緊急体制の強化などを進めていくかが大きな課題となっている。

また、気候変動や都市化などを背景に水資源が不安定化する中で、災害リスクや渇水リスクの軽減を図る上で、河川水のほかに、地下水や雨水、再生水など水源の多様化を進めることの有効性が指摘されている。特に、雨水については、我が国ではこれまであまり活用されてこなかったが、新たな水源としての価値だけでなく都市型洪水の緩和策にも資するとの評価もあり、利用促進への取組が求められている。

我が国の国土面積の約3分の2を占める森林は、水源のかん養や災害防止、温暖化防止など多面的な機能を有し、特に水資源の確保を図るためにも健全な森林を適正に整備・保全していくことが大きな課題となっている。2011年の改正森林法では、森林所有者情報を整備し、伐採及び伐採後の造林の届出制度の

拡充を図るとともに、外国資本による森林買収の動き等を踏まえて、新たに森林の土地所有者となった者の事後届出を義務付けるなどの措置を行ったところであるが、これらを含め保安林制度等の確実な運用を図ることにより、水源地域等の森林保全を適切かつ効果的に推進することが重要な課題となっている。

以上のように、水資源には比較的恵まれている我が国自身も様々な問題を抱えていることを踏まえ、本調査会では、我が国の水問題への取組の現状と課題について調査を行うこととし、政府（国土交通省、厚生労働省、総務省、林野庁、外務省及び法務省）から下水道施設の整備状況と更新の課題、水災害への対応の現状と課題、雨水の利用状況、上水道施設の整備状況と更新における課題、上下水道事業の経営状況、水源林の状況及び保全策の現状と課題、外国人による土地取得と国際約束との関係、水源林保全問題と国内法との関連等について説明を聴取し、質疑を行った。質疑では、上下水道事業の現状と課題、多様な水資源の確保に向けた取組、水源林の適正な保全・管理の在り方、洪水等大規模災害への対応の在り方等について論議が行われた。

(1) 政府からの説明骨子・概要

調査会において政府から述べられた説明の骨子・概要は、次のとおりである。

○国土交通省（岡久　宏史　国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）

- 汚水処理施設整備の手法
- 汚水処理の普及状況
- 下水道施設の老朽化の現状と基本的な取組方針

汚水処理には集合処理と個別処理があるが、人口が密集した区域では集合処理が経済的であることから、住宅が密集した中心部は集合処理の下水道で、人家のまばらな周辺部は個別処理の浄化槽で整備を進めている。各汚水処理施設の特色や経済性等を勘案しつつ、最適な整備手法を都道府県構想として取りまとめ、明確な役割分担の下に計画的に事業を進めているが、計画策定後も人口減少や財政状況等を勘案し適宜見直しを行っている。

全国の下水道と浄化槽あるいは農業集落排水事業等による汚水処理人口普及率は2011年度末で約88％であり、このうち下水道は約76％となっている。人口100万人以上の大都市の汚水処理人口普及率は99.4％に達する一方で5万人未満では約74％と低く、都市の規模による格差が存在する。全国の未普及人口1,500万人余りの約半数は市街化区域であり、今後、未普及地域の早急な解消が必要である。

現在、下水道管渠の延長は約44万キロに達するが、そのうち耐用年数と言われる50年を経過したものが約１万キロ、陥没件数が急速に増える境界である30年を経過したものが約10万キロとなっている。50年経過の管渠が10年後には３万キロ、さらに20年後には10万キロに達するなど、老朽化した管渠が今後急速に増えていく状況にある。また、全国の下水処理場約2,200か所の機械、電気設備の約半数は、耐用年数と言われる15年を超えており、これらの更新も大きな課題になっている。

こうした中、下水道施設の老朽化への基本的な取組方針としては、①定期的な点検、調査による状況把握に基づいた適切な対応をとること、②改築更新を進める上において、アセットマネジメントによる予防保全管理を推進することにより、事故や機能停止のリスクを低減し、施設の長寿命化を図り、改築事業費の低減・平準化を図ること、③管渠の更生工法のように安い改築更新手法・技術の開発を進めていくことの３点が必要であると考えている。

○国土交通省（山崎　篤男　国土交通省水管理・国土保全局次長）

・頻発する水害・土砂災害と地球温暖化
・予防的な治水対策と再度災害防止対策
・河川管理施設の老朽化と維持管理・更新

我が国は低平地に都市ができており、水害に対し非常に脆弱な国土となっている上に、台風などの災害に頻繁に見舞われる状況にある。山地などの非常にもろい地形が多く、そうした所で深層崩壊が起きていることも水害に弱くなっている原因である。

そうした状況の中、近年、多数の死者を出す大災害を含め、水害や土砂災害が毎年のように頻発している。ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の第４次報告書では地球温暖化により大雨の頻度が増加する可能性が高いとされているが、既に1時間降水量50ミリ以上の大量の豪雨の発生頻度が徐々に増えており、今後北日本を中心に相当降雨量が増加するのではないかと推計されている。

これらへの対応としては、災害の起こりやすさや想定される被害の程度を考慮した予防的な治水対策を始め、激甚な水害が発生した地域などにおける再度災害防止、更に、河道や河川だけの対策ではなく、雨水貯留施設を造ることや道路を透水性にすることなどを通じた流域全体での治水対策、避難に役立てるためのインターネットやテレビなどによる河川水位等のリアルタイムでの情報提供、伝統的な水防活動に避難誘導のためのハザードマップや地下施設での避難確保計画の作成などを加えた水防活動など、総合的な治水対策を進めている。

河川管理施設も老朽化が進んでおり、現在その４割が設置後40年を経過し、20年後にはこれが８割になるという試算がある。今後長寿命化計画などによりコスト縮減に努めていきたい。

また、津波防災の考え方としては、比較的頻度の高い津波はハードで守り、それを超えるようなものについては、ハードとソフトを組み合わせた多重防御を基本としている。一昨年に成立した津波防災地域づくり法により、海岸堤防を越えるような津波については、避難ビルへの避難、避難体制の整備、宅地のかさ上げなどの様々なもので対応していくこととしており、その対策が始められている。

○国土交通省（小池　剛　国土交通省水管理・国土保全局水資源部長）

・渇水及び災害時における雨水利用の必要性
・雨水利用施設の整備状況

近年、雨が降るときと降らないときの変動幅が増大しているため、水の利用も不安定化している。このため、必要な施設の整備・管理を進めるとともに、多様な水源を確保することが必要であることから、雨水等の利用促進を

図っている。1978年の福岡の大渇水、1994年の日本列島全体での渇水などをきっかけに雨水や再生水の施設の整備が進められており、現在、雨水単独の使用量は約700万立方メートルであり、全国の水使用量全体の0.01％に相当する量となっている。

雨水の利用状況を地域別に見ると、東京を中心とする関東の臨海部と北九州だけで全国の約６割弱を占め、水の有効利用に関する要綱等を定めて利用の導入を促進している東京都と福岡県の割合が高い。また、用途別では水洗トイレの洗浄や散水というような利用が多くなっている。主な雨水利用施設としては、東京近辺では、地下に約1,000立方メートルの雨水貯水槽のある東京ドームがあり、その利用により年間で約３万2,000トンの水道使用量を削減している。最近では東京スカイツリーが同規模の雨水貯留施設を持っている。

また、東日本大震災の際、水道や電気が不通になりトイレが使えない中、バケツに雨水をため洗浄水として使った仙台の東北文化学園大学の事例などは、震災時の雨水利用の有用性を実証するものである。こうした状況等について更に実態調査等を進め、関係機関とも連携しつつ、水資源対策の一環として、雨水利用の促進を図っていきたい。

○厚生労働省（髙島　泉　厚生労働大臣官房審議官）

・上水道施設の整備状況と老朽化・耐震化対策
・水道事業の経営状況をめぐる課題
・新水道ビジョン策定による課題解決の取組

水道の普及率は、高度成長期に伸びた結果、現在97.5％の高水準になっている。日本の水道の漏水率は全国平均で約７％、東京都に限れば約３％である。有収率も９割に達しており、共に世界最高水準である。今までの投資の状況を見ると、高度成長期と1998年前後の景気拡大期に投資が増え、現在の総資産は46.7兆円となっている。

一方では、水道管路の老朽化が進んでいる。管路の法定耐用年数は40年であるが、高度成長期に整備した水道管が更新時期を迎え、2010年には耐用年

数を超えた管路が7.8％に増える一方で、予算がなかなか増えず更新率が下がっている。

また、耐震化も進んでおらず、基幹管路については３割、浄水施設については２割弱、配水池については４割にとどまっている。こうした中、東日本大震災では全国の約20分の１に当たる19都道県の250万戸が断水した。県内の80％が断水した茨城県では地震による液状化の被害が特に大きかったことから、上水道事業においては液状化への備えが重要であると考えている。

水道事業の経営については、地方公営企業の形で運営がなされているが、それを支える職員の高齢化や減少が進んでいることが非常に大きな問題となっている。

また、水道事業では、基本的に料金収入を財源とする独立採算の形をとっており、これを全国マクロで毎年の資金の流れで見れば、料金収入等の２兆5,600億円と様々な補助による559億円が入り、そこから運転管理費用を出し、減価償却等を行い、2,216億円の収益を上げている。そして、これらの黒字を使い留保しながら4,100億円の資金と国庫補助等を合わせて毎年9,200億円の設備投資を行い、更新や耐震化を進めている。形としては黒字でも、こうした更新・耐震化の費用がなかなか出せない状況になっている。また、事業規模別の収支では５万人を境に小規模な水道事業では費用の方が掛かっているが、特に小規模な簡易水道事業は事業者数が非常に多く、経営的には大変厳しいものが多い。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、現在、2004年に作った「水道ビジョン」を改定した「新水道ビジョン」を策定中であり、東日本大震災や、給水人口が減り、収入が減る経営状況の中でしっかり水道事業を行うために、アセットマネジメントの徹底、施設のレベルアップ、広域化、官民連携をうたうことにしている。水道事業は固定費が非常に掛かる産業であり、各水道事業体には、いかに将来の更新需要、更新時期、料金を考えて施設を運営していくかといったアセットマネジメントの考え方の下に、適正な企業経営を行ってもらいたいと考えている。

さらに、昨年利根川上流から流れた化学物質が原因で下流の浄水場でホルムアルデヒドが検出される事態が発生したことなどを受け、高度浄水処理に

よる水質管理などの新たなニーズに対応すべく施設の更新や設備投資を行っていかなければならないと考えている。

○総務省（村中　健一　総務大臣官房審議官）

・上下水道の経営状況と公営企業拠出金の現状
・上下水道事業の経営に当たっての今後の留意事項

我が国においては、上下水道の大半が地方自治体が経営主体となって公営企業という形で運営されている。総務省は、地方公営企業で行う種々の事業を、組織の在り方や会計制度、経営状況といった側面から見ている。また、地方公営企業が事業を運営する中で、利用者からの料金収入に国からの補助金を加えても賄えない部分については、地方自治体が一般会計からの繰入金等で埋めることになっており、地方自治体の財政状況を見ている総務省は、その財政支援についても関与している。

上下水道の事業数は、事業統合が進んでいることもあり、前年度と比較して共に減少しており、職員数についても、事業数の減少や民間への業務委託の影響で共に減少している。

2011年度の水道事業は2,101億円の黒字、下水道事業は1,240億円の黒字であり、約９割前後の事業者が黒字の決算をしている。ただ、この黒字は、2011年度において水道事業で2,190億円、下水道事業で１兆7,952億円の地方自治体の一般会計等からの繰出金、言わば財政援助によって支えられている。

これらの事業については、社会のインフラとして必要な公共性の高い事業であることから、地方公営企業法において、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、地方自治体の一般会計等がこれを負担して財政援助をするものとされている。しかし、地方自治体の財政状況が厳しい中、公営企業に対し多額の繰出金を捻出するのは容易ではないため、地方公営企業が効率的・能率的な経営を進め、住民のサービスの質を確

保しつつできるだけ低いコストで運営するよう求めており、各地方自治体自身の要望でもある。

総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」という通知文書を発出し、水道事業について、住民ニーズの的確な把握と適切な建設改良等の計画策定に努め、投資規模の適正化を図ることや、積極的に事業の統合化、広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じて効率的な経営体制の確立を図ること等を要請するなど、地方公営企業の経営改革を要請している。また、下水道事業については、人口減少、あるいは水洗化率の上昇の中で、現実的な将来見通しに基づいて収支計画を立てることや、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等多様な手段がある中で、各種施設の中から最適なものを選択し計画的・効果的に整備を行うこと等を要請している。

総務省としては、こうした留意事項を踏まえて、各事業体が効率的な経営に努め、住民サービスの質を確保しつつも、財政状況の健全化に更に努めることを期待している。

○林野庁（沼田　正俊　林野庁長官）

・森林による水源のかん養機能の維持向上
・水源地域等の森林の整備保全に対する対策と課題
・外国資本による森林買収の実態把握と対応

我が国の国土の３分の２は森林で、所有者別に見ると、国が３割、都道府県、市町村等が１割、残る６割が私有林である。

森林には、水源をかん養する機能のほかに、災害や地球温暖化の防止、木材生産等の様々な機能があるが、世論調査では水源かん養機能に高い期待が示されている。

日本の降水量は年間1,700ミリほどだが、季節により偏り、急峻な地形で短時間で川を流れ下るような状況にあり、森林による水源のかん養が重要である。森林の土壌には水源かん養機能があり、何も植生がない所に比べ３倍程度の浸透力がある。また、森林がある場合、降雨後のピーク流量は、それがない場合の10分の１程度に抑えられるとの観測結果がある。

森林が水源林としての役割を果たすために、健全な森林を整備保全していくことが重要であり、林野庁は森林整備事業や治山事業を実施している。内容としては、人工林の間伐の実施、針葉樹と広葉樹が混在した針広混交林のような多様な森づくりを進めることに取り組んでいる。また、大雨等で荒廃した森林の保全施設を設置するような治山事業に取り組んでおり、水源かん養を始めとした公益的機能の維持増進や、海岸防災林を始めとする東日本大震災からの復旧復興にも努めている。

水源地域における森林の保全に関する対策として、森林法に基づいた保安林の伐採や開発の規制を行っている。保安林以外の森林でも、林地開発許可制度、伐採及び伐採後の造林の届出制度がある。こうした制度の運用の課題として、森林所有者の的確な把握が重要であるが、2011年の森林法改正により、森林の土地所有者となった場合の届出制度が新たに措置された。

外国資本による森林買収の実態把握のための調査を行っているが、2011年の実績は、年間で14件、157ヘクタール、それ以外で都道府県から農林水産省に報告があったものが６件、９ヘクタールである。また、2006年から2010年までの事例をまとめると計40件、森林面積620ヘクタールで、2011年のものを加えると６年間で60件、785ヘクタールとなる。

保安林制度については、森林面積で1,200万ヘクタール程度が保安林に指定されており、伐採や土地の形質変更に制限を掛けている。その中でも４分の３が水源かん養保安林である。林地開発許可制度は１ヘクタールを超える民有林を対象としている。

2011年の森林法改正により、森林保全の推進に関する制度の措置・充実が図られた。その１点目の伐採及び伐採後の造林の届出制度の拡充は、無届けによる伐採に対し、伐採の中止や造林の命令が発せられる仕組みである。２点目は、面積にかかわらず、新たに森林の土地所有者となった者の市町村長への事後届出の義務付けである。また、３点目は森林所有者情報の共有であるが、これらの仕組みを適切に運用して森林の整備保全を図っていきたい。

なお、森林所有者情報の共有については、従来は市町村、都道府県の林務担当だけで森林所有者情報が共有されていたが、新たに、固定資産課税台帳上で所有者が変わったものを依頼に基づき情報提供することや、登記所から

地番ごとではなく大字単位でデータによる入手が可能となった。各省と連携しながら森林所有者情報の共有を通じ、森林整備保全を図っていきたい。

○外務省（正木　靖　外務大臣官房参事官）

・外国人による土地取得とＷＴＯサービス貿易協定（ＧＡＴＳ）等との関係
・外国人の土地取得と二国間投資協定等との関係

外国人による土地取得と国際ルールの関係には２つの側面がある。１つは水資源を利用するなどサービスを提供するための土地取得に対するルール、もう１つは単に投資をするために土地を取得することに対するルールである。

サービスを提供するための土地取得に関する国際約束として、ＷＴＯのサービス貿易に関する一般協定、いわゆるＧＡＴＳがあるが、これは1995年に発効したサービス貿易を規律する協定であり、加盟国がほかの外国のサービス提供者などに最恵国待遇又は内国民待遇などを与えることについて規定している。

最恵国待遇とは、加盟国のサービス提供者などに対し、ほかの加盟国のサービス提供者と同等の待遇を与える、言わば外国の当事者間の平等を保障する義務を負うということである。日本は全てのサービス分野について何の留保も行っていないので、外国の当事者間での平等を保障する義務を負っている。

また、内国民待遇とは、自分の国民と同等の待遇を与えるという義務である。外国の当事者と日本の当事者との間の平等を保障するものであり、日本は外国人などのサービス提供に際する土地取得に関する部分については何らの留保も行っていない。この協定には、公の秩序維持、生命、健康保護という例外に加え、安全保障上の理由のための例外、例えば軍事施設のためのサービスを提供するための例外規定があるが、例外が実際に適用される場合は非常に限定的な条件であることに留意する必要がある。

もし日本が新たな約束の修正や変更をする場合には、影響を受ける加盟国

からの要請に応じ、必要な補償的な調整が必要になる。また、新たに留保等最恵国待遇の免除登録を行うには、ＷＴＯの閣僚レベルでの会議での４分の３の多数による決定が必要となる。

また、経済連携協定、いわゆるＥＰＡの中にもサービス貿易章という部分があるが、内国民待遇や最恵国待遇については、外国人などの土地取得に関し特段の制限、条件又は留保をしていない。この協定の中でも例外規定はある。

一方、単に投資のための土地取得については、投資協定、ＥＰＡの中で投資に関する部分の規律の適用がある。最近締結した二国間の投資協定又はＥＰＡの投資章において、多くの場合、日本は、相手国の国民などに対する日本の土地取得に関する内国民待遇義務について、相互主義、つまり相手国が同じような自由を保障するという条件で与えるという留保を行っている。

日韓の投資協定及び日・メキシコのＥＰＡの投資章においては、投資の自由化をより推進するとの立場から、相手国の投資家による我が国の土地取得については、特段の制限を課すことなく内国民待遇をするとの規定を置いている。これらの２つの協定にも例外規定はあるが、適用に当たっては限定的な状況にならざるを得ない。

○法務省（萩本　修　法務大臣官房審議官）

・水資源の保全のための法整備と所有権との関係
・外国人・外国資本による水源地取得の規制の在り方
・外国人等の水源地取得の規制と外国人土地法との関係

水資源の保全のための法整備と所有権との関係に関し、民法は、所有権について、所有者は、法令の制限の範囲内で、所有物の使用、収益及び処分をすることができると定めている。民法206条の文言上、所有権は一定の場合には一定の制限を受けることが元々想定されており、法令の制限にも様々なものがある。

水に関するものとしては、例えば地盤沈下の防止のための規制として建築物用地下水の採取の規制に関する法律があるが、水源地の土地の所有権について、水資源の保全のために取水を制限するなど一定の制限をすることは民法上可能である。もっとも、土地の所有権も財産権に該当するため、その制限に当たっては憲法29条の財産権の保障との関係を考慮する必要がある。財産権の制限が許容されるためには、規制目的が正当性を有することと、規制手段がその目的を達成するための手段として必要性・合理性を有することを要するとするのが最高裁判所の判例の考え方である。水資源の保全のための法整備を検討するに当たっても、規制目的と規制手段の両面からの検討が必要である。

水資源保全の観点から、外国人や外国資本による水源地の取得を規制すべきとの指摘については、外国人や外国資本のみを日本人と区別して規制対象とすることが水資源の保全という目的を実現するために必要かつ合理的と言うことができるか、そして水源地の所有権の取得を規制対象とすることが水資源の保全という目的を実現するために必要かつ合理的と言うことができるか、という２つの検討課題がある。これらを踏まえると、水資源の保全という目的達成のためには、水資源の保全を害する行為そのものを、その主体のいかんを問わずに規制することが規制目的に照らして必要かつ合理的な手段であると考えられる。

次に、外国人や外国資本による土地取得については、外国人土地法に基づく新たな政令の制定により対応できるとの指摘がある。同法は、相互主義に基づき、外国が日本人による土地取得を制限する場合には、政令を制定し当該外国の外国人や外国法人について日本における土地取得を制限することができること、また、国防上必要な地区については政令を制定し、外国人や外国法人による土地取得を制限することができるとの例外を定めている。相互主義に基づく政令は一度も制定されたことがなく、国防上必要な地区を定めた政令は、戦前に一度制定されたが、1945年に廃止された以降は制定されていない。

新たに政令を制定して外国人や外国資本による土地取得を規制することには、次のような問題がある。外国人土地法は、その規制の対象となる権利、制限の態様、制限違反があった場合の措置などについて具体的に規定していない。このような白紙的・包括的な委任は、国民の権利を制限し、義務を課

すことが国会の立法によって行わなければならないという憲法の原則に抵触するおそれがあり、新たな政令を制定すれば憲法上の問題が起こりかねない。そのため、新たな政令により外国人や外国資本による土地取得を規制することは困難であると言わざるを得ない。

他方、新たな法律の制定により土地取得を規制することについては、既に説明した規制目的と規制手段の両面の検討課題があり、水資源の保全という政策目的を達成するため、いかなる法整備が必要であるかについては、これらの検討課題について、民事基本法を所管する立場から法務省としても協力していきたい。

(2) 主要論議

調査会における政府参考人質疑での主な論議は、次のとおりである。

(上下水道事業の現状と課題)

○水道事業の広域化の現状と促進の必要性

・現在の水道事業は事業体がばらばらで、また料金も違う形になっているが、今後広域化を進め整理していくべきであり、そのための誘導策も必要と考える。広域化についてはどのような現状であり、政府は具体的にどのよう形で進めていくのか。

・総務省としては、同一市町村内での水供給において、事業形態の違いで大きな料金格差が生じるのは好ましくないと考えている。

・事業体の統合に関する全体の数字は持ち合わせていないが、これからの形態としては、市町村の枠を超え、大きくしていくことが基本と考えている。水源の違いで同じ市町村内でも事業体が分かれていたり、市町村の広域合併後も企業会計として統一されていないなどの問題もあり、厚生労働省としては、まとめて合理的な経営を進めてもらいたいと考えている。

○上下水道の更新費用の積立ての必要性

・上下水道の更新費用が地方自治体に重い負担となることが予測できたにもかかわらず、全国的にはまだまだ積立金の準備に手が付いていない自治体が多い。積立てを促していくため、より具体的な施策が必要ではないか。

・大都市などでは、これまでは整備に力を入れ財政をつぎ込んできたが、中心を移し、現在持っている財政を回しながら改築更新に努めている状況である。

・下水道に関する政策面は国土交通省が見ているが、新規整備が重要で更新までなかなか手が及ばなかったと思われる。また、下水道事業がいまだに企業会計ではなく現金主義で減価償却も入っていない官庁会計である点も問題であり、総務省としては、任意適用となっている財務規定を適用するようお願いしている。

・今後10年、20年の中で更新費用がどの程度の額になっていくかの推計はできているのか。

・水道に関する更新費用について、厚生労働省として各市町村単位の積み上げとしての数字は把握していない。

・国土交通省として下水道に関する更新費について全国での推計は行っていないが、これまでつぎ込んだ資産は約90兆円と言われている。地方自治体にお願いしているアセットマネジメントによる中長期的な計画が作成されれば、費用も明らかになってくると思われるため、早急な把握を行う必要がある。

○下水道整備状況が地方自治体により異なる原因

・隣接する名古屋市と清須市との間で、下水道整備状況がそれぞれ99％とゼロという大きな違いが出ている原因は何か。

・清須市では、いわゆるくみ取りや合併浄化槽等で対応していると思われる。

○下水道事業が地方自治体の財政を圧迫していることに対する国の見解

・下水道施設については、約２分の１の国庫補助であるが、起債し建設を進めながら25年位掛けて返済するうちに管渠が古くなり更に起債しなけ

ればならないといったように、下水道が地方自治体の赤字財政の大きな要因となっていることについて、総務省はどのような見解を持っているか。

・下水道事業が地方自治体にとって大きな財政負担になっており、今後更にそれが大きくなると懸念している。自治体には将来収支計画を策定し、よりお金の掛からない施設整備の仕方も含めよく検討するとともに、今の会計制度を企業会計に直してもらいたいと考えている。

○公営企業への企業会計導入義務化の必要性

・膨大な更新費用が見込まれる中で、官庁会計、現金主義がネックになっている。住民の適切な意思決定や更新費用で突然財政が回らなくなるリスクの回避のため、公営企業に発生主義に基づく会計を入れることを早く義務化する必要があるのではないか。

・公営企業への企業会計の導入については現在法律上は任意適用になっているが、総務省としては導入するよう自治体に求めている。適用件数は徐々に増えてきているものの依然低い水準にとどまっていることから、全面的な法適用について、現在検討している。

○会計検査院指摘の下水処理設備の余剰に関する改善の進捗状況

・会計検査院が指摘したように下水処理設備の余剰が生じた背景には、計画立案の困難性以外にも、建設費の半分が補助金で賄われることによる各事業体のずさんな計画も一因ではないかと感じられる。国土交通省はどのような改善策を考えているか、また会計検査院からの改善要求に対する進捗状況はどのようになっているか。

・18都道府県の調査の結果、国の補助を受け建設された下水道施設は89の処理場で稼働実績がない、あるいは余剰となっている状況が見受けられたことから、昨年10月、会計検査院から処置要求を受けた。国土交通省では、効率的に施設整備を推進する、増設・新設に際し将来予測をしっかりする、未稼働施設については、家庭からの汚水の接続を推進する、降雨時の処理や貯留など暫定的な施設での有効利用を検討するようお願

いするとともに、さらにヒアリングを行い、国としてもアイデアを出し今後の対策をしていくといった助言を行っている。

（多様な水資源の確保に向けた取組）

○地下水情報の体系的な把握・管理の必要性

・最近、病院、ホテル、旅館などで独自に地下水を取水しているところが増えているようだが、地下水の取水が例えば地盤沈下に及ぼす影響などを国としても体系的に捉えたり、情報管理を行う必要があるのではないか。

・国土交通省では、全国で特に地盤沈下が激しい3か所に関しては、地盤沈下対策の要綱地区として、使用される地下水の状況を報告してもらい、まとめているほか、それ以外の地区に関しても、地方自治体の協力の下、白書のような形で全体量の取りまとめを進めている。

○法制化を含めた雨水利用の普及拡大の必要性

・日本においても雨水を積極的に利用すべきであり、法制化、制度化を進めるとともに、雨水利用の普及拡大を図っていくことが喫緊の課題ではないか。

・水源の特性に応じた多様な水資源の確保として雨水の利用促進に取り組んでいるところであるが、雨水利用は量的にはまだまだ少なく、国土交通省として普及啓発等に積極的に取り組んでいきたい。

○多様な水資源の確保に向けた国による基本計画作成の必要性

・雨水を始め多様な水源確保について、地域にもよるが、地方自治体は相当進んでいる。そうした中で、国がもう少し見える形で基本計画を含めしっかり作り上げるべきではないか。

・指摘のとおりであり、議員立法で提案された雨水の利用の推進に関する法律案でも国が基本方針を定めることとされており、議員立法の動きとも連携しながら取り組んでいくことになると考えている。

（水源林の適正な保全・管理の在り方）

○理想的なかん養機能を強化するための山づくりの方策

・日本では植林によって針葉樹に変えてきたが、広葉樹と針葉樹との保水能力の違いなど、理想的に水源かん養機能を強化するための山づくりとはどのようなものか。

・適切に管理されていれば、水源のかん養機能において、樹種、また人工林か天然林かによる遜色はなく、根が十分育ち下層植生が発達することで水を蓄える能力は高まっていく。戦後の積極的な人工造林により水源かん養機能に一定の効果はあったが、近年管理が行き届かない所も出てきている。林野庁として、人工林、天然林いずれであっても、よく管理された多様な森づくりを目指していきたい。

○生物多様性等も踏まえたより多面的な森林の評価

・森林の多面的機能に関しては、これからの時代に重要となる生物多様性等を含めたアプローチを今後進めていくべきである。生物多様性の経済量への変換にも積極的に対応してもらいたい。

・現在公表している森林の公益的機能の評価額70兆円には生物多様性、気候の緩和、文化的なものなどは含まれず、どのように評価するのか難しいが、林野庁として国民に理解いただくよう努力したい。世界自然遺産など典型的なものについては環境省などとも連携しつつ施策を進めているが、森林全体における生物多様性を含めて更に研究を深めていきたい。

○森林の土地の所有者届出制度の導入等に対する林野庁の評価

・水資源の保全において森林の果たす役割は大変重要であり、森林の６割弱を占める私有林においても、その所有者は森林の公益的機能を考え、しっかり保全すべきであり、そのために適切な行政措置をする必要があるのではないか。

・森林の適切な管理を図るためには、森林所有者を市町村など行政が的確に捉えていることが重要であるが、2011年の森林法改正により2012年４

月から始まった森林所有者の取得の届出制や登記簿情報の共有化の現状について、林野庁の評価はどうか。

・森林所有者の取得の届出制導入後、半年で5,000件の届出があるなど森林所有者が非常に分かりやすくなった。また、登記簿情報についても、大字単位で提供してもらっており、森林所有者とその所在が分かり有り難いと感じている。各省にも協力してもらっているが、林野庁として今後更にそうした積み重ねにより精度を上げていきたいと考えている。

○CO2吸収源である森林整備の重要性と地球温暖化対策税導入の可否

・年間70兆円もの森林の多面的評価は外部経済であるので、CO2の吸収源としての森林にも温暖化対策のための税を対応させることなどを含め、清浄者受益の原則（ＣＢＰ）に基づく積極的な政策展開が重要ではないか。

・森林の公益的機能を適切に評価し、さらには森林・林業が活発化することを通じて地域が活性化する政策展開を進めていきたいと考えている。そうした中で、今すぐ行うことは難しいが、林野庁として温暖化防止のための吸収源対策も力を入れて検討していきたい。

○ＷＴＯ協定や憲法との関係から見た外国人による土地取得規制の妥当性

・最恵国待遇や内国民待遇の保障を基本とする、ＷＴＯサービス貿易に関する一般協定（ＧＡＴＳ）などとの関係から見て、外国人の土地取得を規制することは難しいのか。

・外国人のみを一方的に差別する形での規制は種々の国際ルールとの整合性の問題を生ずるが、例外規定もあり、どのような規制内容をもつものかによって慎重に考えていく必要がある。

・現行法上、憲法との関係を整理しない限り、事実上外国人の土地取得に対する規制は非常に困難であるということが我が国の結論ということでよいのか。

・憲法との関係では、規制目的の正当性と規制手段の必要性・合理性の２条件をクリアすれば所有権の制限ができるが、外国人という切り出し方

でそれらを合理的に説明するは難しいのではないかと考えている。

○水資源の保全を害するような行為の規制の在り方

・法務省から示された外国人・外国資本に限らずに水資源の保全を害するような行為を規制することが合理的ではないかとの問題意識に対し、国土交通省の見解はどうか。また、こうした行為に対する危機意識と具体的な規制のイメージはどのようなものなのか。

・例えば地下水については、昭和50年代に政府全体で激しい地盤沈下に対する法律的な対応を検討したが、利用者が多様であり取水することによる具体的な影響に関するデータの蓄積もないため、要綱に基づいて利用者が節約に協力し合うこととなり、現在に至っている。国土交通省としては、規制の正当性や手段の合理性について、関係する人々の意見等も聞きながら対応したいと考えており、現在具体的な形は持ち合わせていない。

（洪水等大規模災害への対応の在り方）

○阪神・淡路大震災の教訓の東日本大震災への活用状況の検証と災害応急体制に関する人員体制の充実や技術の継承の重要性

・阪神・淡路大震災で応急給水、施設復旧のための漏水検査など都市間の災害応急体制が確立されたが、その後水道事業の職員数が半減し、民間委託などで技術の継承も困難になってきている。そうした中で、東日本大震災への対応において、阪神・淡路大震災の教訓が十分にいかされたかについての検証の状況はどのようになっているのか。

・阪神・淡路大震災の経験の下に、東日本大震災が起きた際に、民間を含めた応援のためのネットワークを各自治体でつくったことにより、基本的に最も生活に必要な基礎的な水の供給という意味では、いち早く関係者が集まり供給できたと考えている。

・事業体の職員数の減少、高齢化への対応のためには、広域化による研修・訓練を通じた技術の承継、災害対応能力の養成などが必要である。広域化ができない場合にはネットワーク化による連携が重要であり、阪

神・淡路大震災を教訓に広域の応援ネットワークをつくり体制を整えている。外部委託も増えている中で、これからは官と民が一緒にネットワークをつくって対応していくことが求められていくと思われる。

・震災での経験から水道事業体職員の役割の大きさを実感したが、実際に経験を積み能力を培った職員が減少する中で技術の継承ができるのか心配される。水道に限らず、役所に専門家がいないので、専門家を探し、それから対応を考えるという、二重の手間と時間が掛かることが現に起こっていることからも、技術の継承の問題等をしっかり考えることが必要ではないか。

・人が少なくなる中、事業体である市町村の職員だけで技術を継承することは難しくなっており、官と民が一緒に事業を進める形になっている。技術の継承についても、広域ブロック化しつつ、民間と連携しながら、将来の水道経営がしっかりできるよう、研修や訓練等も行っている。

○津波発生の際に、より大型の救助艇を導入する必要性

・津波が発生した際の小型の救助艇の試作機があるが、より大型の収容人数が多いものを導入すれば、高台への避難が難しい高齢者等の救命に大変有効なのではないか。

・高台やマンション等の建築物への避難に加え、救助艇といったものも非常に有効な手段であり、様々な形で人の命を救うという観点で津波対策に取り組みたい。

○地球温暖化等による河川水量の変動も踏まえた洪水対策の在り方

・河川の水量に揺らぎが生じてきている中で、河川整備事業においては、今後予防的洪水対策等についてどのようなプライオリティーを基に事業展開を進めていくのかが非常に重要になってくる。国はどのような対応を考えているのか。

・我が国の河川整備は現時点での目標に達しておらず、まずは着実に整備を進めていくことが大前提であるが、その他にも流域での治水、総合治水や周辺の土地利用と一体での被害抑制、防災ネットワーク、避難行動

のための情報提供等ソフト施策の推進など様々な適応策を組み合わせて対応していきたい。

○原状復旧を原則とした災害対策の妥当性

・災害に関する事業は全て原状復旧が原則となっているが、費用その他の点を考慮すれば原状復旧の方法の方が適切な場合もあるのではないか。

・地域住民のことや人が住むことで国土が守られている面もあり、効率で決まるというわけでも効率を無視してよいわけでもない。どのような国土利用をしていくのかを考えながら様々な議論をしていく必要がある。

2. アフリカ及び中東の水問題への取組の課題

アフリカは、天然資源に恵まれるとともに、若年人口が増加しており、全体として経済成長を遂げていることから、近年「希望と発展の大陸」とも評され、経済のフロンティアとして注目を集めているが、一方では、依然として世界の後発開発途上国（ＬＤＣｓ）50か国中34か国を占めているという現状がある。

アフリカの水賦存量は大陸全体としては極端に少ないわけではないものの、著しく偏在しているほか、水資源の減少も指摘されており、東部・中部の乾燥・半乾燥地帯を中心に大規模な干ばつに見舞われている。また、上下水道、井戸等水インフラの整備状況も、特にサハラ以南（サブサハラ）で著しく遅れている。

こうしたことを背景として、サブサハラの水環境は特に劣悪なものとなっており、約４割の人々が安全な飲料水へアクセスできず、不衛生な水の飲用による下痢等の感染症のリスクが大きく、特に子どもの死亡率が高くなっている。さらに、女性や子どもの多くが遠方からの水の運搬の負担のため教育・就業の機会を奪われているほか、かんがいシステムが十分に機能せず、農産物の安定的な生産が妨げられているなど、水の問題が様々な国で人間開発や社会発展の制約となっており、サブサハラの水問題は、約４割の人々が１日１ドル以下で生活し、世界で最も深刻と言われる同地域の貧困問題と密接に関係していると言える。

国際社会はアフリカの水問題の解決に向けた取組を推進しているが、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）のうち、安全な飲料水を利用できない人々の割合を半減させるという指標は、世界全体では2010年に達成されたものの、サブサハラでの半減達成は困難と見られている。

こうした中、我が国政府は、アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）の枠組みも活用し、水資源の確保、給水施設の整備・維持管理、水管理組合の活性化、衛生啓発といった分野を中心に、国際協力機構（ＪＩＣＡ）ボランティアや専門家を派遣している。また、近年では、民間企業が水質浄化剤や石けんの普及、点滴かんがいの導入といったＢＯＰビジネスを展開するほか、ＮＧＯが適切な給

水システムの建設・維持管理に向けた教育・啓発等の支援、井戸掘りの技術指導を行うなど、非政府主体による支援活動も活発となっている。

一方、中東は、域内の大半の国が河川、湖沼等の淡水源も降水量も少ない乾燥地域に属し、一人当たりの水資源量が世界最少の地域である。今後、人口増加や都市化・工業化の進展に伴う水需要量の増大によって、国際河川などで水の利用をめぐる緊張が高まることも懸念されているが、同地域では、絶対的な水不足を補うため、蒸発又は膜処理によって海水から塩分を除去する海水淡水化技術の活用が広がっており、これらの分野における我が国による事業展開が、中東の水資源の補完、省エネルギー、環境保全の一助となるとともに、日本経済の新たな成長分野につながる可能性が期待されている。

以上を踏まえ、本調査会では、アフリカ及び中東の水問題への取組の課題について調査を行うこととし、有識者からアフリカ及び中東の水問題とＪＩＣＡの取組、アフリカにおけるＢＯＰビジネスによる水問題の取組と政府支援の在り方、アフリカの水・衛生問題に対するＮＧＯ活動の現状と課題等について意見を聴取し、質疑を行った。質疑では、政府開発援助（ＯＤＡ）による施設整備と維持管理とのパッケージ化の必要性、中東の国際河川管理に対する日本の関与、水関連ＢＯＰビジネスの展開の現状と課題、国際ＮＧＯによる水・衛生改善活動とＯＤＡ資金の活用の在り方等について論議が行われた。

(1)　参考人の意見陳述骨子・概要

調査会において参考人から述べられた意見の骨子・概要は、次のとおりである。

○不破　雅実　独立行政法人国際協力機構地球環境部長

- アフリカ及び中東の水資源の特徴
- アフリカ及び中東の水問題の現状
- アフリカ及び中東の水問題へのＪＩＣＡの取組の方針
- アフリカ及び中東の水問題へのＪＩＣＡの取組の主な事例

アフリカでは、ある程度の水資源はあるものの、非常に水が少ない所と十分な所がある。サブサハラの水資源量は年間約7,000トンとそれなりにあるものの、偏在しているとともに、安全な水として利用できるものが非常に少ない。他方、北アフリカ、東アフリカ、南部アフリカでは水資源が不足している。また、中東の絶対的水資源量は年間約1,000トンと世界最少である。

アフリカではナイル川、ザンベジ川、ニジェール川など63の国際河川があり、大陸の流域面積の64％、表流水の水量の93％を占めている。また、中東にはチグリス・ユーフラテス川があり、これら国際河川においては、水の利用に関することが紛争の要因となりやすいという背景がある。

アフリカにおいては、表流水のほか利用可能な水資源量の15％を地下水が占め、これに人口の75％が依存している。また、ＭＤＧｓの１つに2015年までに安全な水にアクセスできない人口の割合を半減させるという目標があり、世界全体では2010年に達成されたとはいえ、いまだ７億8,000万人が安全な水へのアクセスができず、特にサブサハラ・アフリカの状況は深刻である。

ＪＩＣＡはアフリカの水問題に対する取組として、地方部における子どもと婦人の水くみ労働を解消させるための協力を中心の１つに置き、適正な水資源の配分、安全な飲料水を供給するための井戸や都市給水の整備、水の利用方法の改善といった協力を行っている。他方、中東の水問題に対する取組としては、水資源の効率的利用という観点から、降雨量や河川流量などの観測体制を整備し、人材育成を通じ高い精度での水資源の需給のモニタリングを目指すなどの水資源管理の改善や、漏水又は料金が徴収できない水（無収水）の削減などを進めている。

アフリカにおける具体的な取組としては、水資源管理の強化のための水資源管理・開発計画プロジェクトの策定・実施、現地で入手可能な木材や石などの材料を使い、難しい知識や技術を必要としない簡易なかんがいなど、持続的な適正技術の開発と普及による水利用の改善などの協力を行っている。また、アフリカの村落では水がほとんど得られない現状があることから、村落給水については、主に無償資金協力による井戸の掘削とハンドポンプの設置、水源の維持管理、住民の能力開発、衛生教育を含む技術協力を進めてい

る。都市給水については、円借款や無償資金協力による比較的大規模な上水道の敷設、水供給改善事業、維持管理のための人材育成、無収水削減の技術協力を実施している。さらに、民間企業の浄水装置を用いた村落給水など、民間企業と連携した取組も進めている。

中東における具体的な取組としては、無収水対策の技術協力として、流量・水圧の測定方法や漏水・盗水の探知方法の指導、盗水予防と節水のキャンペーン、配管施工業者の技術の訓練・認定・認証等を行っている。

○小田　兼利　日本ポリグル株式会社代表取締役会長、ポリグルソーシャルビジネス株式会社会長

- アフリカ、中東等における日本ポリグルの水ビジネスの取組
- 中小企業の海外ビジネスに対する日本政府及びＪＩＣＡの支援の重要性

日本ポリグルの浄化剤は、納豆のねばねば成分をベースに、水中の汚れ成分を凝集させることにより濁水を飲み水に変える。

日本ポリグルでは、この技術のほか、東電の汚染水を浄化する技術も開発しているが、マスコミでも盛んに報道されているものの、我が国は新しい技術に対して振り向こうともしない。

他方、途上国においては、高価で良い技術を提供しても現地の人が使えなくては意味がなく、また、安くしないと売れないが、日本ポリグルの装置は撹拌後に砂でろ過するという簡単なものであり、皆がすぐに使え、現地で利益も出しており、重宝されている。水問題の解決は高くつくものではなく、難しく考える必要はない。日本政府が設置を進めている井戸にはフッ素やアフリカ特有の鉄分が多いといった問題があるが、ポリグルの浄化剤はフッ素やヒ素が除去できるので、ＪＩＣＡも関心を持ってくれているようである。

タイ、バングラデシュなど海外では、まずボランティアから始めビジネスへと移ったが、中小企業ゆえの苦労をしていた折りに、タイムリーに経済産業省の助成を受けることができた。現地政府が日本政府からの紹介により、すぐに水質検査もしてくれ、許認可が取れたことが一番有り難かった。現地

では、浄化剤の使い方を教えるため、ポリグルレディーという組織をつくり、さらに今では配達担当のポリグルボーイも置いている。

また、浄化剤は一昨年度末に日本政府が21年振りに始めたソマリアに対する人道援助において採用され、現在18か所で給水所を設けている。海外でＪＩＣＡは有名で、こうした活動を見ていると自然と愛国心も湧くし、ソマリア難民キャンプのような特に厳しい状況に接すれば、誰もが何かしたいという思いになる。ソマリア難民キャンプでは、稼ぎは僅かでも住民も皆働き、お金も動いており、中には自ら浄化剤を売ってビジネスをしたいと申し出る者もいる。また、タンザニアの村落部でも、ＪＩＣＡや日本大使館を始め、我が国政府の熱心な後押しがあり、約２か月間で２か所の給水所を造り、学校にも設置した。ＢＯＰビジネスや海外進出と言っても、中小企業には金も情報も人材もなく、官の協力がなければ難しい。オールジャパンで取り組めば本当に理想的な活動を行うことができ、今後も可能であると考えている。

現地では日本製を模造した不良ポンプが出回っているので、政府は対策に力を入れてほしい。また、ＪＩＣＡのベテラン職員は水に大変詳しいので、こうしたベテランを残すような方法を検討してほしい。さらに、日本国内のＪＩＣＡの研修所で研修を受け、今自国で指導的な立場になっている人たちは、逆に何か日本に恩返ししたいなどという誠実な態度で接してくれている。海外技術者研修協会（ＡＯＴＳ）やＪＩＣＡの研修所も廃止の決定を元に戻してもらえるよう、政府に再検討をお願いしたい。

○武田　勝彦　公益財団法人ケア・インターナショナル　ジャパン常務理事・事務局長

- サブサハラなど途上国の水と衛生の問題の現状及び課題
- 南スーダンでの水と衛生の改善事業の概要及び課題
- 南スーダンでの経験を通じた水と衛生の改善事業に関する提言
- 南スーダンでの経験を通じた我が国ＯＤＡ資金の活用に当たっての問題

サブサハラなど途上国の水と衛生の問題については、井戸やトイレへのアクセスや衛生に関する習慣に大きな課題があり、これを変えない限りは全体的な問題の解決はできない。途上国で水くみの役割を果たすのは女性と女の子が圧倒的に多く、出産前後でも病院に行けなかったり、教育が受けられないなど、水くみに生活の時間が取られることが貧困の根本的な問題につながっている。

ケア・インターナショナル　ジャパンは南スーダンの水と衛生の改善事業として、ジャパン・プラットフォームやその他民間の資金援助の下、水（井戸）へのアクセス、衛生施設（トイレ）へのアクセス及び衛生習慣の３つを向上させる活動を３年間行った。まず、井戸については、自分たちの井戸であるとの自覚を徹底するため、住民参加の上で設置し、当方で持っている検査室で水質を検査し、さらに政府の承認を得た上で使ってもらう。また、支援活動終了後も引き続き使えるよう、住民にハンドポンプの使用、修理を習得してもらうとともに、村で水管理委員会を設置してもらっている。また、トイレについては、学校を中心とし、公共施設に設置しており、必ず近くに手洗い場も設けている。途上国、特にイスラム圏では、男の子しか使えないトイレが多いため、女の子も使えるよう必ず２つ以上設置することを奨励している。

衛生習慣を変えるということが一番の問題であり、住民やボランティアで衛生教育促進員を結成する仕組みをつくっているほか、子どもが学校、家庭、村の集会等で衛生について啓発を行う衛生クラブの編成を図っている。途上国では文字を読めない人もいるので、啓発活動においては劇、歌や踊り、絵などを用いている。同事業の課題は、衛生習慣自体が変わりにくいことである。頭では理解しても、実際に行動が変わっていくまでには時間が掛かり、衛生教育促進員や衛生クラブについてはシステムとして継続していくことが難しく、政府の協力もなかなか得られない。こうした経験に鑑みて、①紛争を経験し、援助に対する依存体質が強い住民が自立するように変わるまでのより長期的コミットメント、②行政、学校等公共施設、住民を含めた包括的システムの構築、③村のボランティアの能力強化が重要であり、特に①が重要であると考えている。

そこで、ＯＤＡ実施に当たっては、現地住民の行動が変わるまで長期的にコミットするとともに、かつ援助を行う者が使い勝手の良いものに変えていただきたい。ＮＧＯが我が国ＯＤＡの資金を使うに際して、領収書と現金主義に基づいた会計報告が求められることは、ほかの政府ドナーと比較して遅れているだけでなく、非常に使いづらいので、中小企業やＮＧＯにとっても手軽に使えるスキームに変えることが必要であると思われる。

(2)　主要論議

調査会における参考人質疑での主な論議は、次のとおりである。

（アフリカ・中東の水問題の現状）

○アフリカにおいて水源周辺への定住が進まない理由

・人間は水の近くから文明を活性化させてきたが、アフリカにおいて水源周辺への定住が進まない背景として、部族・宗教・経済・安全上の阻害要因や政治的機能の欠落といった問題があるのか。

・アフリカでは土地の所有形態なども関係し、人々が分散して住んでいたり、地下水以外の水は汚染されていることが多く、安全な水の周囲に集中して住む状況は少ない。したがって、ＪＩＣＡとしては、井戸の建設の際には、平均的な水くみ労働の時間を減らすよう、一定の人口が存在する地域の中央に造るようにしている。

・アフリカでは、マラリアに感染する危険があるため、水辺には極力住まないという習慣があるのではないか。

○アフリカ・中東における遊牧型部族の割合と定着型部族との関係

・アフリカでは、砂漠化や干ばつにより遊牧型部族の動ける範囲がなくなってきたことによる、定着型部族との土地の取り合いが内戦の原因にもなっていると聞いたことがあるが、そうした伝統的な遊牧型部族の割合と、そうした人々への対応はどうなっているのか。

・例えば中東のベドウィンの場合、ある程度井戸を管理・所有しながら移動している。現在は、気候変動なのか砂漠化なのか分からないが、家畜

の草も減り、生産手段をなくした遊牧型部族が都市のスラムへ流入し、都市人口が急激に増加するという二次的変化への対応に問題が変化してきている。

（アフリカ・中東における水分野の国際協力）

○ビクトリア湖、ナイル川の豊富な水を利用した水供給事業の可能性

・水利権の問題もあるが、ビクトリア湖、ナイル川の豊富な水を利用し、日本の技術により、取水、維持管理、料金徴収及び管理に至るまで、地域住民と共に様々な水供給事業を行うことができるのではないか。

・人口の集中する都市部では表流水を利用する給水事業を起こしていく必要がある。その際、無償資金協力では、整備はできても維持管理費用まではカバーできないため、能力育成も含め住民と一緒に進める必要がある。途上国では水利権の制度自体がまだよくできておらず、制度面で支援するということもあるが、まずは地元の人々と一緒に過去からの水の利用状況を調査し、新たに取水することで影響が生じないか検討することになる。

○南スーダン・ジュバにおける水と衛生分野の施設整備の現状と方向性

・南スーダン・ジュバの都市部近辺を中心に、ナイル川からの取水による簡易水道を整備することが、水と衛生の問題上大変重要であると思うが、現状と方向性はどのようになっているのか。

・ＪＩＣＡはジュバにおいて、表流水を使うことも考えたが、まずは維持管理費がなるべく掛からない方法として井戸の開発と配水を行った。政府の組織などの体制づくりから技術協力へと段階を追って徐々に進めた。

○アフリカ向けＯＤＡにおける施設整備と維持管理とのパッケージ化の必要性

・我が国のアフリカ向けＯＤＡに関し、ザンビアの給水事業プロジェクトでは、給水工事とともに維持管理のための技術指導を行ったことにより、10年後の現在でも現地の人々が維持管理をしっかりできている一方、マダガスカルでは壊れた部品を修理する人がいないため、提供した耕運機が放置されているのを見た。施設整備と維持管理の技術指導とのパッケージ化が必要ではないか。

・無償資金協力・有償資金協力の双方において、ハードとソフトを併せて協力するスタンスが基本となってきており、さらに、そのモニタリングも大変重要である。末端の維持管理には住民の協力が必要であるため、水道公社のようなところの技術だけでなく、住民の能力育成が肝要である。

・維持管理ができない設備を造っても無駄であり、維持管理が最も重要である。そのための教育は現地でもできるが、リーダーとなる人には、日本で研修させ、日本でいろいろなものを見てもらうことが大事である。人と人とのつながりを重視することが、今後のアフリカなど途上国との付き合い方ではないか。

○我が国ＯＤＡで設置した水道施設における盗水などの問題の有無

・我が国がＯＤＡで設置したツバルの海水淡水化施設は盗水防止のため厳重に金網で囲ってあったが、アフリカの水道施設については、盗水などの問題は起きていないのか。

・日本ポリグルの施設でも必ず盗水は起こり、防止のため、ソマリアでは警備員を付け、タンザニアでは警備費用も含めた価格設定を行い、バングラデシュでは職員が24時間待機している。現地の人々は皆盗水を悪いことと思ってはいない。

・盗水は無収水の大半を占めている。学校等での基本教育や、現地政府との協力の下での最貧困層対策が行われない限り、解決しない可能性がある。水道料金を払える人でも払わないという問題もあり、メーターの設置や公社によるメンテナンスと、ユーザー側の組合結成による協力を同時に促す必要がある。

○ＯＤＡで造った施設の維持管理に対する取組姿勢

・ＯＤＡは日本の外交に相当役立っていると思うが、ＯＤＡで造った水道施設が電気が止まっただけで止まったり漏水しては日本に対する見方が変わってしまうので、維持管理が非常に重要である。そうした面での取組姿勢はどうか。

・通常、例えば、浄水場のキャパシティーを上げるような援助を行う場合、管網の改善などもセットで計画するが、不十分な点があれば、現地の実施機関とも協力しながら対処していきたい。

○ＪＩＣＡによる適正な水資源の配分の取組の具体的内容

・ＪＩＣＡが取り組んでいる適正な水資源の配分とは、具体的にどのようなことか。

・国際河川での配分というよりは、各国の国内の農業用水、飲料水、工業用水等各分野での必要量の適切・適正な配分計画を策定する水資源管理プロジェクトなどの取組である。

○日本の技術を活用した漏水防止の現状

・中東の水道管は大半がフランジ継ぎ手になっているようだが、これは腐食による漏水など管理が難しい。漏水を起こしにくい管を使用したり、腐食を防ぐための素材を巻くといった、簡単な漏水防止法は用いられているのか。

・途上国の場合、施工管理の改善や非常に古い管の更新がまず第一の対策となる場合も多いが、漏水を起こしにくい材質への交換、施工時の管の継ぎ目の適切な処理、資金面で可能な範囲での古い管の更新といった漏水防止対策を行う必要があり、日本の技術の活用も大いに可能性がある。

・水道にお金を払う習慣がない途上国では、問題は漏水というよりも盗水である。ＯＤＡでいきなり大規模なインフラを整備するのではなく、小さなことから始め成熟してから簡易水道のようなものに移行していくことも１つの方法である。

○中東の国際河川管理に対するＪＩＣＡの関与の在り方

・中東のチグリス・ユーフラテス川の水量分配の問題は、国際紛争の争点の１つにもなっている。第三者でなければ紛争当事国に対し指導や助言はできないのではないかと思うが、ＪＩＣＡとして、国際河川の管理について法の支配、調停機能といった観点から携わったことがあるか。また、例えば南南協力として、メコン川の協議体がそうした機能を果たすことは考えられないか。

・ＪＩＣＡとしては、国際河川の問題に対する解決策の提示などの直接的支援は難しいが、各国の水資源賦存量の調査、需給両面からの水資源管理に対する協力や、水利権配分の交渉に入っていくための基礎的情報能力を高める支援が最終的に合意形成につながっていくと考えている。しかし、現実に存在する紛争解決のために、外交チャンネル等を通じた国際社会の関与の下、各国が主張し、納得するプロセスが重要であり、こうした動きに密接に関わり協力することに尽きる。

○水分野における中国によるアフリカ支援の状況

・中国は、アフリカに対し、水分野でどのような援助を行っているのか。

・中国は、民間ビジネスの形で安い機材などを売り込んでいる可能性がある。

○我が国ＯＤＡの今後の会計監査の在り方

・我が国ＯＤＡ資金の使途が本来の目的にかなうよう担保しつつ、ＮＧＯ的オペレーションに資するには、会計監査をどう改善すればよいか。

・外部監査を受けることで資金上の透明性や説明責任は果たせると思うが、ＯＤＡについては、さらに現金主義で領収証の収集や確認が必要になる上、日付やあて名、日本語表記など細かい注文が多く、通常の経理処理にない煩雑さのため相当の負担が生じている。

（ＮＧＯの取組）

○ケア・インターナショナルの現地活動上の安全管理対策

・ケア・インターナショナルでは、治安状況が万全でない地域もある中で、現地で活動するメンバーの安全管理対策をどのように行っているのか。

・ケア・インターナショナルでは、安全管理を担保してから支援を行うことを方針とし、世界数か所に安全管理担当者を置いている。南スーダン・ジュバでは３年間に何度か種族間の武力衝突があったが、国連機関などからの警告のほか、より頼りになるのは現地の軍や住民から口コミで入ってくる情報である。それらを基に退避の判断などを行っている。

○我が国ＯＤＡ資金がＮＧＯにとって使いづらい具体的理由

・我が国ＯＤＡが使いづらいとすれば、使いやすくする必要がある。会計処理の面以外にも、具体的に使いづらい点があるのか。

・我が国ＯＤＡで改めてもらいたい点としては、①米国やＥＵのようにＮＧＯを使った形で資金が流されるのではなく、コンサル等が前面に出てくることがＮＧＯにとって参入障壁となっていること、②我が国ＮＧＯが数、質とも、より大きなことができるレベルに来ているにもかかわらず、外務省やＪＩＣＡのスキームが大変少額でしかないこと、③ＢＯＰスキームでもＢＯＰビジネスに取り組む企業に資金がうまく流れる支援となっていないことがある。

（水ビジネス）

○アフリカにおける海水淡水化事業の有無と日本の関与

・アフリカにおいて海水淡水化事業は行われているのか。行われている場合は日本が関わっているのか。

・海水淡水化は、大半が湾岸産油国で行われている。我が国もかつてサウジアラビアで海水淡水化に協力していたが、現在は民間ビジネスが多い。エジプトなどのホテルでは、淡水化し、ホテル料金に上乗せして回収するようなことも行われているが、市民向けにはコスト的に厳しいためサブサハラでは実績がないようである。

○ナノバブル水の効果と評価

・日本近海の海水をタンカーに積んで中東に向かい、移動中にナノバブルの力で海水を淡水化し、その水で石油代金を支払うという構想も一時期注目されたほか、国内でもナノバブル水が人間の生命力を高めると通販等で話題になっているようだが、ナノバブル水の実際の効果、援助外交の武器としての可能性については、どのように評価しているか。

・そうした盛んに宣伝されているような水の効果などには誇張されている部分があるのではないか。価格の高い水を買える所には売ったらよいと思うが、日々水に困っている国への対応を急ぎたいと考えている。

（ＢＯＰビジネス）

○日本ポリグルの行っているＢＯＰビジネスの現状

・日本ポリグルの取組については、バングラデシュにおけるポリグルレディー、ポリグルボーイなど、ＢＯＰビジネスの中でも新しい試みであると認識しているが、収益、規模、コスト、人件費等も含め、全体のビジネスモデルとしてどのように成立しているのか。

・日本ポリグルのバングラデシュでの年間売上高は１億円未満だが、現地従業員は100名以上である。1,000リットル用浄化剤は100グラム63円だが、その半額が日本の外注コストで、それ以外は社長からマネージャーまで全て現地の人に任せ自分は関与しないようにしている。機材も現地製であり信頼して任せることでうまく機能している。

・日本ポリグルには、同じような単純なろ過方法を行うライバル会社が国内外に存在するのか。

・簡易な浄水技術では現在は日本ポリグルが世界一と思うが、水の技術はまだまだ未成熟であり、早ければ５年後にはインドや中国辺りからこれを追い抜く技術が出てくるのではないか。そのときはその技術を使わせてもらうが、よい付き合い方をどの国でもしているので大丈夫である。

・日本ポリグルが現地で活用しているポリグルレディーが、例えば勝手に製品を薄めて販売したりすれば問題であるが、マニュアルを渡すなどオペレーション管理はどのように行っているのか。

・浄化剤は万能だと勘違いされないようポリグルレディーを置くこととした。ポリグルレディーの初任給は月3,000円であり、各自３か月間の売上目標を決めさせ、未達成なら解雇し目標を超えればボーナスを出すようにしている。解雇者はほとんど出ない。最初は８人からスタートしたが、その人たちが班長になり、皆にしっかり教えながら進めている。現地の人たちの自己管理能力を信頼して任せることが大事である。ＡＯＴＳ、ＪＩＣＡの研修修了者からも協力や情報が得られている面もある。
・途上国でＢＯＰビジネスを行う上での問題点は何か。
・現在浄化剤は中国にも輸出しているが、同国ではそれに別のものを混ぜたものが出回るなど、イミテーションを全然悪いと思わないことが倫理観の上で問題である。

○日本ポリグルの浄化装置の効果と普及への課題

・基本的に緩速ろ過により砂で一定の不純物を除去した後、次亜鉛、塩素等で急速ろ過を行うという通常のものと、日本ポリグルの浄化装置との違いは何か。
・日本ポリグルの浄化装置の場合、滅菌のために塩素を使用するが少量で済み、特別な道具は不要で、大量処理を要する場合もタンク等をただ大きくすればよい。
・化学物質による汚染水の問題が大きいが、浄化剤でどのようなものが除去できるのか。
・重金属などはことごとく除去できるが、イオン化したものは無理なので海水の淡水化などはできない。またヒ素については、３価は取れないので、塩素を加えて５価にして除去している。水の用途に応じて、逆浸透膜などと様々な技術の強い面を出してＯＤＡを進めてもらいたい。
・日本ポリグルでは、革新的な浄化技術を普及させようとしたところ、妨害をされたといったことはあるか。
・技術の普及を妨害されたことはないが、幾ら報道されても問合せさえ来ない、実験の案内状を出しても返事がないなど、無関心な対応がとられる。

・日本ポリグルの浄化技術は琵琶湖の富栄養化などの問題にもいかせるのか。また、人間の飲み水をつくることが生態系全体として健全でないかもしれない中で、生態系にはどのような影響があるか。
・日本ポリグルの浄化技術により、水の透明度が増すため、鳥が集まり魚がまず被害を受けるが、薬剤の量を調節しながら徐々に浄化する方法もある。生態系は程々に変わるが、納豆のねばねば成分を使用しているので、問題は比較的少ないと考えている。
・福島原発の周辺にある大量の冷却水から放射性物質を除去できる可能性はあるのか。また、今後の対応策としてどのようなことが考えられるのか。
・東京工業大学原子力研究所のデータによると、日本ポリグルの技術でセシウムについては99.75％除去できる。ストロンチウムについても、東京工大、大阪大学と共同で研究すれば２か月程度で技術ができると思われる。中小企業には時間的余裕もないが、大学や専門家に基本的な説明をして任せればよい。
・放射性物質の濃度が高くなってしまっている湖沼にも対応できるのか。
・日本ポリグルには、原油流出へ対応する技術、湖沼の砂は残しヘドロのみ除去する技術、赤潮除去技術もあり、日本は相手にしてくれないが世界は注目してくれている。当社の技術を含め水の技術は未成熟であり、既存の技術を唯一のものと思い込まず、積極的に取り上げてもらいたい。

（その他）

○水を商品として捉える問題についての見解

・公務による水の提供が日本のようにはできない国については、ボランティアも大切だが、それだけに任せるのではなく自立させることが大事である。同時に、水メジャー等が進出して水道料金を高騰させ、貧困層の反発を受けることもあり、いかに役に立つかも大切である。水を商品と捉える問題については、どのように考えるか。

・ボランティアには永続性がないため、水問題を含め世界の課題の解決にはならない。途上国のビジネスでは、日本でのコストを所与のものとして価格設定する方法は通用しない。これまで同様タダがよいとはいっても、住民が納得できる価格はあるので、その実現の方策を考えるべきである。日本の中小企業の誠実さは、日本への信頼を高め安全保障にもつながる。

・小規模コミュニティーでの給水などの場合、維持管理に必要な資金や構成員の負担も見えやすく、支払いへの納得感が得やすいが、施設が大規模になるにつれそれが得られなくなり、水はこれまでどおりタダとされる傾向があるのではないか。施設を設置する前に、料金回収による維持管理費の捻出の必要性について理解を求めることが最も重要である。

○途上国における水の安全性の定義

・水の安全性について、重金属やフッ素、ヒ素が有害であることは分かるが、途上国の水が、日本人には問題があっても現地の人には問題がなかったり、日本人でも現地にいるうちに飲めるようになったりもする。そもそも水の安全性の定義は何か。

・日本や世界保健機関（ＷＨＯ）が定めた公式基準を満たす水を供給することを一応の原則としているが、乳幼児死亡率や５歳未満死亡率が高い国の５歳以上の人は相当頑丈であり、現地の人々のスタンダードは違うという面は確かにある。しかし、やはりたかをくくらない方がよい部分も多く、基本の水質を守って供給していくことが基本であると思っている。

・日本の水道水の基準は明確であり、これを守れば十分である。途上国の方が基準の項目は多いが全然守られていない。汚い水が原因で乳幼児の死亡率が高くなっている国では、人々がその死亡率を当たり前に思っている問題も考える必要がある。

3. 世界の水問題への取組の課題及び在り方

水はエネルギーや食料と密接不可分の関係にあり、人間活動の全てに関わるものである。そのため、量の不足や質の悪化に伴う人間の生存や経済活動に対する脅威、水をめぐる紛争、さらには水災害など、人類は多様な水の問題に直面してきた。そして、今後、世界人口の増加や経済発展に伴う水需要の増大や水質悪化、気候変動の影響、地下水の枯渇等による水資源の不安定化などにより、水問題の深刻化が懸念されている。

今日、国際社会においても、水問題が地球規模課題の１つとして、国連やＧ８、さらには民間主導の世界水フォーラムなど、様々な場において取り上げられ、ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の中の安全な飲料水へのアクセスに関する目標が2010年に達成されるなど、一定の成果も上げてきている。しかし、依然として７億を超える人々がアクセスを果たせず、関連する衛生施設の普及に関する目標は達成が困難と言われているなど、取組はまだ道半ばと言える。

水・衛生分野の政府開発援助（ＯＤＡ）におけるトップドナーとして、我が国がこれまで果たしてきた貢献は大きいと言えるが、ＯＤＡについては、持続可能性や規模の面で限界も指摘されているところである。

一方、途上国を中心に、今後、水需要の増大や水質汚染などの問題に対処するため、膨大な水関連インフラの整備が必要になると予想される中で、水ビジネス市場が2025年には87兆円に拡大すると言われている。我が国は膜処理による海水淡水化や漏水の少ない高度な管渠管理技術など、水分野で有している強みをいかしながら、施設の運営や管理などの事業も含めてどのように海外展開し、世界の水問題の解決を我が国の経済成長につなげていくかが課題となっている。

また、農村部などの水問題への取組では、持続可能性と実効性の観点から、ＢＯＰビジネスと連携した取組が注目されている。このような取組は、現地で雇用を創出し、自立への支援となる点やオーナーシップの重要性が理解される点などが期待される。柔軟性や現地人材の活用が不可欠なＢＯＰビジネスには中小企業の適性が指摘されており、また、雨水利用のような安価で使いやすく、現地の事情に合った技術の活用も課題となる。

さらに、途上国を中心に世界人口の増加が続く中で、食料需給のひっ迫が懸念され、食料の増産が求められるが、世界の水需要の約７割が農業用水であることからも、その前提として水問題の解決が求められる。食料の多くを海外に依存する我が国は、効率的なかんがい農業の普及など技術面での支援を進めるほか、自らの食料自給の在り方についての議論も求められる。

以上を踏まえ、本調査会では、世界の水問題への取組の課題及び在り方について調査を行うこととし、有識者から水と社会との関わりと新たな時代に求められる水システムの在り方、水ビジネスに関する日本の対外戦略、我が国の食料自給と世界の水収支、ソーシャルビジネスと国際協力との連携等について意見を聴取し、質疑を行った。質疑では、日本の水ビジネスの課題、水ビジネスに対する国家支援の在り方、水行政の一元化、ソーシャルビジネスの課題としての最貧困層への対応、援助機関とソーシャルビジネスとの関わり、日本の食料自給と世界の水収支、水制約による米国農業の持続可能性等について論議が行われた。

(1)　参考人の意見陳述骨子・概要

調査会において参考人から述べられた意見の骨子・概要は、次のとおりである。

○大垣　眞一郎　独立行政法人国立環境研究所理事長

- 産業領域として水インフラが持つ可能性
- 水問題を解決する上での地域社会の総合的な設計戦略の必要性
- 持続可能な水利用を実現する革新的な技術とシステムの研究事例
- 次の時代の水システムの開発と世界への提供の在り方

東京都中野区の家庭の上下水道使用料をベースに単純な試算をすれば、世界の水インフラ産業は年間201兆円の規模になる。東京の上下水道局の料金収入は約7,000億円あり、今後、これが世界に広がる可能性がある。世界の水ビジネスの対象国は資金力と水資源量それぞれの多少により４つのカテゴリーに分けられる。このほかに、インフラ整備が不十分な大都市域というカテゴリーも存在しており、日本はそこを得意とすると考えられる。

水は社会の全てとつながっている。例えば、不完全な上下水道が数多くあり、地下水依存による地盤沈下を引き起こしているが、その結果、社会インフラの損傷、衛生環境の悪化、経済力の劣化などを招いている。インドのように漏水率が高く、利用時間も限られるため工業では使用できないような不完全な水道が存在している地域に大きな需要が存在している。また、都市化が進む中で上流の人口が稠密するに伴い、下流では意図せずに下水処理水を水源とすることになる問題への対策として、確実な処理技術も必要となる。社会的共通資本には自然環境、インフラなど物理的な社会システム、水質監視制度を始めとする制度の３つがあるが、社会システムの維持には水供給というインフラだけを提案しても、これからの世界に対するシステムとしては不十分である。この３つの要素をきちんと提案できなければならない。

独立行政法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）では、コア・リサーチ・フォー・エボリューショナル・サイエンス・アンド・テクノロジー（ＣＲＥＳＴ）として、「持続可能な水利用を実現する革新的な技術とシステム」の研究を進めている。そこでは、異なる学術分野、空間・時間スケールの違い、要素技術とＩＣＴ、産官学民、行政分掌などを統合するような水利用のシステムを科学技術の面から研究しており、革新的な科学技術への貢献、実社会の課題解決への貢献、産業の育成・貢献という３つの目的の下、世界規模の水問題から小さな水質メーター、水質のモニタリングのための道具まで、中国、ベトナムなど海外でのプロジェクトも含め、17チームが取り組んでいる。

今、世界では、下水の再生利用や海水淡水化など非常に高度な水利用システムが更に統合された形で最適化された水システム、地域総合された水システムというようなものが求められており、水の国際学会である国際水協会（ＩＷＡ）では、水だけれどもシティー、その地域全体を考えなければいけないという「シティー・オブ・ザ・フューチャー」という概念が提案されている。こうした領域は日本が特に有利なニューターゲットであり、そこへ向かう技術やシステムを提案できることが必要である。具体的には、河川水、下水、海水など多様な水源について、飲料水にする処理に必要なエネルギー

の違いを踏まえた、全体のエネルギーの水質変換のシステムを使った新しい地域社会のシステムを提案していくことが、次の時代の国際的なマーケットとして重要になってくると思われる。

○栗原　優　東レ株式会社フェロー、内閣府「最先端研究開発支援プログラム：メガトン水システム」中心研究者

- 世界の水問題に対する基本認識
- 水処理膜技術の概要と膜ビジネスの推移
- 海水淡水化ビジネスにおける日本の強みと弱み、各国の水戦略
- 水ビジネスにおける日本の国際競争力強化のための方策

世界の水問題は地域的に多様であるが、最先端の膜技術による海水淡水化ビジネスは、資金力があり、水資源が少ない国を対象とするものであり、現在、北アフリカやサウジアラビア近辺でビジネスが活発である。今後、国家計画として造水事業に取り組んでいる米国カリフォルニア州、豪州、中国、インドなどでビジネスチャンスの拡大が見込まれる。また、世界レベルでは水とエネルギーと食料を一体で考えることが常識になっており、シェールガスにも水の問題が付いて回ってくる。

膜には穴の大きさで様々な種類があり、これを組み合わせることで海水淡水化や河川水の浄水など様々な水処理に対応でき、下水も飲料用の水資源として使われ始めている。膜処理には50年の歴史があるが、東レの現状を見ると、世界シェアは30％であり、約70か国で１日当たり2,600万トンを処理し、世界人口の1.5％に当たる人々が当社の膜で処理された水で生活しているが、全体ではこれを３倍程度にしたものが世界の現状になると考えられる。

日本の海水淡水化ビジネスにおける強みは、膜などの部品で70％近いシェアを持っていることだが、これも韓国や中国に追い上げられている。逆に弱みはプラント全体での競争力がどんどん低下していることである。膜法海水淡水化プラントにおいて、近年、国家戦略、国家支援とリンクしたイスラエルやシンガポール、韓国などの企業が躍進している。自国に海水淡水化の市

場や経験が十分になくても国家戦略によりプラントの世界のトップ企業をつくり上げた韓国の取組には見習うべき教訓がある。

水ビジネスに関する日本の対外戦略として必要なのは、膜や機器の高シェアを維持するために研究開発を継続すること、装置を納める設計・調達・建設（ＥＰＣ）というビジネスから経営に参加する特別目的会社（ＳＰＣ）に軸足を移しプラントビジネスを復活させることである。近年、政府の支援も行われているが、まだ不十分である。動き出してはいるが、もう少し中身を深めてほしい。例えば上下水道を一緒にして１つの官庁が扱うことなど、2010年に様々な提言をしたが、多くはまだ実現していない。

一方、研究開発は見直され、国家レベルでプロジェクトが進められるようになったが、こうしたことは日本だけが行っているわけではなく、海外と競争している。「メガトン水システム」の研究においては、海水淡水化に絞って、部品の強さを維持しながらプラントビジネスで機会を得るために、海水の取水から廃棄まで、様々な世界レベルの技術開発を行っている。「技術で勝ってビジネスで負ける」ということがよく指摘されるが、半導体などと同じ道を歩まないよう、過去の教訓を踏まえながら取組を進めていく必要があり、特に、日本がガラパゴス化で独りよがりになってきたことへの反省が必要である。

○鈴木　宣弘　東京大学大学院農学生命科学研究科教授

- バーチャルウォーターに基づいた日本の食料輸入による世界の水収支への影響
- 世界の食料需給の今後の見通し
- 食料安全保障を確保するために必要な取組

バーチャルウォーターとは、輸入農産物を国内で生産した場合に必要となる仮の水の量であり、東京大学の沖大幹教授が提唱している。日本で米の関税が完全に撤廃された場合、米の自給率は1.4％となり、バーチャルウォーターは22倍に増加すると試算される。これは世界的に見ると水の比較的豊か

な日本で水を節約し、米国カリフォルニア州、豪州、中国のような既に水の足りない地域の水環境を酷使させることを意味する。これは世界の水収支から見て非効率であり、水収支をひっ迫させる要因になる。

世界の食料需給に関して、2008年の食料危機ではこれまでの在庫率と価格の関係の経験則では説明できない価格上昇が起こった。今後の食料需給のひっ迫について考えると、価格が上がり続けて高止まりするようなことはなく、価格の上昇と下落が繰り返して需給を調整していくことが基本的な流れであると考える。

他方で米国が国際通貨基金（ＩＭＦ）融資の条件として多くの国に穀物など基礎食料の関税を引き下げさせた結果、米国等の少数の生産国に食料を依存する国が増えたため、需給にショックが生じた場合に価格が上がりやすくなっている。そのような状況では、投機マネーの流入や不安心理による輸出規制が起こりやすく、価格高騰が増幅されやすい。このような市場構造の下では、米も含めた穀物等の輸出規制により輸入ができない状況が続く可能性に備えなければならない。米国は食料を非常に戦略的に考えており、食料は米国の武器であり、家畜の餌を全て米国から供給すれば日本の畜産もコントロールでき、これを世界に広げるのが米国の食料戦略であるといった見方を示す米国の研究者もいる。

また、日本が更に貿易自由化を進めた場合、危機的な状況が起こったときに国民の命に関わる問題が生じるほか、付随的な問題も生じる可能性があり、その１つは水問題で、世界の水需給のひっ迫を強め、窒素の過剰問題も深刻化する。貿易自由化の問題については、生物多様性やＣＯ２排出への悪影響もあり、こうした要因も含めた総合的な評価が必要である。

食料安全保障の確保をどうするかについては、先の食料危機の例を見れば、これ以上の貿易自由化の行き過ぎは食料安全保障を崩すものと考えられる。経済学的には関税より直接支払の方がロスは少ないとされるが、米の関税をゼロにして直接支払で補填するには、米だけで毎年２兆円近い財政負担が必要であり、現実的でない。したがって、ある程度の関税を維持して食料需給のひっ迫時に備えることが合理的ということになる。

○村瀬　誠　株式会社天水研究所代表取締役

- バングラデシュにおける安全な水へのアクセスの現状
- 雨水を飲み水の水源として位置付ける発想の必要性
- 水問題への取組における援助の限界と持続可能な支援としてのソーシャルビジネスの意義
- バングラデシュにおける雨水利用ソーシャルビジネスの現状とビジネスモデル構築に向けた取組

バングラデシュは建国以来、深刻な水問題をずっと抱えており、約６万人が大腸菌や原虫類に起因する下痢で亡くなっている。66県のうち55県がヒ素汚染地区で、約140万本の井戸が汚染されており、約５万5,000人がヒ素中毒患者になっている。また、気候変動に伴う海面上昇で塩害も深刻化している。そのような中で水くみは、女性や子どもが近くて１キロ、遠ければ４キロを、場合によっては１日２回行うなど、大きな負担となっている。

バングラデシュで安全な水が確保されている人の割合は約23％で、1990年以降、ほとんど改善されていない。ダッカなどの都市部は水道も設置されたが、農村部は一向に改善されず、政府の目標とは約10％のギャップが生じている。今のようなやり方ではこの状況は改善されず、発想の転換が必要である。天水（アマミズ）は安全で貧富を問わず誰でも容易にアクセスできるものであり、唯一の解決策である天水利用の普及で飲み水については相当に救える。海水淡水化の方法もあるが、同国で実施するには費用や電力確保の面で困難であり、特に農村部などでは天水利用しかないと思われる。

これまで国際協力の基本はドネーション（援助）だったが、この考え方は変えていく必要がある。理由の第一は、ドネーションではオーナーシップ（主体性）が働かず、支援した設備等がきちんと管理されていかないため、放置されてしまい、多額の国際協力の資金が無駄になっている。このため、天水タンクを無償提供するドネーションだけでは限界があると考え、それを販売するソーシャルビジネスに踏み切った。第二は、国際協力の資金の期限は大体３年であり、そこでプロジェクトが終わるのは無責任であるからである。

当初、コンクリート製のタンクを２万タカで販売したものの、現地の人から高過ぎて買えないので安いタンクを開発してほしいとの要望を受け、タイのジャイアントジャーというモルタル製のかめの技術を移転し「ＡＭＡＭＩＺＵ」を開発した。多くの人が購入できるように、住民が負担できる3,000タカ程度を目指し、分割払いも可能とした。国際協力機構（ＪＩＣＡ）資金による事前調査では、現地の人たちは現在も水くみのコストと下痢などの治療費に年間3,000タカを負担しているとされ、タンクの普及にはこれらコストの削減のほか、水くみや下痢からの解放の効果もある。研修センターをつくり、ＡＭＡＭＩＺＵの製造に必要な特殊な技術を学ばせ、卒業生を雇うなど地元の雇用も創出している。これらの取組を持続的なものとするため、現地法人の立ち上げなどのプロジェクトを進めている。

これからの国際協力は、ドネーションとソーシャルビジネスなどをインテグレート（統合）したものに転換する必要があり、その際、サステーナブル（持続可能である）、アフォーダブル（手頃な値段である）、オーナーシップ（主体的である）の３点がキーワードとなる。施設のメンテナンスやオーナーシップの育成をフォローするために国際協力の資金をもっと使っていくべきである。

(2)　主要論議

調査会における参考人質疑での主な論議は、次のとおりである。

（水ビジネスの課題と在り方）

○日本の水ビジネスの課題

・シンガポールのハイフラックス社については、東レや日東電工の膜技術の特許権を侵害したのではないか、日本のものをうまく利用して市場を拡大したのであり、そこには日本側の知的所有権保護にも弱点があったのではないかとの指摘があるが、事実関係と今後の対策はどうか。

・ハイフラックス社は部品は日本製を買っており、また、トータルの運転段階での特殊なパテントはないので知財権の問題は起きていない。シンガポールのやり方は、人材から一式合財の財産をハイヤーし自国に持ち込み、世界の一流を全部組み合わせるというものである。それが国際レベルであり、もはやオールジャパンでという時代ではない。

・シンガポールの公益事業庁（ＰＵＢ）などは意思決定も早く、日本とはリスクテーキングの違いが大きい。バックに政府が付き、将来赤字が出ても国が面倒を見てくれるといった中で意思決定するため、韓国やシンガポールの企業は積極的に進出できる。ただ、日本にも良さはあり、技術とファイナンスを組み合わせたＪＩＣＡのファンドなどが機能し始めている。そうしたファンドで動き出したものは日本製品を３割ほど入れるので日本企業も潤う。ファイナンス、技術、営業、ガバメントのコラボレーションが必要である。

・水ビジネスは、装置やプラントを造ったら引き揚げるＥＰＣという段階を超え、25年から30年間くらい責任を持って契約をし、初期に赤字を出しても、契約期間の中で取り返す時代になった。そこでは、部品やＥＰＣの選定など全ては政府と民間が出資して経営するＳＰＣが仕切る。ここに日本企業が入ることが重要である。ＳＰＣへの参加には日本の商社が積極的だが、さらにそこにマニュファクチャリング会社が加わるようになれば、日本での雇用にもつながる。ＳＰＣを日本だけでつくることはあり得ず、現地政府や現地企業とのコラボレーションとなる。

・世界の海水淡水化プラントビジネスにおいて2002年から2006年まで健闘していた三菱がそれ以降、敗北していった理由は何か。

・三菱の例については、今後の教訓を得るため、もっと解析する必要がある。聞くところによれば、同社はグローバル展開せず、サウジアラビアなど特定国でビジネスをしていたが、このビジネスが世界中に普及してきた際、世界レベルでのビジネスと違っていたため、ついて行けなかったということである。こうしたことから、日本としてプラントビジネスを進めるために、関係各社一体で運営していこうというスタンスで交流をしている。

○水ビジネスに対する国家支援の在り方

・膜は強いがプラントは弱いことにも示されているように、日本が技術で勝ってビジネスで負けるのは、産学の取組、中でも国家支援が弱いためであるとの指摘だと思うが、国家支援が強いというイスラエルやシンガポールなどではどのような取組がなされているのか。

・民間の営業力と国家の支援が重要である。シンガポールや韓国の場合、ミッションの派遣などは政府と民間が一体運営している。表面には見えなくても、大統領などがトップに会っている。また、その後の懇親会などでは民間の人たちが人脈や経験をいかして相手国の水電力大臣を囲みに行くなど、入り込んでいる。さらに日本国内の水の受注・発注はガラパゴス化しており、海外にどんどん出ないと国際センスのビジネスができない。世界最先端の海水淡水化ビジネスは国も職種も問わず様々な人々から成るチームによって進められており、そこに入らなければ国際標準などを作っても効果がない。いろいろな分野・地域によって攻め方は異なるが、人脈の構築を考えてほしい。

○水行政の一元化

・水行政が現在のような縦割りのままでは、国際競争力も含め、海外展開を進める際に問題が生じるのか。また、一元化するとした場合、どのような形が望ましいか。

・サウジアラビアのように水が政治の中で大事な国では現場育ちの専門家である水電力大臣がおり、ランクも高い。中国も現在は縦割りだが、そのような方向に進もうとする動きがある。シンガポールでは研究開発から全てをＰＵＢが仕切っている。

・縦割りの問題には国内行政と国際展開の２つの面があるが、後者については民間を中心に、国がどれだけ支援できるかが問題であり、ＳＰＣなど特別な組織をつくって支援することが１つの方法としてある。ただ、個別の会社の展開を妨害するようなことがあっては良くないので、新しいシステムを全体として売り出すためには取りまとめる組織が必要ではないかと考えている。前者については、行政分掌の下に組織ができているので、一概に１つにまとめればいいという問題ではないと感じている。

○海水淡水化のコスト

・海辺の干拓地における畑作や水田の水の確保が問題となっているが、１か月で100万トンの水を確保する海水淡水化施設はどのくらいの建設期間と維持コストが掛かるのか。

・海水淡水化はエネルギーを使う、コストが高いなどと思われているが、現実にはトン当たり100円以下となっており、150円程度の日本の飲料水より安い。３万トン・パー・デーのプラントなら40～50億くらいのプラントコストで100円前後で得られる。雨水や川の水、地下水があればそちらを優先すべきだが、それらのほとんどない国において、海水淡水化は今やアフォーダブル、サステーナブルなものになっている。

○21世紀型都市水循環研究の概要

・大垣参考人が総括を務める「持続可能な水利用を実現する革新的な技術とシステム」研究のうち、ベトナムに対する21世紀型都市水循環研究とは具体的にどのような内容か。

・水洗便所がない状況で洪水が生じても飲料水と衛生が確保できるような都市システム全体の設計について、ベトナムのようにこれから社会インフラ整備を進めていこうとする国々に対し、科学的な根拠に基づき提案を行うための研究である。

○整水器の国際展開と国際標準化戦略

・日本はイオン整水器など蛇口の先の技術で席巻し、ほとんど特許も押さえているが、世界展開が進まないのは技術標準が海外にないからで、国際標準化まで持っていく戦略が必要ではないか。

・日本の整水器のような技術は、既に飲めるよい水を原水とし、それを更によい水にするシステムで、既に高度な水道があるところで売れるという高度な条件が前提の技術である。国際標準については水に関連する全てにわたる課題で、日本全体が動いていくことが非常に重要である。

・国際標準化機構（ＩＳＯ）のウォーターマネジメントのサブコミッティーは今、ドイツが全部押さえているが、日本はテクノロジーコミッティーか何かでも押さえようと取り組んでおり、大垣参考人と連携していきたい。

○ポリシリカ鉄凝集剤の普及状況と農業への応用

・日本発のポリシリカ鉄凝集剤（ＰＳＩ）は海外からも引き合いがあったと聞くが、日本における普及の状況と農業への応用は進んでいるのか。

・ＰＳＩは余り展開されていないと聞いており、もっと普及してほしいと思う。凝集剤も海水淡水化もきれいな水を取った後に残るブラインによる環境汚染などの問題があり、こうした問題を解決する技術が普及しなければサステーナブルに広くグローバルに受け入れられない。

○放射能汚染処理への凝集剤や膜技術の活用

・福島第一原発事故により放射能に汚染された汚泥や土壌の対策として、膜処理の研究は応用できるのか。

・福島原発の汚染水処理の最後の工程に国産の逆浸透膜が使われている。放射性化合物も膜でかなり取れるが、吸着剤などでかなり薄められた段階で使うのが有効である。しかし、ここでも濃縮された放射性化合物の処理が問題になっている。

○「おいしい水」の定義

・地下水は鉄分が含まれるのでおいしいとも言われ、不純物が少なければ味が少ないと思うが、おいしい水の定義とは何か。

・おいしい、おいしくないは舌のセンサーの問題なので、科学的に何を入れたらおいしくなる、ならないというのは難しいが、食料が裕福になる中で、ミネラルを全て水から取る時代は終わっており、逆浸透膜でつくったほとんどミネラルのないＲＯ水も普及するようになった。ミネラルウォーターの定義も変わってきているように思われる。

（ＢＯＰビジネスの課題）

○ソーシャルビジネスの課題としての最貧困層への対応

・与えるだけでは駄目で、メンテナンスの問題にはオーナーシップが必要であるとの考えは理解するが、一方で経済的にかなり厳しい人にはやはり何らかの形で援助が必要であると思われる。そのような状況の中で、どうすれば雨水タンクをより普及させていくことができるのか。

・今の値段では非常に貧しい人は雨水タンクにアクセスできず、ビジネスとしての限界はある。これまでのドネーションは使いっぱなしだったが、例えば１つの基金に入れてソーシャルビジネス全体のファンドの中でうまく回せばお金もいきる。ドネーションは否定しないが、今のようなやり方を変えていく必要がある。

○援助機関とソーシャルビジネスとの関わり

・水へのアクセスが十分であれば、ＭＤＧｓの３分の１ほどは解決できると言われており、巨大な浄水システムも必要な部分があるが、雨水利用の取組は重要である。普及拡大にはソーシャルビジネスへの展開やオーナーシップが重要であるが、ＪＩＣＡなど国際協力機関の反応はどうか。

・国際協力機関は今までも個別の対応策で雨水を使ったことはあるが、水道の１つとして位置付けるという視点はなかった。今、ＪＩＣＡと取り組んでいるようなヒ素汚染や塩分濃度が高い地域のプロジェクトでは、プライオリティーとして、飲料水源として雨水を水道水源の１つにきちんと位置付けることが重要であると考えている。モンスーンアジア全般に関わる問題として、ＪＩＣＡも非常に高い関心を示している。

（雨水の利用）

○雨水利用の仕組みと改善策

・ためた雨水はそのまま飲めるのか。もしも浄化やろ過のシステムを必要としないのであれば、世界中、特にアジアのモンスーン地域などで普及し得る簡単なシステムとして期待できるのではないか。

・雨水は蒸留水として落ちてくるもので、栄養素が非常に少ない。ほとんど有機物や汚れのない水であり菌が増えることができないので、マラリア対策として蚊を防止する金網のフィルターを通すだけでよい。また、タンクの内面壁に微生物の膜ができ、これが水の栄養を取り込むので更にきれいになる。その膜も定期的に自然に入れ替わるので、全くのメンテナンスフリーである。一番安全な水とも言え、飲み水に優先して使うべきである。

・カンボジアでも既に雨水利用が行われていたが、そこではためた雨水から虫が湧くなどしていた。雨水は池の水などより質が良いと承知しているが、フィルターの使用や腐敗防止など、更なる水質向上のための新しいステップについてはどのように考えているか。
・虫の問題については虫が入らない構造にすればよい。雨水には腐敗の原因となる有機物がほとんど含まれていないので、腐るというのは誤解である。そうしたことがあるとすれば、有機物を含んだ何らかの汚れた水が入ってきているということであり、その元を断てばよい。ただ、村瀬参考人が販売する雨水タンクでも管理の問題はあり、ほんの僅かだが泥がたまるので、雨季の前に各自のオーナーシップで掃除をしてもらうようにしている。
・メンテナンスのためにはモニタリングが重要であり、地元ＮＧＯが定期的に行っている。国連のプロジェクトではこの経費が入っていないが、住民参加とモニタリングがあって初めてうまくいくので、そのための仕組みづくりを国際協力の事業にも入れ込むべきである。

○バングラデシュにおけるヒ素汚染の現状

・雨水利用の普及活動によりヒ素汚染の問題はどのような状況になりつつあるか。
・ヒ素問題は余り改善されていない。ヒ素のダメージはエイズ患者や栄養失調など弱者で大きく、貧しい人でも簡単にアクセスできる雨水を小規模分散型の水源、一番安全な水源として使うべきである。

○雨水により大量の水を確保する方策

・雨水利用では少量の水しかたまらないと思われるが、干拓地で１か月100万トンを雨水で確保する方策はあるのか。
・雨水は集める面積と降水量で決まるものであるので当然限界はある。雨水利用の考え方の原点は小規模分散型で地産地消であることであり、用途によって求められる水質が異なる中で、雨水利用は一番ポテンシャルの高い水として工夫して使うべきである。農業でも、オンサイトでうまく使う仕組みを見直していけばいろいろな可能性がある。

（水と食料問題）

○日本の食料自給と世界の水収支

・バーチャルウォーターの点で見ると日本は水資源の輸入大国であり、世界で土壌劣化や砂漠化などが進む中で、日本が食料自給率を高めることは国際貢献としても重要であるが、そのためにポイントとなる点は何か。
・日本の食料自給率が下がったのは、農産物の関税を引き下げ、国内の農業支援策を切ってきたためである。欧米と比較し、直接支払という形での所得補填の割合も低く、価格下落時の政府の買上げもやめている。欧米諸国のような戦略的な支援が足りないので、これを再構築するため、まずこれ以上の関税引下げをやめ、支援体系を戦略的に見直す必要がある。
・日本の食料貿易が水収支の点で見て非効率であるということの趣旨をより詳しく説明してほしい。
・米がほとんど日本で作れなくなると、比較的水が豊富な日本で水が節約されるが、既に水不足で砂漠化が生じているカリフォルニア、豪州、中国東北部などで米生産を増やすことにより、そうした地域で砂漠化の進行や他分野との水の競合などをもたらすことになる。
・日本で米生産が減れば、水の面では日本にとってプラスとなるとともに、そのために水の需要が増える豪州や中国に対し、日本が水ビジネスを展開するチャンスになり得ると捉えてよいか。
・日本での水の節約をプラスとするとともに、その分水収支が苦しくなる国々に日本からの水ビジネスで貢献するチャンスとする捉え方も１つの考え方だが、他国に迷惑を掛けず、世界全体で一番自然な形で水収支を考えるのが、考えるべき道筋ではないか。しかし、そうした戦略的な考え方に立ってビジネスを展開するというのも貴重な指摘である。

○水制約による米国農業の持続可能性

・米国などは、水の制約でサステーナブルに農業生産ができるのか大きな問題があるのではないか。地下水の枯渇や水位低下などの問題がある中で、米国には今後中長期的に大量の輸出を続けるだけの農業生産力があるのか。

・世界の、特に米国の米の供給余力に問題があり、頼ることができないという視点は重要である。しかし、カリフォルニアは水が不足し生産が増やせない状況だが、アーカンソーは水に相当余力があるほかベトナムも生産可能と指摘されており、ジャポニカ米の供給余力については、これらの点も総合的に考える必要がある。

○バイオ燃料開発のトウモロコシ価格への影響の見通し

・トウモロコシの価格が2008年から高止まりしているのは、バイオ燃料の関係と思われるが、第２世代バイオ燃料の実用化により価格高騰が収束するまでの期間はどのくらいか。

・トウモロコシなどの飼穀物の価格高止まりの原因としては、セルロース系の第２世代バイオ燃料の実用化が計画より遅れていることと、予想していた原油価格の下落や、補助金の維持が財政的に困難になることによる燃料用トウモロコシ使用の減少がまだ生じていないことが挙げられる。具体的な年数などは差し控えるが、長期的にはこうしたことが起こってくると思われる。

○不衛生な水の農業利用による人体への影響

・水の絶対量の確保も問題であるが、海外では不衛生な水を使って穀物生産や畜産が行われていることも多い中、そのように生産された食料を輸入し、食べたことによる人体への影響が懸念されるという問題もあるのではないか。

・カリフォルニアのように厳しい下水の再利用基準で処理した下水なら問題はない。メキシコや北京では下水をそのまま農業用水に使っており危険性はあるが、世界保健機関（ＷＨＯ）などの下水再利用基準等を守っているはずである。また、そうした問題とは別に、輸入食品には抗生物質を使用したものの安全性といった問題もある。

・今では膜処理で下水から飲料水がつくれるが、今後の世界の水問題、食料問題に対応する上では、おしりから出たものを口に入れるなという規律があるなど、人口の多いイスラム圏で宗教上の問題が存在するため、それらの地域で下水処理水の飲料や農業への使用について考え方を変えていく取組が必要になる。

4. 世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方

水は人類にとって不可欠なものであるが、地球上で利用可能な水資源量は限られている。今後、種々の要因により水需給のひっ迫が予想される中、食料やエネルギーとも密接に関連する水をいかに確保するかが各国で大きな関心事となるなど、世界の水問題は人類が直面する主要な国際問題となってきている。

水問題は分野横断的な性格を有しており、その解決には総合的な科学・技術の知見や経験などが求められるが、我が国にはこれまで培ってきた水分野の知見・経験・技術の蓄積があり、これらを活用することにより世界の水問題の解決に寄与できる。こうした取組は、食料やエネルギーの主要部分を海外に依存する我が国自身の繁栄のみならず安全保障にとっても重要な意味を持つと指摘されている。

我が国政府では、水を所管する各省庁によってそれぞれ所管分野の国際協力が行われているほか、企業の水ビジネスに対する支援、水防災に関する研究等が行われている。政府は関係省庁間での情報交換や意見交換を行うため、水問題に関する関係省庁連絡会を設置しているほか、水インフラプロジェクトの海外展開を目的に、官民による情報の共有・交換を図る場として海外水インフラＰＰＰ協議会を設置している。このほか、企業との連携等によって、水道事業の海外展開を図っている地方自治体がある。

我が国は水・衛生分野でトップドナーであり、その取組は諸外国に評価されているが、厳しい財政事情により政府開発援助（ＯＤＡ）を取り巻く環境も厳しくなっていると言われている。そのような中、今後、世界の水市場は新興国を中心に大きく拡大すると予測され、膜処理など水分野で優れた知見・経験・技術を有する多くの我が国企業も関心を強めているが、他方でこれまで我が国では長い間地方自治体が国内の水道事業を担ってきたため、企業は水事業の運営や施設の維持管理の経験が乏しいという問題がある。そこで、企業が自治体等と連携して、海外の水市場に参入し、それを我が国の成長に結び付けるよう、政府も積極的に支援等の取組を進めるべきであるとの指摘がなされている。

また、水分野での取組においては専門的な人材が不可欠であるが、今後大学等での人材の育成を強化することや、アジアを中心に深刻になりつつある水災害等の諸問題に適切に対処するため、水に関する科学技術の振興を図ることが必要であると言われている。さらに、水問題の関係省庁が多岐にわたっており、政府としての統一的な方針に基づき各省庁が取り組む体制になっておらず非効率であること、また、世界の水問題への取組に当たって政府各省庁と地方自治体、企業、大学及びＮＧＯとの連携も不十分であるとの指摘もなされている。

今日、我が国が世界の水問題への取組を十全なものにするためには、こうした課題に的確に対応することが求められている。

以上を踏まえ、本調査会では、世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方について調査を行うこととし、政府（国土交通省、経済産業省、外務省、厚生労働省、農林水産省及び総務省）から下水道整備等水分野における国際協力、水災害防止に関する国際協力、水ビジネス国際展開への取組及び水ビジネス国際展開における官民連携、水分野におけるＯＤＡ、上水道整備に関する国際協力、農林水産分野における国際協力、地方自治体水道事業の海外展開等について説明を聴取し、質疑を行った。質疑では、水分野の国際協力の在り方、水ビジネスの在り方、地方自治体による水道事業の海外展開の課題、国内の水道事業に係る問題、水と食料に関する問題、水問題への政府の取組体制等について論議が行われた。

(1)　政府からの説明骨子・概要

調査会において政府から述べられた説明の骨子・概要は、次のとおりである。

○国土交通省（岡久　宏史　国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）

・下水道分野において国際展開を進める背景
・下水道分野における国際展開のための戦略
・下水道分野における国際展開の実績

下水道分野で国際展開を進めているが、その背景には、国連のミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の中の安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用できない人口割合を半減するための国際貢献としての取組と、2025年に約37兆円になるという下水及び再利用水のビジネス市場の拡大がある。我が国は、高度経済成長期の公害問題を短期間に解決した技術とノウハウを活用し、世界の衛生問題の解決に貢献し、また、水ビジネス市場の成長を取り込むことを目指している。

下水道には、他のインフラと異なり、施設建設、資源利用など様々な貢献分野があるが、我が国は、汚水処理施設の整備、都市浸水対策、再生水など新たな水資源の提供などの省エネ・創エネ、既に下水道施設を建設している国における老朽化対策などで貢献できると考えている。

海外展開のための戦略としては、①トップセールスも含めた相手国との中央・地方の行政間の協力体制の構築、②計画・設計・運営管理なども含めた下水道事業全体をパッケージにした事業展開、③官の法制度、財政制度、下水道事業の運営管理のノウハウ、民の幅広いビジネスノウハウ、技術、資金調達など、それぞれの得意分野を連結した官民連携、④日本の優位技術を確固たるものにするための国際標準化機構（ＩＳＯ）のほか、アジア地域内や二国間も含めた国際標準化の推進、⑤膜処理技術に代表される高度処理や資源・エネルギーの再生、管渠の非開削工法といった優れた技術の提供と更なる技術強化、⑥セミナーの開催や相手国でのデモ施工の実施、国内での研修・視察の受入れなどを通じた人材育成の６つがある。

また、取組状況としては、インド、ベトナム、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ、マレーシア、ブルガリアなど様々な国で様々な協力を実施しており、横浜市、北九州市、大阪市、神戸市、東京都などが関係地方自治体として関わっている。下水処理場の整備のほか、膜分離活性汚泥法（ＭＢＲ）等の下水処理膜技術、下水管路推進工法、管路再生工法など、世界各地において様々な技術の国際展開の実績がある。

○国土交通省（山崎　篤男　国土交通省水管理・国土保全局次長）

・水災害を中心に国際的な防災協力を進める意義
・協力手法としての「防災パッケージ」の提供
・水災害に関する貢献の具体例

2011年９月のタイで起きた洪水により死者800人の人的被害のほか、工業団地が浸水し、日系企業を始め多くの工場が被害を受け、世界中のサプライチェーンに影響が生じたことが契機となり、「防災パッケージ」による国際貢献を進めたいと考えている。同洪水の際には、排水ポンプ車と人という、人、物、ノウハウをセットにした国際緊急援助隊を派遣し、現地から大変感謝された。世界の全災害の被害人口のうち、アジアの水災害の被害人口が約85％を占めるなど、アジアは水災害が非常に多く、国土交通省としては水災害を中心に、「防災パッケージ」という概念で防災に貢献していく考えである。

「防災パッケージ」とは、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制などを組み合わせて提供していくものである。タイでは警戒避難体制を先行的に支援し、本年１月から国際協力機構（ＪＩＣＡ）の支援で日本の河川情報システムと同じものを使えるようにしている。他の国も含め、今後、様々な取組を進めていきたい。

その他の貢献として、河川関係の技術者をＪＩＣＡ専門家として派遣し、アドバイザーとして支援を行うとともに、国際機関と連携した水防災の取組として、世界水フォーラムへの参加や、自然災害の教訓を共有するための世界防災閣僚会議の主催のほか、各国政府の施策において防災を優先課題としていく「防災の主流化」が提案された国際通貨基金（ＩＭＦ）と世界銀行の年次総会が開催された。また、2012年10月には世界銀行などとの共催で東日本大震災からの教訓セミナーも行った。さらに、本年３月６日には、国連で水と災害に関する特別会合が開かれているが、日本からは水問題に深い御関心と御造詣をお持ちの皇太子殿下が御出席され、「人と水災害の歴史を辿る」という題名で基調講演を行われた。

また、当調査会委員が視察を行ったつくばの土木研究所内に設置された水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）は、ユネスコの世界活動の強化に資するカテゴリー２の機関に指定されており、世界の水関連災害の防止・軽減のための戦略の提供や実践を支援するため、水防災関連の研究、情報ネットワークの構築、研修の３つを柱とした活動を行っている。

○経済産業省（宮本　聡　経済産業大臣官房審議官）

・世界の水ビジネス市場の動向と日本の水関連産業の現状
・日本の水ビジネスが国際展開する上での課題と戦略
・日本の水ビジネスにおける国際展開の具体例と官民連携の在り方

2025年の世界の水ビジネスについて、地域別では南アジアと中東、国別では中国、サウジアラビア、インドなどが有望市場となると見込まれている。また、事業分野別では、伝統的な水処理技術の領域がボリュームゾーンとなるが、海水淡水化や再利用水など、日本の技術優位が高い分野は３倍以上の伸びが見込まれる成長ゾーンとなると見られている。

日本の水ビジネスの構造を概観すると、海外企業の場合は①部材・部品・機器製造、②装置設計・組立て・建設、③運営・保守・管理の３分野の全て又は複数の分野に横断的に対応し、プライムコントラクターとして事業権全体を獲得するケースが多いのに対し、日本企業の場合は分野ごとに異なるプレーヤーが多数存在しており、出資のみ、あるいは機器の納入のみというサブコントラクターの立場で参加することが多い。

日本の水ビジネスが国際展開する際の課題としては、①国内で水事業の経験を積む機会が少ないことにより、国際入札の事前資格審査で求められることが多い事業実績が不足していること、②相手国政府・自治体の事業への参画、現地通貨建てや長期にわたる契約などの多大なリスクへの対応、③コスト高にならざるを得ない中での長期的なコストベネフィットに対する理解の促進などが挙げられる。これらを克服するためには官民連携が不可欠であり、そこでは、①事業経験を有するプレーヤーづくり、②政府主導による案件形成段階からの関与、③政府の支援等による実証事業の実施を通じた日本

の技術評価の向上やその導入、普及の促進、④資源獲得など他の事業との連動の４つの視点が重要である。

各視点における政府の役割と支援の具体例としては、①については、事業経験のある海外水事業者との共同事業やその買収を行う際の産業革新機構等の出融資による支援や政府による働き掛けが挙げられ、豪州における三菱商事などによるＵＵＡ社の買収などの例がある。次に、②については、マスタープラン策定段階からの関与、政府間対話、トップセールスによる働き掛け、プレＦＳ（フィージビリティ・スタディ）やＯＤＡ事業などを活用した受注環境の整備などが挙げられ、サウジアラビアとの水政策対話を通じた事業実施、国際水サミットなど官民連携による国際会議への参加を通じた案件形成への関与などの例がある。また、③については、新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）による海外での実証事業を通じた諸外国の水処理モデル事業の支援が挙げられ、中国の雲南省滇池における水質浄化プロジェクトの実証研究事業などの例がある。さらに、④については、我が国の水関連技術をパッケージ化して提供し、資源獲得の円滑化を期待することが挙げられ、アルゼンチン・オラロス塩湖のリチウム資源権益の獲得の例がある。

最後に、水ビジネスの国際展開に当たり、横断的に必要となる政策対応としては、政策金融支援の更なる充実と活用の促進を図り、日本の水ビジネスを後押ししていくこと、また、政府全体、水事業の運営管理経験を持つ地方自治体、企業が一体となって市場の開拓と事業の推進を図ることが挙げられる。特に近年は、政府には個々のプロジェクトに対するトップセールスや金融支援だけでなく、面的な開発から相手国に関与していくことが強く求められている。

○外務省（南　博　外務大臣官房参事官）

・日本のＯＤＡにおける水・衛生分野の位置付け
・水・衛生分野に関するＯＤＡ事業の具体例
・ＯＤＡを活用した官民連携の取組

国連が2001年に決定したＭＤＧｓでは、水・衛生分野の目標も含まれており、当該分野が開発において非常に重要であると認識されている。我が国としては、水は生命の根幹であって、開発のために極めて重要な要素であると認識している一方、途上国では安全な飲料水や衛生施設に十分なアクセスができない状況にある。ＭＤＧｓの達成期限が2015年となっていることから、現在、国連では2015年から先の開発目標の在り方が議論されているが、そこでも水と衛生は重要であるという議論になっている。

我が国のＯＤＡでは、水と衛生は非常に重要な分野であり、比較優位も高く、2006年から2010年までの５年間に112億ドルを実施している。我が国は2006年に発表した「水と衛生に関する拡大パートナーシップ」に基づき、ＯＤＡで水と衛生を重視する態度を示しつつ、我が国の経験、知見、技術を活用した質の高い援助を追求している。ここ10年間の我が国の水・衛生分野のＯＤＡ実績は、毎年20億ドル前後となっている。

具体的な事例を一部紹介すると、アジア地域では、円借款によるインドネシアの下水・衛生設備の整備、無償資金協力と技術協力を連携したカンボジアにおける上水道整備、技術協力によるフィリピンの治水行政機能強化のほか、南西アジアでは、円借款によるバングラデシュでの浄水設備や無償資金協力によるパキスタンの上水道施設整備などを行っている。また、アフリカ地域では、無償資金協力と技術協力を連携したセネガルでの地方給水設備整備、円借款によるモロッコでの水道整備事業、技術協力によるエチオピアでの地下水開発・水供給訓練計画などを行ってきている。

水分野では官民連携が非常に重要であるとの認識に基づき、ＯＤＡ分野で新たな取組を始めている。１つ目は2008年から導入した「成長加速化のための官民パートナーシップ」であり、そのポイントは民間企業からの提案案件を優先的にＯＤＡとして採択する点である。２つ目は2012年10月に再開されたＪＩＣＡの海外投融資であり、民間セクターを通じた途上国の開発促進のため、途上国で民間企業が実施する開発事業をＪＩＣＡが出資あるいは融資することによって支援するもので、ベトナム・ロンアン省の工業団地関連事業の中の水分野が例に挙げられる。３つ目はＯＤＡの事前調査の拡充であ

り、ＰＰＰインフラ事業協力準備調査とＢＯＰビジネスとの連携促進調査が挙げられる。

また、外務省、ＪＩＣＡは、途上国の成長を取り込み、かつ、日本の中小企業の技術を海外に展開していこうと、昨年から中小企業の海外展開支援を重視してきており、いろいろな支援メニューを用意しており、例えば、タンザニアの地方村落で日本の中小企業による簡易浄水器の導入についての調査業務が既に行われている。そのほか、ＯＤＡによる地域活性化策として、途上国のインフラ整備に協力する地方自治体への支援のほか、国際会議を通じた取組も行っている。

○厚生労働省（髙島　泉　厚生労働大臣官房審議官）

・途上国の水道事業の課題と日本の貢献の在り方
・水道分野のＯＤＡ等国際協力の主な事例
・水道分野のビジネスの国際展開の主な事例

途上国の水道事業の課題には、①水質管理レベルの低さ、塩素消毒の不徹底、②水圧・水量の不足、漏水等送配水管網の脆弱性、③盗水、料金不払い等の事業管理能力の低さ、④そうした課題がある中での人口増加、都市化による水需要の拡大への対応がある。日本の水道事業は、安全な水を安定して供給する技術や事業運営などにおいて国際的にもトップレベルの水準であることから、水管理、送配水管理、事業管理など、きめ細かい日本の水道技術の供給を行い、各途上国のレベルアップに貢献していきたいと考えている。

貢献の在り方として、ＯＤＡ等を中心とする国際協力と、事業者、ビジネスとしての国際展開の２つの視点がある。国際協力の視点からは、水道分野の国際協力における開発効果を高めるため、①ＪＩＣＡ専門家の派遣と研修員の受入れ、②水道プロジェクト計画の作成指導、③水道分野の国際協力に関する検討を行っている。また、国際展開の視点からは、地方自治体や水道協会が関与する案件について、民間と共にビジネス展開を図ることを後押しするものとして、①相手国政府の協力を得て日本企業が海外市場に参入する

機会を提供するための水道セミナーや説明会の開催、②水道事業体（地方自治体）や企業による自律的な水ビジネスの展開のための基盤づくりに向けた水道協会のパートナーシップの構築、③ノウハウを有する水道事業体と企業が連携して国際展開を推進するための事前調査といった事業を展開している。

ＯＤＡ等国際協力の個別の案件としては、各事業体の関係者をＪＩＣＡの専門家として、東南アジア、南米を中心に派遣し、現地で協力を行っているほか、毎年百数十人程度の途上国の人を各自治体の水道関係部局で受け入れ、研修を実施している。また、ＦＳ的な調査として、毎年２、３件の水道プロジェクトの計画作成について支援し、幾つかはＪＩＣＡの案件に結び付いている。さらに、水道分野の国際協力において優先的、積極的に支援すべき課題について検討しており、2009年から2011年には効率的な研修の在り方について取り上げた。

ビジネス関係の国際展開については、カンボジア、インド等の水道協会との連携の下、水道セミナーや、個別のプロジェクトごとに説明や調査を行うための水道案件の説明会の開催などを行っているほか、このような個別の案件につながるよう、世界的にも大変有力な日本の水道協会と相手国の水道協会とのパートナーシップを構築する事業も進めている。さらに、個々の事業体レベルにおける取組である地方自治体と企業が一体となった新規プロジェクトの案件形成のためのＦＳ調査の支援も行っている。

○農林水産省（角田　豊　農林水産大臣官房審議官）

・今後の世界的な人口増と穀物需要の増大
・食料の増産及び途上国への支援の必要性
・日本の農業分野の国際協力の主な事例

世界の栄養不足人口は徐々に減少しているものの、いまだ世界人口の15％に当たる8.7億人に上り、今のままでは11.6％まで下げるというＭＤＧｓの達成は厳しいと思われる。途上国人口の65％が農業人口であるという意味からも、農業分野の支援は大変重要である。

世界の人口は、2050年には93億人に増加する見通しであり、増加の大半は途上国人口である。一方、世界の経済成長に伴い穀物需要が大幅に増大しており、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の予測によれば、2050年には食料生産を現在より60％増加させる必要がある。世界の農業生産は、これまでは人口増に対応して増加してきており、1960年代に比し、収穫面積は１割程度の増加にとどまる一方、緑の革命により単位面積当たりの収量が2.6倍に増えたことで生産の増加が図られてきた。しかし、現在、単収の伸びが落ちてきているのに加え、気候変動の影響や、新しい水資源の開発も難しくなるなど、水の面での制約が非常に大きくなってきている。

こうした状況の中で、世界的な食料需要の増大と災害による生産の不安定化により、2008年以降、主要な穀物価格が高止まりしていることから、食料安全保障が世界的な課題になり、Ｇ８、Ｇ20、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）といった場では、農業生産の増加や途上国への総合的支援の必要性が繰り返し指摘されている。我が国としても、新潟でＡＰＥＣの食料安全保障担当大臣会合を開催し、そういった問題点を国際的に発信している。

農業分野のＯＤＡを増やす必要があるにもかかわらず、世界的に見ると同分野の比率は下がっている。農林水産省としては、こうした状況を踏まえ、ＯＤＡ大綱や農林水産省の基本計画に基づき、途上国の農業生産の向上を通じた貧困削減、気候変動等地球的規模課題への対応を柱に国際協力を展開している。特に基礎的な調査、技術開発、人材育成を中心に置き、ＦＡＯ等の国際機関との連携や、外務省、ＪＩＣＡと連携した二国間協力の推進に努めている。

アフリカ支援は農林水産分野の国際協力の最重要課題の１つと認識しており、アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）に積極的に対応している。アフリカの米需要の増大を踏まえ、2007年から10年間で米生産を倍増させるプロジェクトを実施しており、我が国のかんがい、品種改良、普及などの技術が大きく寄与している。また、世界食糧計画（ＷＦＰ）と連携し、西アフリカの内戦で荒廃した水田の復旧に取り組んでおり、女性を始め地域住民の参画を得て、労力の対価として食料を供給するプロジェクトが、ＷＦＰから高い評価を得ている。

もう１つの大きなテーマは、効率的な水利用を目指す持続的なかんがい農業である。これは、我が国の土地改良区制度をモデルに、既存のかんがい施設のリハビリというハードの事業に加えて、農民自身による水管理手法の普及というソフト対策を一体で行うもので、世界的な成功例として評価が高まっており、ＪＩＣＡを通じ47名のかんがい専門家を派遣している。また、かんがいを基軸としつつ、それに併せて、農地、農道等生産基盤全般についてＯＤＡで対応するとともに、さらに農業の機械化、倉庫の建設、加工施設等の民間投資と連携した総合的なインフラ整備にも取り組んでいきたい。

そのほか、途上国の森林減少・劣化に由来する排出を削減する仕組み（ＲＥＤＤ＋）を推進するため、森林資源の効率的な把握の技術や人材育成の面で協力を行っている。また、国際的な水産資源管理の推進と我が国漁船の操業確保の観点から、途上国の資源管理等の漁業協力を実施している。

○総務省（村中　健一　総務大臣官房審議官）

・水道事業に関する国際協力の現状と官民連携による海外展開の重要性
・水道事業の海外展開の課題と基本的な考え方

従来、地方自治体の水道事業に関する国際協力については、豊富な経験、知見や技術をいかし、専門家の派遣、研修生の受入れなど技術援助を中心としたＯＤＡを実施してきた。一方、世界的にも高水準にある我が国の官民それぞれの水道技術やノウハウを活用し、官民が連携して海外展開を図ることは、国際貢献や経済成長の観点からも重要である。

このような観点から、2010年３月に関係省と連携し「地方自治体水道事業の海外展開検討チーム」を設置した。そして、海外展開に意欲のある自治体の一助となるよう、自治体が有する水道の管理運営に関するノウハウを活用して海外展開を行う場合の課題を整理し、基本的な考え方を取りまとめた結果を同年６月に各水道事業体に提供した。その概要は以下のとおりであり、意欲のある事業体においては、こうした内容を踏まえ、海外展開について検討している。

１点目として、海外展開に当たっては、趣旨、目的を明確にする必要があ

る。考えられる趣旨、目的としては、①高水準の我が国自治体の水道技術をいかし、ビジネスの形態で海外展開を図ることにより、水道技術の普及、発展に寄与することは、生活水準の向上を通じて開発効果をもたらす国際貢献と言える、②海外展開の実施により知識や技能が有効活用されるとともに、厳しい経営環境にある水道事業体の新たな収入源になる可能性もあることから、水道事業の持続性の確保にもつながる、③我が国自治体の水道技術を海外に普及することは、水道職員の技術継承や経験のフィードバックによる人材育成にもつながる、④例えば地場の中小企業等と一緒に官民連携で海外展開を行うことにより、地域の産業振興にも資する面がある、という観点がある。

2点目として、事業資金については、ＪＢＩＣ、ＪＩＣＡ、日本貿易保険といった各政府関係機関の資金を活用することが考えられる。

3点目として、海外展開には様々なリスクが想定されることから、民間企業により蓄積されたリスク対応のノウハウの活用やマニュアルの作成などにより、リスクに対応できる体制をつくることが肝要である。

4点目として、自治体が単独で事業展開する場合はリスク管理に困難が伴うことから、自治体又は第3セクターと企業それぞれが有する技術、資源をいかした官民連携が有効である。

5点目として、自治体の水道事業が海外において収益を伴う事業活動を行うことが地方公営企業法上可能であるか、関係法律等の解釈の明確化を図った。

最後に、特に留意すべき事項として、自治体が地方公営企業として実施している水道事業は、地域住民への水道水の供給により公共の福祉の増進を図ることを本来の目的としており、海外展開はあくまで附帯事業であることから、事業を開始する場合も撤退する場合も地方公営企業の経営原則を踏まえて、本来事業以上に住民の理解を得ることが必要である。特に多くの水道事業体が水道施設の大量更新や耐震化の推進といった課題を抱えているため、海外展開が本来の事業運営に支障を生じさせることがないように、十分な採算性を有しているか慎重に検討する必要があり、状況次第では直ちに撤退するなど適切な措置を講じる必要があると考えている。

(2) 主要論議

調査会における政府参考人質疑での主な論議は、次のとおりである。

（水分野の国際協力の在り方）

○水分野ＯＤＡにおける現地途上国での広報の在り方

・水インフラに関する協力の場合、浄水・下水施設自体、人が訪れるものでもなく、日本政府が資金を出しても国際競争入札で外国企業が落札するケースもある中で、広報が難しく、日本の貢献の姿が利用者に見えないのではないかという問題意識を持っているが、現地での広報の在り方をどう考えるか。

・水に関する協力のＯＤＡ広報の難しさは認識しており、指摘を踏まえ、きちんと検討していきたい。

○「成長加速化のための官民パートナーシップ」と国際競争入札との関係

・水分野のＯＤＡ、特に円借款の場合は、国際競争入札が前提になると思われるが、日本企業にはコスト面で優位性がなく、なかなか落札できない現状になっていると思われる。そうした中で、「成長加速化のための官民パートナーシップ」では企業の提案を優先的に採択するとのことであるが、これと国際競争入札との関係はどうなっているのか。

・円借款で水道施設などを供与する場合、国際入札に掛けなくて済む本邦技術活用条件（ＳＴＥＰ）円借款は極めて例外的であり、一般競争入札が前提になる。官民パートナーシップについては、ＪＩＣＡの海外投融資は別にして、開発調査の段階のものであり、これを行ったからといって即座に円借款で日本企業が落札するということにはなっていない。

○再開されたＪＩＣＡの海外投融資の現状及び地方自治体の海外展開との連携

・ＪＩＣＡの海外投融資は、いろいろな事情があって再開されたが、紹介されているロンアン省（ベトナム）のプロジェクトについては今どういう段階にあるのか。また、こうした取組は地方自治体の海外展開とリン

クさせ、組み込んだ形で進めれば失敗も少ないと思われるが、当該案件についてはどのようになっているのか。

・当該案件は、昨年10月にＪＩＣＡの海外投融資を全面再開する際の判断の材料とした３件のパイロットプロジェクトの１つであり、これはこれで進んでいるものと認識している。また、神戸市傘下の公社が出資しており、総務省が神戸市の取組として紹介しているものと同一のものである。

○環境問題解決のため中国に水技術を提供することによる日中関係改善の可能性

・中国の水質汚染問題が深刻化する中、日本の水浄化技術を中国の消費者にアピールしていくアプローチも必要と思われ、また中国側も日本の協力を望んでいるようだが、水技術を通じ日中関係が改善する可能性と、そのための取組についてどう考えているのか。

・環境分野については、中国向けにＯＤＡを出せる可能性があり、今後とも日中間できちんと話し合い、ウイン・ウインの関係を築いて協力していくべきであると考えている。

○青年海外協力隊への応募の減少の背景と若者の内向き志向の原因

・水ビジネスを始め、海外にインフラを展開していくためには、グローバル化に対応した人材を育成しなければならないのに、青年海外協力隊への応募が減少するなど、若者が内向き志向になっている国内事情があるようだが、その原因は何か。

・青年海外協力隊への応募の減少については、震災の影響による一時的なものと考えている。最近の若者については、文化・言語・治安などで海外は面倒だと内向きになる者と、積極的に海外に出て活動しようという外向きの者との二極化が進んでいると感じており、外務省の役割は後者の支援を推進していくことだと考えている。

（水ビジネスの在り方）

○日本の水ビジネスの課題と民間から弱いと指摘される官の支援の問題点

・政府は水ビジネスを戦略的に成長分野として意識し、官民連携したプロジェクトを進めているということだが、一方で、民間からは、官の後押しが非常に弱いといった指摘を聞くが、日本の水ビジネスの課題にどのようなものがあり、また、民は官のどのような点が弱いと見ているのか。

・政府としては、民間のニーズを踏まえ、民でできない部分を補完する形で政府間交渉や官民のミッションの派遣などを行っている。民間の指摘については具体的には分からないが、ビジネスチャンスが拡大する中で対応できていない部分もあるかもしれない。民間の要望を聞きながら、不足している部分は補っていきたい。

○欧米諸国における水ビジネスに対する官の支援の現状

・非常に先進的な欧米諸国の場合、水ビジネスは民間中心で進められているのか、それとも官によるバックアップが相当行われているのか。

・欧米諸国の事情の詳細は承知していないが、トップセールス、官民ミッションの派遣等は欧米の例を参考に始めたので、少なくとも過去において、そうした取組に関し欧米に比べ、日本政府の対応が弱い部分があったことは確かである。そうした反省も踏まえ、近年取り急ぎ、気付く範囲あるいは民間の要望の範囲で対応している。

○水インフラとＩＴインフラをパッケージ化して海外展開する意義と可能性

・水インフラの管理にはＩＴが有益と思われるので、水インフラの海外展開をＩＴインフラ整備とパッケージ化して進めれば、感謝され、また新たなビジネスなどの派生効果も大きいのではないかと思うが、そうした取組の事例、意義、可能性についてどう考えているか。

・「防災パッケージ」の中で、タイで始めた警戒避難体制で使用する河川情報システムはＩＴを使ったシステムであり、タイのインフラを使い、最終的にはタブレット端末によるリアルタイムのアクセスを目指している。

・海水淡水化など一定レベル以上のプラント事業には必ずＩＴ技術が使われているが、より大規模なＩＴにウェイトを置いたシステムについては、日本の電子メーカー等がパッケージで欧州を中心に売り込んでいるようである。
・パッケージ型インフラで最も重要なのは、20～30年にわたる長期の維持管理ができる業者が存在することである。ＩＴを使うことは必然的な考えではあるが、問題はそうした業者にＩＴの経験があり、適切な価格で事業の実施ができるのかどうかである。
・水道事業でのＩＴ利用としては、センサー設置による水管理と料金徴収等への利用などがあるが、途上国の現状では、前者についてはコストが合わず、後者については一般レベルの情報機器の導入で取組がなされている。
・かんがいシステムを運用する人的組織がある程度できている所では、水管理システムを導入し、より効率的な水配分を進めていきたい。
・ＩＴ中心の国際展開・国際協力全般は、総務省の情報通信部局が中心となって取り組んでいる。

○水道だけでなく、ボトル水やスマートコミュニティーまでを視野に入れた水ビジネス支援の必要性

・日本では、水について多くの省庁がばらばらに所管する中で、日本が技術面で優位にあり、国際展開も十分可能と思われる整水器を所管する省庁がなく、また、末端の配水が水道でなくボトル水の販売で行われる途上国の実態からすると経済産業省が見るべきだと思われるボトル水が、農林水産省の所管となっているなど問題が多い。どこかが、一連の水を中心とする産業を見ておく必要があるのではないか。また、先進国へのインフラ輸出では、スマートコミュニティー構想など、ＩＴによって電力網、通信網、水の供給網全てを一括して管理する仕組みづくりが課題となる中で、先進国への水ビジネスという部分もカバーされていないのではないか。

・内閣官房にインフラ輸出室が設けられたのも進歩とは言えるが、僅かな人員で鉄道・通信・空港など他分野も抱え水に十分対応できないのではないか。政府として、途上国の水道だけではなく、全てを見る体制を整えなければ外国には勝てないのではないか。
・整水器やボトル水など水ビジネスの範囲は思った以上に広いので、いろいろな形で拾っていく必要があるが、政府の組織の一本化が必要かどうかは別の話であろうと考える。インドのスマートコミュニティー構想の中で、最初に水の案件が具体化したように、水事業も含めて一体として考える発想は持って取り組んでいる。

○87兆円の世界水ビジネス市場で日本が確保しようとする目標額

・水分野は、再生可能エネルギー、通信と並び、日本が今後インフラ輸出できる可能性のある非常に重要なファクターだと思うが、87兆円へと拡大が見込まれる世界の水ビジネス市場で日本が確保しようとする目標額を設定して取り組んでいる省庁はあるのか。
・必ずしも数値目標ということではないが、経済産業省の研究会では、86.5兆円のうち、実際に民間企業が参入できる民営化された市場の規模は８～15兆円である中で、日本の技術等が正しく評価された場合には、2025年で1.8兆円の市場を獲得できると試算している。

○水技術の提供と資源獲得が連動した国際プロジェクトの現状

・官民連携で水技術の提供と資源獲得が連動した国際プロジェクトを実施するということは、日本にとって重要な視点であると考える。アルゼンチンのオラロス塩湖のプロジェクトでは、リチウム資源開発の権益を日本企業が獲得できたということだが、実際に日本に入ってきているのか。また、その他、水技術により、中東などで天然ガスや石油を確保していくような具体的なプロジェクトはあるのか。
・アルゼンチンの当該事例については、リチウム資源の輸入が可能な状態になっているが、実際にはまだ入ってきていない。また、資源獲得と水が明確につながっているプロジェクトについて、今具体的に思い浮かば

ないが、中東産油国との間ではいろいろプロジェクトを行う中で、水についても、こちらから提案をする、明確なつながりがなくとも、先方が最も必要とするもので貢献することで、結果的に当方に配慮してくれることへの期待がある。

○日本の耐震・免震技術に対する海外の評価とビジネス展開の可能性

・東日本大震災で倒壊した建物はほとんどなく、日本の耐震・免震技術は、世界的にも高く評価されてよいのではないか。日本がインフラをビジネス展開する際に、そうした面での要望や期待はないか。

・自然災害は世界的に多発しているが、地震多発国はインドネシア、イランなど、ごく限られており、そういう国に地震に強靭な日本の家屋などを売り込もうとしても、ビジネスとしては難しいと思われる。

○ＢＯＰビジネスも含めた水ビジネスにおけるリターン獲得に必要な仕組み

・途上国に先進国の水道技術を供与しても、価格の問題で貧困層までなかなか普及しないようだが、ＢＯＰビジネスとして、水ビジネスでリターンを獲得していく仕組みとはどのようなものか。

・日本企業の海外の水ビジネスへの参加形態は様々だが、サブコントラクターとしての機器の納入、プラントの建設、その保守管理などが多い。欧米のような料金徴収を含めた運営となると、25～30年の長期契約となるため、現状では体力的にも難しいが、現地事業体への一部出資などの形で、そうした事業も進みつつある。

（地方自治体による水道事業の海外展開の課題）

○パッケージ型水インフラ海外展開に対する地方自治体の取組の動向

・全体的な運営までを含むパッケージ型水インフラ海外展開ということになると、例えば上水道の場合、料金徴収などは日本企業にノウハウがないので、民間だけでは完結型にならない。そうした部分は自治体しかできないが、東京都等自治体の取組の実態はどのようになっているのか。また、総務省としてどのような指導を行うのか。

・自治体が技術面での協力で海外に出ていることは承知しているが、料金徴収も含めた協力や料金徴収のみの協力で出ていくということについては、総務省では把握していない。

○水道事業の海外展開に乗り出した地方自治体の途中撤退の是非

・総務省からは、自治体の水道事業の海外展開について、情況次第では直ちに撤退すべきなどとの説明があったが、ベトナムのＯＤＡ事業などは、日本がある意味の啓蒙活動をした上で進めているプロジェクトであり、また自治体にとっても大変負担だが、自らの人材育成、地元企業のチャンス拡大などの意義を認め、納得の上で進めている。途中で撤退してはＯＤＡ事業として無責任ではないか。

・国際協力として始めた事業からの撤退は国際関係の悪化にもつながるため、そうした事態にならないよう、事前にリスク判定を行い、リスクをコントロールできる形にし、住民の納得を得た上で出ていく必要があるという趣旨である。

（国内の水道事業に係る問題）

○阪神・淡路大震災後の人員削減が水道の災害応急体制に与えた影響

・阪神・淡路大震災を経て災害応急体制がつくられた当時、職員が10万人から５万人に削減されることは想定されていなかった。東日本大震災の際、安全な水の確保において、その体制がどういかされたのか検証をしてもらいたい。また、今後も大地震の発生が懸念される中で、通常事業を行いながら迅速・適切に被災地対策を行える人員体制になっているのか。さらに、人員減少の中、技術の継承はできるのか。

・非常に混乱のあった阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、日本水道協会と厚生労働省で、応援する側、される側それぞれが踏まえるべき事項をまとめた手引を作り、体制を整備した。東日本大震災では、被災した93事業体に対し、全国から552の事業体が応援に出たが、その際、阪神・淡路大震災の反省を踏まえ、水道協会が行き先を事前に調整し、応急体制の供給に給水車14,100台、人員6,300人、延べ39,700人が派遣されたほ

か、復興計画の作成にも全国の自治体が協力した。全体の人員は減っているが、基本的に阪神・淡路大震災のときよりは円滑に対応できたと考えている。また、情報体制、大都市部の被災、津波による設計図の流出など新たな問題も踏まえ、更に手引を見直し、今後の震災に、より的確に対応できるよう取り組みたい。

・災害時の自治体相互の応援体制全体については総務省が中心となって進めており、水道事業については、中心となる厚生労働省とよく相談し、今後の体制を構築していきたい。

○熟練技術者の不足も含めた現在の水道の災害応急体制の妥当性

・東日本大震災の際は、様々な応援が入ったのは事実だが、やはり人員が不足している自治体は対応に時間が掛かったのではないか。また、技術の継承も含め、現状は十分な体制になっているのか。

・阪神・淡路大震災当時と比べて人員が大幅に削減されているが、単純な削減ではなく、民間委託などにより、必要な事業は確保しつつ官民連携で進めており、災害への応援や技術の継承も同様である。当時の人員体制であれば、東日本大震災にどこまで対応できたのかということとの比較検証は難しいのではないかと考えている。

・水道については、厚生労働省が中心となって対応しているので、総務省としては補助的な立場から、今後とも厚生労働省とよく話し合っていきたい。

（水と食料に関する問題）

○多様性のある食料生産など飢饉への対抗力を国際的に担保するための方策

・気候変動等の影響もあり、干ばつ、冷害等が発生する中、食料問題のベースとして、多様性のある食料生産など飢饉への対抗力を国際的にどう担保するのかという視点に立った対応等はあるのか。

・各国、各地域における多様な農業生産の必要性については、国際的に合意され、日本も主張しており、地域の独自性を踏まえた途上国支援を行っていきたい。

○投機的な動きも含んだ穀物の国際価格高騰に対する国際的な対応の在り方

・穀物の国際価格が需要と供給だけでなく投機的な動きの中で相当上昇し、それが特に途上国に多大な負荷となっている問題に対する国際的な対応の在り方についてどう考えるか。

・国際的な食料情報を整備する必要性が認識され、Ｇ20の枠組みの中で、世界の食料情報提供システム（ＡＭＩＳ）が構築されている。

○食料不足への対応として食生活をカロリーダウンする手法に対する認識

・食料不足への対応方法については、生産性の向上のほか、価格の問題やカロリーダウン、食生活の内容を変えるなど多くの手法があるが、どのように認識しているか。

・食物には嗜好性もあるため、栄養の問題や食料供給の多様性に留意しつつ、できるだけ需要に応えていくよう生産面を強化していきたいと考えており、そのために農業用水が重要であると認識している。

（水問題への政府の取組体制）

○水ビジネスの海外展開に向けて権限を一元化し強力に推進する必要性

・日本では水に関連する省庁が非常に多いが、海外ではシンガポールのように完全に一元管理している国もある。少なくとも水に関する海外展開については、１つの省庁に権限を一元化し、強力に推進する必要があるのではないか。

・水については非常に多くの省庁にまたがっていると認識しているが、今日本に必要と思われるパッケージ型の水ビジネスの展開については、内閣官房を事務局とするパッケージ型インフラの海外展開のための大臣会合が動き出しており、そうした形で政府全体の取組を進めるのがよいのではないかと考えている。

・総務省としては、今回、自治体水道事業の海外展開について検討チームを設け、そこに経済産業省、外務省にも入ってもらって、環境整備を図っており、これからも協力するつもりであるが、組織の一元化については言及できない。

・海外展開のための統一的な組織をつくることも、現行のように各省が連携して進めることも、両者有り得るが、各企業が水だけで事業展開しているわけでもない中で水だけを切り出すのには違和感があり、また、現行の体制について特段の支障を感じていないので、今あえて形を変えるには慎重な検討が必要ではないかと思われる。

○水問題への取組における省庁間連携の現状と課題

・水問題への取組が広がりを見せる中で、各省の課題などが相当重なる部分も多いため、今のような体制ではなく、新しい担当大臣を置く必要などもあるのではないか。現状において省庁間連携はうまく取れているのか、取れているとすれば、具体的にどのような点があるのか。

・国土交通省は下水道事業の海外展開において、外務省や経済産業省と連携して進めており、今後もそのような方向性を維持したい。

・現在の体制が一概に良いということではないが、現在でもそれぞれ事業を進める中において、必要に応じ、他省、自治体、ＪＩＣＡ等関連組織から支援が得られている。問題点を指摘されれば、真摯に聞き検討したい。

・各ＯＤＡ事業での専門家の派遣などにおける各省間連携は良好である。パッケージ型インフラなど幅広い分野で省庁、自治体、民間が複合的に関与するものに関する連携の在り方については、内閣官房のパッケージ型インフラの事務局があるが、今後更に検討の余地があるかもしれない。

○海外で評価が高い日本の水質浄化剤企業が国内で評価されないことに見られる省庁間の連携不足

・ＯＤＡで採用され、海外で評価が高い日本の水質浄化剤企業が国内で評価されないことの背景には、外務省が知っていても経済産業省や農林水産省が知らないといった省庁間の連携不足があるのではないか。

・外務省としては、国際貢献に加え中小企業支援の視点を持って進めているが、当該企業の国内での評価には通じていない。

・経済産業省としては、中小企業支援のため、国内で評価されていなくても外国では評価されるような技術や事業の海外展開を外務省と協力して進めたいと考えているところであるが、当該企業の国内での事情については承知していない。

・水問題への政府の取組体制としては、関係省庁による特別のプロジェクトチームを組み、そこで各省が当事者意識を共有し、議論しながら進めていくような形も有り得るのではないか。

○クールジャパン戦略における水ビジネスの位置付けと推進のための省庁間連携

・クールジャパン戦略において、経済産業省は水ビジネスをどのように位置付け、また、そうした位置付けの下に各省庁が連携して取り組む考えはあるのか。

・現段階では、水ビジネスをクールジャパン戦略の中核とは位置付けていないが、今後、その可能性や妥当性について考えていきたい。ただ、クールジャパンと言わなくとも、日本への高い信頼が残っている国は多く、日本ブランドを使いながら水ビジネスを進めるのは非常に有効であると感じている。

5. 世界の水問題と日本の対外戦略

今日、世界では様々な要因により水問題が深刻化し主要な国際問題となっている。水問題に対する国際社会の関心も従来に増して高まっており、国連や国際機関、Ｇ８等の主要国、ＮＧＯなどが相互に連携しつつ国際的な取組を活発化させている。

こうした中、本調査会では「世界の水問題と日本の対外戦略」をテーマとし、３年間にわたって多数の有識者、実務家及び政府関係者等より様々な視点から意見や説明を聴取し、都市化や工業化、気候変動等による水不足や水質の汚染、洪水等の水関連災害、国際河川流域における関係国間の対立、水と食料問題との関わりなど、様々な観点から世界の水問題を取り上げるとともに、活発な論議が行われた。

そこでは、水が人類の生存にとり不可欠であるばかりでなく、エネルギーや工業生産、食料問題、自然環境や生態系の保全など経済社会活動の様々な側面で、我々人類の健康や暮らしを支えていること、そして、今後、人口の急増や途上国、新興国などの経済発展によって水利用が拡大する一方で、気候変動や地下水の枯渇などによって水資源が不安定化する中、いかに水需給のバランスを確保していくかが、世界の持続的な発展のために極めて重要であることが明らかになった。

また、水問題を解決するには、特に途上国等での安全な飲料水や衛生施設へのアクセスの確保、そのためのハード・ソフト両面に及ぶ途上国支援による水インフラの整備が必要であること、同時に整備後のこれら施設の維持・管理の重要性や困難性が指摘されるとともに、政府開発援助（ＯＤＡ）に加えて官民連携による水ビジネスの展開やＢＯＰビジネスなど新たな取組も進みつつあることが認識された。

さらには、水問題が重要な地球規模の課題となりつつある今日、既に水・衛生分野のＯＤＡではトップドナーである我が国が、水資源の開発・管理、インフラ整備、治水や防災技術等に関する優れた知見や科学技術、経験を活用して水問題の解決に貢献することは、世界の安定と繁栄に寄与するだけではなく、国際社会における日本の存在感を高め、そして自国の持続的な繁栄に資することも指摘された。

また、こうした我が国が持つ力を一層有効に活用し、世界の水問題の解決に寄与するとともに、自国の発展にもつなげるためには、一層明確なビジョンや戦略が必要であることも指摘された。

以上を踏まえ、本調査会では、３年間に及ぶ調査の締めくくりとして、世界の水問題と日本の対外戦略について委員間の意見交換を行い、水問題に対する基本的な認識、水問題の国際協力の課題、水災害問題への取組、水ビジネスにおける課題、地方自治体水道事業体の海外展開、水と食料問題に対する取組、多様な水源の確保に向けた取組、水問題に対する政府の取組体制の在り方等に関して意見が表明された。

調査会における世界の水問題と日本の対外戦略に関する委員間の意見交換において表明された主な意見は、次のとおりである。

（水問題に対する基本的な認識）

○水問題へのアプローチの重要性

・水問題は、生命の源泉であり経済発展に欠くことができないものであると同時に、様々な経済発展の制約要因にもなり得るという意味でも大変重要である。

・水問題へのアプローチは、ビジネスとしても、人道的支援の国際協力としても、我が国が真に積極的に推進すべき重要課題であり、収益性と人道性という両方の明確なビジョンを持ち、それを現実のものとするため全力で国を挙げて取り組む必要がある。

・人が生きていく上で欠くことができない重要な資源である水は、食料やエネルギーと密接な関係にあり、国として真剣に水問題に取り組む必要がある。特に、日本が優れた技術や経験をいかして世界の水問題解決のために取り組むことが、力強い日本を取り戻すためにも大変重要である。

・水問題は人類の持続可能な開発にとって重要なテーマであり、リオ・プラス20では、持続可能な開発に関し、従来のＧＤＰではなくグリーン経済、幸福な指標などの数値化の議論があったが、こうした議論は水分野の在り方が大きく関係している。

○水と衛生に関する人権についての国連決議を踏まえた水問題の取組の必要性

・水を商品と捉える水メジャーなどの動きが住民の反発を受けるなど、水問題を捉え直す動きの中で、国連は2010年７月に水と衛生に対する人権について決議を採択した。人間にとって安全で清潔な水は生きるための万人の権利であるという点を踏まえた国内外の対策が必要になる。

（水問題の国際協力の課題）

○ＭＤＧｓの達成とポストＭＤＧｓ議論における水問題の重要性

・水問題が解決するとミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の３分の１の目標が達成されるとの調査もあるように、国際的な各種の活動の成否は水問題が握っていることから、水へのアクセスを優先的に扱うべきである。

・ＭＤＧｓにおいても水の果たす役割が大変重要であるとの認識があるが、2015年にはポストＭＤＧｓを世界でつくっていかなければならない。洪水のような災害のコントロールも含め、水は、我が国が中心に考えている人間の安全保障のために大事であるので、我々の調査会の意見をしっかり政府に取り入れてもらい、ポストＭＤＧｓの議論の中に大きな項目として水問題が取り入れられるよう要求すべきである。

○水分野のＯＤＡにおける課題と改善の必要性

・これまでの日本の取組は、水と衛生分野での世界のトップドナーとして各国から高い評価を得ている。しかし、昨今の厳しい財政状況から、ＯＤＡの財源のみで世界の水問題に取り組むことは困難になっている。また、ＯＤＡで水道などの施設を造っても、設置後の維持管理を現地に委ねているためにうまくいっていない事例も多く見受けられ、改善が必要である。

○ＯＤＡを通じた雨水利用等の地域分散型システムの普及拡大の推進

・途上国では、一極集中型の巨大システムではなく、雨水利用、ナットウキナーゼなど地域分散型の簡便な浄化法を尊重し普及拡大を図るべきである。当該地域にとっての中間技術、適正技術を十分吟味し、ＯＤＡについてもこの観点から十分議論し、普及拡大を図るべきである。

○日本の公営企業方式による上水道事業の仕組みを途上国に普及・供与する必要性

・国際協力において官民連携も非常に大事な視点ではあるが、途上国については、民間ベースでビジネスに乗せていくだけでは難しく、上水道、とりわけ飲み水の供給に関しては、やはり公が絡んでいく必要がある。上水道事業を公営企業が行う日本の事例は、世界でも非常にうまくいっている事例と思われることから、技術の提供に加え、公営企業のビジネスモデルのようなものも併せて途上国に供与することにより、日本の世界に向けた１つの大きな貢献の可能性をしっかり引き出していける。

（水災害問題への取組）

○水インフラにおける予防防災の観点を含めた資産管理の推進

・水インフラについては、予防防災の観点も含めて考えつつ、維持管理を円滑に推進し、地域の安心、安全を含めた安定した地域形成に貢献すべく、アセットマネジメント、資産管理の考え方の普及拡大を更に進めていくことが重要である。

○東日本大震災での機能状況を検証した上での水道の災害応急体制見直しの必要性

・1995年の阪神・淡路大震災を経て都市間をつなぐ水道の災害応急体制が確立されたが、当時10万人であった職員は５万人に減り、民間委託などのアウトソーシングが進んでいる。そうした中、東日本大震災においてこの災害応急体制はいかされたのかとの問いに、政府は、混乱があったことは認めつつも、手引を見直すと言っているが、しっかり検証した上で見直しを行うべきである。

（水ビジネスにおける課題）

○援助・支援から水ビジネスへとつなげていく取組の重要性

・調査会を通じ、我が国の水技術の高さ、水ビジネス市場の高いポテンシャル、これまでの人道的支援分野における日本の信用力の高さなどを

確認することができ、水ビジネス市場へのアプローチが我が国の対外戦略の柱になることは間違いがないのではないか。

・調査会を通じＢＯＰビジネスにおける中小企業の目覚ましい活躍が確認できたが、そうした企業経営者からは一様に、援助・支援からビジネスにつなげていくことの重要性が指摘された。今後こうした視点を取り込んでいくことにより、我が国は世界の中で更に存在感を強めていける。

○我が国の水関連技術とビジネス展開の有効性

・調査会等を通じ、日本の様々な技術力やビジネスを構築する力が世界で役立つことが明確になったので、国会での議論の成果を、法制化などを通じ、次のアクションにつなげられたらと思う。

○水道事業の海外展開に関する利益・雇用効果に対する疑問

・水ビジネスについて、参考人からは、水道事業の海外展開はそんなに大きい利益が得られるようなビジネスでもなく、また、現地の資材や人材を活用することになるため、日本国内の雇用にもなかなかつながらないなどと述べられている。技術を海外でいかす方法を考える必要はあるが、日本の企業や自治体が運営する海外の公共事業で赤字が出たら国民の税金で補填するのは良くない。

（地方自治体水道事業体の海外展開）

○アジア等の水問題解決に向けた取組における地方自治体の役割の重要性

・成長著しいアジアで水不足や汚染問題が一層深刻化する中で、これらの地域で課題となっているインフラ整備に我が国として対処していく上では、援助にせよビジネスにせよ、地方自治体の活用が鍵になる。

・特に途上国の場合、河川等の水管理から排水システムの設計管理、料金体系の構築や徴収方法、漏水対策等の保守管理など、そして上下水道一体のトータルマネジメントが要請される傾向がある。我が国の自治体はこうした技術やノウハウを持っている上に、気候・風土の類似性や、給水人口の減少、施設の老朽化など課題先進国としての知見等、欧米とは異なる様々な優位性を保有している。

○リスク管理を行いながら地方自治体の海外貢献を拡大するための方策

・リスクを最小限にするため、自治体は当面設備投資には手を出さず、コンサルタント業務や事業運営のマネジメントなどに関する契約を結び、安定的な収入を得る方法で海外展開を進め、実績を積んでいくのも１つの選択肢であり、その場合、日本のＯＤＡを設備投資に活用するなど自治体と国際協力機構（ＪＩＣＡ）が連携を深めるとともに、日本の水関連産業が参入しやすい案件形成を進めていくことも重要である。

○地方自治体の海外展開のメリット

・地方自治体の海外展開には、高齢化が進む自治体職員の技術の継承、国内で縮小傾向が進む上下水道事業の新規開拓、地元の水関連の中小企業の海外進出に扉を開けることによる地域経済の活性化など、国内の課題にも大きなメリットがある。

○地方自治体の海外展開を後押しする上での省庁間連携や司令塔の必要性

・地方自治体は、既に技術協力といった分野で多くの国際貢献を重ねているが、最近では上下水道の海外展開を進める自治体も出ており、その後押しをすることが重要である。そのためには、官民連携の前に関係省庁間の官官の連携強化、司令塔の創設が必要であり、水循環基本法を制定しようという試みの中で言われている水循環政策本部といった中央の組織等も非常に重要である。

・自治体がその持ち味をいかしながら国際貢献ビジネスを画期的に拡大させていく上では、途上国の地域を面的に捉え、まちづくり全体の中で現地の実情に合った水循環が実現するよう、開発政策の段階から関与していくことが必要であり、政府レベルによる援助全体の中での水インフラに関する相手国政府との政策対話、ＪＩＣＡの一層の活用が必要であるとともに、世界銀行やアジア開発銀行（ＡＤＢ）などの国際金融機関との連携も課題となる。

○上下水道事業の海外展開を進める前提としての公営企業の内部改革の必要性

・企業やＮＧＯが海外進出する際にはＪＩＣＡによる支援やＯＤＡが重要な役割を果たすので、この意味での官民連携は今後も重要であり、強化していくべきである。しかしその一方で、上下水道事業を見ると、いまだに官庁会計を用いている事業体もあり、財政状況も芳しくなく、官民連携の名の下に企業とパッケージ化しては動きが遅くなるおそれがある。こうした事業体については、対外戦略以前にまず内部改革を断行すべきであり、ＯＤＡ予算をいたずらに浪費すべきではない。

（水と食料問題に対する取組）

○水問題への貢献と食料安全保障のために食料自給率を高める政策の重要性

・日本の食料自給率の低下は、世界的に見れば水の豊かな日本で水を節約し、その分、水の少ない地域の水を使うことになるため、水収支から見て非効率であるとの参考人の指摘があった。日本は世界一の農産物の純輸入国であり、既に食料の60％を海外に依存しているが、地球上の人口が2050年には90億人になると予想される中、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）は今後食料を60％増産することが必要であるとしている。世界の水問題に貢献するという観点と、食料の安全保障の観点から、我が国はできるだけ食料の自給率を高める政策を推進すべきである。

・農産物を輸入する場合にはその生産に要した水も一緒に輸入しているという、バーチャルウォーターの考え方がある。世界で水の枯渇や土壌の劣化、砂漠化が深刻化し、穀物価格が高騰している中での世界の水資源と日本の関わり方について、参考人からは、地域資源を保護・保全していくことや、農業に対する戦略的な支援の必要性等が指摘されており、日本は輸入に依存するのではなく、食料自給率を高めることが極めて重要である。

（多様な水源の確保に向けた取組）

○立法府において水に関する法制化の議論を深めることの必要性

・国内的には、立法府として、必要ならば水に関する法制化を行うべきであり、例えば、雨水利用推進法案、水循環基本法案、地下水利用規制法案が検討されており、一層議論を深めることが必要である。

○法制化を通じた雨水利用促進の必要性

・雨水については、国内の利用や海外の協力案件において更に取り組む余地があり、雨水利用の法制化について、調査会として提言をしていく必要がある。

○水源地の多面的役割の評価と農山漁村部への税金還付制度等の創設

・水源林の買収問題なども指摘される中で、豊かな水を育んでいる農山漁村部、水源地の多面的な役割を評価し、そこに対し税の還付を行うようなことも考えていかなければならない。例えば、財源の豊かな都市部から財源の少ない地方部へお金を回すという地方交付税のような考え方ではなく、積極的にプラスの役割をしている農山漁村部、水源林地域に対し、その役割を国が税金で還付するような仕組みも提言できると思うので、ぜひ盛り込んでもらいたい。

（水問題に対する政府の取組体制の在り方）

○水問題を統括的に扱う政府部門の必要性

・シンガポールの公益事業庁（ＰＵＢ）のように水問題を統括的に扱う部門の必要性が明らかになった。我が国のＯＤＡ等には使いづらい面も多々あり、様々なアクターがワンストップで水問題に関われる体制づくりが急務である。俯瞰的に見ることができる部門をつくることにより、ボトルネックがどこに存在するのか、人道的支援等の分野と民間企業を後押ししていくべき分野の線引きや両者をどうつなげていくのかといったことをきちんと分析できるようにすべきである。

・今後は、例えば整水器といった日本の優れた技術力を更に高めていくとともに、それを途上国だけでなく先進国も含めた世界全体に展開していくことが必要である。そのためにも、現在は各省庁がばらばらに活動している政府の体制を統合すべく、トータルのパッケージとして法律などを作り、力強く推進していくことを提言できればよいのではないか。

○水循環基本法の法制化に向けた提言と水関連省庁の連携強化の必要性

・水問題は多くの役所にまたがる問題である。例えば、河川や下水道は国土交通省、農業用水は農林水産省、上水道が厚生労働省、水質や生態系が環境省、また上水道の供給は大体地方自治体なので総務省と、各省庁がばらばらで連携が取れていないのではないか。そうした中で、水循環基本法の必要性が叫ばれつつもまだ制定に至っていないため、この調査会で法制化に向けての提言をうたい込んでいく必要がある。

・水に関わる省庁が数多くあり、水を縦割りにしている現状があるので、水循環基本法のような１つの筋の通った法律を作り、それを中心に水政策を考えていくことが大事である。

○政府による明確な海外水戦略の策定と司令塔の設置

・日本の多くの水関連企業は、非常に高い水処理の技術を持っているものの、国内の上下水道事業を地方自治体が担い、業務の民間委託も進んでいないため、水道施設の維持管理の経験に乏しく、単独で海外の水ビジネス市場に参入することは容易ではない。しかし、シンガポールや韓国など幾つかの国は、国が明確な水戦略を持って海外進出しており、日本の企業と自治体が連携しただけでは太刀打ちできない。

・そこで、政府による明確な海外水戦略と基本方針の策定が不可欠であるとともに、例えば内閣官房に水問題担当大臣など司令塔を置くことも検討に値する。また、上下水道事業等を単に海外展開インフラパッケージの中だけにとどめず、アジアの新興国を中心に今後経済成長が予想される国々でのスマートシティづくりの中核に位置付け、それに国の戦略として取り組むこと等が重要である。

○政府主導の下でのオールジャパンによる水問題への取組の重要性

・世界の水問題に取り組むには、政府、企業、自治体だけではなく、大学やＮＧＯ、さらには一般国民も含めたオールジャパンでの取組が必要であり、政府にはその旗振り役をお願いしたい。

あとがき

2010年11月に設置された本調査会は、人間の生命・健康の維持はもとより生態系の保全や経済社会活動に欠かすことのできない貴重な資源であると同時に戦略物資でもある水が、同様に人間にとって不可欠である食料やエネルギーとも密接な関係にあり、また近年、国際社会において主要な国際問題となってきていることに着目し、水問題を切り口に３年間に及ぶ調査を開始した。１年目の調査により、委員間で水問題の重要性に対する認識が深まったが、２年目以降も引き続き本調査会において世界の水問題の状況や我が国の取組の在り方を調査することは大きな意義があるとして、2011年８月には「世界の水問題と日本の対外戦略」を今期の調査テーマに定め、その下で鋭意調査を行ってきた。

我が国は深刻化しつつある世界の水問題解決に寄与するため、水の浄化や汚水処理、海水淡水化等水に関する優れた知見、技術及び経験を活用することにより、総合的水資源管理の推進、革新的水循環システムの構築、食料生産のための水利用支援などの取組を進めているほか、世界的に拡大しつつある水資源関連市場でのビジネスを通じた取組や、開発における防災・減災の視点を重視する「防災の主流化」の下で水災害に関する未然防止と被害軽減のための国際協力にも積極的に取り組んでいる。こうした取組の結果、一定の成果が得られたことが認められるものの、様々な課題も散見される。本調査会での調査を通じ、今後政府が水の持つ重要性に関して国民世論の啓発を図りながら、そのイニシアティブの下で、政府、自治体、企業、大学等が相互に連携を図りつつ、世界の水問題解決への取組を戦略的に進めることにより、我が国の復興と持続的な成長に寄与するのみならず、世界における人間の安全保障の実現を促すことにより、我が国のリーダーシップと存在感の発揮にも資することができることを確信した。

また調査を通じ、降水量が比較的多いと言われる我が国は急峻な地形を持つが、様々な要因により水の利用に制約が課せられることがあるなど、国内の水問題も同様に重要であることが認識できた。こうした水問題解決のために、水行政に関わる体制の見直しを含めた法制の整備のほか、水に関連する科学技術の振興や人材育成等様々な施策を充実させることが重要であるが、そこで得られた知見や経験は世界の水問題解決に向けた我が国の取組においても十分に役立つものであると認識できた。こうした認識に立ち、本調査会は各委員から出された意見を整理し、これを「課題と提言」として取りまとめた。

本年は「国際水協力年」であり、国連水と災害に関する特別会合や第２回アジア・太平洋水サミット等の水関連国際会議が開催されるなど、世界の水問題の解決に向けた国際的機運が高まっているが、本調査会の提言はこうした世界の潮流の中で、水問題解決に向けた我が国の国際貢献を一層促進することをねらいとしている。関係各位におかれては、提言の趣旨・内容を十分にご理解の上、今後の諸施策に反映されるよう切に要望するものである。

参考１　３年間の調査経過

［１年目］

国会回次	日　付	調　査　内　容
176回	平成22年11月12日(金) (第１回)	一　調査会長互選 二　理事選任の件
	平成22年12月３日(金) (第２回)	一　継続調査要求に関する件 二　委員派遣に関する件
177回	平成23年２月８日(火) (視察)	一　水問題に関する実情調査 【視察先】 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人産業技術総合研究所（つくばセンター中央）
	平成23年２月16日(水) (第１回)	一　参考人の出席要求に関する件 二　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題の現状について 【参考人意見陳述・質疑】 東京大学生産技術研究所教授 沖　大幹　君 総合地球環境学研究所教授 渡邉　紹裕　君 国連人口基金東京事務所長 池上　清子　君
	平成23年２月23日(水) (第２回)	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題への取組について 【参考人意見陳述・質疑】 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 中山　幹康　君 特定非営利活動法人日本水フォーラム事務局長 竹村　公太郎　君 グローバルウォータ・ジャパン代表、国連テクニカルアドバイザー、麻布大学客員教授 吉村　和就　君
	平成23年４月27日(水) (第３回)	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題における取組について 【参考人意見陳述・質疑】 有限責任事業組合海外水循環システム協議会運営委員長 伊藤　真実　君 株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行特命審議役環境ビジネス支援室長 本郷　尚　君

		独立行政法人国際協力機構地球環境部部長 江島　真也　君
	平成23年５月18日(水) (第４回)	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題への取組の課題について 【参考人意見陳述・質疑】 広島大学原爆放射線医科学研究所教授 星　正治　君 国際医療福祉大学クリニック院長、同大学大学院教授 鈴木　元　君 二　政府参考人の出席要求に関する件 三　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題への取組の課題について 【政府からの説明聴取・質疑】 経済産業省、国土交通省、外務省、厚生労働省 四　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 水問題への取組の在り方について 【委員間の意見交換】
	平成23年６月８日(水) (第５回)	一　調査報告書に関する件 二　中間報告に関する件
	平成23年８月31日(水) (第６回)	一　継続調査要求に関する件 二　委員派遣に関する件

［２年目］

国会回次	日　付	調　査　内　容
178回	平成23年９月30日(金) (第１回)	一　理事の辞任及び補欠選任の件 二　継続調査要求に関する件 三　委員派遣に関する件
178回 閉会後	平成23年10月５日(水) 及び６日(木) (委員派遣)	一　水問題への取組に関する実情調査 【訪問先】 神戸市 神戸大学先端膜工学センター 大阪市 株式会社ナガオカ貝塚工場 日東電工株式会社
179回	平成23年11月30日(水) (第１回)	一　理事補欠選任の件 二　政府参考人の出席要求に関する件 三　参考人の出席要求に関する件 四　派遣委員の報告に関する件 五　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査

		アジアの水問題（タイにおける洪水被害とその対応）について 【政府からの説明聴取・参考人意見陳述・質疑】 国土交通省、経済産業省 独立行政法人国際協力機構理事 新井　泉　君
	平成23年12月９日（金） （第２回）	一　理事補欠選任の件 二　継続調査要求に関する件 三　委員派遣に関する件
180回	平成24年２月15日（水） （第１回）	一　理事補欠選任の件 二　参考人の出席要求に関する件 三　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 アジアの水問題（インドシナ半島等東南アジアの水問題の現状と課題）について 【参考人意見陳述・質疑】 中央大学理工学部教授 山田　正　君 独立行政法人国際協力機構客員専門員 竹谷　公男　君 輝水工業株式会社代表取締役社長兼ＣＥＯ 森　一　君
	平成24年２月22日（水） （第２回）	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 アジアの水問題（中央アジア及び南アジアの水問題と我が国の取組）について 【参考人意見陳述・質疑】 帝京大学経済学部教授 清水　學　君 総合地球環境学研究所研究部准教授 窪田　順平　君 独立行政法人国際協力機構南アジア部部長 中原　正孝　君 社団法人日本水道協会専務理事 尾﨑　勝　君
	平成24年２月27日（月） （視察）	一　水問題に関する実情調査 【視察先】 独立行政法人土木研究所つくば中央研究所 同水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）
	平成24年２月29日（水） （第３回）	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 アジアの水問題（中国の水問題と我が国の取組）について

		【参考人意見陳述・質疑】 横浜市立大学特任教授 井村　秀文　君 株式会社エンビズテック代表 服部　聡之　君 中国研究者、慶應義塾大学東アジア研究所研究員 青山　周　君
	平成24年４月18日（水） （第４回）	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 アジアの水問題（アジアの水問題への取組の課題）について 【参考人意見陳述・質疑】 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授 滝沢　智　君 株式会社資源・食糧問題研究所代表取締役 柴田　明夫　君 立命館大学政策科学部教授 仲上　健一　君
	平成24年５月31日（木） （第５回）	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 アジアの水問題（アジアの水問題への取組の在り方）について 【委員間の意見交換】
	平成24年６月13日（水） （第６回）	一　調査報告書に関する件 二　中間報告に関する件
	平成24年９月７日（金） （第７回）	一　理事選任及び補欠選任の件 二　継続調査要求に関する件 三　委員派遣に関する件

［３年目］

国会回次	日　付	調　査　内　容
182回	平成24年12月28日（金） （第１回）	一　理事の辞任及び補欠選任の件 二　継続調査要求に関する件 三　委員派遣に関する件
183回	平成25年２月６日（水） （第１回）	一　理事の辞任及び補欠選任の件 二　参考人の出席要求に関する件 三　政府参考人の出席要求に関する件 四　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 我が国の水問題への取組の現状と課題について 【政府からの説明聴取・質疑】 国土交通省、厚生労働省、総務省、林野庁、外務省、法務省
	平成25年２月27日（水） （第２回）	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査

		アフリカ及び中東の水問題への取組の課題について 【参考人意見陳述・質疑】 独立行政法人国際協力機構地球環境部長 不破　雅実　君 日本ポリグル株式会社代表取締役会長、ポリグルソーシャルビジネス株式会社会長 小田　兼利　君 公益財団法人ケア・インターナショナル　ジャパン常務理事・事務局長 武田　勝彦　君
	平成25年３月７日(木) (第３回)	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 世界の水問題への取組の課題及び在り方について 【参考人意見陳述・質疑】 独立行政法人国立環境研究所理事長 大垣　眞一郎　君 東レ株式会社フェロー、内閣府「最先端研究開発支援プログラム：メガトン水システム」中心研究者 栗原　優　君 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 鈴木　宣弘　君 株式会社天水研究所代表取締役 村瀬　誠　君
	平成25年３月13日(水) (第４回)	一　理事補欠選任の件 二　政府参考人の出席要求に関する件 三　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 世界の水問題と日本の国際的役割及び取組の在り方について 【政府からの説明聴取・質疑】 国土交通省、経済産業省、外務省、厚生労働省、農林水産省、総務省
	平成25年４月３日(水) (第５回)	一　国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査 世界の水問題と日本の対外戦略について 【委員間の意見交換】
	平成25年５月29日(水) (第６回)	一　調査報告書に関する件 二　調査の報告に関する件

参考２　１年目及び２年目の中間報告の概要

(1)　１年目中間報告の概要

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日に設置された。１年目は、まず水問題を切り口に調査を進めることとし、有識者等の参考人及び政府から意見又は説明を聴取し質疑を行ったほか、委員間の意見交換及び関連研究機関の視察を行った。平成23年６月８日、１年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一　水問題の現状

「地球は水の惑星」であるという言葉に示されるとおり、地球上に水は豊富にあるが、人類が利用可能な水は限りがある。特に、新興国を中心に水需給のひっ迫や水質汚染が指摘され、水問題に対する関心が世界的に高まっている。こうした問題に対処するため、国際社会は、例えば、ミレニアム開発目標で2015年までに安全な飲料水と基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する国際目標を設定したが、その達成は困難視されている。調査会においては、参考人から水・食料・エネルギーの三位一体化の必要性、水分野における途上国での日本の取組の必要性等について指摘がなされた。質疑においては、水と食料の自給率向上のための課題、水ビジネスの可能性や水ファンド創設における政府の役割、雨水利用の推進及び法制化の重要性、国際河川管理の支援の必要性等について論議が行われ、水、食料、エネルギーの間には密接な関係があることなどが明らかとなった。

二　水問題への取組

水問題は人口、食料、エネルギー、環境等にも密接に関係し、分野横断的な性格を有している。そのため水問題の解決には包括的かつ多様な取組が求められるが、我が国は、「世界水フォーラム」を始めとする国際会議への参加のほか、水に関する高度な技術やノウハウを活用して、総合的水資源管理、安全な飲料水の供給、環境に優しい下水処理施設の整備や、水ビジネス市場における事業を通じた取組なども行っている。調査会においては、参考人から日本の経験と叡智による水問題解決への国際貢献、国際河川の水資源問題に対する日本の貢献の在り方、拡大する世界の水ビジネス市場と日本企業の現状や課題等について指摘がなされた。質疑においては、世界の水問題への国際的取組の課題、政府開発援助（ＯＤＡ）及びビジネスを通じた取組の課題等について論議が行われ、日本の取組における様々な課題が明らかになった。

三　水問題における取組

新興国や東南アジアなどにおいて水需要が急速に高まっており、海外の水ビジネス市場が注目されている。我が国には多くの水関連企業があるが、海外で部品・機器等の製造、設計・施工、管理・運営について横断的に事業展開している企業は少ない。このため、上下水道事業の管理・運営に関する経験・知見を有する地方自治体と水処理に関する高い技術力を持つ企業との連携のほか、海外投資のノウハウを持つ政府関係機関との連携強化などが重要となっている。調査会においては、参考人から海外水ビジネス展開における今後の課題、海外水インフラ事業展開に対する国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の取組、海外水ビジネス展開支援に向けた国際協力機構（ＪＩＣＡ）の取組等について指摘がなされた。質疑においては、コスト削減策、国際標準化の動向と可能性、日本企業成功の可能性、海外での水道事業展開におけるリスク管理等について論議が行われ、海外水ビジネス展開及び国際協力事業における課題や今後取り組むべき施策等が明らかになった。

四　水問題への取組の課題

我が国が優れた知見や経験をいかして水の安全性の確保を含め水問題の解決に向けて取り組むことは、国際社会の安定に寄与するだけでなく、我が国の繁栄にもつながるものである。調査会においては、参考人から水の放射能汚染と放射線健康リスク評価の在り方について、また政府から水問題解決に向けた取組の現状と課題等について指摘がなされた。質疑においては、汚染水対策の在り方、土壌、地下水及び海洋の放射能汚染など水の安全性について、また震災の水ビジネスへの影響、水問題に関する省庁体制の一元化、水問題への取組における官民連携、水道事業の海外展開の意義と課題等について論議が行われ、水の安全性確保と今後の水ビジネス展開の課題が明らかになった。

五　水問題への取組の在り方

今後、国際社会が深刻な水問題に直面する中で、我が国がリーダーシップを発揮していくためには、ＯＤＡや水ビジネスの海外展開、官民連携の手法の活用などを通じて水問題への解決に真摯に取り組むことが課題となる。そのためには、我が国の利点を最大限にいかし、足りない部分を補うよう努めることが求められる。また、水事業が持つ公共性などから生じる様々なリスク管理にも留意する必要がある。委員間の意見交換においては、水問題への取組を通じた国際競争力の強化、雨水利用促進や水ビジネス等の取組推進、放射性物質や塩による汚染の処理、水と密接な関連のある食料問題解決などの必要性が示された。

(2)　２年目中間報告の概要

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日に設置された。２年目は「世界の水問題と日本の対外戦略」のテーマの下、「アジアの水問題」について調査を行い、有識者等の参考人及び政府から意見又は説明を聴取し質疑を行ったほか、委員間の意見交換、兵庫県及び大阪府への委員派遣並びに土木研究所の視察を行った。平成24年６月13日、２年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一　タイにおける洪水被害とその対応

2011年10月初めよりタイで起きた大規模な洪水により、市民の生活等への打撃のほか、日系企業の被災を通じた我が国経済への深刻な影響も懸念された。調査会においては、政府及び参考人から洪水の全般的状況と緊急の対応状況、タイ政府の短期・長期の対策等について指摘がなされた。質疑においては、洪水被害とタイ政府の対応、我が国による洪水被害支援、タイ進出日系企業の動向と支援、洪水の農業への影響と支援、海外進出企業の洪水リスク管理と政府の支援、我が国の防災協力における水関連技術の積極的活用とハード及びソフト両面の「防災パッケージ」提供の重要性等について論議が行われた。

二　インドシナ半島等東南アジアの水問題の現状と課題

東南アジアでは、年間降水量は多いものの季節による変動が大きい中で、農業用水に加え工業化や都市化を背景として水需要が高まる一方水質の悪化も進んでおり、適切な水の管理の重要性が一層高まっている。調査会においては、参考人から日本の治水技術をいかした国際貢献、タイでの洪水の状況と我が国の貢献と今後の課題、途上国との「共創」による水ビジネス等について指摘がなされた。質疑においては、東南アジアの水問題と我が国の協力の在り方、水災害の防止と対策、水ビジネスの現状と課題、我が国における水問題への対応、水分野の国際協力のための基盤の整備等について論議が行われた。

三　中央アジア及び南アジアの水問題と我が国の取組

中央アジアでは、降水量が少ない中で、近年、水不足の拡大と水界生態系の劣化のほか、国際河川における流域国の利害対立も生じている。また、南アジアでは、洪水等の水災害に見舞われる一方で、近年、都市化の進展に伴う人口集中と水不足、地下水等の水質悪化による健康被害などが大きな問題となっている。調査会においては、参考人から中央アジアの水問題への日本の関与の在り方、中央ユーラシアの水環境問題の背景と解決の道筋、南アジアにおけるミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）と水問題

の現状等について指摘がなされた。質疑においては、中央アジア及び南アジアの水問題と支援の在り方、国際水路における権利と国際動向、水問題とその解決のための取組、水ビジネス海外展開の在り方、地方自治体による水ビジネスの海外展開等について論議が行われた。

四　中国の水問題と我が国の取組

中国では、近年、生活・工業用水の需要の増大などにより北部地域を中心に深刻な水不足に直面するとともに、工場排水等による水質汚染や上下水道設備による不十分な浄化処理等から水質面の問題も深刻化するなど、水問題が重要な環境問題となっている。調査会においては、参考人から中国の水問題と我が国の取組、中国を含む各国の水ビジネス戦略、中国の環境政策と水ビジネス等について指摘がなされた。質疑においては、中国における水問題への対応、水ビジネスの状況、中国の水問題への日本の取組、水分野への日本の取組の課題と在り方、海外における上下水道ビジネス等について論議が行われた。

五　アジアの水問題への取組の課題

アジアにおいては、安全な飲料水供給と衛生設備の整備、水関連災害への対策、国際河川の適切な管理等の多様な水問題がある中で、我が国は、持てる技術や知見を活用しつつ優れた貢献を行うことが求められている。調査会においては、参考人からアジア地域の水問題の現状と水ビジネス国際展開に向けた取組、世界の食料需給と水問題、メコン川流域開発問題等について指摘がなされた。質疑においては、水問題の現状と将来、アジアの水問題解決における日本の役割、水ビジネスの課題と在り方、メコン川流域管理における日本の役割、水道事業の民営化をめぐる諸問題、水分野等における日本のＯＤＡの課題、食料自給率向上の重要性等について論議が行われた。

六　アジアの水問題への取組の在り方

我が国にとり、水と衛生の分野での質の高いＯＤＡの供与や、政府・自治体と企業との連携等によるビジネスを通じた国際貢献を行うことが重要であるとの指摘がなされている。委員間の意見交換においては、水問題への取組に当たっての基本的な考え方、国際協力の課題と取組のための国内体制の整備、水ビジネスの展開における課題と体制整備の重要性、我が国の技術の活用、食料生産と水との関わり等に関する意見が示された。

参考３　水問題に関する基本的資料

資　料　一　覧

1　地球上の水文循環量と貯留量 …… 135
2　持続可能な社会の構築 …… 135
3　地球上の水の量 …… 136
4　世界の地域別水資源賦存量と人口の比較 …… 136
5　世界各地の一人当たり年降水量と水資源量 …… 137
6　世界的な水の賦存状況 …… 137
7　世界の人口と世界の取水量の推移 …… 138
8　世界の水需給のひっ迫状況 …… 138
9　急増する水使用量 …… 139
10　世界の水使用の用途別内訳 …… 139
11　ＧＤＰと水需要の関係 …… 140
12　都市化と水需要の関係 …… 140
13　１日1.25ドル以下で生活する貧困者の割合と各国のジニ係数 …… 141
14　世界各地の水紛争の例 …… 141
15　アジア太平洋地域における重要分野と温暖化影響のメカニズム …… 142
16　中国の七大河川の水質汚染の状況 …… 142
17　インド・バングラデシュ国境のヒ素汚染地域 …… 143
18　干上がるアラル海 …… 143
19　水で奪われる子どもたちの命 …… 144
20　サブサハラ・アフリカの水くみ労働の担い手 …… 144
21　オガララ帯水層における水位の変化 …… 145
22　世界の水と衛生分野におけるＯＤＡのスキーム別実績 …… 145
23　水と衛生分野におけるＯＤＡの国別実績 …… 146
24　水と衛生分野における日本のＯＤＡの内訳 …… 146
25　ＭＤＧｓ中の水に関するターゲットの達成状況 …… 147
26　ＭＤＧｓ（目標７）の地域別進捗状況 …… 147
27　2015年より先の国際開発目標（ポストＭＤＧｓ） …… 148
28　メコン川流域のダム …… 148
29　メコン河委員会（ＭＲＣ）概要図 …… 149
30　「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブに関する行動計画 …… 149

31　世界の災害被害人口の内訳 …… 150
32　異常多雨・少雨出現数の経年変化 …… 150
33　チャオプラヤ河流域とその浸水状況 …… 151
34　「防災パッケージ」の世界展開 …… 151
35　ＩＣＨＡＲＭの活動方針 …… 152
36　水ビジネス市場の成長見通し …… 152
37　水ビジネス市場の地域別成長見通し …… 153
38　世界水ビジネスのカテゴリー区分 …… 153
39　国内及び海外における調達方法 …… 154
40　水ビジネス市場における主なプレーヤー …… 154
41　地方自治体水道事業の海外展開 …… 155
42　関係省庁における取組（水環境関係） …… 155
43　「成長加速化のための官民パートナーシップ」 …… 156
44　融資による資金協力事例（都市圏上水道整備事業） …… 156
45　ＢＯＰビジネスとは …… 157
46　中小企業等の途上国におけるビジネス環境整備を念頭に置いたＯＤＡ活用官民連携 …… 157
47　日本企業によるＢＯＰビジネスの事例 …… 158
48　ひっ迫する世界の食料 …… 158
49　単位面積当たりの収量の推移 …… 159
50　穀物等の国際価格の動向 …… 159
51　日本の仮想投入水総輸入量 …… 160
52　日本の上下水道の事業数及び職員数 …… 160
53　日本の上下水道の経営状況 …… 161
54　事業規模別の日本の水道事業者数 …… 161
55　日本の上水道事業の財務の概況 …… 162
56　日本の水道施設の投資額と更新需要の推移 …… 162
57　日本の下水道管路の年度別整備延長 …… 163
58　日本の水道事業の職員数 …… 163
59　日本の下水道事業の職員数 …… 164
60　日本の年降水量の経年変化 …… 164
61　東日本大震災による水道断水の発生状況 …… 165
62　日本の総合的な治水対策 …… 165
63　日本の河川管理施設の維持管理・更新 …… 166

64　日本の雨水・再生水利用状況の推移 …… 166
65　森林の水源かん養機能 …… 167
66　日本の国土面積と森林面積の内訳 …… 167
67　日本の保安林の種類別面積（延べ面積） …… 168
68　森林所有者情報の共有 …… 168

地球上の水文循環量と貯留量

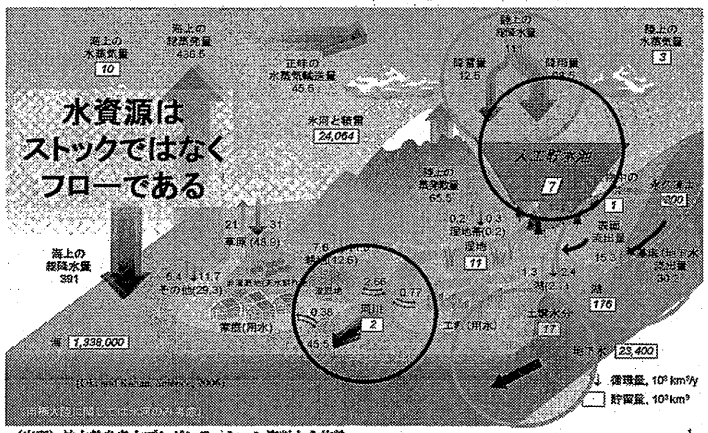

（出所）沖大幹参考人プレゼンテーション資料から抜粋

持続可能な社会の構築

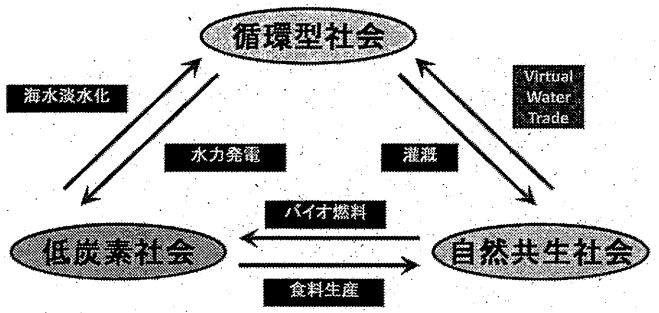

（出所）沖大幹参考人プレゼンテーション資料から抜粋

地球上の水の量

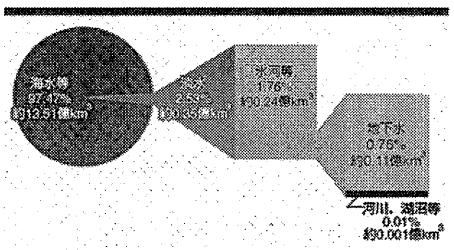

World Water Resources at the Beginning of the 21st Century : UNESCO,2003より作成
南極大陸の地下水は含まれていない

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/aboutoo1.html〉

世界の地域別水資源賦存量と人口の比較

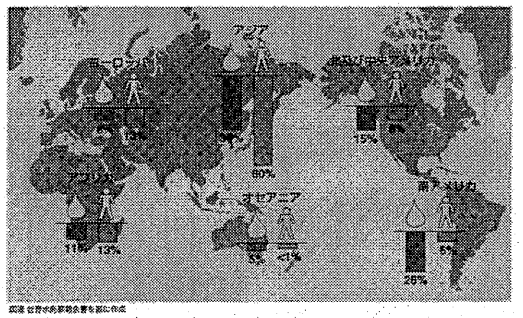

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/aboutoo1.html〉

世界各地の一人当たり年降水量と水資源量

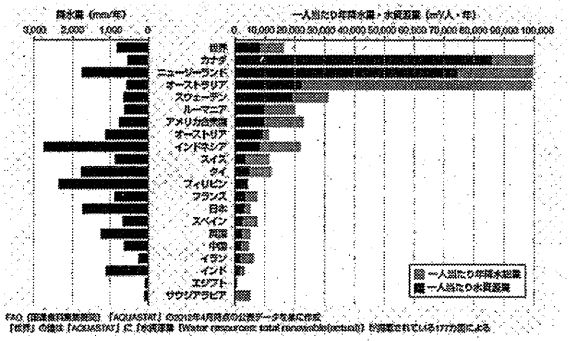

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/about001.html〉

5

世界的な水の賦存状況

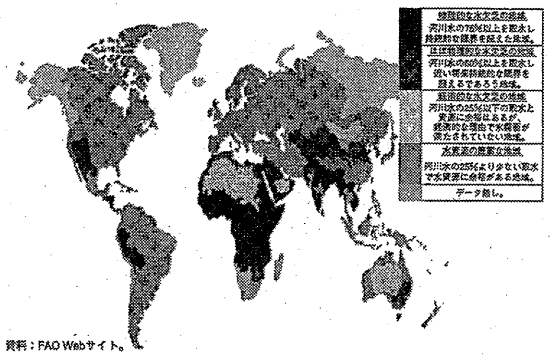

資料：FAO Webサイト。

（出所）『通商白書2008』

6

世界の人口と世界の取水量の推移

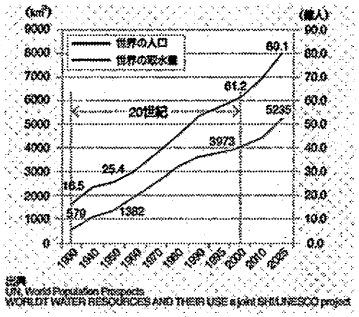

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/about002.html〉

7

世界の水需給のひっ迫状況

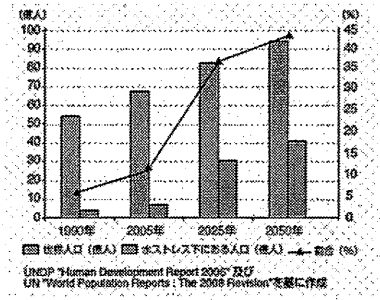

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/about002.html〉

8

急増する水使用量

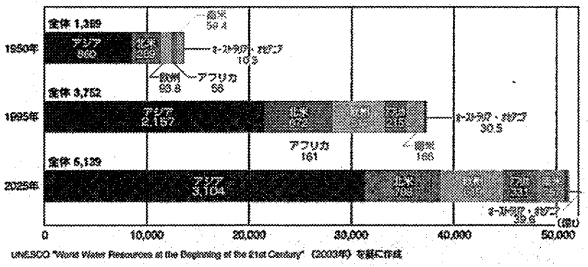

UNESCO "World Water Resources at the Beginning of the 21st Century" (2003年) を基に作成

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/j_international/about/about002.html〉

9

世界の水使用の用途別内訳

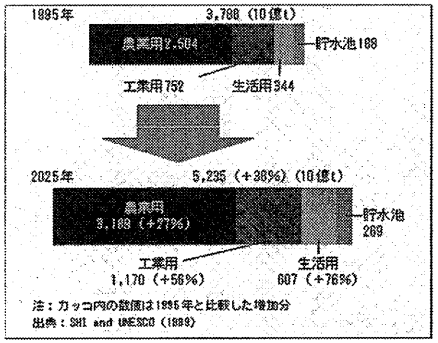

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

10

GDPと水需要の関係

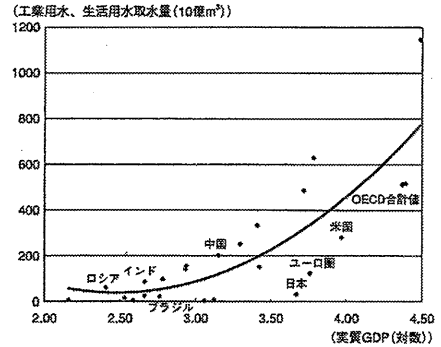

資料：世銀「WDI」。

（出所）『通商白書2008』.

11

都市化と水需要の関係

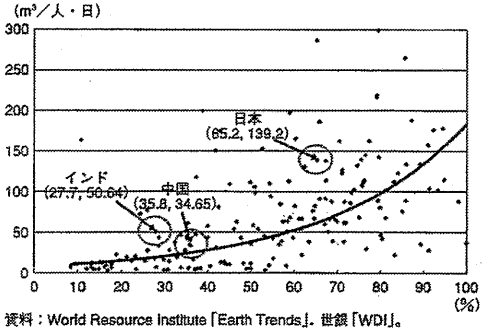

資料：World Resource Institute「Earth Trends」、世銀「WDI」。

（出所）『通商白書2008』

12

1日1.25ドル以下で生活する貧困者の割合と各国のジニ係数

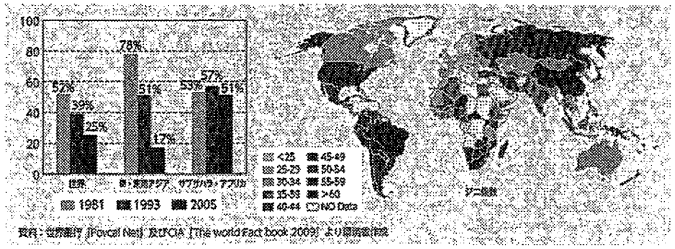

資料：世界銀行「PovcalNet」及びCIA「The world Fact book 2009」より環境省作成

（出所）平成23年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

13

世界各地の水紛争の例

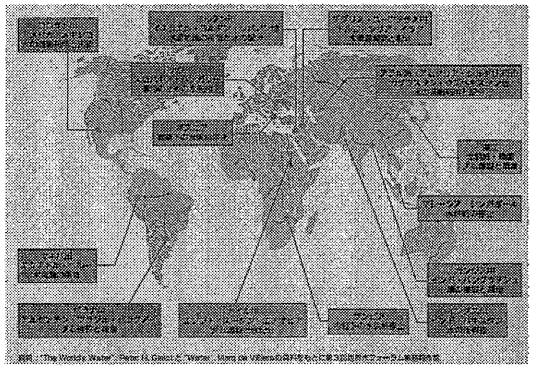

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

14

アジア太平洋地域における重要分野と温暖化影響のメカニズム

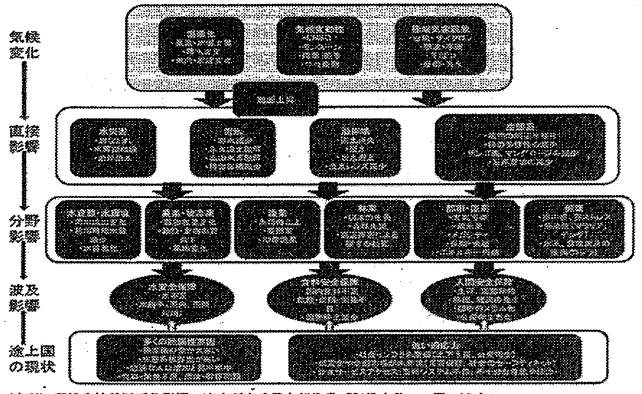

（出所）環境省地球温暖化影響・適応研究委員会報告書「気候変動への賢い適応」

15

中国の七大河川の水質汚染の状況

七大河川では飲用が可能（水質分類がⅠ～Ⅴ類までのうちⅠ～Ⅲ類）とされる割合が全体の約6割であり、残りの約4割については飲用に適していないとされている。

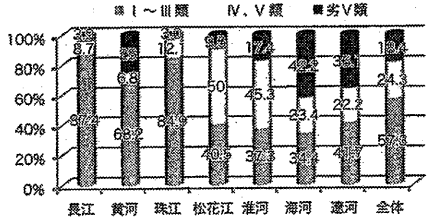

（水質分類：Ⅰ～Ⅴ類）

※　中国水資源公報2009、中国統計年鑑2010、中国環境状況公報2009、中国国務院南水北朝事業建設委員会事務所ホームページ資料（http://www.nsbd.gov.cn/）をもとに国土交通省水資源部作成及び仮訳

（出所）平成23年版『日本の水資源』

16

インド・バングラデシュ国境のヒ素汚染地域

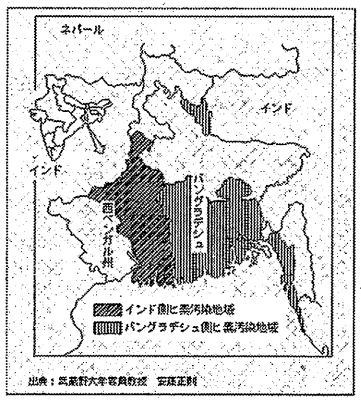

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

17

干上がるアラル海

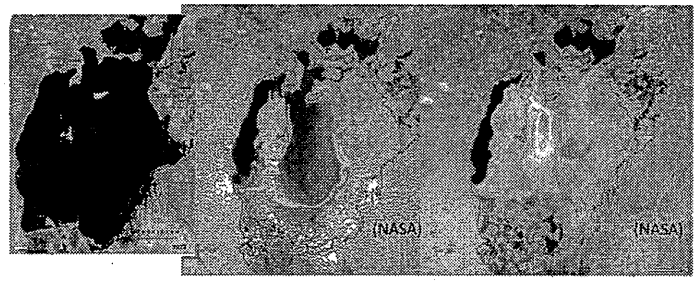

1973年　　2001年　　2009年8月

（出所）篠田順平参考人プレゼンテーション資料から抜粋

18

水で奪われる子どもたちの命

世界では10億人以上の人たちが安全な飲み水を手に入れることができません。
その中の4億2500万人が子どもです。

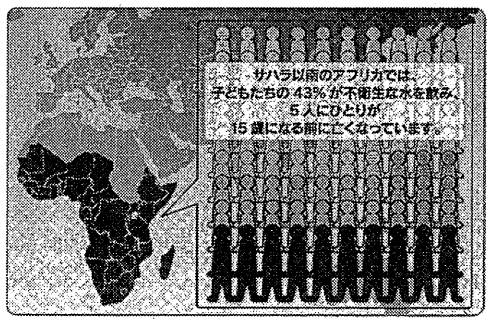

（出所）日本ユニセフ協会Webサイト<http://www.unicef.or.jp/special/water/life.html>

19

サブサハラ・アフリカの水くみ労働の担い手

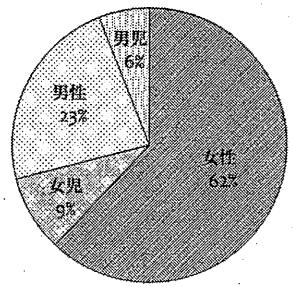

※1　サブサハラ・アフリカにおける25か国を対象にした、複数指数クラスター調査(MICS)及び人口保健調査(DHS)(2006～2009年)による。
※2　15歳未満を女児・男児とする。

(出所) UNICEF及びWHO「Progress on Drinking Water and Sanitation 2012」より作成。

20

オガララ帯水層における水位の変化

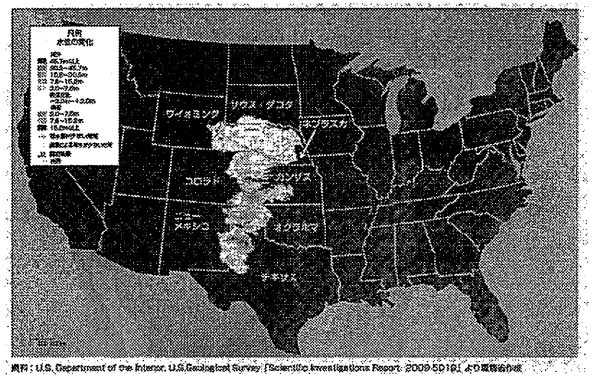

資料：U.S. Department of the Interior, U.S.Geological Survey「Scientific Investigations Report 2009-5019」より環境省作成

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

21

世界の水と衛生分野におけるODAのスキーム別実績

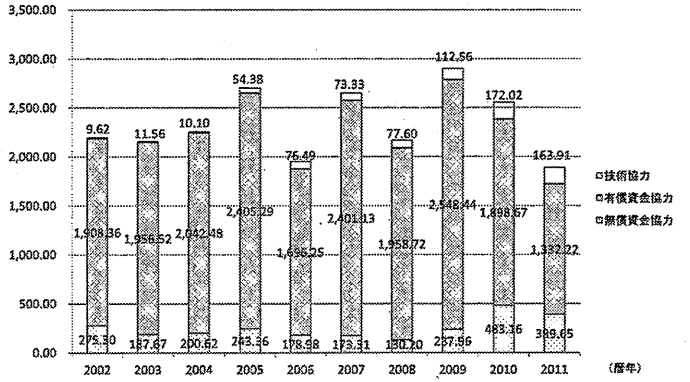

単位：百万ドル（約束額ベース）　出典：ＯＤＡ白書データ

（出所）外務省作成資料

22

水と衛生分野におけるODAの国別実績

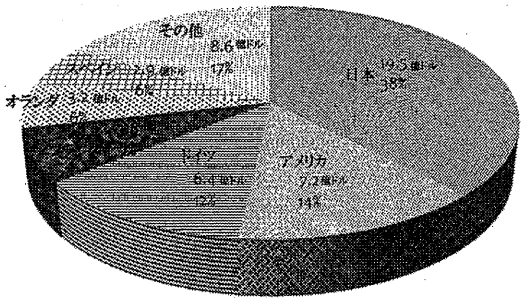

（出所）平成24年版『日本の水資源』より作成
（注）2005年から2009年の年間平均

25

水と衛生分野における日本のODAの内訳

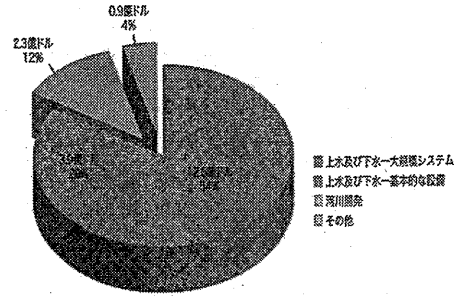

（注）1. OECD/DAC・CRSオンラインデータベースを元に国土交通省水資源部作成
2. 2005年から2009年の年間平均

（出所）平成24年版『日本の水資源』

24

MDGs中の水に関するターゲットの達成状況

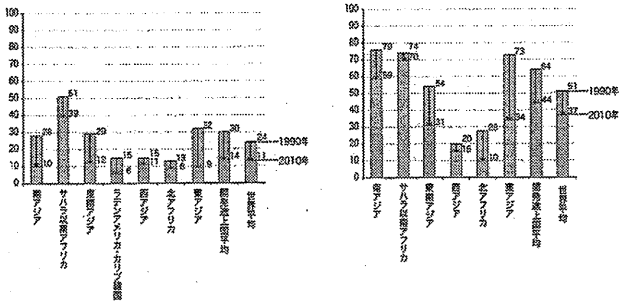

【安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合】　【基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合】

（注）UNICEF及びWHO「Progress on Sanitation and Drinking-Water:2012」をもとに国土交通省水資源部作成

（出所）平成24年版『日本の水資源』

25

MDGs（目標7）の地域別進捗状況

目標７：環境の持続可能性確保

	アフリカ		アジア				オセアニア	ラテンアメリカ カリブ	中央アジア コーカサス
	北	サブ・サハラ	東	東南	南	西			
安全な飲料水のない人口半減	高（後述の動向）	低	高	中	高	中		高	
衛生設備のない人口半減	高（後述の動向）	とても低い	低	低	とても低い	中		中	高
スラム居住者の生活改善	中（居住者割合）	とても高い	中	高	高				

（注）枠内の色は、２０１５年の目標達成に向けた進展の度合いを表したもの。従って、各地域の状況の良し悪しとの関連がある場合が多いが、必ずしも各地域の状況自体を示したものではない。

目標達成済み、または、２０１５年までの目標達成が見込まれる。

現状のままでは２０１５年には目標達成不可能。

進展なし、または、悪化。

データが不十分。

（出所）外務省Webサイトより作成。〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html#goals〉

26

2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）

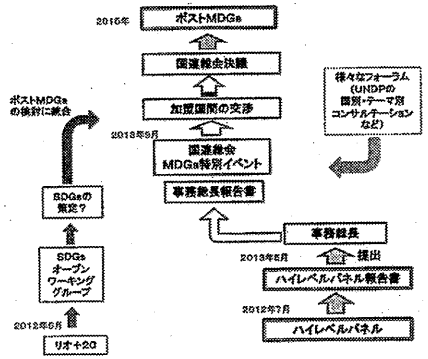

（出所）外務省作成資料

27

メコン川流域のダム

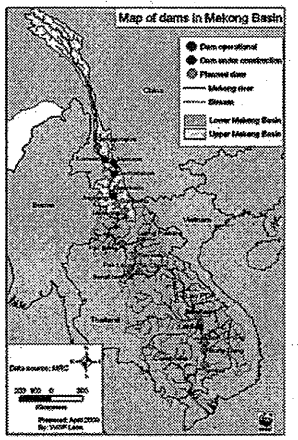

（出所）WWF Webサイト
〈http://awsassets.panda.org/downloads/new_river_of_giants_report_14_may_2010_web_version.pdf〉

28

メコン河委員会（MRC）概要図

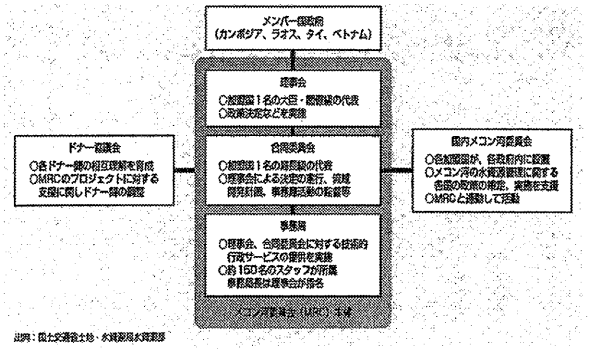

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

29

「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブに関する行動計画

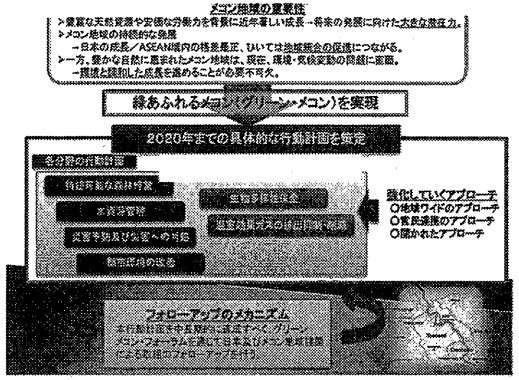

（出所）外務省Webサイト
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi02/pdfs/gmto_iap_g_jp.pdf〉

30

世界の災害被害人口の内訳

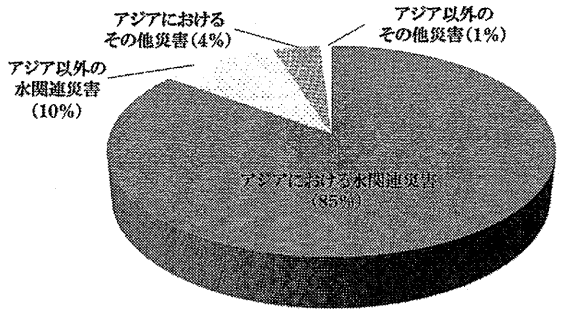

（1981年～2010年）（延べ約56億人）

※ 2012年2月のEM-DAT（WHO災害免疫学研究センターが運営している海外の国別・災害別のデータベース）をもとに作成。

（出所）国土交通省作成資料

31

異常多雨・少雨出現数の経年変化

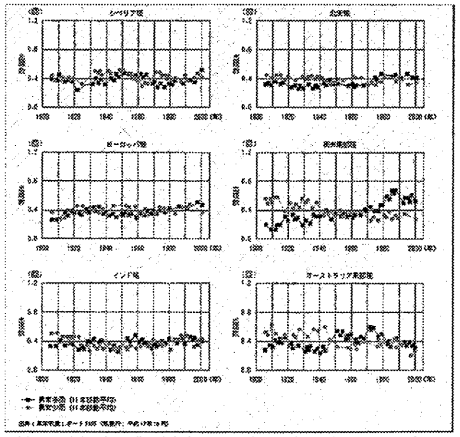

（出所）平成22年版『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

32

チャオプラヤ河流域とその浸水状況

チャオプラヤ河下流部は広大な低平地。
バンコクとその約100km上流のアユタヤの標高差は2mしかない。

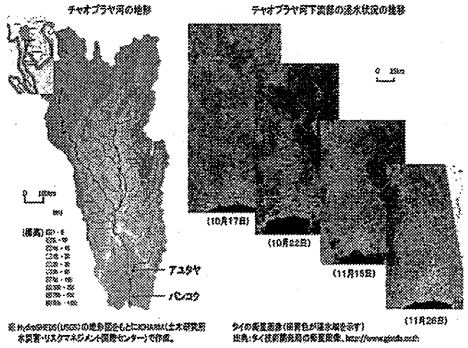

※JAXA及びUSGSの成果品をもとにICHARM（土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター）で作成。

タイの衛星画像（着色色が浸水域を示す）
出典：タイ技術開発局の衛星画像、http://www.gistda.or.th

（出所）国土交通省Webサイト〈www.mlit.go.jp/common/000208473.pdf〉

33

「防災パッケージ」の世界展開

タイの洪水被害　平成23年10月～12月

・タイの洪水被害によるサプライチェーン寸断の影響は、世界中に波及
・安定的な成長のためには、海外に進出する日本企業が災害に対して安全に操業できることが重要

↓

タイの洪水への対応（国土交通省の緊急的な取組）

・国際緊急援助隊として、排水ポンプ車と官民による排水チームを海外に初めて派遣し、ヒト・モノ・ソウハウの総合力を発揮

↓

「防災パッケージ」の世界展開

・アジアをはじめとする災害に脆弱な国に対して、それぞれの国のニーズに応じて、『防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制を組み合わせた対策』を総合的に提供する。
1. ヒト・モノ・ソウハウの組み合わせ
2. 調査・計画段階から整備、管理・運用段階まで一貫して対応
3. 産や学と協働、関係省庁・機関間で連携

（出所）国土交通省作成資料

34

ICHARMの活動方針

ICHARM（水災害・リスクマネジメント国際センター）　活動の3本柱

洪水予警報システムの開発や、災害リスクの評価等、
水防災に関連した各種研究を実施。

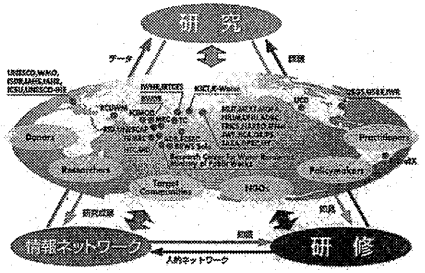

ユネスコ・世界気象機関・国連大学などの国際機関が世界の洪水管理推進のために協力する枠組み（国際洪水イニシアチブ）をICHARMが中心となって構築し、活動を実施。

途上国における若手行政技術者に対し、水災害リスクマネジメントに関する研修を実施。

（出所）国土交通省作成資料

35

水ビジネス市場の成長見通し

（上段：2025年、下段：2007年）

	素材・部材供給 コンサル・建設・ 設計	管理・運営サービス	合計
上水	19.9兆円 (6.6兆円)	19.8兆円 (10.6兆円)	38.8兆円 (17.2兆円)
海水淡水化	1.0兆円 (0.5兆円)	3.4兆円 (0.7兆円)	4.4兆円 (1.2兆円)
工業用水・工業下水	4.8兆円 (2.2兆円)	0.9兆円 (0.2兆円)	5.7兆円 (2.4兆円)
再利用水	2.1兆円 (0.1兆円)	－	2.1兆円 (0.1兆円)
下水（処理）	21.1兆円 (7.5兆円)	14.4兆円 (7.5兆円)	35.5兆円 (15.3兆円)
合計	48.5兆円 (16.9兆円)	38.0兆円 (19.3兆円)	86.5兆円 (36.2兆円)

：ボリュームゾーン（市場の伸び2倍以上、市場規模10兆円以上）

：成長ゾーン（市場の伸び3倍以上）

（出所）Global Water Market2008 及び 経済産業省試算、（注）1ドル＝100円換算

36

水ビジネス市場の地域別成長見通し

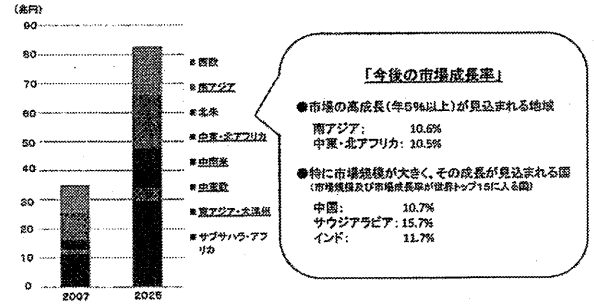

（出所）Global Water Market2008 及び経済産業省試算。（注）1ドル＝100円換算

37

世界水ビジネスのカテゴリー区分

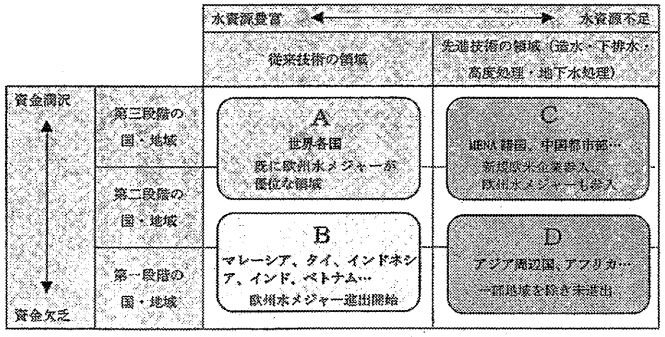

（出所）産業競争力懇談会（COCN）2007年度推進テーマ報告（2008年３月18日）
「水処理と水資源の有効活用技術－急拡大する世界水ビジネス市場へのアプローチ－」

38

国内及び海外における調達方法

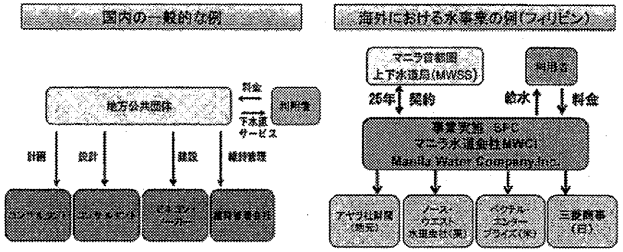

（出所）国土交通省・下水道施設の運営におけるPPP/PFIの活用に関する検討会（平成24年12月14日）資料
「下水道事業の現状」
〈http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000258.html〉

39

水ビジネス市場における主なプレーヤー

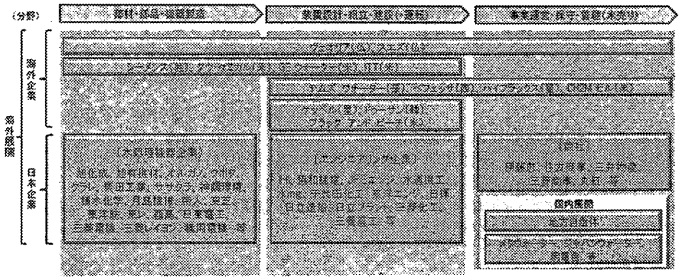

（出所）経済産業省作成資料

40

地方自治体水道事業の海外展開

（主な取組事例）

区　分	東京都	横浜市	大阪市	神戸市	北九州市
水道局概要					
給水戸数	702万戸	177万戸	151万戸	77万戸	47万戸
水道料金	2,635円／20㎥	2,678円／20㎥	2,016円／20㎥	2,446円／20㎥	2,331円／20㎥
営業収益	2,155億円	769億円	630億円	328億円	171億円
単年度利益	90億円	74億円	77億円	8億円	10億円
相手国	タイ王国	サウジアラビア王国	ベトナム社会主義共和国	ベトナム社会主義共和国	カンボジア王国
進行中の主な事業	漏水対策事業	上下水道事業	給水改善計画調査事業	環境配慮型工業団地開発事業	水道基本計画策定事業
関係機関等	東京水道サービス㈱ 東京水道インターナショナル㈱	経済産業省 横浜ウォーター㈱	JICA	神戸すまいまちづくり公社 神戸市水道サービス会社	厚生労働省
事業概要等	バンコク市内において漏水対策事業を実施。	主要都市の上下水道の運営管理を行う事業で、具体的な事業化に向けて調査機関と調整中。	ホーチミン市水道が抱える経営課題解消に向けて、漏水削減及び給水管理に関する調査を実施中。	民間事業者が行うベトナム南部のロンアン省に隣接中の工業団地等に対する用水供給事業を支援する予定。	主要6都市において水道基本計画の策定に係る技術コンサルティング事業を実施。

（平成23年2月現在）

※水道事業の海外展開に取り組んでいる主な水道事業体について、聞き取りにより作成。

（出所）総務省作成資料

41

関係省庁における取組（水環境関係）

経産省 地方 工業団地 産業振興	■資源国（中東・アフリカ・中南米）における資源開発・インフラ整備分野への投資 ■官民・産業界の参画による「日本ブランド」への支援	■技術実証事業による我が国の技術・システムの海外展開の推進	■JETROのネットワークを活用した、ビジネス展開支援 ■JBIC水関連ファイナンス等による我が国企業支援	■人材育成と事業展開	■省エネ・環境技術の普及展開 ■JBICによる融資	■日本企業（現地法人） ■トップセールス	■事業の企画調査・実現可能性調査を行う中小企業等の海外展開支援
国交省 下水道	■普及協力の枠組構築 ■国際標準化への取組	■JICA技術協力への専門家派遣等を通じた協力	■下水道グローバルセンターによる技術協力・企業支援	■JICA双国債の受入 ■技術セミナー開催	■プロの事業の実施。 ■水処理等を通じた技術のレベル向上化（JICA、JBIC、NEXI等連携） ■JBIC融資	■トップセールス ■下水道分野の可能性調査、JICA、JBIC、NEXI等連携による一体的な取組等の協力	
厚労省 水道		■JICA等を通じた技術協力	■日本水道協会による国際協力 ■国際標準化への積極的参画	■JICA双国債の受入 ■国際セミナー開催	■JICA双国債の受入 ■国際セミナー開催 ■水道事業体の海外展開支援		
環境省 水環境 地方部	■アジア水環境パートナーシップ（WEPA） ■分散型排水処理の実証研究	■農村地域における分散型排水処理等（ラオス等） ■アンモニア性窒素等処理技術モデル整備（中国）	■日本モデル環境技術実証事業等 ■国際会議（ベトナム、インドネシア）	■アジア水環境協力モデル等			
横断的取組	■各省庁の協議体による取組の実施	■インフラ海外展開協議会の設置					

第3回海外インフラPPP協議会(H24.2.16)の配布資料等を基に経済産業省作成

（出所）環境省Webサイト〈http://www.env.go.jp/water/coop/asia_business/download/s_moe.pdf〉

42

「成長加速化のための官民パートナーシップ」

（平成20年４月）

民間企業からの提案案件を優先的にODAとして採択し、途上国の開発（特に経済成長）への貢献とともに民間企業の活動を支援

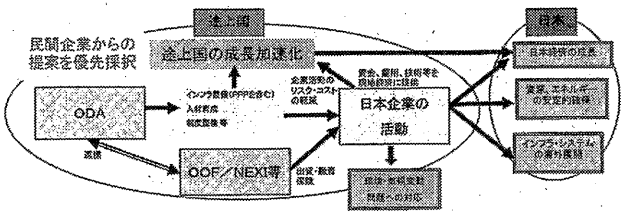

（出所）外務省作成資料

43

融資による資金協力事例（都市圏上水道整備事業）

都市化に対応する水供給事業
日本の浄水場管理運営技術を現地に導入し、浄水場建設や送水管敷設を行い、安全な水を住民に提供します。

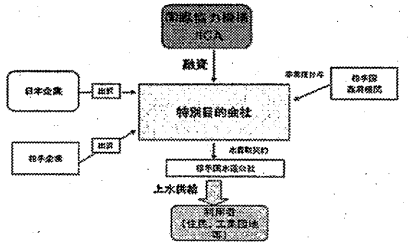

（出所）JICA Webサイト〈http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/about.html〉

44

BOPビジネスとは

ＢＯＰビジネスの定義については、多様な議論、考え方が存在する。ここでは、主として、途上国におけるＢＯＰ層（Base of the Economic Pyramid層※1）を対象（消費者、生産者、販売者のいずれか、またはその組み合わせ）とした持続可能なビジネスであり、現地における様々な社会的課題（水、生活必需品・サービスの提供、貧困削減等）の解決に資することが期待される、新たなビジネスモデルとして扱う※2。

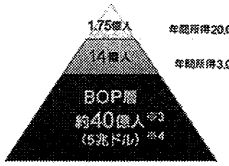

※1　一人当たり年間所得が2002年購買力平価で3,000ドル以下の階層であり、全世界人口の約7割である約40億人が属するとされる。
※2　具体的な定義、支援範囲については、個別の支援制度等において検討されていくべきもの。
※3　世界人口の約72%
※4　日本の実質国内総生産に相当
（出所）「THE NEXT 4 BILLION (2007 World Resource Institute, International Finance Corporation)」より経済産業省作成

（出所）ＢＯＰビジネス支援センター Webサイト〈http://www.bop.go.jp/bop〉

45

中小企業等の途上国におけるビジネス環境整備を念頭に置いたODA活用官民連携

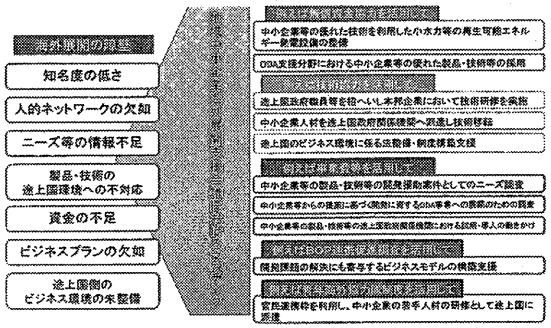

（出所）外務省Webサイト
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/pdfs/chusho_image.pdf〉

46

日本企業によるBOPビジネスの事例

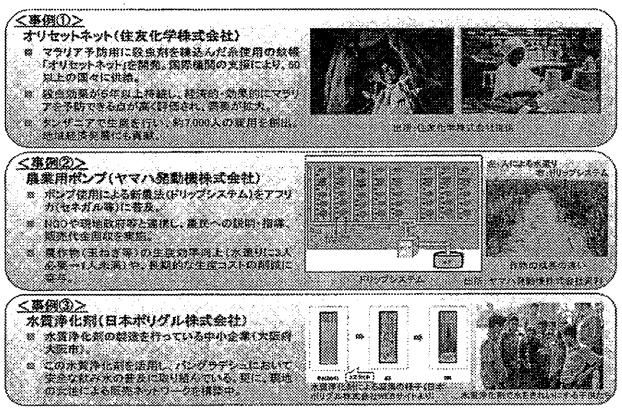

（出所）経済産業省作成資料「日本政府によるBOPビジネスへの政策的支援と具体的取組」

47

ひっ迫する世界の食料

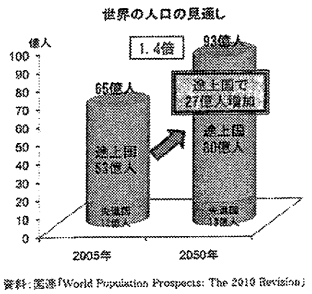

資料：国連「World Population Prospects: The 2010 Revision」

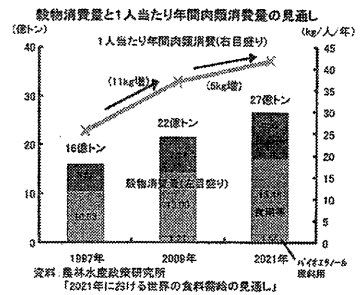

資料：農林水産政策研究所
「2021年における世界の食料需給の見通し」

（出所）農林水産省作成資料

48

単位面積当たりの収量の推移

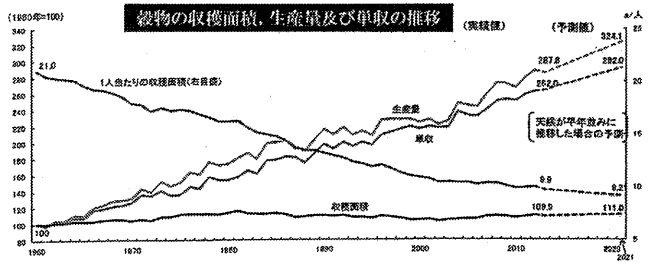

資料：USDA「PS&D(2012.08)」、国連「World Population Prospects: The 2010 Revision」、農林水産政策研究所「2021年における世界の食料需給見通し」により農林水産省で作成。

（出所）農林水産省作成資料

49

穀物等の国際価格の動向

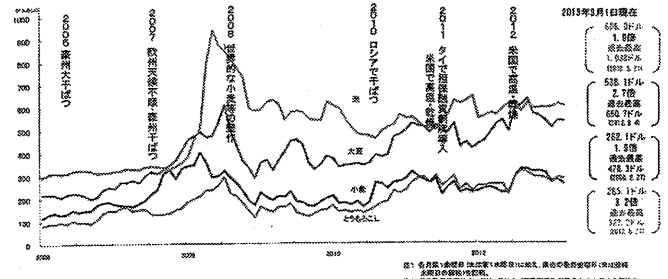

注：小麦、とうもろこし、大豆は、各月とも「その日現在取引所の第1金曜日の最終価格（セカンドベント）である。
出典：タイ国家農産物取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち米（100%2等）のFOB価格である。

（出所）農林水産省作成資料

50

日本の仮想投入水総輸入量

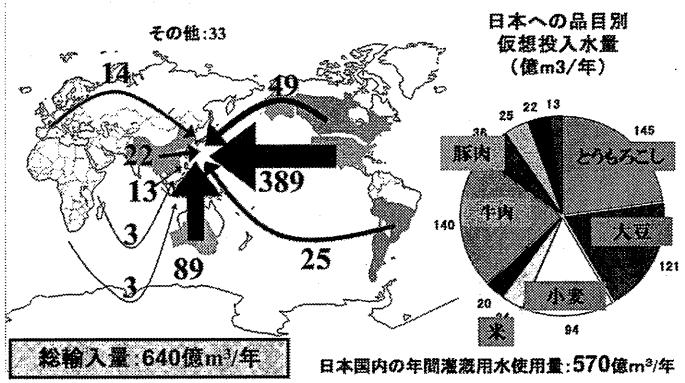

総輸入量：640億m^3/年

日本国内の年間灌漑用水使用量：570億m^3/年

（日本の単位収量、2000年度に対する食糧需給表の統計値より）

（出所）沖大幹参考人プレゼンテーション資料から抜粋

51

日本の上下水道の事業数及び職員数

○ 事業数

（単位：事業）

事業＼年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度 (A)	23年度 (B)	(B)の構成比 (%)	対前年度比較 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)
水道（用水供給を含む）	2,276	2,243	2,173	2,152	2,133	24.4	△19	△0.9
下水道	3,701	3,687	3,633	3,627	3,625	41.4	△2	△0.1
合計（全事業）	9,210	9,095	8,903	8,843	8,754	100.0	△89	△1.0

（注）各年度の事業数は、年度末の数値であり、建設中の事業を含む。

○ 職員数

（単位：人）

事業＼年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度 (A)	23年度 (B)	(B)の構成比 (%)	対前年度比較 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)
水道（用水供給を含む）	55,109	55,275	51,655	50,023	48,105	14.1	△1,918	△3.8
下水道	34,978	33,467	32,111	31,044	30,347	6.7	△697	△2.2
合計（全事業）	375,505	358,638	359,845	351,025	347,808	100.0	△3,217	△0.9

※ H23決算

（出所）総務省作成資料

52

官　報　（号　外）

日本の上下水道の経営状況

○ 経営状況（総収支額ベース）

（単位：億円、%）

区分 ＼ 事業	収益的収支			資本的収支			合計			
	22年度 (A)	23年度 (B)	差引 (B)-(A)	22年度 (C)	23年度 (D)	差引 (D)-(C)	22年度 (E)	23年度 (F)	差引 (F)-(E)	増減率 {(F)-(E)}/(E)
水道	3,142	3,061	△82	58	60	△0	3,202	3,101	△101	△4.6
下水道	721	634	△86	518	606	88	1,238	1,240	1	0.1
合計（事業全体）	3,847	3,617	△230	627	728	97	4,578	4,346	△233	△7.1

（注）収支額は、当該年度において収益的、資本的双方にあっては決算収支による。
（注）四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

○ 赤字・黒字別事業数

（単位：事業）

事業 ＼ 年度	平成18年度		20年度		21年度		22年度 (A)		23年度 (B)		対前年度比較 (B)-(A)	増減率 (C)/(A) (%)
水道（簡水含む）	黒字	2,004	(92.4%)	2,009	(93.0%)	1,997	(92.6%)	1,983	(91.9%)	1,894	(90.4%)	△89	△4.5
	赤字	167	(7.6%)	151	(7.0%)	159	(7.4%)	182	(8.5%)	202	(9.6%)	20	11.0
下水道	黒字	2,379	(84.3%)	2,372	(84.5%)	2,348	(83.8%)	2,376	(84.6%)	2,372	(84.7%)	△3	△0.1
	赤字	203	(6.7%)	209	(6.4%)	217	(6.1%)	196	(5.5%)	225	(6.3%)	29	14.8
合計（事業全体）	黒字	7,815	(88.4%)	7,782	(87.9%)	7,709	(87.4%)	7,625	(86.6%)	7,781	(88.4%)	△74	△0.8
	赤字	1,259	(12.6%)	1,162	(13.1%)	1,094	(12.4%)	912	(10.4%)	952	(10.8%)	40	4.4

（注）（　）書は、事業主体（都道府県の名称除く）に対する比率である。

※ H23決算

（出所）総務省作成資料

55

日本の上水道事業の財務の概況

※ H22純計

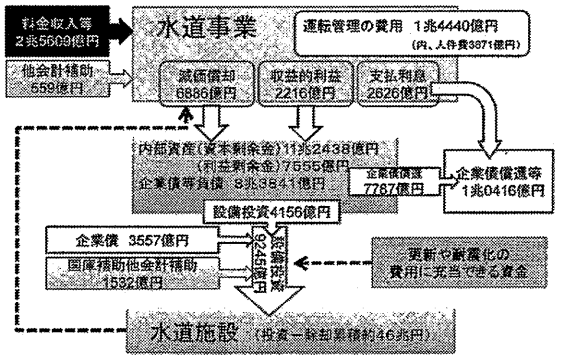

（出所）厚生労働省作成資料

55

事業規模別の日本の水道事業者数

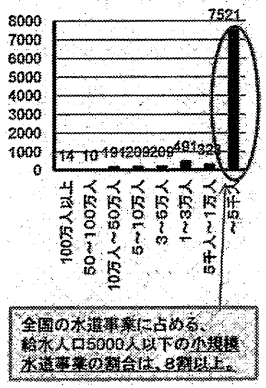

（出所）厚生労働省作成資料

54

日本の水道施設の投資額と更新需要の推移

水道施設の投資額が対前年度比マイナス1％で推移すると仮定した場合、
水道施設の更新需要が投資額を上回る試算がなされている。

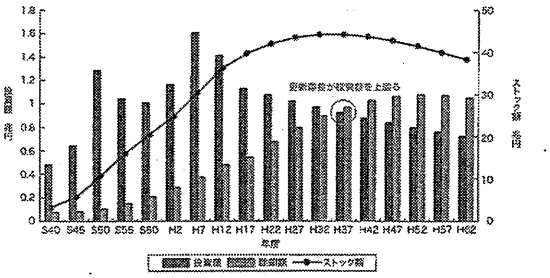

（注）厚生労働省資料をもとに国土交通省水資源部作成

（出所）平成24年版『日本の水資源』

56

日本の下水道管路の年度別整備延長

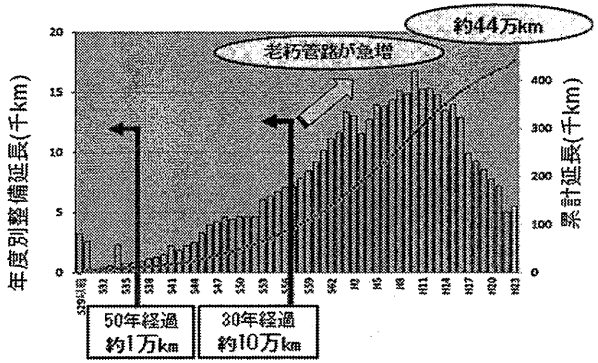

（出所）国土交通省Webサイト
〈http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html〉

57

日本の水道事業の職員数

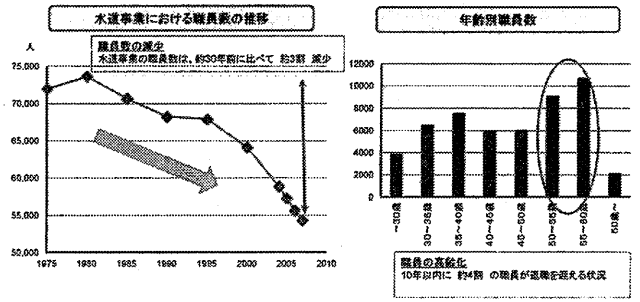

（出所）厚生労働省作成資料

58

日本の下水道事業の職員数

○自治体における下水道部局の職員数は減少傾向

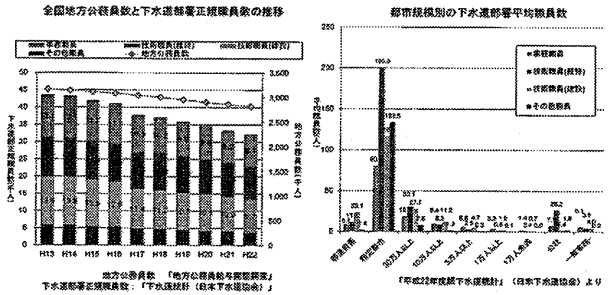

（出所）国土交通省・下水道施設の運営におけるPPP/PFIの活用に関する検討会（平成24年12月14日）資料
「下水道事業の現状」
〈http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000258.html〉

59

日本の年降水量の経年変化

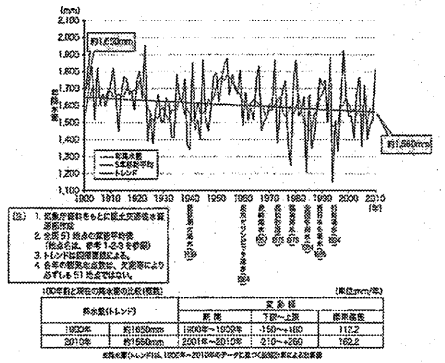

（出所）平成24年版『日本の水資源』

60

東日本大震災による水道断水の発生状況

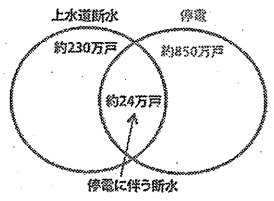

（注）内閣府中央防災会議資料、国土交通省水資源部調べをもとに国土交通省水資源部作成

【断水と停電の発生状況図】

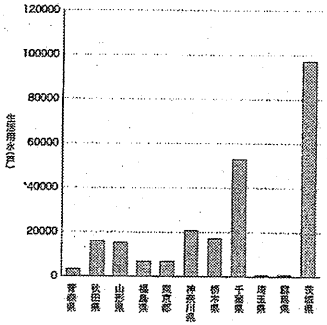

（注）国土交通省水資源部調べ

【水道断水状況（生活用水）】

（出所）平成24年版『日本の水資源』

61

日本の総合的な治水対策

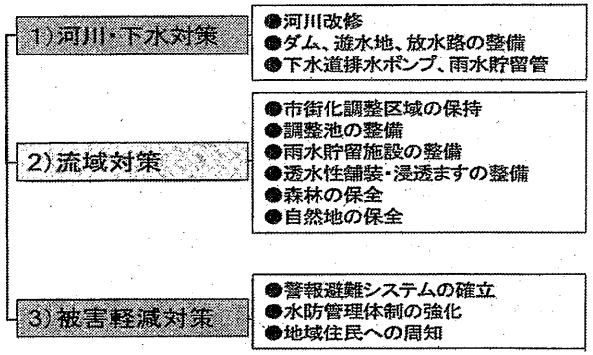

（出所）国土交通省作成資料

62

日本の河川管理施設の維持管理・更新

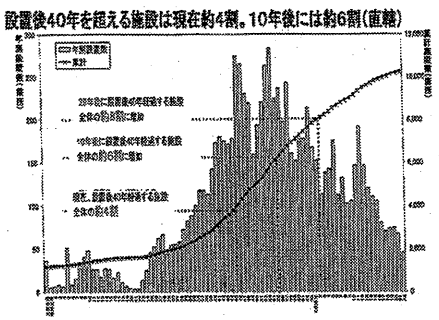

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率

現状（平成23年度末）
約3%

⇩

目標（平成28年度末）
100%

社会資本整備重点計画（平成24年8月閣議決定）より

（出所）国土交通省作成資料

63

日本の雨水・再生水利用状況の推移

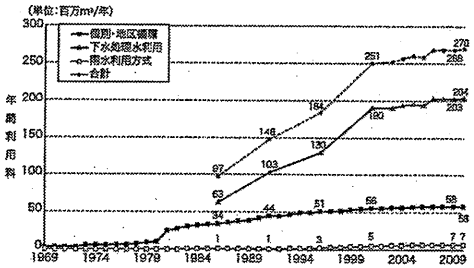

（注）1. 国土交通省水資源部調べ（2010年度末現在）
2. 2010年度末調査において、従前のデータについて精査している。
3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

（出所）平成24年版『日本の水資源』

64

森林の水源かん養機能

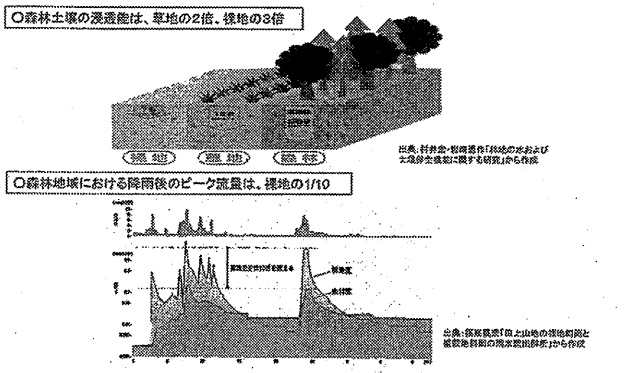

（出所）林野庁作成資料

65

日本の国土面積と森林面積の内訳

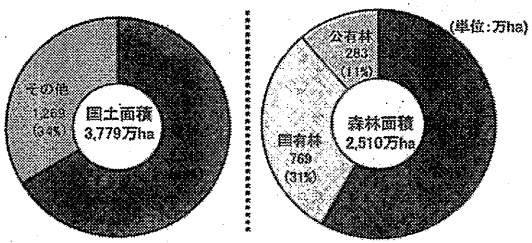

資料：国土交通省「平成23年度土地に関する動向」、林野庁業務資料
注：国土面積は平成22(2010)年末現在、森林面積は平成19(2007)年3月31日現在。

（出所）林野庁作成資料

66

日本の保安林の種類別面積（延べ面積）

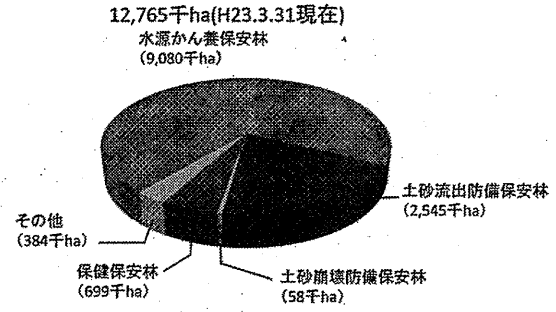

（出所）林野庁Webサイト〈http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2_2_1.html〉

67

森林所有者情報の共有

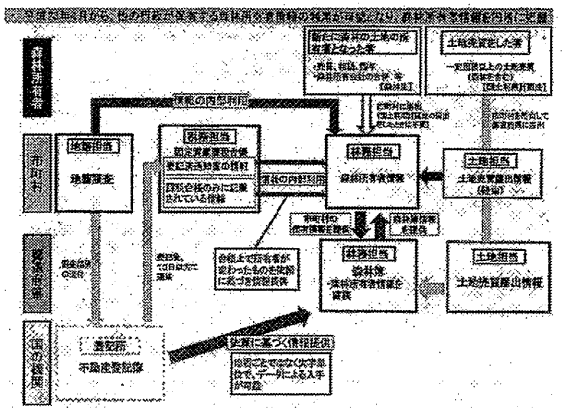

（出所）林野庁作成資料

68

<付>

調　査　会　委　員　一　覧

平成25年５月29日現在

会　長	藤　原　正　司	（民主党・新緑風会）
理　事	江　崎　　孝	（民主党・新緑風会）
理　事	津　田　弥太郎	（民主党・新緑風会）
理　事	青　木　一　彦	（自由民主党）
理　事	有　村　治　子	（自由民主党）
理　事	石　川　博　崇	（公明党）
理　事	松　田　公　太	（みんなの党）
	江　田　五　月	（民主党・新緑風会）
	尾　立　源　幸	（民主党・新緑風会）
	加賀谷　　健	（民主党・新緑風会）
	加　藤　敏　幸	（民主党・新緑風会）
	白　　眞　勲	（民主党・新緑風会）
	藤　末　健　三	（民主党・新緑風会）
	安　井　美沙子	（民主党・新緑風会）
	熊　谷　　大	（自由民主党）
	佐　藤　正　久	（自由民主党）
	島　尻　安伊子	（自由民主党）
	野　村　哲　郎	（自由民主党）
	橋　本　聖　子	（自由民主党）
	水　落　敏　栄	（自由民主党）
	若　林　健　太	（自由民主党）
	加　藤　修　一	（公明党）
	主　濱　　了	（生活の党）
	紙　　智　子	（日本共産党）
	舟　山　康　江	（みどりの風）

調査報告書

国民生活・経済・社会保障に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成二十五年五月二十九日

国民生活・経済・社会保障に関する調査会長　鴻池　祥肇

参議院議長　平田　健二殿

国民生活・経済・社会保障に関する調査報告

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2

1　政府からの説明聴取及び質疑 …… 2

我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性

（平成25年２月６日） …… 2

2　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 11
(1)　雇用とセーフティネットの現状と課題（平成25年２月27日） …… 12
(2)　我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）（平成25年３月13日） …… 24
3　委員間の意見交換（平成25年４月３日） …… 34

Ⅲ　提言 …… 46

（参考）
調査会委員 …… 52
主な活動経過 …… 53

（凡例）

会派の略称は、以下のとおりである。

（民主）……民主党・新緑風会
（自民）……自由民主党
（公明）……公明党
（みん）……みんなの党
（生活）……生活の党
（改革）……新党改革

Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活・経済・社会保障に関する調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会（平成22年11月12日）に設置され、同年12月に、調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定した。

１年目は、調査項目のうち、社会保障を中心に調査を行うこととし、「社会保障の現状と課題」、「ライフサイクルからみた課題」、「セーフティネットと生活・就労支援の課題」、「地域からみた社会保障と雇用の課題」及び「持続可能な社会保障（給付と負担の在り方）」について調査を行い、平成23年６月８日、中間報告書を議長に提出した。

２年目は、経済を中心に調査を行うこととし、「円高問題・産業空洞化への対応」、「高齢社会における経済活性化」、「内需主導の経済成長と外需（輸出）も含めた経済成長」及び「我が国における今後の経済成長と雇用の課題」について調査を行い、平成24年５月30日、中間報告書を議長に提出した。

最終年である３年目は、我が国における経済及び社会保障の持続可能性について調査を行うこととし、第183回国会においては、「我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性」について、内閣官房、内閣府、財務省及び厚生労働省から説明を聴取し、質疑を行った。さらに、「雇用とセーフティネットの現状と課題」及び「我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、本報告書を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

Ⅱ　調査の概要

1　政府からの説明聴取及び質疑

我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性（平成25年２月６日）

「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性について、内閣官房、内閣府、財務省及び厚生労働省からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

政府からの説明事項は、次のとおりである。

我が国経済の持続可能性（内閣官房、内閣府及び財務省）

我が国社会保障の持続可能性（厚生労働省）

質疑の概要は、次のとおりである。

問　2000年代に行われた2,200億円の社会保障費の伸びの強制的な抑制について、今どういう総括をしているのか。

答　特に医療保険制度で苦しい運用や改革を強いられ、医療現場からは相当厳しい声があった。キャップをはめるというやり方は苦しい思い出であり、これからはできる限り合理的な給付の抑制と重点化に努めなければならない。

問　厚生労働省資料では医療費の適正化を図るとしているが、財務省資料では社会保障分野も聖域化せず最大限の効率化を図るとしており、2000年代のキャップを想像してしまう。安心の確保が経済成長にも必要という意味が政府内で統一されているのか、財務省に伺いたい。

答　社会保障関係費について、重点化や効率化をしなければならないということ、また、具体的にどうしていけばよいかということについては、厚生労働省と同じ方向を向いている。社会保障関係費が増大する中、公費も安

易に増大してよいということではない。社会保障関係費の重点化や効率化の重要性は訴えていきたい。

問　社会保障をコストと見ず成長産業と思えば、雇用と安心をつくるものとなる。社会保障については、経済、とりわけ地域経済の活性化という意味合いでの成長産業と考えているか。

答　社会保障が安定すれば人々は安心して消費できるわけであり、社会保障には地域の需要喚起という側面がある。また、雇用を非常に吸収する分野の一つと考えており、政府の日本経済再生本部でも重点的な検討項目となっている。必要な規制緩和や特区を使いながら、成長産業の側面に重点を置いていきたい。

問　非正規雇用が雇用の３分の１を超えていることから、数字上の単純な経済成長をしても、それが自動的に労働者には回らず、経済が循環していかない。非正規雇用対策をどのようにしていくのか。

答　非正規雇用労働者を人材として社会全体で育成し、処遇改善につなげることが必要で、こうした取組は企業の生産性向上、日本経済の持続的な発展にもつながる。平成24年度補正予算には、若年者への実践的な職業訓練による人材育成策の強化を盛り込み、平成25年度予算には、企業内でのキャリアアップのための包括的な助成措置の創設など総合的な対策を盛り込んでいる。

問　団塊世代が現役引退する状況下、社会保障が大変な問題である。人口推移の予測は簡単にできると思う。極端に言うと、団塊世代がいなくなると問題はなくなるかもしれない。今こそ、社会保障の問題を解決しなければならず、団塊世代がある程度少なくなるまでは、これらに対する経費負担を社会で考えなければならないのではないか。

答　人口の予測は前からできていたが、問題をブレークスルーする準備が後手に回っていた。それまでは、年金、医療、介護、福祉については、国の責任として行わなければならないと思っている。

問　消費税の増額分全てを社会保障費に使っても財源として十分ではなく、適正化も必要というのはそのとおりだが、財源問題をある程度長期的なスパンで見たとき、どのように考えているのか。

答　消費税を引き上げても財政が難しい状況の中、経済成長し、消費税を引き上げられる環境を整備する必要がある。世代間格差を考えたとき社会保障関係費を野方図にするわけにはいかない。今後、どういう社会保障制度がよいのか、国民的な議論の上、財源確保も含めて考えなければならない。

問　日本の産業を復活させるために、内閣府は、団塊世代の扱い等を含めてどういう政策を考えているのか。

答　経済成長の要素である労働投入は1990年代からマイナスが続いており、経済成長の足かせとなっている。若者、女性、高齢者の労働の確保が大事であり、元気な高齢者には引き続き働いてもらいたい。そのための枠組みについて、経済財政諮問会議や産業競争力会議で詰めていく。

問　生活保護、生活困窮者の支援に関して、今は削減に光が当たっているが、どのように自立させていくかが大事である。法制化や財源、自立の道をどうするかも含めた形で、セットで出すべきではないか。

答　生活保護制度の周辺部分に第二のセーフティネットとして法律、体制をつくり上げることが大事である。生活保護の適正化も当然ではあるが、生活困窮者対策、自立支援対策等を含めて一体的な改革をしなければならない。

問　難病であるパーキンソン病、脳疾患、脊髄損傷などの方々は再生医療に希望を持っている。再生医療をどう進めていくかという点から、厚生労働省の取組及び内閣府の成長産業に対する取組を伺いたい。

答　再生医療については、安全面、倫理面の課題に留意しながら一刻も早く実用化を進める姿勢が大事である。厚生労働省は、再生医療製品に関する薬事法改正案と再生医療の安全性確保等のための新たな法案について今国会提出を目指している。また、平成25年度予算等では、再生医療の臨床研究の基盤整備、細胞培養加工等の人材養成のための体制整備、再生医療の実用化に向けた研究の支援等に係る費用を計上している。

答　１月11日の緊急経済対策には再生医療に係る規制改革の実施を盛り込んでおり、再生医療製品の特性を踏まえた早期承認制度の導入等の取組を支援していく。また、１月25日、安倍総理は規制改革担当大臣に対して、健

康・医療分野を重点分野とし、国民のニーズに応え、国富拡大にもつながる大胆な改革を推進するよう指示をしているところである。

問　１月25日、厚生労働省の難病対策委員会から難病対策に関する提言があった。難病対策には、公平で安定的な医療費助成、医療体制、就労や生活支援といった課題があるが、今後どのように取り組んでいくのか。

答　提言の三つの改革の柱は、効果的な治療方法の開発と医療の質の向上、公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築、国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実である。このうち医療費助成について、原因不明、効果的な治療方法未確立等の４要素を満たすものを対象疾患とし、給付水準は難病の特性を踏まえつつ、他制度との均衡を図ることとしている。また、１月27日の総務、財務、厚生労働の３大臣合意では、法制化その他必要な措置について調整を進めることが合意された。今後、具体的な制度内容の検討を進め、早期に総合的かつ安定的な難病対策を構築していきたい。

問　社会保障費を５兆円削り、必要ない資産は全部処分するぐらいのことを行わないと日本はもたないと思うが、果たして、持続可能な経済と社会保障ということは実行できるのか。あわせて、グローバル社会の中、海外と経済交流できる人材を育成しなければならないのではないか。

答　日本は厳しい状況にあるという認識は同じであり、経済成長し、民間主導で税収が増えていくための成長戦略をつくりたい。国と地方共に効率的な行財政運営を行い、財政悪化による悪い金利上昇とならないよう、実体経済が成長する戦略を実行していきたい。

答　安倍内閣の最重要課題はデフレからの脱却、経済の再生であり、経済の底割れをつくらず、将来の成長へつなげるような形で予算を作った。しかし、今後は様々な歳出を見直していかないと、将来への持続可能な形になっていかず、また、次世代の選択肢の自由度が少なくなり、教育にお金を掛けられない状況になってくる。

答　社会保障制度の持続可能性への危機感は共有しており、大変厳しい状況にあると思っている。経済を元気にすることが大前提であるが、社会保障分野の重点化や効率化も検討し、また、世代間格差を踏まえて、国民に

しっかりと説明しながら、一つ一つ取り組む以外にない。

問　消費税の５％増に伴い、約7,000億円から１兆円規模の財源を子育て支援に充てるとしているが、国民には本当にそうなるのか心配する声もある。消費税増税分をどのような対策と課題に使っていくのか。

答　消費税関連経費が３経費から４経費になったことは国民へのメッセージとして大きく、保育や幼稚園の現場、サービス利用者は期待していると感じている。具体的には、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業等を充実していく。特に保育等については、市町村が計画を作り、取り組んでいくわけであり、そういう意味では、地域の皆さんに実感してもらえると思っている。

問　平成25年４月発足の子ども・子育て会議が、子ども・子育て支援新制度の制度設計を検討していくとのことであるが、同会議の人事や検討案等について伺いたい。

答　子ども・子育て会議は、国もそうであるが、地方自治体も是非行おうということになっている。国では、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て事業者等が関与する仕組みであり、厚生労働省だけではなく、内閣府とも連携しながら人選等をしていくという状況である。

問　仕事と育児の両立が大変難しく、出産後にやむを得ず仕事を辞めたという女性も少なくない中、母親が継続して働いていけるような環境整備のための制度について、どのように考えているのか。

答　経済再生担当大臣の調整の下に、若者・女性活躍推進フォーラムという場を設け、働く女性の声も聞きながら対応策を検討することになっている。男女共に仕事と子育てを両立させて活躍できるような制度環境や支援体制、また、企業行動の確立について検討を始めたところである。

問　緊急経済対策の雇用拡大等のところは評価するが、今の問題は非正規雇用が多くなり、賃金が低水準にとどまっていることである。企業が潤っても、労働者に分配されなければ効果は現れないと思うが、同対策では、どれほど非正規への効果があるのか。

答　経済対策の効果は、産業連関表に基づき機械的に計算し、何人の雇用が生じるかを積み上げたものであり、賃金上昇までにはタイムラグがある。

それを前提にしながらも、既に安倍総理は経済界に対して、業績を上方修正した企業は一時金の支給も含めて考えてほしい旨お願いしている。正規、非正規については、経済財政諮問会議の民間議員から、地域限定正社員制度等、幾つかの提案がある。柔軟な働き方に関する労働法制について検討し、若い人たちも含めて、能力を発揮できる労働環境をつくっていきたい。

問　社会保障制度改革においては、例えば、高福祉高負担か低福祉低負担かといった大きな方向性を定めていかなければならないと思う。それを決めるのが社会保障制度改革国民会議か、国会か、政府なのかという役割分担が分かりにくい。本来は国会で決めるべきだと思うが、これについて伺いたい。

答　社会保障制度改革推進法に基本的な考え方が示されており、国民会議の場で大きな方向性を議論することになっている。その上で、最終的な制度設計、法律を通していくのは国会である。国民会議の議論を受けて、政府として提案し、最終的には国会でしっかり議論願うことになる。

問　医療費削減の中、一般の医療でもジェネリック医薬品の使用を強力に推進している。生活保護におけるジェネリック医薬品の使用比率が低く、これを高めていきたいという説明があったが、なぜ低い状況にあるのか。

答　医療全体で見たジェネリック医薬品の使用比率が約23％に対して、生活保護では20.9％と若干低い。皆がジェネリック医薬品を使おうと努力する中、なぜこうした傾向なのか分析しなければならない。言われていることは、生活保護世帯については、自己負担が全くない、医師にもジェネリック医薬品の使用に対するインセンティブが働かないということであり、制度の見直しを検討している。

問　安倍総理の「三本の矢」とは、三本では収まらず、「四本目の矢」として雇用と所得の拡大と社会保障の充実ということを言っているのではないか。雇用と所得の拡大のための内部留保課税等も検討してはどうか。また、地震を含めた災害保険を「第四の保険」として検討することと、「国民監査請求制度」創設を検討することをお願いしたい。

答　提案を実現できるかどうかと感じたが、しっかり検討したい。「四本目

の矢」については、それぐらいの決意で社会保障分野と雇用に取り組まなければならないという指摘かと自覚したところである。

答　「四本目の矢」というところの雇用と所得の増加、社会保障の充実は同じ気持ちであり、どういう整理をするかは考えていきたい。企業の内部留保には税法上の議論もあるが、これが投資に向かうよう、あるいは所得が増えるよう促したいと思う。また、災害保険は民間が知恵を出していると思うが研究課題とし、国民監査請求制度についても一段と勉強していきたい。

問　経済と社会保障の持続可能性ということでは、全体的に女性に対する政策が希薄ではないか。女性の就労支援は、社会保障の面でいえば財政へのプラス効果が大きく、また、女性の継続就業は、正規雇用での職場復帰を前提とする必要があると思う。女性の就労支援や継続就業の問題について、どのように考えているか。あわせて、これまでの社会保障は、高齢者向け給付とイコールのような状況にあったが、これからは社会保障と雇用を密接につなげて考えていくべきではないか。

答　既にマザーズハローワークによる再就職支援を行っているが、主婦層向けのインターンシップといった仕組み等も考えており、ブランクのある女性への再就職支援、キャリア教育を充実させていきたい。また、男性の育児休業取得の促進も進めている。そのほか、例えば指導的地位に占める女性の割合や就業率の政府目標を作ることも考えたい。

答　社会保障４分野の子ども・子育ての部分をしっかり行うことで、女性の労働力というものが更に広がっていく可能性がある。社会保障の持続可能性のためには支える側を強化しなければならず、それが財政の持続性につながっていく。財務省としては、税制を通じて、どのように社会で女性の力を発揮してもらえるか検討する必要がある。

答　厚生労働省としては、単に生産年齢人口を補うという観点ではなく、経済成長の観点からも、女性の活躍の促進は重要な課題と考えている。ポジティブアクションによる女性の活躍の促進、育児休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの支援、マザーズハローワーク等でのきめ細かな再就職支援等を強力に推進しなければならない。

問　がん検診の受診率を上げるためには、子どもに対するがん教育が重要であるが、がん教育への見解と予防医学を進める取組について伺いたい。

答　がん対策は地方自治体、保険者とも連携して進めていく必要がある。子どもの健康教育の中でがん教育を推進することが大事であり、昨年閣議決定されたがん対策推進基本計画の項目について、しっかり取り組んでいきたい。

問　難病やがんの患者の就労支援について、どのような取組を考えているか。

答　難病患者の相談窓口の整備状況には相当の地域格差があり、ハローワークとの連携という状況には至っておらず、また、がん患者の相談・支援窓口となる医療機関とハローワーク等とのネットワーク構築は難しい作業であるが、これからの対策の中でしっかり検討していきたい。

問　持続可能性を維持していくためには、いかに財政出動を少なくして経済効果を上げていくかという観点を忘れてはいけない。その点では、規制改革が重要となるが、どういう道筋でこれを行っていくのか。

答　安倍総理から規制改革担当大臣に対し、雇用、エネルギー、環境、健康、医療の各分野を含めた検討指示が出ている。他の先進国にない規制は合理的な説明ができなければ廃止するという国際先端テストの仕組みを検討課題にしており、規制改革を通じて民間主導の成長となるよう努力したい。

問　公共事業の持続可能性を考えたとき、維持管理費が増えていき、将来的な負担が大きくなることを、財務省はどのように考えているのか。

答　公共事業費については、老朽化、補修対策のコストを含めて検討し、計画、設計、調達及び管理の各段階のコスト縮減方策を積み上げていく必要がある。ＩＣＴの活用、民間活力の導入等も図っていき、個々の事業の計画見直しによる事業費節減についても、一層努力しなければならない。

問　労働時間の短縮や年次有給休暇取得の促進による経済効果、雇用創出効果を考えれば、何らかの制度変更の必要性もあるのではないか。

答　時短は経済界等とも十分協議しなければならないテーマであり、また、年次有給休暇取得の促進等には特効薬がなかなかない。事業主への助成、

働き方・休み方改善コンサルタントを活用してもらおうと思っているが、我が国の雇用慣行に関する取組もしていかなければならない。

問　生活保護受給者へのジェネリック医薬品の使用については、医療費が掛からないため使わないという、逆のインセンティブが働いていることもあり得るので、何らかの強制力のようなものがあってよいのではないか。

答　医療扶助の現場での医師の判断が大事であり、診療抑制、健康を害することがあってはならない。医師の判断を第一にして、薬剤師の協力等により、実態としてジェネリック医薬品の使用を促進できるように取り組みたい。

問　子ども・子育て３法案の附帯決議では、例えば、保育所職員の配置基準の数字を盛り込むことができなかったが、量の拡充とともに質の向上が大事であることから、配置基準の改善については必ず取り組んでほしい。

答　附帯決議の思いを大事にしていき、職員配置の改善、保育士の処遇改善も含めて有効に財源を使っていきたい。最低基準等については、地方分権改革によりそれぞれの自治体で行う時代が来ているので、地方と連携を取りながら確実に進めていきたい。

問　多くの待機児童がいる中、幼児教育の無償化を優先させることの論理的な正当性は見当たりにくいことから、優先度としては待機児童対策が先だと明言してほしい。

答　幼児教育は安倍総理の強い思いであり、政府で取り組もうということであるが、委員の認識は重要な指摘だと思っており、頂いた財源でしっかり取り組んでいきたい。

問　専業主婦よりも働く女性が多いにもかかわらず、財務省の試算モデルは、「夫が正社員・妻が専業主婦・子どもが２人」である。現状に応じたモデル設定、積算が重要ではないか。

答　大事な指摘であり、夫婦子２人、夫婦のみといったいろいろなパターンを持つようにしている。今後とも検討していきたい。

２　参考人からの意見聴取及び質疑

「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、次の事項について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

(1)　雇用とセーフティネットの現状と課題

(2)　我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）

(1)　雇用とセーフティネットの現状と課題（平成25年２月27日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

日本放送協会解説委員　後藤　千恵　参考人

○　最も深刻なことは、現役世代の中に、働いても食べていけない、働きたくても働けない人たちが増えていることである。生活保護を受けている世帯のうち、支援があれば働ける可能性のある人は厚生労働省の推計で30万人、１年以上の長期失業者は120万人、ニート、引きこもりは70万人に上る。

○　このまま行くと、経済的な理由から結婚したくてもできない人が増え、少子化は更に進む。平成42年には生涯未婚率が男性で30％、女性で23％になるという推計がある。貧困の連鎖も心配されており、既に日本の子どもの６人に１人が貧困状態にある。

○　30代前半までの若者で死因の第１位が自殺となっている国は、先進７か国で日本だけである。現役世代の多くが病み、働けずにいる社会が力を持ち続けることができるであろうか。就労困難者を放置したツケはこの社会全体が負うことになる。

○　政府は、第二のセーフティネットの重要性を訴えているが、十分に機能しているとは言えない。例えば、求職者支援制度は利用者にとって要件が厳しく、働くことに困難を抱えている人たちが最初から排除されているという指摘もある。就職率という短期の目標ではなく、その後の定着率を含めた長期にわたる検証が必要である。また、採用企業と連携して質の良い就労につながる訓練の在り方を模索するなど、制度の再構築が必要である。

○　社会の課題に挑戦する企業群の事例を紹介する。ＩＳＦネットグループは、従業員2,500人のうちおよそ1,000人が就労困難者である。採用方針として、履歴書は参考にせず、募集要項にあるのは、無知識、未経験、そして意欲のある人という言葉である。障害、ニート、フリーター、引きこもり等は、採用、不採用の理由にしないことを宣言している。会社設立から

11期連続で黒字を続けている。社長は、社員の雇用を守り抜く、切らずにいると会社は固く結ばれる、就労困難者の雇用を成長につなげると話していた。就労困難者を雇って黒字経営ができ、成長につなげられたのは、就労困難者を戦力にし、新しい仕事を次々につくり出し、何があっても雇用を守り、辞めさせないからである。

○　働きたくても働けない人たちの雇用の受皿の一つに、コミュニティビジネスがある。地域の課題の解決をボランティアではなくビジネスにするもので、今各地に広がりつつある。

○　ＮＰＯ法人ぐるーぶ藤は、地域住民からも出資を受け、自前の福祉施設を建設し、地域の課題を解決しようとしている。運営は全てスタッフの意見を反映し、新たな事業展開からボーナスの査定までスタッフの話合いで決める。働きたくても働けない人がどうすれば働けるようになるのか、皆で考え、多様な働き方を生み出した。常勤、非常勤のスタッフに均等待遇を保障している。理事長は、スタッフが笑顔だとサービスの質の向上につながり、利用者が増え、収益が増えるので、スタッフの報酬を上げられ、良い循環につながると話していた。

○　コミュニティビジネスは、いろいろな事情を抱えている人たちが柔軟に働くことのできる地域の雇用の受皿になっていく可能性があるが、中には、行政の下請のような仕事を担っていたり、経営がうまくいっていないところもある。地域に根差したこうしたビジネスをどう広げていくのかが課題である。

○　政府は、生活困窮者の就労支援の一環として、来年度から中間的就労と呼ばれる働き方を促進する事業に取り組む。事業者の認定制度を設けた上で税制優遇措置を設けたり、事務所の経費など立ち上げに掛かる費用を支援する方向で今検討を進めている。ただ、事業者の自由度を損なわない形での支援が必要である。例えば、厚生労働省の地域支え合い体制づくり事業は、ニーズはあるが余り使われておらず、非常に使いづらいという声を聞く。自治体から直接に交付するのではなく、中間支援団体を通じて交付するなど使いやすい制度にしていけるかがポイントである。

○　同時に欠かせないのは、雇用対策と社会保障政策に車の両輪として取り

組んで安心して働ける環境づくりを進めていくことである。雇用対策としては、多様な正社員を広げ、非正規から正社員への転換を促す制度、そして将来的には、同一価値労働同一賃金の実現に向けて踏み出すことが大事である。さらに、給付付き税額控除、困窮者への住宅提供の必要性が言われ続けてきており、政労使の合意で実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。

○　グローバル化、人口減少、超高齢社会の到来等の避けて通れない大きな課題を乗り越えていくために参考になるのは、ＥＵの2020年を目標年度とする新しい成長戦略である。経済成長率を直接の目標とはせず、多面的な三つの成長を目標に掲げている。すなわち、知的な成長、持続可能な成長、そして注目されるのが包摂的な成長である。就業率を上げ、人々の技能を高め、貧困を克服することによる成長であり、具体的な数値目標も掲げている。日本でも今求められているのは、単にＧＤＰの拡大を目指すことではなく、グローバル化や高齢化がもたらす経済や社会の変化によって排除されやすい人たちを再び社会に包み込み、成長への原動力としていく戦略である。グローバル競争に勝ち抜くと同時に、誰もが安心して働ける多様な働く場を広げることで内需を高め、成長につなげていけるかどうかが問われている。

慶應義塾大学商学部教授　樋口　美雄　参考人

○　日本の失業率は現在4.2％で、かつての２％台から上がったとの印象があるが、アメリカ、ドイツに比べて依然として失業率は低い。ただし、失業率を低く抑えるために犠牲が払われており、その点についてセーフティネットをどう考えていくのかという問題がある。

○　構造的要因で考えなければいけないのは、一つは少子高齢化の問題である。少子高齢化の下において持続可能な経済社会と社会保障をどう考えていくのか。二番目に、少子高齢化だけではなく、グローバル競争が存在することである。グローバル化を国民の豊かさにどうつなげていくのかといった視点が重要である。

○　少子高齢化については、この10年間で生産年齢人口が534万人、労働力

人口が256万人減っており、かつてに比べて256万人分失業が減っているとの見方もできる。少子高齢化によって人手不足が起こる可能性があることは念頭に置かなければいけない。

○　しかし、足下を見ると、労働力人口が減少したのに就職難である。これも少子高齢化等へ関連しているかもしれず、現役世代、給与所得者が減少することにより、結果的に内需が減少し、供給も減り、縮小均衡に陥ってしまう可能性もある。これをどのように回避していくのかが大きな課題である。

○　働きたい人たちが意欲、能力を発揮できる社会、雇い続けることができる社会を持続可能な社会と定義できる。グローバル化の中で、費用を削減し、人件費を抑制した結果、国際競争力を維持してきたが、ほかの国に比べまだ日本の競争力が高いと、結果的に円高が更に進展する。円高になればまた費用の削減の要請が強まるという、いわゆるデフレスパイラルが、労働市場でも起こっている。賃金の調整の結果として消費需要が減ってしまい、これをどのようにすれば脱却できるのか考えなければならない。

○　日本は人材の国であり、人々の能力、意欲を高め、付加価値の高い製品を作っていく、サービスを提供していくことが必要である。「殻の保護より翼の補強へ」であり、自分で意欲を持って働こうとする人たちへの就業支援をいかに進めていくかが、社会保障の在り方として必要になってくる。

○　日本では、景気のショックが起こると、雇用者数ではなく労働時間で調整しており、失業は、何とか少ない状況で対処することができている。また、雇用が守られながら、賃金が非常に柔軟に調整される特徴がある。

○　同時に、グローバル化、少子高齢化の状況において産業構造が大きく変わっており、建設業、製造業の大幅な減少が、大都市圏より地方の雇用情勢を厳しくしている。しかも、この二つの産業は男性比率の高い産業であり、男性の雇用が減っている。逆に増えたのは医療・福祉という女性の比率の高い産業であり、女性の雇用は産業構造の転換によって大きく増加している。

○　男性世帯主だけが働いて、女性は専業主婦として家庭を守っていく性別

役割分担が日本でははっきりしていたが、産業構造の転換の中で、男女共に働き、稼いで、家庭を守っていくことが必要な時代になっている。

○　それと同時に起こっているのが、非正規労働者の増加である。特に増加しているのは、常雇の非正規労働者であり、非正規の長期化あるいは固定化が起こっている。ヨーロッパにおいて有期労働者は、本人の努力次第によって正規に転換できるが、日本では非常に難しい。どのようにして、本人の努力、就業支援によって正規に転換していくことができる国にしていくのかということである。

○　本人の努力を引き出し、それが成功につながるような社会にしていかないと活力がない。それがあってこそ持続可能な経済社会になる。さらには、社会保障についても、殻の保護よりむしろ本人の翼の補強へというものを社会として整えていかなければならない。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　ＩＳＦネットグループの社長がこのような支援を行おうと思ったきっかけは何か。また、どのようにしたらこのような取組がもっと広がっていくか。

答　きっかけは、会社を設立した頃良い技術者が集まらなかったが、素人や障害者を雇ってみたところ、経験や知識がなくても一生懸命頑張り良い成果を上げることが分かり、自分たちの雇用の仕方を変えるべきではないかと思い当たったことである。一生懸命頑張る人を育て、力になってもらおうと考えを変え、障害者を積極的に採るようになり、そうした雇用を成長につなげている。どうすれば広がっていくかということだが、働く人を大事にすることが、生産性、企業の収益を高め、企業を成長させ、ひいては経済を成長させると、発想を変えることが大事である。そのような企業を社会がきちんと認め、その企業の売っているものを買うなど消費者の行動によって評価し、そういう企業が増えていくような環境を社会全体で広げていくことも大事になってくる。

問　生活保護を受給している母子世帯の子どもが社会的リテラシーを身に付けるために、母親に対して教育を行うことについて、アイデア等を伺いたい。

答　本当に困っていて自らＳＯＳを出せない人たちをどうしていくかは、これからの日本社会の大きな課題である。人の役に立てる、誰かに喜んでもらえるというような経験ができたとき、生きがいを感じられるようになる。そうした人たちの社会の中での役割、出番を皆でつくり出していく。行政だけではなく、地域の人たちも交えて一緒に取り組んでいく。実際に行っているところもあり、こうした取組を全国に広げていけば、本当に困った人たちも何とかなるのではないか。

答　多くの国々で、株式会社によらない新たな企業をつくろうという動きが見て取れる。例えばイギリスでは、ソーシャルエンタープライズと言われる社会的企業があり、能力開発とその後の雇用が一体になって行われる。株式会社との違いは、利益を株主に配当するのではなく、社会に還元することである。社会から排除されていた人たちの意欲を高めながら就業につなげていく取組が、アメリカ、イタリアでも行われており、また、国と同時に地方自治体がサポートしていく仕組みもあり、参考になる。

問　ＩＳＦネットグループのような企業が広がっていけば、雇用問題の一面も改善していくと思う。同グループでは、就労する人の給与、労働時間等のマネジメントを誰が行っているのか。採算面はどうか。また、就労困難者の意欲をどのように引き出していく工夫をしているのか。

答　賃金、給与はそれぞれの能力に応じて決めており、最低賃金の人もいれば、一般企業並みの給与を得ている人もいる。基本的には全員正社員である。労働時間も柔軟な職場だからこそ全員続けられる。採算面は11期連続で黒字である。ただ、利益は内部留保しているわけではなく、積極的に投資に回し、新しい仕事を次々につくり出し大きくなっている。やる気をどう引き出すかについては二つポイントがある。一つは、その人ができることに目を向けることであり、もう一つは、最初、能力は一般の人に比べて低いかもしれないが、必ずステップアップしていく仕組みがつくられていることである。

問　保健師の見回り事業等、孤独死を防止しようとする取組を、プライドが

高いため拒否する男性が多いが、解決するアイデアはあるか。

答　男性の方が難しいという話は、活動をしている人から聞く。成功しているところでは、まず挨拶という形で時々声を掛けていく。そしてなじみの関係になり、いずれは、車を出してくださいなどお願いすることで、支えられる側ではなく、支える側に回ってもらう。そのような支援が一番良いらしい。男性に役割を持ってもらい、その人の力を引き出していくことがポイントのようである。

問　企業において能力開発への取組を行う場合、どのようにすれば中小企業に会社内部で非正規労働者のスキルアップ等を行うインセンティブを持たせられるか。また、政府の支援の仕組みとして具体的にどのようなことが考えられるか。

答　中小企業の中にも、伸びていく企業がある。企業の成長が働く機会も増やし、働いている人たちの挑戦を広げていくという能力のステップアップが企業の成長とともに起こる。そのような企業をいかにつくるかが重要なポイントになる。もう一点、非正規労働者を企業が受け入れ、その能力開発に対する支援を政府が行い、正社員に転換した場合に給与の一部分を国が負担することは効果があると思う。

問　中間的就労に対する支援、また、このような事業を行うＮＰＯへの支援のために、新しい法整備、財源が必要であると思うがいかがか。

答　地域の中で地域のために活動していく団体を増やしていくことが今求められており、法律をベースにしっかりと支援していく必要がある。応援の仕方としては、立ち上げの支援が重要であるが、その後、運営をどう成り立たせていくかは、社会全体で支えていくことが重要になってくる。

答　ＮＰＯの熱意が、運営にうまくつながっていないところがある。ＮＰＯを運営していく人の能力開発、会計制度の整備を行っていく必要があり、日本は、一部政府によるサポートもあるが、そこが弱い。

問　障害者の雇用について、法定雇用率制度の問題、意欲があっても働けない障害者への配慮といった部分の法整備をどのように進めていくべきか。

答　ＩＳＦネットグループは、障害者を戦力とし、企業の成長につなげていけるから、続けられている。本当にそのようなことをしたい企業を、無理

やりではなく、じわじわと増やしていく取組が必要ではないか。

問　ジョブ・カード制度は、課題も多いが、大事な制度でもあるということについてどのように認識しているか。

答　ジョブ・カードの制度そのものと運用は、分けて考えていく必要がある。運用の仕方を変えることによって有効なものになっていくことがある。

問　国際的な競争の社会において、能力を高め意欲を発揮できる人材育成制度をどのようにつくったらよいか。

答　意欲のある生活保護受給者に対し就業支援を行っていくような省庁の連携が非常に重要である。もう一つ、配偶者控除、第３号被保険者、在職老齢年金など制度自身が働く意欲を抑制するようなことが起こっており、働くことが損にならない制度に変えていく必要があるのではないか。

答　貧困の連鎖を大変心配している。頑張ろうという意欲を持てない、希望を持てない子どもが増えてしまっている。希望を持てば頑張ろうという意欲が湧くのであり、意欲をどう持ってもらうか、社会全体でどう支えていくかが求められている。ＮＰＯなどの支援・取組を全国に面として広げていくことが急がなければいけない課題だと思う。成人でも希望を持てない人が多い。グローバル人材を育てようとお金を掛けてエリートを育てることも大事だが、社会につながりを取り戻し、諦めて希望を持てずにいる人たちが頑張ろうと思える気持ちにしていく。遠回りのようだが、そういう人たちが増えていったとき、結果としてこの国の力が高まっていくと思う。

問　生活保護に至る手前の人の自立支援対策の在り方、また、民生委員の関わり方について見解を伺いたい。

答　民生委員を含めた就業支援を行う人たちの数が少ないために、対応をきちんと行う時間がないのが実態である。効率的な支援は必要だが、寄り添って支援していくことが就業面においては重要かと思う。同時に、ハローワークと民生委員の連携を行っていく必要がある。なお、制度としては、生活保護では働いて一定の給与があった場合に給付額が削減されるが、その幅が大き過ぎ、働いても働かなくても総収入が一定になると就業

をためらう可能性がある。働くことが損にならないとの視点が重要である。

答　生活保護水準以下の暮らしをしながら保護を受けていない人たちが多くいるので、まずは捕捉率を出し、その上で対策を考える必要がある。民生委員については、高齢者が増えており、なり手がいない。民生委員だけが責任を持つのではなく、地域社会全体で困っている人たちを見守っていく仕組みにしていくことが重要になってくる。

問　女性の就労率を高め、女性の労働力を社会の活性化につなげていくことが今非常に求められている。そのためには、多様な働き方の正規雇用を増やしていく必要があり、一つは、短時間勤務の正規雇用者である。そして、女性の労働力を社会の活性化にいかしていくことを突き詰めていくと、同一労働同一賃金の実現に行き当たると思っているが、どのようにお考えか。

答　同一労働同一賃金は、理念だけではなく運用面においても必要なことである。働き方の多様化について、今の状況は、正社員か非正規社員かという二項対立になっている。正社員の中でも様々な働き方があってよい。ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性の社会参加や、少子化対策にもつながり、是非進めていかなければならない。日本の場合、正社員は会社との間に保障と拘束の関係がある。会社は、正社員には生活、雇用、能力開発を保障し、保障の代償として、残業、転勤といった拘束を掛けてきた。その結果、例えば学生が就職しようと思ったときに、会社は選べるが仕事が選べないという問題が起こる。こういう国は非常に珍しい。例えば職種別の採用を増やしていくと、専門職であるから、時にはワーク・ライフ・バランスのような形で仕事に柔軟な対応をしていくこともできる。職務限定型、地域限定型など多様な正社員を増やすことによって男性も女性も働き方が変わってくる。キャリアアップや、ワーク・ライフ・バランスの推進にもつながってくるのであり、法制度を整えていくことが重要なポイントになる。

問　雇用対策、安心して働ける環境づくりについて、政労使、特に政治のリーダーシップで実現に向けて一歩を踏み出すことが重要だが、どのような一歩を踏み出すことから始めたらよいのか。

答　雇用の問題はとても大きな問題だけに、解決までに時間が掛かる。まずは協議体をつくり、それぞれが参加し、痛みを伴うものが求められることを理解し合い進めていくということになる。

答　自民党政権のときに成長力底上げ戦略推進円卓会議があり、政労使プラス有識者が入るという形で進めてきた。その後民主党政権になり、雇用戦略対話という形で継続し幾つか成果を生んできた。個別に考えるのではなく、政労使、学識者で一つの意思決定機関として、それぞれが自分たちの役割といったものを考えながら、日本の働き方を変えていくことが必要になってくる。

問　企業の責任と雇用の問題について、非正規問題は企業活動を行う上での派生的な問題であるとの価値観に対する認識について伺いたい。

答　日本の貧困に占める無業・失業世帯は、ヨーロッパに比べれば少ない。問題は、働いている貧困層が多く、しかも貧困の固定化が進展していることが、非正規の固定化、長期化と密接に関連していることである。いかに転換できる社会にするかが重要であり、それがあってこそ希望が出てくるし、努力しようという気持ちも生まれていく。企業と、社会の安定の間には対立しているところがあり、その対立点をいかに解消していくかがポイントになる。政府は、雇用を増やした企業に対して法人税を軽減する施策や、給与を引き上げた企業に対して法人税を軽減する仕組みもつくっていこうとしており、ミクロの合理性を追求した結果がマクロにもプラスになるという、対立点を解消する施策が求められている。生産性の向上とセットで、賃金の低い人たちの賃金を上げていくことも必要であり、結果として所得格差が縮小するだけではなく、社会の活性化につながってくる。

問　生活困窮者が多様な支援を受けられる相談窓口の仕組みを、公的機関、あるいは公と民間の共同で進められないか。

答　行政の相談窓口でたらい回しにされて、相談する気持ちもなくなってしまうようなことが繰り返されてきた。一つの窓口で様々な問題を解決できる総合相談窓口の必要性は、今非常に高まっている。厚生労働省が来年度から始めようとしている総合相談窓口の事業がうまく機能していけばよい

と思うが、具体的にまだ見えてきていない。今は地域によって取組に差が出ているので、来年度から始めるにしても、そこをしっかりできるようにしていくことが必要だと思う。

問　外国人労働者が日本で活躍をする場が近い将来やってくると思う。労働市場の国際化において、どのような政策展開をすれば国内雇用の市場が国際的な意味での活性化を果たすのか。

答　外国人労働者について、知的な労働者はたくさん迎えようというのが今の政府の方針だが、単純労働については、ニーズがあることは間違いないが、問題は移民という形で受け入れるのか、それとも労働の短期的な受入れとするのかである。期間が過ぎたからお帰りくださいというのは難しいので、移民という形にならざるを得ないが、受入れについては慎重に検討する必要がある。なし崩し的に進んでいくと、研修生あるいは実習制度で問題になったことが再燃することが危惧される。

問　海外の福祉系人材を国内に迎える仕組みについてどのように考えるか。

答　高齢化の進展の中で福祉、介護、医療での求人が増えていくことは間違いない。その中で、資格は持っているが、ほかの仕事に就いている人たちが多い。基本的な問題は雇用条件である。この雇用条件が改善しないまま外国人を迎え入れることになると、ほかの良い雇用条件があればそちらに転職していくことになり、雇用条件の問題は無視することはできない。

答　介護の人材については、海外からという話もあるが国内でやりくりして、高齢者や時間の制約のある人たちの新しい仕事にしていくことができる。そういう人材をこの分野に招き入れられるような制度、仕掛けが必要ではないかと思う。

問　貧困についての法律の制定の必要性について伺いたい。

答　そういう必要性は感じるが、法律制定のハードルは高い。取りあえずは具体的な数値目標を出し、達成できなかったときの検証をし、それを今後にいかすようなやり方で、単なる数値目標ではない、本当に実現するための目標を掲げて行ってほしい。そのためにも、政府とは別にしっかりとデータをつかみ、見続けていくような組織が必要だと思う。

問　企業は労働契約法の解雇要件等が掛かるので正規で採用しにくいことから、非正規に偏らせてしまっているとの見方もあり、解雇要件を外し、その代わり、基本的には非正規ではなく、正規で採用してもらうように変えてはどうかという見方もある。この点について考えを伺いたい。

答　実際の解雇の問題を考えたときに、誰を解雇するのかも重要なポイントになる。アメリカは勤続年数の長い人が最後まで守られるのに対して、日本は勤続年数の長い高齢者が整理解雇の対象になっており、誰を対象とするかが実は非常に論点になってくる。そういう中において、考えておく必要があるのは、正社員の多様化との関連であり、地域限定の正社員の場合は、その地域の事業所を閉じれば整理解雇の道を開くというような、段階的なやり方はある。職務限定の正社員についても同じである。ただ、既に雇われている人についてどう適用していくかは議論があるのではないか。

(2)　我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）（平成25年３月13日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

クレディ・スイス証券株式会社チーフエコノミスト　白川　浩道　参考人

○　平成９年度の前回の消費税増税のときから、名目ＧＤＰは50兆円、国税収入は10兆円減少し、一方で、非裁量的な支出である社会保障費と国債費は15兆円増加した。税収と非裁量的な支出のバランスは25兆円分悪化しており、政府の財政運営が厳しくなっていることが確認できる。

○　減少した名目ＧＤＰの内訳については、住宅投資、企業の設備投資、公共投資がかなり減少した。輸出マイナス輸入である純輸出も大きく悪化している。財政の問題もあるが、産業空洞化と、大震災の影響によるエネルギー輸入の増加が背景にある。消費はほとんど横ばいであり、投資不況、外需の縮小の中で、消費が日本経済を支えてきた。消費税を考える上では、消費がどのような動きをするかが非常に重要になる。

○　外需の縮小の裏側では、日本の対外的な所得の能力である経常黒字が20兆円程度減少している。

○　家計可処分所得は平成９年度対比で平成23年度には24兆円減少しているが、消費が横ばいだったということは、サラリーマンを中心とした現役世代の所得の減少が消費に反映されなかったことを意味している。現金社会給付、つまり年金は平成９年度対比で22兆円増加しており、年金給付による高齢者の消費が日本経済を支える要因になってきたということである。

○　消費税を増税して年金を維持することは、高齢者にとっては相対的に問題が少なく、かつ日本経済の一つの元気な部分である消費を落とさない意味でも重要であるが、消費税耐久力が弱い若年層にとっては、消費税増税はマイナスのインパクトをもたらす。

○　若年層は、ライフサイクル的に所得が低いところにいるだけではなく、貯蓄がない。20代は平均年間所得が200万円、預金が200万円で、これらを足すと、消費200万円の２倍になるが、70代は、年間消費の５倍に近い金

額を預金と所得で持っている。預金や貯蓄も含めて考えると、消費税増税のインパクトは若年層に非常に大きく出る。若年層は消費税増税により、貯蓄と所得を合わせた金額のうち７％程度が目減りすることになり、将来の貯蓄計画が狂う分、消費の金額を落とすことになる。

○　日本経済全体で見ると高齢層の消費金額の方が絶対額としては大きい。年齢別人口構成では負け組となる若年層の声を代弁することに政治的にはならないと思う。若年層にしわが寄るという世代間の不公平の問題があると考えている。

○　20代から70代にかけての年齢階層別の消費構造を見ると、食料は若年層も高齢者も大きく変わらないが、家賃は、年を取る過程で貯蓄ができれば家を買うため、ウエートが下がっていく。食料、家賃、光熱水道という家計がコントロールしにくい固定費は、若年層では消費の半分を占めている。固定費が削れないということは、消費税増税により楽しみの消費が減ることになる。一方で、高齢者は、この固定費のウエートが小さい。高齢者と若年層のバランスを考えていくことは非常に重要になると考えている。

○　持論として、２、３年前から、消費税ではなく貯蓄に課税すべきだと言ってきている。バランスを考えると、余裕がある高齢者、富裕層の貯蓄に課税していく方が基本的には正しい、その方がデフレ脱却にも資するということで、主張してきた。

株式会社大和総研調査提言企画室長　鈴木　　準　参考人

○　財政収支は平成25年度でＧＤＰ比９％のマイナス、44兆円の赤字の見込みである。基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、平成19年度に1.1％のマイナスまで縮小しているが、平成25年度で6.9％のマイナス、34兆円の赤字である。プライマリーバランス赤字を平成22年度対比で平成27年度までに半減させ、平成32年度までに黒字化する目標は、消費税の引上げを見込んでも、赤字半減の目標も達成できない可能性が出てきている。

○　昭和55年度から平成２年度は、財政収支がＧＤＰ比７％ポイント改善したが、平成２年度から平成12年度は7.4％ポイント悪化した。税収が減少

し、歳出も増加したということである。平成12年度から平成23年度は、更に1.5％ポイント悪化している。中身については、社会保障費が3.6％ポイントと大きな赤字になっており、財政収支悪化の一番の要因である。

○　賦課方式は少子高齢化に非常に脆弱な仕組みであり、少子高齢化にふさわしい賦課方式にしなければいけない。これまでの日本の社会保障は、若者、働き盛り、子育て世代への目配りが非常に少なかった。社会保障と税の一体改革は、マクロ的に見れば保険料を消費税に付け替えたり、公費負担を減らし別な負担を民間部門に求めたりで、将来心配ないと若い世代に言える改革にはなっていない。

○　超高齢化で支え手が少なくなり、現役世代にも負担能力の低い人が増えてきているため、一部の現役世代で負担していく方法には限界がある。そこで、オールジャパンの負担で消費税ということだと理解している。社会保障とは、リスクが顕在化した人、つまり弱者に給付するものであるが、財源として消費税を増税すると、ここでも弱者対策が必要という話になっている。一般論として低所得者対策は必要だが、大部分の年金受給者が増税の負担を負わない形にすると、何のための増税か分からなくなる。本当の弱者がどこにいるかで整理する必要があるのではないか。

○　なぜ消費税なのかについては、消費税は他の税と比べて経済活動に対して中立的であり、世代間不公平を少しでも是正するという意味で、消費税が現実的だと思う。重要な二次的効果としては、一点目は、使途を社会保障に限定したことにより、受益と負担を比較考量しながらバランスの取れた議論ができるようになったことである。二点目は、消費税を上げると物価が上がるが、給付を物価上昇ほど上げなければ、実質で給付削減となり、財政のサステナビリティ回復に寄与するということである。

○　いわゆる弾力条項で景気を点検するところでは、政策が透明で制度改正がきちんと周知され、無用の混乱がない形で増税を実施する必要がある。デフレが深まる状況であれば増税の棚上げも検討する余地が出てくるが、足下の実績がデフレであっても、近い将来その脱却が見通せている状況があれば、税率引上げをちゅうちょすべきではない。

○　軽減税率は、事業者の事務負担や、何を軽減するかについての政治コスト

トが大きくなる。軽減税率の試算をすると、逆進性の緩和効果は低く、軽減範囲をよほど広くしないと軽減の効果は出てこない。軽減税率は高所得者にも恩恵が及ぶので、給付付き税額控除等の方が逆進性対策では意味がある。

○　どの程度給付を減らし増税すればよいか。平成23年度実績では、65歳以上向け社会保障給付が77兆円、一人当たり261万円、一方、サラリーマンの給与等である家計所得は257兆円、生産年齢人口一人当たり316万円であり、所得代替率は82.4％である。給付を増やし続け82.4％を維持するケースでは、平成62年度でプライマリーバランスを均衡させる消費税率は25％程度、国民負担率は70％程度である。所得代替率を平成43年度で57.7％と３割程度下げ、そこから横ばいとした場合、平成62年度でプライマリーバランスを均衡させる消費税率は18％台、国民負担率は60％未満である。給付をどの程度下げるかによって、国民負担あるいは政府の大きさが変わってくる。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　非ケインズ効果が働くから消費税増税をしても消費が伸びると主張する人がいるが、非ケインズ効果についてどのように評価するか。

答　消費税増税の非ケインズ効果とは、消費税の増税で社会保障の先行きの見通しが改善し、高齢層を中心に、これで経済がうまく回るのであればお金を使ってもよいと、若年層についても、将来の負担が減るかもしれないと期待する効果だと思う。前回の増税後に消費が増える傾向が見えたわけではなく、そのような効果は日本では統計的に検出されていない。

答　非ケインズ効果は実証的に示すことが難しい。財政赤字を減らして増税すれば、民間の可処分所得を減らして政府の所得に付け替えるので、消費には短期的にマイナスだと思う。ただし、長期的な視点で考えると、景気にマイナスだから増税しないというわけにもいかない。短期と長期の難しさをうまくつなげる必要があると思う。

問　物価連動債のＢＥＩで見ると1.5％程度の期待物価上昇率になってお

り、10年の長期国債の利率を差し引くと、実質金利はマイナス0.9%程度になっているはずである。マイナスの実質金利という意味では、貯蓄税と同じような効果を持つのではないか。

答　国債市場で見られるインフレ期待は、物価が上がる期待の反映ではなく、上がっている株価を見て、インフレでなければ説明できないと逆算されている部分もあると思う。株価が上がっても、一般の国民の見ている物価はまだ低いのではないか。実際に物価上昇が持続的に出てこなければ、貯蓄を取り崩し消費に回すことにはならず、国民の貯蓄する意図は落ちないと思う。貯蓄に税金を掛ける議論は、デフレ脱却の意味では残るオプションかと思う。

答　日本の場合、物価連動債は市場が小さく流動性がほとんどない。これで期待インフレ率を見るのは相当無理があるかと思っている。今のデフレは国内産業の価格、賃金が下がっているという問題であり、規制改革などを組み合わせて国内産業の賃金が上がってくる状況にならないと、インフレ期待が高まってくることは見込めないのではないか。

問　所得代替率で3割を減らすとなると、かなり抑制を図らなければいけない。国民負担と所得代替率の望ましいバランスがあれば、伺いたい。また、医療や介護では、どのような抑制策があるか。

答　3割とは賃金で測った3割であり、物価が上がったり高齢者が増えた分は給付を増やしていくが、現役の賃金が上がっていく分を高齢者に回さないという意味である。一つは、消費税増税によるインフレ分をできるだけ物価スライドしないことが必要だと思う。医療では、70代前半の患者自己負担割合を本則どおりに引き上げる必要があり、介護についても様々な工夫をすることで、3割削減は達成できるのではないかと思っている。

問　社会保障制度の受益と負担のバランスが見えづらい構造になっている。今後、保険料負担の軽減に税金を投入する方がよいのか、給付にお金をつぎ込む方がよいのか、国費若しくは税金の投入の方法等についてイメージがあれば伺いたい。

答　社会保険は原則保険料で運営すべきだと思う。余り公費を入れていくと保険原理が見えなくなることがある。負担ができない、特別な配慮が必

要、複雑に入り組んだ制度の調整といったことで、公費のウエートを高めていかざるを得ないことはあると思うが、社会保険の保険数理的な公正性を損なわないことを大原則とする必要がある。

問　積極的な金融緩和による景気回復には、円安株高が日本企業の将来期待を過度に改善させ、不必要な設備投資拡大をもたらす、円安による輸入品の値上がり等で個人の実質所得が目減りし、個人消費が低迷するという二つの副作用があるということであるが、今このような現象が起きているのか。

答　平成13年から平成18年の日銀の量的緩和の後に起こったことはデフレだった。円安は株高をもたらし、その過程で企業収益が上がり、企業は設備投資を積極的に増やす。これは一時的には景気浮揚に見えるが、需要が冷え込むと過剰設備になる。量的緩和の後は、車メーカーも電機メーカーも過剰設備を抱えデフレ的になっていた。現状は、少し話が変わっている。国内における設備投資のインセンティブが落ち、過度な投資が行われる可能性が減ったという意味で、金融政策のマイナスの効果が出にくくなっている。問題は消費である。既に輸入物価は前年対比15%程度上がってきたので、早晩、食料品が上がり始めると思うが、急激であれば消費にマイナスの影響が出る可能性がある。賃金が上がることが大事であるが、企業が賃金を上げるかどうか分からないので、短期的には心配しているところである。

問　長期金利の代表指標である10年国債利回りは低下している。長期金利が上昇しないのは、景気回復に至っていないという理解でよいのか。

答　今のリフレと呼ばれる金融政策によりすぐにインフレになると思っている市場参加者は非常に少ない。日銀が国債をもっと買ってくれるだろうという期待により、国債が買われて金利が下がっているという理解をしている。

問　軽減税率は逆進性対策にならないということであるが、単なる低所得者対策というよりも、消費税を国民が理解し支えていく根底に軽減税率はあり得るのではないか。この国民の理解をどのように考えているのか。また、現実に複数税率が入っている国があるが、これをどう評価するか。

答　欧州では、かなり高い税率の世界の中で入っており、８％や10％の段階で入れるべきかは議論があろうかと思う。理解を得るということであるが、消費税の引上げ自体は予定されている。何を軽減するかでロビー活動が激しくなる可能性があり、何が必需品かを政府がルールで決めることに大変な難しさがあるのではないか。そのコストを超えてでも導入するのであれば、標準税率をどの程度上げるかという議論とセットにする必要がある。

問　今消費税を上げ、インフレターゲットが２％ということだと、国民は耐えられるのか。今の円安で経常収支まで赤字になったらどうするのか。海外の会社では現地生産比率を高めなければやっていけないという話があり、ますます空洞化が進む可能性がある。財政出動して道路や橋を造っても、それほど経済成長に影響しないと思う。国も地方も財政力以上にサービスをし過ぎており、資産も持ち過ぎている。そういうものを早く処分するなどして、もっと強靭な体質をつくることから始まるのではないか。将来の見通しについて、率直な意見を伺いたい。

答　公共投資での成長は、昔のようにそれが波及して景気が良くなることが難しくなっている。今は深刻な投資不況であり、企業は借金を返済したり現預金で持ったりで利益を上げても投資しない。家計も、全体として消費が活性化しているわけでもない。マクロバランス的には、政府が赤字を負っている構図にある。打開点として、企業が設備投資をするという意味で、アベノミクスの民間投資を引き出す成長戦略は正しいと思う。手法は難しいが、新しいサービスや商品が生まれる状況を国内でつくっていかないといけない。日本が活性化して経常赤字になるのであれば、むしろ望ましい経常赤字だろう。規制緩和など、各論はこれから議論されると思うが、そういう形で考えていけば、まだ可能性はあると思う。

答　率直に言うと、日本経済の出口はないと思う。円安でも輸出は大して伸びない。構造的に伸びなくなったのであり、輸出は弱いというよりも、ひどい状況にある。日本企業の海外資産の価値が円建てで増え、ＧＮＩを持ち上げる可能性が残っているが、基本は、ほぼ両者が相殺し合い、ＧＮＩも伸びない。ということは、日本企業や金融機関の海外資産を国内で使うことしかＧＤＰが増える手段はないが、空洞化イコール海外で再投資されることであり、国内にお金は還元されず、ＧＤＰが増える可能性は皆無に等しい。国債残高のＧＤＰ対比は爆発的に増え、日銀が大量に国債を持つ以外手がない。

問　輸出事業者が仕入れの際に支払った消費税の還付申請を行えば、払戻しという形で消費税分を受け取ることができるという現状に関し、どのような見解を持っているか。

答　仕入れ段階で払った税金が還付される制度を維持すると、輸出企業の円安メリットが大きいことになるので、政策的に日本の輸出を振興したいというイメージであれば、特に変更が必要とは考えていない。

答　21世紀はグローバル化の時代で、輸出と輸入が両建てで増えていく世界だと思う。相手国との輸出、輸入の関係で調和を取った形で制度を組まないといけないという意味では、現状制度が妥当ではないかと考える。

問　消費税は、延滞が一番多いという現状がある中で、還付申請すれば払戻しがなされ、これは輸出戻し税とも言われている。払戻しが悪いわけではないが、消費税の徴収の公平性の観点から、どのような制度が望まれるのか。

答　延滞は制度というより徴税の問題であるが、延滞を減らしていく工夫が必要だと思う。取引にも課税するのであれば、消費税の公平性ではなく、税金全体で考えるときに取引に掛けていくという発想が必要になるのではないか。

答　改めるのであれば、将来的にはインボイスを入れて取引全体が透明に見えるようにする必要がある。取引がよく見えてくれば、延滞や益税の問題は解決に向かうと思う。

問　国内消費における消費税の在り方と、輸出事業者による消費税の還付の在り方について、どう考えるのか。

答　輸出品に関する付加価値税の取扱いは、ほかの国と同じ形にしないと貿易に対して中立的な制度にならない。インボイスを入れて透明にした上で、国際的に調和を取った制度にすることが大原則だろうと思う。

問　財政健全化を考えると、しなければいけないのは歳出削減ではないか。

政府が行ってきた仕事を民間に移転するのは歳出削減につながるが、民間の投資を喚起することで経済成長にもつながるのではないか。

答　全く同感である。歳出削減は、単に削減ではなく、資源の民間への移転そのものである。政府のバランスシートを見たとき、もう政府がしなくてもよいものがあればという意味では、指摘のとおりだと思う。

問　日本の貿易赤字は構造的な問題であり、一つは労働力の減少や高齢化、もう一つは生産設備の老朽化により、国内の供給能力が低下していることによるとのことであるが、こうしたボトルネックを解消するため、具体的にどのような政策が求められているのか。

答　日本の問題は供給能力が落ちてきていることであり、それが端的に表れているのが貿易赤字である。生産年齢人口が減っていくことからすると、外国人の在留資格制限をある程度緩和していくことが必要になると思う。アジアの成長の一つの源泉は非常に高い社会インフラの伸びである。日本ではエネルギーを含めた社会公共インフラが老朽化しており、強化しなければならないが、現実問題としてどこまでその必要な部分、質を高めていけるかは疑問であり、貿易赤字は趨勢的に増えていくと考えざるを得ない。

問　労働力不足を補うという意味で、女性の労働力をどう考えるか。

答　業種ごとに労働の需給のギャップを見ると、大きいのは、医療、介護、サービスの一部、建設である。女性の建設労働は現実的ではないが、サービス業や医療には女性の進出が望まれており、そのための手当てとして保育所や育児休暇も重要になる。ただ、マクロ的に計算すると、女性の労働参加率上昇だけでどの程度カバーできるかは微妙であり、ある程度の外国人に頼らなければいけない部分があるのではないか。

問　アベノミクスとは、日銀がゼロ金利政策を継続し、国債を大量に買って資金を供給する一方で、２％のインフレを起こすということである。国、地方の債務と国民のネットの預金残高はほぼ均衡しているが、２％のインフレによって実質的な価値20兆円が個人から国に行くことは、20兆円の増税と同じである。アベノミクスはまさに貯蓄課税ではないか。

答　ゼロ金利を日銀が続けてインフレになれば、預金と政府の借金の価値は

実質的に目減りするので、貯蓄税と同じ効果を持つと言ってよい。ただ、物価が上がっていく過程で、若年層を中心に、価値が目減りするのでもっと貯蓄しなければと貯蓄率が上昇する可能性がある。賃金が上がらずインフレだけが起こり、お金を使うかもしれない高齢者が反応しなければ、経済全体では何も動かない可能性がある。貯蓄税は強制的なので、期待などを通じない効果という意味で確度が上がるのではないか。

問　経常収支が赤字基調になりつつあるが、赤字基調であれば国債を発行しても国内で消化できない状況である。対応としては日銀が買わざるを得ないが、これは財政ファイナンスである。為替が大幅に円安になるインパクトが心配であるが、為替の影響に関してはどう思うか。

答　円安の中で経常収支は実は余り改善せず、日本は海外からお金を借りなければいけなくなるが、円安期待の中では、基本はお金を貸してくれない。日銀が国債を買えば買うほど円安期待となり、円安と金利上昇が共に進むリスクはかなりある。一番良い形は、円安で所得収支が増えて日本経済が良くなることにより円高に戻っていくことであるが、やはり基本は、円安によって輸出を増やせるかなど経済の活性化にポイントがあると思う。ここに悲観的になると、今の政策の行き着く先は、円安と金利上昇である。財政ファイナンスについては議論があるが、日銀は国債を買うべきだと思う。ただ、全体に不安定化するリスクは高まっていると理解している。

3　委員間の意見交換（平成25年４月３日）

本報告書を取りまとめるに当たって、平成25年４月３日、委員間の意見交換を行った。

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

荒井　広幸　君（改革）

持続可能な社会ということを考えると、気分の気が非常に重要だと思う。政治側、国民側とも良くしていくという気分、気概の下に取り組んでいくことが大切だろう。そう考えると、分かち合いと参加が、持続可能な社会にとって不可欠なファクターである。

例えば、アベノミクスで増加した企業の内部留保を、社員と分かち合う経営者の姿勢、働く人に還元するという考え方が必要である。安倍政権は、企業が新規雇用や従業員の賃金を増加させた場合の減税措置を行うとしているが、企業がこういったあめを取らない場合、配当に対する課税を強化する、あるいは内部留保のうち過大な流動資産に課税するというむちが必要である。

また、分かち合いは参加しなければできないという意味で、国の財政支出に対して国民に参加を求め、財政民主主義の充実を図るべきだと考える。地方公共団体で行われている住民監査請求及び住民訴訟などの制度を参考とした「国民監査請求制度」を、国の財政、予算に導入するべきである。国民がチェックし、抑止力になっていくことによって、参加して分かち合う社会の一つの形が生まれてくるのではないか。

徳永　エリ　君（民主）

持続可能な経済社会と社会保障の在り方を考えたとき、安定と安心と支え合いがキーワードだと思う。いつの間にか日本の国内に大きな格差が広がってしまった。格差の焦点は貧困問題であり、その原因は、働く人の約３分の１が非正規雇用で、雇用が不安定なことである。雇用は、人々の生活の質の鍵を握り、貧困を脱却する最も持続的な方策であり、国家を持続的な発展に導くための基盤を成す。したがって、雇用のセーフティネットは、職場に復帰するための力強いスプリングボードでなければならない。雇用保険のみならず、職業紹介、就職支援、能力開発を含む求職者支援制度のような積極的な労働政策と結び付いた失業対策は、職場に失業者を復帰させる効果的なツールである。

さらに、貧困世帯で育った子どもたちが負の連鎖につながらないために、奨学金制度などにより教育の機会を得ること、貧困の家庭の生活環境を調査し改善を図り、子どもたちが安心して集中して学習できるような環境を整えることなども重要である。また、家庭での生活から社会的リテラシーを身に付けるために、親の教育、特に母親教育も必要である。

人材が不足している医療や介護及び教育分野での雇用拡大のために、人材育成、労働負担の軽減、賃金などの問題を解決する取組を進めていくべきだと考える。

谷　　亮子　君（生活）

本調査会においては、セーフティネットの充実と公平な負担が担保されなければならないとの観点から、政府及び参考人に対し、質疑と発言をした。

消費税は全ての事業者から公平に集める必要があるとの視点において、今後どのような制度が望まれるかについて、参考人からは、インボイスを入れて取引全体が透明に見えていくようにする必要があるとの回答があった。

生活保護の受給者数が過去最多を更新している現状の中で、生活保護に至る手前の人々の自立支援対策の在り方、最初の相談相手となることが多い民生委員の関わり方について質疑をした。政府として民生委員と地域との関わりについてしっかり方向性を打ち出していくべきとの提案をした。

また、子ども・子育て３法の成立に伴い、増税によって集められたお金が本当に必要な子ども・子育て支援に使われるよう質疑をした。政府には、子ども・子育て３法が今後実効性ある子ども・子育て支援につながるよう、強力な取組を進めていくことを求めた。

金子　洋一　君（民主）

アメリカの大恐慌からの回復の時期には、まさに「景気は気から」そのものの政策の転換が行われた。金本位制からの脱却、金証券とでもいうような紙幣

の発行、さらには当時のニューメディアのラジオを使い、国民に対して分かりやすい形で語りかけ、徐々に景気回復への道のりを歩んでいった。日本でそういったレジームチェンジを起こすためにどうしても欠かせない要素は、日銀法の改正だと思う。日銀のよって立つ法律を変えることが、金融政策が根本から体制転換したことを国民に知らしめる非常に良い手段であろう。

もう一点、アメリカの大恐慌は1933年から回復に向かったが、インフレが進んできたので、これ以上進めるとマイナスの方が多いと考えて、1937年に手綱を緩めたところ、景気が悪くなった。日本の場合、消費税増税がそれに当たる可能性がある。消費税増税が国民に悪いシグナルを与えないように金融政策で十分バックアップしていくことがどうしても必要になってくると思う。

魚住　裕一郎　君（公明）

持続的な経済成長がなければ持続的な社会保障制度はなく、持続的な社会保障の構築が持続的な経済社会につながる。

経済については、アベノミクスが打ち出され、今後の経済成長戦略の具体化がポイントになるかと思っている。防災・減災ニューディール等を突破口にデフレから脱却し、あわせて、環境や健康、医療、農林水産業等、新たな成長分野に対して重点的に投資を行っていくべきである。また、規制緩和もしっかり行っていくべきである。

社会保障を持続可能なものとするためには、一人一人を社会の構成員として大切にする、包容力のある共助社会をつくり上げることが重要であり、女性や高齢者がもっと労働市場に参加できる仕組みづくりが必要である。また、社会保障の充実には人口の規模も考えなければならない。北欧等がよく参照されるが、人口は数百万人である。日本の人口は１億2,000万人であり、だからこそ地方分権等が急がれると思っている。消費税率を上げて社会保障を支える形になるが、国民の理解を得るためにも、軽減税率を採用すべきである。

林　久美子　君（民主）

少子高齢化が進むと人口減少社会に入り、日本国内の市場規模は小さくなる。世界に市場を求めるのは必然的な流れであり、それが経済規模を拡大することにもつながり、社会保障の充実にも大きく貢献する。経済的な連携を世界と行いながら、日本も市場を開いていくことが必要になる。

社会保障については、一般歳出の52％が社会保障に充てられていることを考えると、どれもこれもということは難しい。制度を拡充しようと思うと、何かを切らなくてはならないということが現実だと思う。負担と受益のバランスを考えながら制度設計を行わなくてはならない。同時に、子どもを持ちたい人が安心して持てる社会をつくっていかなくてはならない。仕事と家庭の両立支援は、実際には非常に難しい。保育ママの充実、病児保育の整備など、環境を一つ一つ丁寧に改善していく必要がある。子ども・子育て３法には質の改善も盛り込まれているので、これらが目的に沿って配分されるよう、政治の場でウオッチしていきたい。

少子化で経済規模が小さくなることは間違いないが、我が国における適正な人口規模については、議論が行われていない。経済の在り方や社会保障制度と表裏一体かもしれないが、こうした部分についても議論を深めていけると有意義ではないか。

中原　八一　君（自民）

社会保障制度は、世代間、世代内の相互扶助によって国民生活の安心と安全を支え、経済社会の安定を果たす重要な社会基盤である。経済の低迷が続き、リストラや生活保護世帯の増加等に伴う社会保障費が増加してきている。雇用を増加させ、女性の就業率を高め、生活困窮者の自立を促進するなど多方面にわたる対応を早急に行うことが課題である。実効性のある成長戦略を策定し、経済活性化、経済成長を実現していかなければならない。

社会保障関係費は一般歳出の最大の支出であるが、制度の持続可能性を高める上で、それを支える財源を確保することが不可欠であり、税と社会保険料の在り方を十分検討していく必要がある。昨年には税と社会保障の一体改革法を成立させているが、年金、医療、介護制度は至るところで綻びが目立ち、これらの制度の充実と同時に持続的な制度の確立が求められている。現役世代への負担の増大については、制度への信頼が欠如している現状では困難であり、まず信頼を得なければならない。自助を基本とし、自助努力で賄い切れないリス

クは保険による相互扶助とし、保険原理を超えたリスクへの対応や世代間扶養に当たっては、税による公助とする方向を目指すべきと考えている。

蓮　　舫　君（民主）

この10年間、民間給与は累計で109兆円減少し、世帯主の勤労収入は15年間で85万円減少している。安定収入がなくなることが消費の削減につながり、内需が減り、企業業績が悪化し、それが更なる給与の削減につながり、各企業が競争力を確保するため値下げ合戦に走る結果、デフレになっている。産業や雇用の構造変化が経済状況の悪化をもたらしているという参考人の指摘は、重く受け止めるべきである。平成10年から平成22年の間、建設業、製造業で405万人の雇用が失われ、福祉、医療で151万人の雇用が増えている。前者は男性正規労働者が８割、後者は女性労働者が７割かつ不安定雇用である。政治がしなければいけないのは、雇用者を需要のある産業に振り分けていくこと、女性の労働力を更に活用するため、福祉、医療といった需要のある分野に安定した労働環境を整えることである。

日本の名目ＧＤＰはこの15年で50兆円減っているが、家計消費は0.7％増えている。それは年金収入によるもので、高齢者のフローによるものは動いている。ストックである個人資産1,500兆円のうち６割以上は60代以上が持っており、そこを動かせば経済が動いていく。実際にお金が動く環境を整えるため、社会保障制度の安心、安定性を維持する改革を引き続き行っていくことに尽きると思う。なお、制度そのものの見直しの前に、年金の特例給付など特例的な措置については、まず全部見直し、根本的な解決をすることが課題である。

福岡　資麿　君（自民）

特に社会保障については、制度そのものの是非もあるが、将来に対する見通しが立つかどうかが非常に大きな論点である。制度自体は見通しが立つものであっても、政権を担おうとする人たちが選挙のたびに政争の具として争うことにより、国民に不安が蔓延してしまっていることを考えると、社会保障などは党派を超えて大きな方向性を示すべきであり、調査会でこれまで勉強を重ねたことは非常に意義のあることである。

今後、団塊の世代が年金を受給する層になり、また医療費も掛かる年代になる。再生医療、重粒子線治療など医療の充実が図られることは国民にとって望ましいが、先端医療分野は大変コストがかさむ部分でもあり、今後高齢化が進展する中で医療技術の進展に伴ってコストが掛かることが予想される。そこを誰がどのような形で負担し合っていくかは極めて大きなテーマであり、解散のない参議院において落ち着いた議論の中で、痛みもお願いをしながらどのような負担の在り方を模索していくか、今後もしっかりと検証していく必要がある。

大久保　勉　君（民主）

持続可能な経済社会と社会保障の在り方に関し、まず少子高齢化からくる日本の人口構成を考えると、非常に厳しい問題である。特に、ＧＤＰ比での公的債務比率が200％を超えており世界で一番状況が厳しく、また高齢化世界一という状況で社会保障の給付と負担のバランスが崩れていたことも事実である。世界的に見ると中規模な給付に対して小さな負担となっており、その差額を赤字公債のファイナンスで埋めていた結果が200％の公的債務である。

このことに対し議会もしっかりと認識し、昨年の社会保障と税の一体改革の議論で、民主、自民、公明が党利党略を超えて一体改革法を通したことは画期的である。しかし、このことは長く続かず、アベノミクスは、過剰な金融緩和、財政出動を行っており、持続可能であるかは疑問である。特に、国土強靱化政策に代表される過剰な財政出動は、短期的には景気を上乗せするが、長期的には非常に厳しい側面もある。また、日銀の黒田総裁は長期国債を買い続けると言っており、いわゆる財政ファイナンスをすることになる。

日本の社会の先行指標が、ギリシャ、スペインの南欧社会になる可能性があり、しっかりと注意すべきである。特に、国家財政危機において最初に起こるのは社会保障のカットであり、社会の不安定要因になる。このようなことにならないよう立法府で議論していくことが、この調査会の意義である。少子高齢化社会において社会保障の給付と負担のバランスを取り戻し、持続可能な社会をつくっていく議論をしていきたい。

山本　博司　君（公明）

社会保障制度を持続可能とするためには、社会保障を支える基盤の更なる充実が必要である。

基盤の一つは、一定の経済成長である。ものづくり産業の再生、攻めの農業、再生医療などの医療・福祉分野での雇用拡大、技術革新といった新たな成長戦略で経済が着実に成長し続けていく努力が求められる。

二つ目の基盤は、支え手の拡大である。少子高齢化の人口減少社会にあって、女性、高齢者、若者など我が国のあらゆる人材が尊重され、活用されていくことが大切である。正規、非正規にかかわらず、フルタイムの人も短時間勤務の人も、年齢や性別、障害などによって差別されることなく多様な働き方が尊重される社会、希望すれば誰もが働き続けることができる制度や仕組みを拡充させることが重要である。それは結果として支え手を拡大し、個々人の能力を発揮できる社会の構築につながる。

三つ目は、地域における支え合う社会の仕組みづくりの推進である。東日本大震災では、地域やボランティアなどで心温まるきずなの大切さを実感した。日本社会転換のキーワードは、孤立社会から支え合いの社会への転換だと強く実感した。地域や職場に支え合いの仕組みをつくるためには、芽生えた個人間の連携をサポートすることが重要であり、背後から支えるのが公的機関の役割である。その共助の中核と位置付けられるＮＰＯなどへの税制面の支援、法整備、一定の行政権限の委託など、行政の補完にとどまらない、主体者として社会を担える環境を整えていく必要がある。こうした社会保障制度の在り方は、与野党問わず真正面から議論し、合意を形成する努力が必要である。

石橋　通宏　君（民主）

三点意見表明したい。一点目は、少子化対策を、我が国のこれからの持続可能な経済、社会保障を考える上での最重要のテーマと位置付け、全力を挙げた取組を全体で行っていくべきであるということである。このまま少子化が続く中で、現在の社会保障を維持していけるであろうか。支える側の現役と支えられる側の高齢者の比率が1.3対１になる状況を踏まえた上で、これからの政策の在り方を考えなければいけない。

右肩上がりに未婚率が増えており、とりわけ若い男性の未婚率が圧倒的に増えている。一番大きなポイントは雇用が不安定化していることであり、若年層が非正規という働き方にとどめられ、能力も発揮できず、キャリアも形成できず、将来への安心感も持てず、結婚して子どもを育んでいこうという気持ちになれないことが非常に大きな点である。これを政治の最優先課題とし、若い世代が安定的な雇用を得て、安心して暮らしを営み、将来設計ができ、子どもをより多く産んで育てる社会をつくっていくことが一番重要な課題である。

期間の定めのない直接雇用が雇用のあるべき姿であることを原則に、正規雇用の拡大、非正規から正規への転換を図りながら、より安定的、安心の雇用をつくっていく積極的な雇用政策が重要である。男性も子育てに参加できる体制をつくっていくことが必要であり、現在、野放しになっている労働時間の規制を大きく転換していく必要がある。年間総実労働時間の規制、勤務間インターバル規制の導入といった具体的な政策により、ワーク・ライフ・バランス社会の確立を図ることに少子化対策として重要な役割がある。

二点目は、社会保障を経済の成長分野として位置付けることが非常に重要であるということである。社会保障をコストとして見るよりも、雇用創出、地域の雇用のために積極的に成長させ、つくり上げていく政策こそが、持続可能な経済成長のためにも必要である。看護職員、介護士の暮らしの安定のための賃金、雇用環境、労働環境をつくっていくことで、地域の雇用も経済も支え、社会保障を持続可能なものにしていくことができる。

三点目は、社会保障を維持していく上での負担の在り方を根本的に変えていく必要があるということである。この20年間の日本の負担の在り方を見ると、逆進性の強い税制、社会保険料の構成になっている。本来、負担を多くすべき余裕のある人が余り負担感なく少ない負担で済み、低所得者に税金も社会保険料も負担感が重くのしかかっている。このことを根本的に変え、これからの日本の経済、社会保障を皆で支えていくという税制、社会保険料の構成に大きく転換をしていく必要がある。

松村　祥史　君（自民）

我が国の企業は、0.3%が大企業、99.7%が中小企業であり、中小企業は雇用の７割を支えると言われている。現在安倍政権においても、中小・小規模と

いう分け方で、きめ細やかな施策を展開すべきだという形で進められている。

420万社の中小企業のうち、366万社、約87％は小規模事業者であり、また、240万社は個人事業主である。これらの企業の雇用体系は全く違い、２分の１の社会保障負担は、会社は利益を出し社会貢献をすることが前提であるので、当然、これから人口が減り、また人口が大都市へ一極集中する中で人口が減少する地域経済には非常に厳しい現状がある。

個人事業主は、従業員が５人以上であれば社会保障負担をしなければならないが、それを払うことによって雇用ができない現実があり、２分の１という前提自体が妥当か今後検証していくべき課題である。

小規模から中堅へ、中堅から大企業へ、事業が企業へ、企業が産業へとしていくことが我が国の産業政策である。社会保険料を払えない企業が多い中で、企業の負担を３分の１から始め、しっかりと雇用ができるようになってから２分の１に変えていくとの視点があってもおかしくはない。そのことによって、正規、非正規という、大企業の問題だけではなく、中小企業における問題にまで切り込んだ議論が今後必要であろう。

斎藤　嘉隆　君（民主）

我が国では、早い段階で国民皆保険が導入され、それ以降、誰もが働いて家庭を持てるという頑張れば報われる雇用環境にあったが、そのような状況では、雇用は社会保障の概念の別物として扱われてきた。しかし、少子高齢化や人口減が進み、雇用環境も劣化してくる中、これまでの生活保障の仕組みがなかなか機能しなくなった。財政再建を図りつつ、社会保障全体の考え方を雇用、子育て支援の問題を中心に現役世代を支援するようなものにシフトしていく必要があるのではないか。

多くの若者、子育て世代、子どもたちが貧困や生活苦にあえいでいる。子どもの貧困率は、先進国の中で非常に高く、超党派で子どもの貧困対策法の議論が進んでいるが、これを早く立法化し、具体的な対策を打っていく必要がある。

昨年の自殺者は３万人を下回ったが、年代別の状況を見ると若い世代は減っておらず、その原因には就労苦も挙げられている。社会保障と雇用、社会保障

と教育といった連携をもっと強めていくべきである。

懸案事項の一例として、我が国の奨学金制度が脆弱なことがある。例えば、今の若い人たちは、大学４年間で380万円程度借りると、返済時には500万円を超える返済金を課せられる状況に追い込まれている。こうした状況も含めて、包括的に社会保障制度を見直していく必要がある。日本の未来像や、若い世代を中心とした未来への先行投資という観点を打ち出せれば、今回の消費税増税についても理解が得られ、そのことが社会保障の持続可能性に大きく寄与していくのではないか。

山崎　　力　君（自民）

持続可能な経済社会と社会保障の在り方という場合、最初に考えることは持続可能とは何かということであり、そこで明らかなことは、出生率の低下を防ぐことにプライオリティを置くことである。必要なことは、若年層を中心とした雇用機会、雇用の場をしっかり設けていくことを政策目標とし、トータルの政策としてどのように行っていくかではないか。そうすると、データ分析等を学者に任せる時期ではない。少なくとも政治家が、政策を国民に受け入れてもらうために、政治の場で、バランスを取りながら、思い切った形で行っていかなければならないのではないか。

お金が全てというような経済とこれまでの日本のやり方には、どこかずれがあり、また、若い人たちのエネルギーをどのように教育の場で植え付けていくかということがある。若い人たちには、世界を相手に取り残されていくのではないかという不安感があるが、どのようにすれば若い人たちが活躍し、我慢強く、粘り強く、将来に向かってやっていくことができるか。

日本人に今一番欠けていることは、人間にはいろいろな立場があり、同じ人でも、子ども、青年、親といった流れの中、どういう対応をするかはそれぞれの立場で見ていくものであるという教育だと思っている。

寺田　典城　君（みん）

米国はリーマン・ショック、ＥＵはギリシャも含めたソブリンリスク等を経験し、また、日本も大変な財政赤字であるが、いわゆる近代国家の成長のひず

み、限界に来ているのではないか。そういうことから、新しい国の形を模索する必要があり、ある面では、持たざる豊かさというものを考える必要があるのではないか。

日本が今一番にすべきことは、国家財政の健全化に向けた国際公約を達成できる政策を確実に実行していくことである。これによって、持続可能な経済、社会保障も実現できると思っている。

今一番力を入れる必要があることは、女性の能力の活用と子育て支援を徹底的にすること、高齢者のエネルギーをどう活用するかということ、働く人の格差是正をどうするかということ、国際化に対応できる人材育成と教育を行うことである。新しい切り口により、それらの実行に向けて政治が主導していくべきである。

三原　じゅん子　君（自民）

持続可能な経済社会と社会保障の在り方ということでは、我が国経済の再生、社会保障制度の充実が、車の両輪のようなものでなければならない。

その上で、経済社会や成長戦略を考えるとき、女性の活用が大きな鍵となってくるのではないか。このことは、数年前から各党が取り組んできたところではあるが、まだまだ大きく前進したとは言えず、超党派で取り組んでいかなければならない問題である。

その中では、ワーク・ライフ・バランスが重要な鍵を握っていると思う。女性が働きやすい環境をつくるには、まず、男性の働き方を変えなければ困難ではないか。家庭において、夫婦あるいは子どもとコミュニケーションを取れるような余裕のある働き方を目指し、一歩ずつ、ワーク・ライフ・バランスについての意識を企業に促していくことが重要である。

女性の雇用というと、待機児童の解消等の問題に目が行きがちであるが、男性も子育てをより一層手助けできるような育休の推進について、諸外国を参考にして行わなければならないのではないか。また、女性の労働力確保のため、労働時間規制等を企業に提案していくことも政治の重要な役割ではないか。

藤井　基之　君（自民）

国民生活に関する調査会は、昭和61年から国民生活に関係する問題を様々な角度から検討しており、まさに参議院らしい活動を継続してきたことについて評価したい。社会は変化しており、現在の国家予算の最も大きな割合は社会保障に費やされている。我が国は少子超高齢化社会、人口減少社会の道を進んでいるが、これらは各種調査機関等の予測どおりであり、これからの人口の流れもそのように進んでいくと思う。

そういう中で、第９期の本調査会が初めて、社会保障という問題を正面からとらえ、持続可能な経済社会と社会保障の在り方というテーマで３年間の検討をしてきたことは、時宜を得たものであったと思う。

社会保障というものは、人間の考え方や経済の問題と密接不可分であり、バランスの取れた自助努力と共助と公助の組合せの下で、国民に提示できるものだろうと思う。そして、それを裏付けるためには、どうしても経済社会が健全なものでなければならない。

社会保障については、ともすれば社会のコストではないかという意識を強く持ち過ぎているのではないか。社会保障について、国民に理解してもらい、これを発展させなければならないとすれば、社会保障は実はコストではなく、社会活性化につながるものであるという認識を、政治家は国民に訴えなければならないと思っている。

Ⅲ　提言

本調査会は、平成22年11月に設置されて以来、調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定し、１年目は「社会保障」、２年目は「経済」、最終年に当たる本年においては「我が国における経済及び社会保障の持続可能性」を中心に鋭意調査を進めてきた。その調査の内容を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

政府及び関係者におかれては、その趣旨を十分に理解され、これらの実現に努められるよう要請するものである。

１　持続的な経済成長の必要性

社会保障は、国民生活の安心・安全を支え、経済社会に安定をもたらす社会基盤であるが、安心・安全を支え合うための持続可能な社会保障制度を構築するためには、持続的な経済成長が不可欠である。その一方で、持続的な社会保障制度の支えがなければ持続的な経済成長はなし得ないとの関係にあると考えられる。

我が国経済は、バブル崩壊以降、20年以上にわたり低迷を続けてきた。この間、ＧＤＰが前年度より拡大するなど景気が緩やかな回復傾向を見せた時期もあったが、リーマン・ショックにより収益回復の見込めない企業が設備投資を縮小する一方で、物価下落を予想する家計は耐久消費財購入の先延ばしをするなど、我が国経済は慢性的な需要不足に陥った。加えて、景気回復局面でも企業収益に比して賃金の低迷が続き、世帯収入が減少したことから家計消費が伸び悩み、デフレが長期化するという状況が続いてきた。しかし、新たな金融緩和、物価目標設定等の経済政策により、これまでデフレの原因とされてきた円高は一段落し、株価もリーマン・ショック前の水準を回復している。今後、経済対策や金融政策の効果などを背景に、次第に景気回復へ向かうことが期待されるが、政府においては、デフレを早期に脱却し、雇用と所得の増加を伴う経済成長を実現していくための経済運営を行うことが求められる。また、経済のグローバル化が進み、生産年齢人口の減少、少子高齢化の進展等により国内市場が縮小していく中で、我が国経済が今後とも持続的な経済成長を遂げるには、供給、需要の両面で改善を図る必要がある。

(1)　持続的な経済成長のための課題

供給面においては、日本の強みをいかした産業の活性化、高齢者需要を取り込む産業の育成、さらには医療、介護、保育などの分野を多様な需要が急速に拡大する成長分野と位置付け、規制改革や技術革新等によって、新規産業や新規雇用を創出する成長産業と見込んで経済成長を促していくことが考えられる。特に60歳以上の高齢者世帯の貯蓄額は貯蓄全体の約65％に上っており、消費力を持つ高齢者世帯の需要を取り込むことは、日本の成長に欠かせない要因であると言える。高齢者のニーズに適応した「健康」等のキーワードに合致するサービスや消費財を積極的に提供することにより、高齢者世帯の需要を取り込むべきである。また、生産年齢人口が減少する中で、国力を維持・成長させるため、高齢者、女性の労働力を活用するための施策が求められる。すなわち、高齢者がこれまで培った知識、経験、つながりをいかしながら活躍することは、経済成長の上だけでなく、社会保障の「支えられる側」から「支え手」に回るとの観点からも重要である。女性については、保育所の増設や定員の増加、育児のための休暇に関する制度の充実など、子育てしながらでも働きやすい環境を整えることによる女性のＭ字カーブ（女性の年齢階級別労働力率曲線）解消に向けた支援等が考えられる。

需要面においては、アジア市場を含めた新興国市場の需要を始めとした海外需要を積極的に取り込むため、国内雇用を維持し、海外へ進出する企業の支援を検討する必要がある。また、海外からの収益を国内に還元し、その収益も取り込んだ経済成長としていく必要があることから、ＧＤＰに代わる新たな経済指標を基にした経済成長の概念を導入する必要がある。

(2)　消費税増税の影響

政府の新たな景気回復策が軌道に乗りつつあるが、歴史を振り返れば、不況から立ち直る際に、財政緊縮にかじを取ると景気が悪化する局面があった。来年４月以降に予定されている消費税増税時に予想される駆け込み需要とその後の反動減を所与の条件とする経済財政運営を行い、消費税増税が景気悪化につながらないよう、金融政策を始めとして政府全体で景気の下支えに全力で取り組むべきである。また、消費税の税率引上げに伴い、低所得者

がより負担増となることから、税負担における逆進性を緩和するため、給付付き税額控除や軽減税率の導入等についても検討を行うべきである。

2　持続可能な社会保障の構築

我が国は、平成52年には７割の市町村で人口減少率が２割以上になり、また、65歳以上の高齢者が全体の人口の４割近くを占める超少子高齢社会の到来が予想されており、我が国の社会保障制度の持続可能性が問われている。社会保障制度を持続可能なものにしていくためには、出生率の低下に歯止めを掛ける対策を講ずる必要がある。

(1)　全世代対象社会保障、全員参加型の社会保障への転換

我が国の社会保障制度はこれまで主に高齢世代を給付対象としてきたが、子育て支援等全世代を対象とする社会保障としていくとともに、支え手の拡大、例えば元気な高齢者もＮＰＯやボランティアとして地域の社会保障に参加していく全員参加型の社会保障制度への転換が求められる。このことにより、現役世代が高齢世代を支える力を強める。また、高齢世代が社会参加を通して幸福感を高めていくことが考えられる。

(2)　少子化対策の推進

少子化の進行への政策対応としては、非正規雇用の若い男性が安定した雇用に就き、安心して暮らせるようにするための正規雇用への転換等といった雇用政策が必要であり、労働時間規制といったことによるワーク・ライフ・バランスの確立も重要である。

将来の社会保障制度の担い手となる若年層に対する政策的な対応はこれまでフリーター・ニート層の支援が議論の中心であり、新規学卒者の支援や、定着に向けた支援等を含む包括的な政策提案は少なかった。しかし、適正なキャリアパスを歩むことのできない若者も増えてきている中で、卒業前の学生に対して集中的にきめ細かな就職支援を行うことや、既卒者についてできる限り新規学卒者と同様の就職機会を得られるようにすることは、日本の成長にとっても必要不可欠な支援である。若年の非正規雇用者が増加し、卒業予定者の就職内定率が低水準で推移するなど若年者雇用に厳しい状況が続いていることから、若年者の就業促進のための政策が実効あるものとなるよう、その取組を強化することが必要である。

なお、前述のとおり、生産年齢人口が減少する中で、国力を維持・成長させるため、女性の労働力を活用するための施策が求められているが、子育て支援、出産後の継続就業等への支援は、少子化対策につながると考えられる。

(3)　社会保障の適正化、「給付と負担」の均衡を図る必要性

持続的な社会保障制度を構築するためには、給付と負担の均衡を取る必要がある。少子高齢化が進展する中、我が国の政府債務残高は対ＧＤＰ比で200％を超えているが、それは現行の社会保障制度が中福祉低負担となっており、給付と負担の均衡が崩れていることが一因であると考えられる。持続可能な社会保障制度を構築するためには、費用負担と受益のバランスを考えた制度設計が求められる。

社会保障制度を持続可能なものとするための財源を確保するため、税と社会保険料の在り方を検討することが必要である。これからの社会保障においても、社会保険方式は基軸的な役割を担うべきであるが、同時に必要な税財源を確保し、社会保険の揺らぎを補完し、社会保障制度の維持と機能強化を図ることが必要である。

なお、社会保障制度を持続可能なものとするための見直しを図る前に、年金給付の引下げを先送りしている等の「特例」的な措置については、例外なく見直す方向で検討を行うことが課題となると考えられる。

(4)　社会保障制度を超党派で解決する必要性

社会保障制度自体が選挙のたびに争点となるのでは国民の不安が増すことになる。年金を始めとする社会保障制度には、長期的に安定した、継続的な仕組みが必要であるが、社会保障と税の一体改革で党派を超えて合意ができたことは大きな意義があると考えられる。今後とも幅広い国民の間で社会保障をめぐる理念の形成と共有を促し、社会経済の変化に対して国民各層・各世代の利害を柔軟に調整し、社会保障を政争の具とせずに、議論を行うことが必要である。

3　雇用とセーフティネット

戦後の我が国の国民生活の安定は、企業の長期的雇用慣行や、地域雇用維持のための諸施策など男性世帯主の勤労所得の確保によるところが大きかった。こうした仕組みは「雇用を軸にした安心」と言うことができる。しかし、我が国経済の20年以上に及ぶ低迷、経済のグローバル化、産業構造の変化等により我が国の雇用は根本的に変更されることになった。我が国の雇用者数は増加傾向にあるが、その大半は非正規雇用者の増加によるものであり、役員を除く全雇用者に占める非正規雇用者の割合は約15％（昭和59年）から約35％（平成24年）にまで高まっている。すなわち、最近の我が国の産業別の雇用者は、男性の正規雇用者が多い製造業、建設業といった産業で雇用者数が減少しているのに対し、女性の非正規雇用者が多い医療・福祉といった産業で雇用者数が増加している。こうした雇用状況の変化に伴い、今後の我が国の社会保障制度の在り方を精査することが求められている。

言うまでもなく、雇用は国民の生活の質を決め、国の基盤を成すものであり、雇用のセーフティネットの構築に当たっては、所得保障にとどまらず、失業者を労働市場に復帰させるものでなければならない。このような観点から、これまでの施策に加え、以下の諸点について実現を図っていくべきである。

(1)　相対的貧困率を低下させるための対策の実施

我が国の相対的貧困率はＯＥＣＤ平均を上回っており、若者や子育て世帯において子育てや生活を維持するための必要かつ十分な所得を得られない人も増加していることから、子どもの貧困対策について議論を行い、具体的な施策につなげていくことが求められる。また、親から子への貧困の連鎖を断つためには、子どもたちが安心して集中して学習できるような環境の整備を図るとともに、家庭での生活から社会的リテラシーを身に付けられるように親への教育の在り方の検討を行うべきである。

また、奨学金制度を包括的な社会政策に含め、より利用しやすい制度にしていくための検討を行うべきである。このことにより、消費税増税への理解が得られ、社会保障の持続可能性に寄与すると考えられる。

(2)　生活保護制度の見直し

生活保護については、近年受給者が増加し、「福祉から就労へ」との方針により、稼働能力を有する受給者ができるだけ早期に生活保護から抜け出すための自立支援が求められている。受給者の自立支援に当たっては、最終就労を達成するため、各自治体が行っている中間的就労等の自立支援のための取組の充実を図るべきである。また、生活困窮者と関わりの深い民生委員についても、その地域との関わりについて一層の検討を行っていく必要がある。

(3)　成長分野への適切な労働力配置

前述の雇用状況の変化に伴い、雇用者を介護分野など新たな成長分野へ振り分けていくことが必要である。また、労働力人口が減少していく中で女性の労働力を活用するため、女性雇用者が多い福祉、医療分野において、安定した雇用環境を整えるべきである。

(4)　積極的雇用政策の活用

我が国の雇用政策については、欧州において行われている積極的雇用政策（「殻の保護より翼の補強へ」）の観点から、雇用の維持を中心に据えるのではなく、労働市場のフレキシビリティを確保するため、若者を始め全ての労働者を対象とした職業訓練などの積極的雇用政策の活用に努める必要がある。また、国際化に対応する人材育成のため、それに即した教育制度の充実を図るべきである。

（参考）

調査会委員

報告書提出日（平成25年５月29日）

会　長	鴻池祥肇	（自民）
理　事	石橋通宏	（民主）
理　事	斎藤嘉隆	（民主）
理　事	藤井基之	（自民）
理　事	三原じゅん子	（自民）
理　事	山本博司	（公明）
理　事	寺田典城	（みん）
委　員	大久保勉	（民主）
委　員	金子洋一	（民主）
委　員	小林正夫	（民主）
委　員	芝博一	（民主）
委　員	田城郁	（民主）
委　員	徳永エリ	（民主）
委　員	林久美子	（民主）
委　員	蓮舫	（民主）
委　員	岸宏一	（自民）
委　員	鶴保庸介	（自民）
委　員	中原八一	（自民）
委　員	福岡資麿	（自民）
委　員	松村祥史	（自民）
委　員	山崎力	（自民）
委　員	魚住裕一郎	（公明）
委　員	谷亮子	（生活）
委　員	藤原良信	（生活）
委　員	荒井広幸	（改革）

主な活動経過

（１年目）

国会回次及び年月日	事　　項
第176回国会	
平成22年11月12日	本会議において、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国民生活・経済・社会保障に関する調査会を設置することに決した。 調査会長に山崎力君を選任した後、理事を選任した。
12月３日	調査項目「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」の選定について会長から報告があった。
第177回国会	
平成23年２月２日	調査項目の選定の経緯等について理事から説明を行った後、意見の交換を行った。
２月９日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、社会保障の現状と課題について、大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣及び池田経済産業副大臣から説明を聴いた後、大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣、池田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
２月16日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、社会保障の現状と課題について、平野内閣府副大臣、末松内閣府副大臣、櫻井財務副大臣及び鈴木総務副大臣から説明を聴いた後、平野内閣府副大臣、櫻井財務副大臣、鈴木総務副大臣、末松内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
２月23日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、ライフサイクルからみた課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長　阿部彩君 九州大学大学院医学研究院教授　尾形裕也君 国際医療福祉大学大学院教授　大熊由紀子君

4月13日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、セーフティネットと生活・就労支援の課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 日本女子大学人間社会学部教授　岩田　正美　君 独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員　周　燕飛　君 鶴岡手をつなぐ親の会会長　橋本　廣美　君
4月27日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、地域からみた社会保障と雇用の課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授　田中　滋　君 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長　小室　淑恵　君 株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表　南部　靖之　君
5月11日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、持続可能な社会保障（給付と負担の在り方）について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 一橋大学経済研究所准教授　小黒　一正　君 東京大学社会科学研究所教授　大沢　真理　君 慶應義塾大学経済学部教授　土居　丈朗　君
5月18日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。
6月8日	国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
6月13日	本会議において、調査会長が国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告を行った。

（2年目）

国会回次及び年月日	事　　項
第179回国会	
平成23年10月20日	山崎力君の調査会長辞任を許可することに決定した。 調査会長に鴻池祥肇君を選任した。
11月30日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、円高問題・産業空洞化への対応について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） ダイヤ精機株式会社代表取締役　諏訪　貴子　君 株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長　似鳥　昭雄　君
第180回国会	
平成24年2月15日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、高齢社会における経済活性化について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） ダイキン工業株式会社人事本部グローバル人材グループ長　部長　中川　雅之　君 駒澤大学経済学部准教授　飯田　泰之　君
2月22日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、内需主導の経済成長と外需（輸出）も含めた経済成長について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 京都大学大学院工学研究科教授　藤井　聡　君 株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事・チーフエコノミスト　櫨　浩一　君
2月29日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国における今後の経済成長と雇用の課題について、石田内閣府副大臣及び牧野経済産業副大臣から説明を聴いた後、石田内閣府副大臣、牧野経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
4月18日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。

5月30日	国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
6月6日	本会議において、調査会長が国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告を行った。

（3年目）

国会回次及び年月日	事項
第183回国会 平成25年2月6日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国経済の持続可能性、我が国社会保障の持続可能性について、西村内閣府副大臣、小渕財務副大臣及び桝屋厚生労働副大臣から説明を聴いた後、桝屋厚生労働副大臣、小渕財務副大臣及び西村内閣府副大臣に対し質疑を行った。
2月27日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、雇用とセーフティネットの現状と課題について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 日本放送協会解説委員　後藤　千恵　君 慶應義塾大学商学部教授　樋口　美雄　君
3月13日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、我が国経済の現状と課題（例えば、消費税増税に伴う国民生活に対する影響を中心に）について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） クレディ・スイス証券株式会社チーフエコノミスト　白川　浩道　君 株式会社大和総研調査提言企画室長　鈴木　準　君
4月3日	「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。
5月29日	国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書を提出することを決定した。 国民生活・経済・社会保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

調査報告書

共生社会・地域活性化に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成二十五年五月二十九日

共生社会・地域活性化に関する調査会長　直嶋　正行

参議院議長　平田　健二殿

共生社会・地域活性化に関する調査報告

目次

第一　調査の経過

第二　調査の概要

一　次世代へつなげる活力ある地域社会

1　参考人からの意見聴取及び主な質疑

2　政府からの説明聴取及び主な質疑

3　委員間の意見交換

二　派遣委員の報告

第三　次世代へつなげる活力ある地域社会についての提言

第一　調査の経過

参議院共生社会・地域活性化に関する調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百七十六回国会（臨時会）の平成二十二年十一月十二日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、調査会設置後の理事懇談会等における協議を経て、「地域活力の向上と共生社会の実現」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の一年目においては、「元気で活力ある地域の構築」を調査事項として取り上げて調査を行い、平成二十三年六月八日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の二年目においては、「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり―被災地の復興に向けて―」を調査事項として取り上げて調査を行い、平成二十四年五月二十三日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の最終年となる三年目においては、理事会等において協議を行った結果、「次世代へつなげる活力ある地域社会」を調査事項として取り上げ、調査を行うこととした。

第百八十三回国会（常会）においては、平成二十五年二月六日、地域活力の再生について、参考人足立区長近藤やよい君、学習院大学大学院政治学研究科非常勤講師・東京大学大槌町・仮設まちづくり支援チームコミュニティ・マネジメントチーム統括補佐新雅史君及びＷＷＢ／ジャパン（女性のための世界銀行日本支部）代表奥谷京子君から、二月二十七日、地域における社会包摂と多様性の確保について、参考人立川市大山自治会会長佐藤良子君、特定非営利活動法人ネットワークオレンジ代表理事小野寺美厚君及び早稲田大学教育・総合科学学術院教授・過疎問題懇談会座長宮口侗廸君から、三月十三日、次世代へつなげるまちづくりについて、参考人コミュニティデザイナー・株式会社ｓｔｕｄｉｏ―Ｌ代表山崎亮君、ひたちなか海浜鉄道株式会社社長取締役社長吉田千秋君及び公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン東日本大震災復興支援事業部副部長兼子ともにやさしい地域づくりプログラムマネー

ジャー津田知子君からそれぞれ意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、平成二十五年四月三日、共生型地域社会における個人情報の保護と利用及び東日本大震災による被災地を含む地域再生の在り方について、伊達内閣府副大臣及び浜田復興副大臣から説明を聴いた後、伊達内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、秋葉厚生労働副大臣、浜田復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

なお、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査のため、平成二十五年三月七日及び八日の二日間、福島県に委員派遣を行った。

これらの調査を踏まえ、平成二十五年四月三日、報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員から、誰もが安心して暮らせるまちづくり、人と人とのつながりと専門家の活用によるまちづくり、交流によるまちづくり、住民の支え合い、次世代の意見反映、個人情報の保護と利用等について意見が述べられた。

その結果、本調査会として、「住民やコミュニティによる地域活力の向上」、「多様な主体の社会参加と支え合い」、「被災地の復興・再生」及び「次世代のまちづくりに向けて」の四つの柱から成る十五項目の提言を取りまとめた。

第二　調査の概要

一　次世代へつなげる活力ある地域社会

1　参考人からの意見聴取及び主な質疑

次世代へつなげる活力ある地域社会のうち、平成二十五年二月六日、地域活力の再生について、二月二十七日、地域における社会包摂と多様性の確保について、三月十三日、次世代へつなげるまちづくりについて、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

（平成二十五年二月六日）

足立区長　近藤　やよい君

足立区においては、区民との協働で築く力強い足立区の実現を基本理念の一つに掲げている。住民の積極的な区政への参画が地域活性化に大きく関わる。高齢化が急速に進み、平成三十年代には後期高齢者の人数が前期高齢者を超えるため、共に支え合って生きていくライフスタイルを今から定着させなければならない。

近年、都市基盤整備が急速に進み、特に交通の利便性が向上し、五番目の大学が開学している。人口は急増して六十七万人を突破している。区政に関する世論調査の結果によれば、暮らしやすいという住民が増えている一方で、地域に誇りを持てないという住民が五割近くいて、危機感を募らせている。

誇りが持てない理由の一つに、治安に対するイメージの問題がある。足立区は、刑法犯の認知件数が都内一位と報道されるが、人口も多く面積も広い。危険なまちと誇張して書かれることで、住民も区外の人々も固定的なイメージを持ち、住民の体感治安も悪くなる。

交通が便利で物価が安いため現在は足立区に住んでいるが、誇りが持てず、地域活動への参加には消極的で、居住を一過性のものと考える住民ばかりになっては安定的な成長は望めない。また、負のイメージにより一定程度の担税力を持った人から忌避され税収が上がらない、不動産価値が上がらず民間の投資も進まないなどの影響があり、こうした状況がますます住民の自己肯定感を奪ってしまう。足立区や民間が努力して成果を上げても正当に評価されず、負の連鎖を断ち切れない状況では将来が心配される。

足立区はイメージ改善対策を行っているが、個別の対症療法では負のイメージが払拭できない。良いことを行っていても、住民に伝えなければ評価されない。行政は発信力が弱く、特に職員には伝えようとする意識が乏しかった。

このため足立区は、シティプロモーション課を立ち上げ、課長、係長にマスコミ等の経験者を採用した。区政に対する住民の関心を高めるため職員の意識改革を行っている。また、マスコミを通じて足立区の情報が数多く発信されるための広報戦略にも力を入れている。住民の不満要因を払拭し満足要因をつくり上げ、誇れる足立区へつくり変えていこうとしている。

割れ窓を減らすというニューヨーク市のブロークン・ウィンドウズ運動を参考に、足立区は地域や警察と連携して、美しいまちは安全なまちをテーマにビューティフル・ウィンドウズ運動を展開している。ごみを無くし、花を植え、美しい環境の中で暮らしていくことを発信しながら治安対策も進めている。

平成二十四年は三十七年ぶりに足立区の刑法犯の認知件数が一万件を下回り、最も多い頃からほぼ半減した。同年の区政に関する世論調査によれば、満足層は上向き程度であるが、不満層は激減した。これはプロモーションの効果と受け止めている。また、僅かではあるが、誇りを持てるという回答が持てないという回答を初めて上回った。誇りを持ち地域に貢献する住民を増やしていくことが地域の活性化につながる。高齢社会の下でお互いを支え合っていくという足立区のライフスタイルを今後とも発信していきたい。

学習院大学大学院政治学研究科非常勤講師
東京大学大槌町・仮設まちづくり支援チームコミュニティ・マネジメントチーム統括補佐　新　雅史君

商店街に関する問題を就業と社会の安定の観点から考えている。戦後日本の安定は、雇用の安定と自営業の安定の二つを実現できたところに大きな特徴があった。ところが、最近の若者は日本型雇用慣行に強い憧れを持ち、終身雇用等の大企業の正社員や公務員だけを安定層と考え、代表的な中間層であった商店街の就業者を安定層と考えていない。そこに現在の地域社会の大きな問題点がある。

自営業の役割は二つあり、一つは起業の促進である。起業は将来の雇用を生み出す。もう一つは自営業の存在が地域を安定させる働きである。現在のヨーロッパでも若者、女性、高齢者の雇用が問題となっており、自営業を積極的に支援している。我が国においては、戦前から自営業を安定させるため、百貨店の専門性、消費者協同組合の協同性、公設市場の公共性の三つをいかした商店街という考え方がつくり出された。戦後も経済成長

と完全雇用という二つの国家目標があり、自営業を保護する観点から商店街の保護が行われたが、オイルショック以降、地域を安定させるという自営業のイメージが失われた。同時期に大規模小売店舗法が制定され、商店街は圧力団体、既得権益層のイメージが強くなった。それが現在に至って商店街の衰退につながっている。

商店街の衰退の要因には、小売店が経営者の子でないと継げない枠組みになっていること、酒やたばこ等の免許をいかしたコンビニエンスストアが増え近隣商店が淘汰されたこと、小売店の経営者がテナントオーナー化したが地方都市ではテナントが入らずシャッター商店街化したことがある。これらの内部要因のほかに、工業団地にバブル崩壊以降工場が立地せず、ショッピングモールができたことも要因の一つである。

今後、我が国の在り方を検討するとき、福祉国家について改めて考え直した方がよい。社会保障等の給付だけで福祉国家を考えるのは無理があり、ルールをつくって生活を支えていくという議論が非常に少ないことが問題である。また、地域においては他人に対する信頼感や共同意識が希薄化しており、これは給付では解決できない。

地域の関係者が協力、議論して自己決定していくエリアマネジメントの手法が広まっている。行政による決定から関係者の協議による課題解決への変化といえる。しかし、関係者が集まって協議するといっても、地域の職業集団が力を失っている中では限界がある。地方、特に被災地においては、まず強い職業集団をつくることに力を注いだ方がよい。

地域を守るための施策として現在考えている枠組みは、まちづくりで行われている枠組みに似ており、地域の職業集団の育成につながるよう、商店街については全国一律に規制を掛けるのではなく、それぞれの商店街に目標値の設定、ルールづくりを任せることが重要となる。設定した目標値を超えた場合に商店街を保護する施策等を実施するとともに、行政がモニタリングとアセスメントの指標を決めることが必要である。指標の例としては、必須項目としてＮＰＯ等の団体や行政との協同の場の設置、商店街事業そのものの成立等があり、選択項目として次世代の育成、医療・福祉サービスとの連携等が挙げられる。行政は住民と協議してモニタリングを行い、その結果を反映して二、三年の期間で定期的に見直す。こうした枠組みが求められる。

ＷＷＢ／ジャパン（女性のための世界銀行日本支部）代表　奥谷　京子君

ＷＷＢ／ジャパンはウィメンズ・ワールド・バンキングという世界的なネットワークの日本支部であり、株式会社の形態で平成二年から活動している。

津波でレストランを流された岩手県洋野町の女性起業家から、従業員の雇用を維持したいと相談を受け、つながりを持つ全国の女性起業家に声を掛けて数日で二百万円を集め支援した。被災した女性起業家は自宅の一部屋を加工場に変えて活動しており、全国のデパート等に商品を出し、従業員も順調に働いている。この経験を通じ、何もしないで待つよりも手を動かして働くことが大事であることを学んだ。また、被災者と共にソーシャルニットワークプロジェクトという、費用を掛けず、いつでもどこでもできる編み物を通じた仕事づくり、生きがいづくりを始めた。現在、被災者約七十人がネットワークをつくって関わっている。商品が売れなければプロジェクトの継続は見込めないため、仲間に声を掛けて販売網を広げている。さらに、岩手県山田町の水産会社の女性社長とボランタリーツーリズムを企画した。これは都市の住民がボランティア活動をしながら観光し、被災地を応援するものである。

いずれも継続の鍵はビジネスにしたことである。補助金や助成金を受けていてはすぐに事業を立ち上げられない。必要なところに即座に資金を提供し、収入を上げられるよう、ビジネスとすることを意識して東日本大震災後の仕事づくりを行っている。洋野町の例では、一口五万円で資金を集め、その分の商品を後で返す方法を使った。ソーシャルニットワークプロジェクトは、材料費を掛けないで全国から毛糸を集め、共感できる人を多くつくることで進めている。さらに、宮古市の女性約二十人が編み物の事業協同組合を平成二十五年春から立ち上げる準備をしている。

ＷＷＢ／ジャパンは、女性の経済的自立の応援を目的に設立された。女性起業家を支援するセミナーを全国で行い、これまで約六千人が受講し、約千人が起業している。女性起業家の場合、地域に根ざした身近な問題を解決するビジネスが非常に多い。ＷＷＢ／ジャパンは、セミナーだけでは終わらせず、その後も関係を維持するために会計サービス等の支援やアドバイスを行い、気軽に遊びに来られる場の提供や定期的な交流会の開催を行っている。さらに、商品づくり等に役立つよう、知恵を持ち寄り問題解決をしていくネットワークをつくってきた。こうした女性起業家の力、知恵が震災の際にも発揮された。

これからの社会の在り方を考えたときに、財政難の時代には、費用を掛けずに工夫して良いサービスを提供するという女性起業家の精神から学ぶべきことが多い。行政主導の事業だけではなく、様々な人の協力を得て支え合うビジネスが今後増える必要がある。

行政の役割を考えると、空いた仮設住宅を起業の場に提供できるという意見がある。また、雇用されている人は雇用保険等によって保護されているが、自営業者にはそれがない。起業しようとしている人へのインセンティブとして女性が働きやすい環境をつくることで、自営業者、特にコミュニティビジネスに関わる人に機会を増やすことができる。さらに、地域活性化においては、待ちの姿勢ではなく、地域に自分の汗と知恵を提供できる行政職員の育成が重要であり、女性起業家が今まで地域で人を育ててきたノウハウをいかせる。

市民の役割を考えると、市民も助成金等に頼らず主体的に活動することが問われている。参加しやすい仕組みがあれば、協力できる市民は大勢いる。それをどのようにいかすかが一つの鍵となる。また、後継者に事業を譲ろうとしているベテランの女性起業家を地域の問題解決、人材育成等にいかしていくことが求められる。

主な質疑

① 地方自治体職員の意識改革のためには、首長が目指す方向性を末端の職員まで理解できるよう、分かりやすく、あらゆる機会を捉えて伝えることが重要である。例えば足立区においては、実際に事業を担当する若い職員を含めて区長とのミーティングを行っている。

② 足立区においては、イメージ戦略を進めていく中で悪い情報を隠すことの方が地方自治体の負うリスクは大きいことを職員と共有できた。悪い情報も含めて情報発信することで初めて住民との信頼関係が得られ、その信頼を前提として協働が進んでいく。

③ 生活保護や就学援助の受給者も含めて、足立区民が地域に誇りを持てるための政策が求められている。

④ 足立区においては、住民が様々な防犯活動、花を植える活動、通学路の交通整理や声掛け等のビューティフル・ウィンドウズ運動に関わり、自分たちのまちを変えた成果が住民の自己肯定感に結び付いていく。

⑤ 治安に対する足立区の取組は、一人でも多くの住民が参加する機会を様々な場面でつくることが基本である。中学生、高校生、大学生等が自分たちのまちを変えるという前向きな気持ちで関わっており、これをボランティア活動につなげ、子どもの教育においても自信を持てる機会を提供していきたい。

⑥ 広域で地域の活性化を図る取組として、足立区は千代田線沿線やつくばエクスプレス沿線等の地方自治体とアートを切り口にしたイベントを行っている。一方で、より魅力的なまちづくりに向けて地方自治体間の競争も行っている。

⑦ 大規模商業施設の撤退と商店街の衰退とでは、住民にとって全く痛手が異なる。大規模商業施設が撤退した跡には代替の店舗が入らず、突然買物弱者になる。商店街の場合はある程度衰退しても元に戻せる時間的な余裕がある。その違いをどう考えるかが重要である。

⑧ 生活必需品には、市場競争によらず統一的に提供される医療と同様の事情があり、行政が生活必需品を扱う商店街を保護する必要がある。生活必需品が手に入らないことは生存権に関わる問題となる。

⑨ 商店街のような職業集団の活動とＮＰＯ活動等の市民運動を対立的に捉えるのではなく、一人の人が複数の組織に入って地域を支えることが重要になる。地域集団がない地域は災害時の回復が遅く、地域集団は一度壊れると元に戻すのは難しいことから、その働きを肯定的に捉え直し、伝えていくことが必要である。

⑩ 従前の商店街は、行政の保護に依存し、組織の横のつながり、次世代への継承を考えてこなかった。同様のことが町工場等の製造業にも当てはまる。同じ立場の者が協力して地域に根ざした活動をすること、外部の人材を次世代として積極的に地域に入れていく仕組みをつくることが重要となる。現在の教育では自営業に関する知識は教えていないことから、様々な場で教えることも重要となる。

⑪ 現在、事業継承の仕組みは株式会社を除くとほとんどない。商店街の中に、空き店舗を活用して起業を支援するチャレンジショップ等の次世代を育成し地域が活力を持続する仕組みをつくることが重要である。

⑫ 規制は地域の自由や自律を阻害するという考えがある。従来の免許等は個人や家族に与えるものであった。これからはまちづくり会社等の組織を免許等の主体と考え、その中で参入の流動性を担保することが重要となる。

⑬ まちづくりに関する法律を活用して市街地活性化等が行われてきたが、商店街の組織強化とつながっていなかった。まちづくりと地域の職業集団の育成を関連付ける観点から立法的な方策を検討する必要がある。

⑭ 職住一致の店舗を抱える商店街は防災や日常管理については強みがあるが、家族以外の第三者が継ぎにくい。商店街には必ず第三者が使えるスペースがあり、個々の店舗でなく地域全体で商店街の空間を管理できているかどうかが鍵となる。

⑮ 商店街だけではなく、生活と商業の乖離によりまちが崩壊し始めている。地方都市においては、住宅と商業施設の間に存在する通りが祭りや出会いの場でなくなり車で通るだけとなっている。商店街の強みは、住民の生活を支える機能を持っていることである。子どもが遊べる空間が商店街の中にあること、買物以外の目的でも商店街を歩けることに地域の住民が気付くことにより、生活と商業の一体化が図られる。

⑯ コミュニティビジネスにおいては、各人にとって成功とは何かを最初に明確にすることが重要である。特に女性の場合は、ワーク・ライフ・バランスを考えて、利益追求型か地域貢献型か、自分で働き方を選択することが重要である。事業を継続させ発展させるためには、例えば販売事業であれば、商品の質を高め、付加価値を付け、高く売れる商品をつくることが重要である。

⑰ 女性起業家は、自宅で生活密着型の仕事をする人が多い。仲間と分業し、子育てや介護をしながら仕事ができる体制をつくっている。ソーシャルニットワークプロジェクトも同様の体制となっており、期間の短い大量の依頼に対応できた。また、働く姿を家族が見て応援することもできる。

⑱ 女性の方が地域の課題に目を向けやすく、解決に向けて先に行動する。その取組が男女の協働により広がることが重要である。このように女性によるコミュニティビジネスの拡大は今後の社会に影響を及ぼしていく。

⑲ まちづくりの基本は、時代に合った的確な子どもの教育である。今後若者が更に減少していくが、若者が支えなければ社会が崩壊する。

⑳ 最近の子どもは成功を積み重ねていく体験が少ない。挑戦できる場があることが次世代が育っていく上で重要である。

㉑ 足立区は、生涯学習の所管を教育委員会から区長部局に移し、地域のちから推進部を立

ち上げた。地域を活性化し高齢社会を共に支える観点から、人の集まる所全てが生涯学習の場という考えに立ち、気軽に参加できるよう、様々な場所で施策を展開している。

㉒　高齢者の孤立化について、本人から見守りを拒否された場合にも地域包括支援センターで対応し、面会できなくとも名刺を置くなど、つながりを切らないことが足立区の孤立ゼロプロジェクトの考え方である。当初は拒否をされても度重なる努力で人間関係をつくる以外に対応策はないと考える。

㉓　高齢者の孤立化や孤立死を防ぐための足立区の取組において、関係者間の情報共有の際に障害となるのは個人情報保護の問題である。条例をつくって対応しなければ、調査等を依頼する際に自治会等へ情報を提供できない。見守りに協力する意向のある人への必要な情報の提供について、国が踏み込んだ方針を出してほしい。

㉔　足立区には百二十を超える国籍の外国人が在住し、多文化共生が課題の一つになっている。慣習や法律の違いが問題になるが、自治会で訪問し理解を深めてもらう取組、外国人が主役となるイベント開催等のきめ細かい対応を進めている。

（平成二十五年二月二十七日）

立川市大山自治会会長　佐藤　良子君

大山自治会は、無縁社会、少子高齢社会になっていることへの対応、行政にできない部分の補完を課題としてまちづくりを行っている。

役員になる前はまちづくりに対する関心が薄かったが、役員に就任してからは、まず役員の選任方法の改革を行い、長期的視点を持ってまちづくりを始めた。最初に子どもの虐待や高齢者の孤立死等の問題を経験し、孤立死ゼロの取組や違法駐車の撲滅運動等を手掛けてきた。現在は、住民を対象としたアンケート調査で、一生住み続けたい、団地で最期を迎えたいとの回答が多くなり、自治会活動に手応えを感じている。

自立する自治会、行政に頼らないまちをつくるために取り組んでいる。自由に意見を述べ、アイデアを提供することで住民が主人公となるまちづくりを進めるための四本柱として、「市能工商」の考え方を掲げた。「市」は住民が主人公のまちを意味している。「能」は知恵や能力、技術を有する人材を集めることを意味している。人材バンクに五十人余が登録しており、多くの住民が利用している。「工」は何事にも工夫する姿勢を示している。「商」はコミュニティビジネスによる自治会の財政強化を示している。

また、自治会事務所を置き、専従職員を雇用して、介護等を始め住民から寄せられる年間百件以上の相談に迅速に対応している。

高齢者対策や子育て支援としては、まず住民が両隣を見守る仕組みを構築した。さらに、住民が困らないまち、不安のないまちをつくるため、大山自治会においては会長は二十四時間携帯電話で対応し、団地各棟の役員と防犯・防災の連絡委員が総勢二百人体制で住民を守る組織をつくっている。また電力会社やガス会社等の企業とも連携し、高齢者の生活や子どもの通学等の様子に異変を感じた際には通報してもらうこととしている。企業との連携は孤立死、子どもの虐待、犯罪の防止に役立つことから、立川市全体の取組とすることを市長に提言し、ようやく実現に至った。こうした見守りネットワークの構築により、平成十六年には孤立死ゼロを実現することができた。高齢者が最も不安を感じている葬儀への対応については、費用を掛けずに自治会葬を行い、感謝されている。

まちづくりの障害となるのが個人情報保護に対する考え方の問題である。大山自治会においては個人情報管理への不信感を取り除き、高齢者や子ども、障害者を含めた各種の名簿を作成し、地震や火災が発生したときには弱者を二人のサポーターが支援する体制を整備している。

高齢者や障害者を含め全ての住民に快く役員を引き受けてもらい、ボランティアと協力してチームとして活動している。そのような体制とするために、現在四百二十人以上のボランティアがいる。誰もが、元気なときは支え、弱ったときには支えてもらうこととしている。

大山自治会においては、人のつながるまち、地縁社会を十年掛けて築くことができた。まちづくりには、根気、強気、元気、陽気、やる気が必要である。

特定非営利活動法人ネットワークオレンジ代表理事　小野寺　美厚君

障害者を持つ親の会等で活動しながら福祉の仕組みについて学んできたが、親の使命として、障害の有無にかかわらず誰もがまちづくりの主役として活躍できる地域をつくる必要があると考えた。そこで、平成十四年に、障害者の手づくりアクセサリーの販売から活動を開始した。十五年に任意団体として「知的障がい者の社会参加支援ネットワークオレンジ」を立ち上げた。

平成十六年には、気仙沼市の団体との協働で商店街の空き店舗を活用し、障害者や住民が交流する場として駄菓子屋の運営を開始した。障害者による販売体験、住民や商店街との共同イベント等を行い、大きな反響を呼んで観光スポットとなった。障害者の生活の実態や苦労を来店者や住民に感じてもらうことができた。

さらに、日中に障害者を有償で預かる地域塾を始めた。当初は少人数の仲間と共に預かっていたが、次第に近隣の学生が活動に参加するようになり、人との交流の重要性が理解されて利用者が増えた。この活動を通じて、どんなに重い発達障害や知的障害があっても、早期療育を行うことで将来的な社会参加は十分に可能であることを強く感じた。

平成二十年にネットワークオレンジがＮＰＯ法人化してからは、福祉事業とまちづくり事業に取り組んでいる。福祉事業においては、地域の中で障害者の社会生活訓練や療育を行っている。重い障害がある子どもであっても、スタッフが付いて社会生活訓練や療育を実践すれば、家族や住民等と共にイベントを行うことも可能となる。さらに、卒業後に地域の中で生活できる子どもに育てるという目標もある。

障害者の受皿となるまちづくりとしては、市長や地元企業の関係者等を交えてまちづくり講座やシンポジウムを開催している。地域には障害者も

いて自活して他の人々と共に生きていくための勉強をしていること、将来的にこうした障害者を顧客とするサービスが必要であることを訴えてきた。ネットワークオレンジの取組は将来性を高く評価され、受賞歴も多い。

障害者のためのサービスが整備されていない環境の中で、利用者が最も必要とするニーズを探ってきた。必要なサービスをすぐに始められるという点から、ＮＰＯは良い制度であると考える。従来は自分たちで活動費を捻出してきたが、気仙沼市のまちづくり関係者から勧められて、ＮＰＯを支援するみやぎＮＰＯ夢ファンドに応募し、三年間にわたり助成を受けた。助成金等を活用してスタッフを雇用し、運営してきた。各年度の事業実績は右肩上がりとなっている。

現在は地域塾を発展させ、小学校一年生以上を対象とする放課後等デイサービス、十八歳以上を対象とする地域活動支援センター、親の不安を解消するためのオレンジスクールの各事業を実施している。

まちづくりについては、被災地におけるビジネス等を検討している人を対象に幅広い内容の講座を実施する気仙沼みらい創造塾、店舗を持たないビジネスのノウハウを被災地に提供する「共に創ろう！東北マルシェ」も行っている。ビジネスを興す前に家族等を失って心が折れてしまった被災者に対するケア等も行っている。さらに、ＮＰＯ等の団体、大学、経済団体、行政と共に、持続性のあるビジネスの創出やたくましい人材の育成を狙いとする東北未来創造イニシアティブに五年計画で取り組んでいる。

早稲田大学教育・総合科学学術院教授
過疎問題懇談会座長　宮口　侗廸君

多様性の観点から、過疎地は単に困っている地域ではなく、都市にない価値を持つ地域だと考えている。

各地の農村風景から、様々なことを読み取ることができる。例えば九州と東北の農村風景を比較してみると、山に生える樹木の種類や冬の気候は異なるが、昔から小さな水田だけで努力して安定した生活の場を築いてきた点、樹木に覆われた山を維持し林を共有してきた点は共通している。暑い時期に水があることは、農業にとって生産力を高めるすばらしいことである。世界的に見ても、我が国の農地は、自然の風土に人間の営みが持続的に積み重ねられてきた価値のあるものである。例えば東南アジアにおいては、本来は豊かな風土であるにもかかわらず、山の樹木が伐採され川の水が干上がっている所が多い。これに対して我が国の農村は、都市への流出で人口が減少し高齢化が進んだが、落ち着いた風景を維持してきた。

高度経済成長期以降、農業の機械化が進み手間を掛けた作業が減り、農村で稲を干す美しい風景等が見られなくなっている。農村においては、都市で育てることのできないものに価値があり、住民が自らの地域に価値を見いだして誇りを持って生きていくことが必要である。

我が国にある棚田は、厳しい条件の下で水田がつくられたものである。現在、外部からの指摘でその価値に気付いて一時農業を離れていた人が戻り、都市の住民や学生の力を借りるなどして、荒廃していた棚田を再生する動きがある。

我が国には、努力しても水田をつくることができず、代わりに山の斜面に畑をつくり少数の高齢者だけで生活をしている集落もある。こうした住民を都市の病院に連れて行く手段の確保が課題となっており、平野部に集落を移せという乱暴な議論もあるが、ほとんどの住民が今の集落で一生を終えたいと考えている。米が取れない過酷な条件の地域ほど特に努力を重ねてきたという意味で、このような集落は立派な遺産として評価すべきである。

我が国の農地は単位面積当たりの米の生産力が高く、すばらしい価値を有している。やむなく減少する部分はあるかもしれないが、政策的な農地の削減には疑問を持っている。ヨーロッパにおいては、夏に雨が降らないことから小麦だけでは食料が足りず、牧畜を行うため山を牧草地とした。現在ではＥＵ諸国の共通農業政策の下、意欲ある農家によって農業が続けられ、美しい農村風景が守られている。

過疎地は、多くの人を都市に送り出し、高度経済成長を支えてきた地域である。そこにとどまった高齢者を中心として、自然を扱う技の蓄積がある。その一方で、風景を活用した観光やゆとりと温かさにあふれた農家民宿、農作物の加工品の製造販売等、新しい価値づくりも生まれている。このような土地を扱う技に農村の人間論的価値を見いだしたい。

農村には、土地と家と食料に加え、近所付き合いがある。住民が集落において互いに支え合い見守り合う関係が農村本来の姿である。また、現在国が実施している子ども農山漁村交流プロジェクトを都市の子どもが体験すると、農村で長い年月に培われたゆとりにより大きく変わるという効果が見られる。都市で満たされず、地域おこし協力隊等の制度を利用して農村を訪れる若者も増えている。農村の住民は、彼らの指摘で自分たちにとっては当たり前のことが都市の住民には驚きであることに気付く。都市の住民との交流経験を通じて第三者的な視点を身に付けることにより、改めて自らの地域が持つ価値に気付き、次世代につなげていく意欲を持つ。

主な質疑

①　独り暮らしの高齢者の不安を解消するため、大山自治会はカラオケ等の高齢者のグループ活動への支援、駐車場の管理等を行う大山シルバー人材センターの設立、高齢者によるものづくりのための作業所の設置等の孤立化対策を行い、これらの活動を通じて得た収益は高齢者に還元している。また、最期を迎えた際の対応をあらかじめ書いておく終焉ノートの開発も高齢者の安心につながっている。

②　大山自治会の無償ボランティアの人材バンクに登録している高齢者は、同時に有償ボランティアの大山シルバー人材センターの活動に参加することが可能である。人材バンクに登録する人は能力が高いため、大山シルバー人材センターにおいては責任者の役割を任せている。

③　大山ママさんサポートセンターは、子どもの虐待の発生を契機に発足した。子育て支援

や高齢者支援を行っており、子育てを経験した女性を中心に保育士や看護師等の外部の人材も含めて構成し、子ども家庭支援センターや児童相談所とも連携している。子どもや高齢者がいつでも守ってもらえる仕組みとして地域でサポートセンターをつくった。

④　大山団地内の道路は公道でなく警察が介入しにくいため、自治会が違法駐車撲滅運動を開始した。様々な困難もあったが、子どもや高齢者の通行の妨げになっては危険だという考えの下、警察や住民の協力も得ながら取組を進めてきた。排除するだけでなく自治会が管理する駐車場も用意し、両者で効果を上げてきた。

⑤　ネットワークオレンジとして障害者の社会参加に係る支援活動を開始したのは、障害者の親として子の将来を考えたときに、支援を受けるだけでなく、たとえ制度が変わっても豊かに生きていくことができる仕組みを整備したいという思いからである。

⑥　障害者にとっての課題は地域の人々にとっても課題となることがあり、地域全体で解決しなければならない。地域に学び合い交流する場をつくり、政治や経済情勢が変わっても障害者に必要な社会参加支援を提供できる仕組みを目指してきた。こうした取組と行政の施策が一緒になれば最強となると考えており、政治や行政と障害者を支援するＮＰＯ等の団体が互いを理解し合う機会の増加が望まれる。

⑦　ＮＰＯ等の団体がビジネス的手法で社会的課題を解決していく際、行政との課題認識の共有に困難を感じている。例えばワークショップを開催しても、行政からの参加が少ない。行政も、被災地で新たに起業を考えている人々と共に参加し、現在の社会的課題を感じ取ることが求められる。

⑧　障害者が就労体験の一環として商品をつくって販売する上で、販路開拓は大きな課題となる。東日本大震災後、ドイツの団体から支援を受けて障害者も含めた被災地の住民が参加するアート事業を開始し、そこで生まれた良い作品を専門家の力も借りて商品化した。障害者や被災者が作成したこととは関係なく、商品の品質の高さを海外で評価された。法律による優先購入よりも品質の高さと新しい発想で世界に仕掛けており、販路拡大と技術の向上を目指している。

⑨　思春期の障害者の発達段階に応じた療育の枠組みと支援、さらに障害者が学校卒業後に自立して地域で活動できるための支援を求めたい。

⑩　ネットワークオレンジは、障害者の療育の中で生活記録を記載するサポートブックを開発した。記載内容を基に、卒業後の自活に向けて必要な地域の協力についてスタッフ全員で検討を行う。医師や弁護士等との情報共有にも活用しており、将来的には行政との連携も考えている。個人情報保護については、正当な目的があれば一定の条件の下に取扱いを緩和する対応が望まれる。

⑪　都市における見守りの強化のためには、現在の個人情報保護に関する住民の不信と地方自治体の運用が支障となることが多い。大山自治会においては、個人情報が外部に漏れないようにするための仕組みについて住民に周知し信頼関係を築き、各種名簿を作成している。市町村と自治会等との協働のための個人情報利用の在り方が大きな課題である。

⑫　大山自治会においては、住民に対して名簿の必要性及びその管理等について説明し、信頼を得ているため、名簿作成に支障はない。自治会三役、民生委員及び消防署のみが名簿を保管している。消防署には救急隊が要救助者に早く到達できるよう名簿を渡しており、近隣の災害医療センターとも救急患者の受入れを提携している。

⑬　ＮＰＯ等の団体が障害者の社会参加支援活動を行うに当たっては、個人情報保護制度の運用が問題となる。行政には、公益性が求められる団体に対し目的を限定して個人情報を提供できる仕組みの検討を求めたい。

⑭　グローバル化による経済優先の流れがある中で、人口比率は小さいが住民が明るく生活する穏やかな農村空間が全国に点在していること自体に価値を見いだしたい。これらの農村の姿が、世界との競争という概念とは無縁に受け継がれていくことが望まれる。

⑮　都市の価値、農村の価値をそれぞれ正しく評価することが重要である。過疎地においては、我が国の伝統的な農家の建物が残されている。機械を使う大規模農業とは異なる価値を持つ農村の伝統的な暮らしを我が国から消してはならない。

⑯　地域の価値を再認識するためには、グリーンツーリズムや二地域居住等を通じて、外部の人材の視点や能力を活用することが重要である。例えば、パソコン等の活用は都市の住民の方が得意である。都市の住民が農村で生活する際には、積極的にその技術を活用する姿勢が農村の住民に求められる。

⑰　子ども農山漁村交流プロジェクトは受入側の高齢者にとっても役割が与えられて良い効果が期待できることから、施策の充実を求めたい。地域の人口等が減少しても、各人の果たす役割が増えれば地域が活性化する。都市と農村の住民の接触が新たな効果を生み出すため、接触を促す施策を求めたい。

⑱　農村でふるさと教育を地域の年長者だけで始めると自らの偉業を語る雰囲気となるため、その地域に詳しい外部の人材が語り、農村の持つ価値に対する感動を伝えることが必要である。また、外部との交流は次世代の関心をひき、農村の価値を受け継ぐ契機となる。

⑲　国の政策として画一的に集落の集約化を進めることは疑問である。かつて全国でハード優先の集落再編成が行われたが、コミュニティが育たず、その多くは失敗している。集落は千差万別であるため、まずは住民自身が現状と将来の姿について時間を掛けて学び話し合うことが必要である。

（平成二十五年三月十三日）

コミュニティデザイナー

株式会社ｓｔｕｄｉｏ－Ｌ代表　山崎　亮君

建物や公園等の公共空間を住民の力で使いこなすことを考える仕事をしている。その過程で使いこなしている人々がつながり、良いコミュニティが形成されることに気が付き、肩書をコミュニティデザイナーと名のっている。

若い世代が考えるコミュニティには、自治会や町内会等の地域の結び付きによる地縁型、ＮＰＯやサークル等の同じ興味の結び付きによるテーマ型がある。近年、地縁型が弱体化しテーマ型が増加する傾向が見られる。そのため、これからの地域活性化には、地縁型とテーマ型をうまく組み合わせることが重要となる。そういう視点で関わった事例を紹介する。

従来の公園はブランコや滑り台等のハードを設置して開園した後は何もしないことが多いが、兵庫県立有馬富士公園においては地域のＮＰＯやサークル等の団体に声を掛け、遊具を配置するような感覚で園内各所で活動してもらい、人々がつながるきっかけとなっている。活動団体が増え、活動に参加したいと思う人々が公園に集まり来園者数を伸ばしている。

鹿児島県の百貨店においては、各階に空きスペースを設け、そこで地域のＮＰＯやサークル等の団体が活動しているところがある。そのことにより、ふだん百貨店を利用しない人々が来店するとともに、これまでの客層が団体の活動を知ることとなった。百貨店が公民館の機能を果たし、売上げも順調に伸びている。今後の人口減少社会において、民間の商業施設が公共的な役割も担う地域に欠かせない存在となることが地方都市の商業にとって重要となる。

宮崎県においては、延岡駅周辺を有馬富士公園のような空間と見立てて、ＮＰＯ等の団体が駅前広場や商店街の空き店舗、空き地等のスペースで活動し、中心市街地に来た人々が買物をして帰る流れを生み出そうとしている。商店街がコミュニティ活動に協力する機運が高まり、中心市街地の活性化に向けた協議が進んでいる。

離島地域においては、兵庫県の家島で、都市からの参加者がよそ者の視点で島の魅力を探り、島の人々と一緒になって広報誌にまとめた。島内外にそれを配布するプロジェクトが専門家に頼らずに実施されている。その結果、都市から観光客が広報誌を持って訪れるようになった。島の人々は島外の人から見た魅力を発信する効果に気付き、平成十九年にＮＰＯ法人を立ち上げた。島の特産品を販売し、その利益で島の広報誌を作成し、福祉タクシーやコミュニティバスを運営しているほか、島外の人の視点に合わせて島を案内できる人材を育成している。

島根県海士町においては、住民参加で総合計画を作成するプロジェクトを実施し、住民が施策を提案する形式で計画をまとめた。住民は提案した責任からチームでまちづくり活動を実施している。これにより、計画書の作成だけでなく、その後の活動も重要であることを住民が認識できた。また、総務省の制度を利用した集落支援員が方法論を学んだ上で、聞き取り調査、将来予測、活性化に取り組んでいる。

若い世代が考える活力は、景気回復等ではなく、気持ちの高揚、意欲の向上等として捉えられることが多い。高度経済成長期の世代の発想と異なり、不景気の時代に育って、それが当然と考える世代の発想である。景気回復で給料が増え、一緒に出掛けて食事をし身近な人とのつながりを深めるという遠回りの幸福ではなく、景気とは関係なく持ち寄りで食事をして人とのつながりを深めるような近道の幸福を目指す若者が多くなった。

まちづくりにおいて、自分たちがやりたいこと、できること、地域が求めていることの三つをうまく組み合わせて活動し人々から感謝されると、更に活動を続ける意欲が湧く。経済の大きな成長が展望できない時代において、住民の力を活用したまちづくりの施策を展開していかなければそれぞれの地域の良さは出てこない。

ひたちなか海浜鉄道株式会社代表取締役社長　吉田　千秋君

昭和三十年代以降、地方鉄道は自家用車の普及で乗客が減少し経営が厳しい状況となっている。全国の鉄道、バス路線の廃止が相次ぎ、現在ひたちなか海浜鉄道が運行している湊線も、ピーク時で年間三百五十万人だった乗客が七十万人程度まで減少するなど、鉄道経営が立ち行かなくなる状況となっていた。

ひたちなか海浜鉄道は、平成二十年に茨城交通から分社化し、二十二年度の輸送人員が約七十八万六千人、年商が約二億三千万円、営業キロが十四・三キロの小さな会社である。茨城交通から湊線廃止の意向が示されたが、ひたちなか市長が住民等に存続を働き掛けてきた。その結果、おらが湊鐵道応援団が組織され住民の鉄道存続の機運も高まり、十九年秋に存続することが決まった。乗客が減少する中、鉄道会社の経営を引き受ける人が地元にいなかったため、社長を公募し、富山県で第三セクターの万葉線に勤務していた私が選ばれた。

鉄道の運営は、市長のリーダーシップ、おらが湊鐵道応援団の活躍や国、県、市の補助制度を組み合わせて地方自治体と住民と事業者が一体となった新しい形の第三セクターで行われている。また、地元ボランティアが沿線の古い街並みを訪れる観光客に案内を配布したり、商工会議所の協力により地元商店が乗車証明書で割引するなど、集客に向けた取組が行われている。会社としても補助金を活用しひたち海浜公園へのシャトルバスを運行して鉄道利用客を増やし、さらに、那珂湊の魚市場、大洗の水族館等への立ち寄りにより沿線の活性化に貢献した。その結果、乗客数が増加し赤字額が減少したほか、住民に鉄道存続が必要であるとの認識が共有された。

経営改善が進む中、東日本大震災により全線にわたって線路がゆがむなどの被害があり、復旧費用が三億円、復旧までの工期が三か月以上必要となった。資本金や年商が小さい会社にとって調達は厳しかったが、市長の発案で震災関係の補正予算をひたちなか海浜鉄道の災害復旧にも充てることが決まり、復旧の見通しが立った。

その後、ひたちなか市全体で鉄道を軸にまちづくりを進める機運が高まった。経済産業省の農商工連携による被災地等の補助制度や農林水産省の

グリーンツーリズムの制度を活用し、観光客を招いて鉄道に乗ってもらい、沿線のまちや特産品を知ってもらう実験的な取組を会社として行った。こうした取組により鉄道が地元産業に貢献できることが農業や漁業の関係者にも理解され、今では農業協同組合と協力した朝市の開催等地域の活性化に取り組んでいる。

鉄道が地域と共に発展するためには、地元商店の後継者の育成が重要である。経営が代々継承されるようまちづくりの実行委員会が設置され、会社も参加している。また、ひたちなか海浜鉄道がテレビや映画の舞台として使用されることから、地域のブランド化、活性化に役立っている。こうした取組が成果を上げれば地方自治体と一体になったまちづくりと鉄道会社の再建の成功例となることから、ローカル鉄道・地域づくり大学を開催し、全国の過疎地、鉄道の廃線に悩む市町村に情報を提供することを考えている。それがひたちなか市のブランド化につながればよい。

次世代につなげるという視点から、若い経営者が鉄道をうまく活用して商業と結び付けていくだけでなく、今まで関連のなかった農業、漁業も鉄道とつながり、地域全体が盛り上がっていくことを期待したい。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン東日本大震災復興支援事業部副部長兼子どもにやさしい地域づくりプログラムマネージャー　津田　知子君

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは昭和六十一年に発足し、生きる、育つ、守られる、参加するといった子どもの権利の実現を目指して世界中で活動している。平成十五年から国内事業に取り組み、子どもの参加を促進するプロジェクトを実施している。

震災の復興支援事業として、教育、子どもの保護、子どもにやさしいまちづくり、防災・減災等に取り組み、子どもや養育者の日常性の回復のほか、子ども自身が復興や防災の担い手となることを目指している。復興の担い手として大人のみを想定することが多いことから、子ども参加によるまちづくり事業を実施している。その目的は二つあり、一つは、メディアにおいては弱い存在と位置付けられた子どもの復興を担う力を引き出すことである。もう一つは、復興計画策定における子どもの参加の制度化であり、防災における子どもの権利を明文化することである。

被災地においても、子どもが復興に関わることが強く望まれているため、復興計画の策定、実施、モニタリング、評価の過程に子どもの声を反映できる仕組みづくりを行っている。平成二十三年五月に子どもにアンケート調査を行ったところ、九割の子どもが自分のまちを良くするために何かしたいと回答した一方で、本当に子どもの声を聴いてくれるのかという疑問の声もあった。

こうした子どもの声を受け、平成二十三年六月から子どもまちづくりクラブとして、岩手県山田町、陸前高田市、宮城県石巻市の各地域で、小学生から高校生まで約二十人を集め、復興状況を調べたり、子ども同士で話したり、時には行政や住民、建築家に助言を求めるなどの活動を展開している。山田町では、動画により町長や住民の意見を発信してきた。今後、町が進めるコンパクトシティ構想への提案、多くの人に町に来てもらえるような宣伝を行うことを考えている。陸前高田市では、復興のモニュメントを仮設商店街の中に制作した。また、多くの子どもがまちづくりに参加できる企画に取り組み、その声を市長に届けて意見交換することを考えている。石巻市では、夢のまちプランのアイデアを詰め込んだ子どもセンターの建設に向け、設計や運営の企画に取り組んでいる。地域と連携しながら運営し、子どもの思いを社会に伝えられる場所になることを期待している。

子どもまちづくりクラブは、こうした行事への参加が難しい子どもに対してアンケート調査や聞き取り調査を行うとともに、子どもの意見や思いを社会に発信したり、復興計画の策定やまちづくりに向けた政策提言を行っている。今回の震災の経験や思いを世界に発信するため、世界防災閣僚会議に提言書を提出し、アジア防災閣僚会議に参加した。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、子どもの声を東北内外に伝えるため、東北子どもまちづくりサミットを実施している。

まちづくりに子どもの声を反映させるに当たって、生徒会、児童会、ジュニアリーダー等の特定の子どもに限らず、不登校の子どもや特別な配慮を必要とする子どもも含め幅広く声を掛けることが重要である。また、子どもの意見を聴くことに行政は消極的であったが、震災後は、被災地の地方自治体は積極的となり、子ども観が変わりつつある。現在、被災地において権利を侵害されている子どもを直接支援し、子どもの声を政策に反映させる地域社会の受容力を強化していくことが求められている。今後、取組が被災地だけで終わることがないよう、そのための仕組みづくりにつながる政策提言を行っていきたい。

主な質疑

①　行政がまちづくりに取り組むためには、行政の職員というだけで住民が身構えてしまうことから行政と住民との間に入るまちづくりの専門家の参加が重要となる。行政と住民が対等に議論できる関係を築いた後、専門家が徐々にいなくなり、住民が提案したプロジェクトを行政と住民で進めることが求められる。行政は専門家がいなくなっても取組が進む仕組みを含めて専門家の活用を制度化することが重要となる。

②　人の意見をまとめて新しいアイデアにするというまちづくりの専門家に必要とされる技術は、地域や相手、自分の風貌等の組合せによって毎回方法が異なるため、教科書化が困難である。最も効果的な育成方法は実地訓練である。

③　まちづくりの手法は、関西、関東という違いよりも、都市と農村、離島という違いの方が明確である。また地域事情も異なり、ローカルルールもあるので、地域ごとに進め方等を変えて取り組むことが求められる。

④　まちづくりコンサルタントの仕事で留意しているのは、答えを持ち込むのではなく住民や行政職員の提案を引き出す点と、出てきた意見に適切に助言できるよう住民等よりも多

くの事前準備をして現場に入る点である。

⑤　まちづくりのため現地に入る際には、最初に地域の課題や人々の関心について聴く。地域のキーパーソンから始めて人を順次紹介してもらい、百人程度から聞き取ることにより、本当のキーパーソンや人間関係が見えてくる。ワークショップへの参加の呼び掛けも、そこで把握した関心事項に沿って行っている。

⑥　住民参加の取組について残念に思う点は、行政が専門家に任せる範囲のイメージを持たずにまちづくりを依頼し、専門家がワークショップの司会進行等に役割を限定され参加者確保等の必要な部分に関与できない場合、十分な成果を上げられないことである。段階を追って発注し必要な役割を任されれば状況が変わる。

⑦　コミュニティデザイナーとして会社を設立するとき、働き方からはＮＰＯの形態がふさわしいと考えたが、働きを適正に評価してもらう観点から株式会社とした。

⑧　ＮＰＯ等の団体は、学生のクラブ活動のようになれば活動が停滞しない。自主的な練習を積み重ねること、晴れの舞台があること、自分たちでリーダーを決められ一定の時期が来れば交代すること、定期的に新しい人材を勧誘し確保できることが重要である。こうした組織であれば、新しい活動に取り組みながら組織自体を継続することができる。

⑨　有馬富士公園においては、兵庫県の予算で二名の若手が活動団体の調整役として雇われ、団体数を増やし活動を活性化している。各団体は、やりたいことが増え、地域が求めていることをより深く理解し、実行できる活動範囲が広がると、新しいことに取り組む機運が生まれ、まちづくりの専門家がいなくなっても活動を継続することができる。

⑩　人口が減少し高齢化が進む地域において次世代につなげるまちづくりを行うためには、その地域が求める担い手像を明確にして、地域に貢献できる人材を呼び込み増やすことが重要となる。そのため、人材を確保するＮＰＯ等の団体の育成が重要となる。

⑪　都市の若者が中山間地域、離島等におけるまちづくりに魅力を感じていない。安い生活費やインターネットの普及によってこれらの地域においてもゆとりある生活ができることが知られていないためであり、その周知が重要となる。また、若者が集落支援の技術を習得することが必要である。大学にそのための教育を行う学科を創設しようとしている。

⑫　海士町については、人口二千三百人程度の町に年間約百人の若者がＩターンで入ってくる。そこでの暮らしが格好いい、おしゃれだと彼らがインターネット上で東京や大阪に発信してくれることは重要である。

⑬　地方の集落において都市から移り住む若者を受け入れるためには、専門家が介在した準備が必要である。住民が若者を受け入れなければならない現状を認識し、若者が自分に担える役割を理解した上で、両者が対面することが求められる。また、若者は集落で暮らすための作法を学ぶことが重要となる。

⑭　地域の活性化のためには、国、地方自治体、民間が一体となった取組が重要である。総務省の集落支援員、地域おこし協力隊、復興支援員等の制度に応募してくる人は集落支援の経験がなくノウハウを持っていないことが多い。市町村が国や都道府県と共に専門家の助言や研修を用意して集落支援員等をうまくいかす仕組みをつくることができれば、理想的な取組となる。

⑮　直接的な住民参画の取組は、一万人以下の規模で考えるのが妥当である。それが集積して一つの地方自治体全体に波及していくことになれば、間接的な住民参画による地方自治体としての意思決定に限りなく近くなる。

⑯　地方鉄道を存続させるためには、沿線住民の総意として存続の声を上げることが最も重要である。

⑰　おらが湊鐵道応援団は、ひたちなか市長の意向を受けて市が自治会に働き掛け組織された。想定以上の取組が行われており、活動の中心となる人も現れた。現在、カメラ愛好家等自治会以外の人々にも参加が広がっている。

⑱　湊線の存続について住民合意が得られたのは、合併する前の二つのまちを結ぶ路線であったこと、鉄道が廃止されてバス路線になると乗客が減少し人の流れが無くなることが理解されたことによる。

⑲　我が国の鉄道に対する考え方は欧米に比べると厳しい。ヨーロッパにおいては鉄道を都市機能の一つとして考え、運賃収入で不足する部分は税金を充てて維持している。これに対して、我が国においては採算性が求められる。

⑳　ひたちなか海浜鉄道が今後課題とするのは黒字化である。その際、鉄道事業だけで採算性を考えるのではなく、鉄道のブランド価値を見いだし新たな収益を上げる取組ができないかと考えている。また、地方鉄道を支援するため、地方の状況を細かく把握し踏切の新設等について地域事情に応じて柔軟に対応することを国に望みたい。

㉑　ひたちなか海浜鉄道は、観光地もあって経営条件に恵まれており、この鉄道で採算が取れなければ全国の地方鉄道において採算が取れないと考えている。第三セクターの鉄道事業においては地域事情に応じた採算を考えることが重要である。

㉒　国の各種の助成制度を組み合わせることは、地域活性化のために有効となる。また、様々な助成制度を総括した助言を受ける仕組みができれば、更に有効に活用することができる。

㉓　ひたちなか海浜鉄道は、同じく社長を公募した第三セクターである山形鉄道からの提案で農商工連携による助成制度を活用した事業に連携して取り組んだ。今後、交流を組織化して課題を共有していくこととしている。

㉔　ひたちなか海浜鉄道の事例を分析し全国の事例分析と合わせ、平成二十五年度に立ち上げるローカル鉄道・地域づくり大学におい

て、鉄道経営に携わりたい人、行政で公共交通に携わる人やＮＰＯ等の団体に情報を提供することを考えている。それが自社の収益事業となり、ひたちなか市のブランド化に結び付くとよい。

㉕　大人が子どもを対等なパートナーとして扱うか、発達途上の未熟な存在として下に見るかにより、子ども参加によるまちづくりに取り組む姿勢が大きく異なってくる。大人が持つ子ども観を変える啓発やワークショップを地道に行うことが必要である。

㉖　子どもが意見を言えるようにするためには、子どもと大人の力関係を崩すことが重要である。東北は首都圏に比べ、そのノウハウを持つ地方自治体が少ないことから、ＮＰＯ等の団体の力量によって地域の取組に差が生じている。子どもの意見を聴く取組を制度化することが必要である。復興庁に要望したところ、宮城復興局と岩手復興局でそれぞれの地域に応じた仕組みを用いて、子どもの意見を聴く取組が行われている。子どもの意見を反映することが被災地の安定した復興につながる。

㉗　陸前高田市の子どもは、震災復興祈念公園構想に対して復興のモニュメントの設置を提言している。そこに大勢の人々が訪れる仕組みをつくるなど、子どもと共に活動していきたい。

㉘　福島県の子どもは将来について話す機会や復興について意見を言える場を求めており、そういう場をつくりたいと考えている。

㉙　震災復興に伴う予算は、ハード面が重視されソフト面が軽視される傾向があるため、子ども参加によるまちづくりに関する予算は付きにくい。ハード面の整備をした後にソフト面の機能を追加することは困難であるため、ソフト面も重視して予算を付ける必要がある。

㉚　災害等の危機的な状況だけでなく、平常時においても子どもの意見は尊重されなければならないが、学校教育の枠の中で子どもの意見を聴くのは難しい。そのため、まちづくりに参加できるという子どもの権利を子どもに周知するとともに、大人が子どもの参加を受け入れる覚悟を持つことが必要である。

㉛　子どもの社会参加を進めていく上で重要なことは活動の時間と場の確保である。時間を確保することは学校教育との関係で難しいが、場を設けることはできる。そこに子どもに寄り添って話を聴く専門家を配置して子どもの力を引き出すことが必要である。

㉜　子どもが日常的に地域の問題に提言できる環境をつくるためには、全ての地方自治体で子どもの権利を守るための条例を制定することが必要と考える。また、地方自治体に子どもに関して横断的に扱う専門の部署を設置し、子どもの声を聴く専門家を配置することが重要となる。

㉝　被災地以外の地域においても、平常時から子どものまちづくりへの参加を推進する必要がある。和光市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会とは別に子どもが意見を言える協議会を地方自治体やＮＰＯと協力して設けた。各種の計画策定に子どもが意見を言える仕組みを行政が設けることで、災害時の早期復旧・復興につながる。

㉞　岡山県の笠岡諸島の振興計画に関わった際に、大人に危機感が感じられなかったため、子どもの意見を聴いて提案書を作成した。大人を本気にさせる原動力として子どもの提案を活用した。

㉟　子どもの意見がまちづくりにおいて実現すれば、子どもが達成感を得られ励みにつながる。意見の反映状況を公式に市町村から伝えられることはないが、打合せや意見交換の場で伝えてもらっている。国については、岩手復興局が子どもの意見提出を働き掛けてくれる。行政とＮＰＯ等の団体が協力して、そのような仕組みをつくることが重要となる。

㊱　学校等の既存の仕組みだけでなく幅広く偏らないで子どもの声を聴くためには口コミが効果的であり、子どもは自分が認められ、意見を聴いてもらい、何かに貢献できると感じたとき、別の子どもを連れてくる。さらに、一部の意見だけで提言をまとめたと言われないようにワークショップを複数回開催し、子ども自らが地域の他の子どもにヒアリング等を行っている。

2　政府からの説明聴取及び主な質疑

次世代へつなげる活力ある地域社会のうち、共生型地域社会における個人情報の保護と利用及び東日本大震災による被災地を含む地域再生の在り方について、平成二十五年四月三日、伊達内閣府副大臣及び浜田復興副大臣から説明を聴取し、伊達内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、坂本総務副大臣、秋葉厚生労働副大臣、浜田復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。その概要は次のとおりである。

消費者庁の説明

個人情報保護制度の体系は、大別して民間部門と公的部門に分かれており、両者は個人情報を取り扱う主体ごとに異なる法令によって規律されている。

消費者庁が所管する個人情報保護法は、民間部門を規律している。民間部門の各事業等分野における具体的な個人情報の取扱いについては、その分野を所管する主務大臣が権限と責任を有する仕組みが採られている。各主務大臣は各事業等分野についてのガイドラインを策定しており、事業者等が取組を行う際の指針となっている。他方、国の行政機関、独立行政法人等、地方自治体等の公的部門が保有する個人情報の取扱いについては、それぞれ個別の法律や条例で規律されている。

個人情報保護法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとされており、個人情報の有用性と保護のバランスを図ることが求められている。例えば、災害時の対応のために必要となる個人情報の提供は、この有用性を考慮した取組である。いわゆる過剰反応とは、有用性と保護のバランスを図らずに、法律の定め以上に個人情報の提供を控えること等を指すものとされている。

消費者庁は、いわゆる過剰反応は法律の趣旨に則していないことを国民に理解してもらうため、個人情報保護制度の体系や法律の内容等についての説明会を毎年度開催している。平成二十四年度には新たな取組としていわゆる見守り協定を締結するなど、地域において個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例を地方自治体から収集している。二十五年度も、地方自治体関係者向けの説明に特に重点を置きたい。また、過剰反応への対応に関する優良事例の収集も行っており、二十五年六月以降、地方自治体等と共有を図りたい。

今後とも、関係府省等と連携の上、広報活動や啓発活動に努め、国民の理解を深めていきたい。

復興庁の説明

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う影響により、福島県内の十二市町村において警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定された。平成二十五年四月一日までにそのうち十市町村については避難指示区域の見直し又は解除が行われたことにより、住民の帰還が進むことが予想されている。

帰還を望む住民が一日も早くふるさとに帰ることができるようにするためには、日常生活に必須のインフラだけでなく、医療、介護、商店等の生活関連サービスの復旧、再開を加速させることが必要となる。そのため、復興大臣を本部長とする福島復興再生総括本部は、平成二十五年三月七日、住民の早期帰還に向けて避難指示解除を待つことなく、国として速やかに取り組むべき施策を盛り込んだ早期帰還・定住プランを取りまとめた。

同プランの内容は主に二点ある。一つはインフラの復旧、災害廃棄物処理や除染等、住民の帰還加速の基礎となる取組である。こうした環境整備を着実に進め、帰還の本格化に備えることとしている。

もう一つは生活環境の整備や雇用の確保、農林水産業の再開等、帰還後の生活再開に当たり重点的に取り組むべきものである。例えば買物等については、まだ一部の住民しか帰還していないため、店舗の再開が進まず不便が多いのが現状であり、その事情は地域ごとに様々である。こうした地域のニーズにきめ細かく機動的に対応するため、地域の希望復活応援事業を創設した。

避難解除等区域の復興については、福島復興再生特別措置法に基づき、平成二十五年三月十九日に避難解除等区域復興再生計画を決定した。同計画は、避難対象となった十二市町村を対象に、計画期間を十年として、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的な取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を示したものである。同計画には市町村ごとの計画が含まれており、各市町村の復興計画等を踏まえた復興の姿や復興方針と除染、医療や介護等に係る様々な取組が盛り込まれている。これにより、住民や企業に対して帰還の判断材料を提供し、帰還促進を図ることを目指している。同計画を推進するため、被災地に企業が立地する際の補助や生産者が安心して営農を再開するための基金の造成等を行う。

関係府省等とも連携して、住民のふるさとへの帰還が早急に実現するよう取り組んでいく。

主な質疑

① いわゆる過剰反応への対応として、説明会の全国的な開催やパンフレット等の配布を行い、個人情報保護法の趣旨や内容の周知徹底に努めている。これらの取組は、都道府県へのアンケート調査において有効との評価を受けている。また、地方自治体職員への広報啓発を通じた住民相談業務の適正化も期待される。引き続き、広報啓発活動について、効果の検証方法を検討し、より効果的に実施して国民の理解を深めていきたい。

② 個人情報保護法の目的や趣旨に則して、地方自治体が定める個人情報保護条例を適切に解釈、運用し、自治会等と地方自治体の間で災害時の対応に必要な住民の個人情報を適切に共有するよう努めることが求められる。

③ 市町村における要援護者名簿については、個人情報保護の問題等を理由として作成が進まず、震災時の避難支援に十分に活用できなかった等の課題がある。国は各種の検討会を設置し、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しや要援護者名簿作成の災害対策法制への位置付けについて、内閣府を中心に議論を進めている。個別の条例改正を経なくても平常時における名簿の作成を目的とした個人情報の目的外利用も可能とすべきであるとの問題意識の下、個人情報保護法制との関係を整理して所要の法改正を行うべく検討を進めている。

④ 厚生労働省は、宮城県に職員を派遣するなど、地方自治体や障害者団体が連携して安否確認を行う仕組みの構築に向けた調整を行っている。

⑤ 震災により住民情報が流失したことから、地方自治体が保有する重要情報の電子化を進め、そのバックアップ及び外部のデータセンターを活用した自治体クラウドを導入することが重要となる。このため総務省は、複数の地方自治体が共同で自治体クラウドに移行するための経費の地方財政措置等を推進している。また、国が保有する個人情報については、各行政機関において総務省の指針を踏まえて災害等に備えた耐震化やバックアップの作成等の措置を講じている。

⑥ 地方自治体における個人情報保護条例については、個人情報保護法に基づき、各地域の特性を踏まえて、各地方自治体の自主的な判断の下で制定、運用等が行われている。自治会やＮＰＯ等の団体への情報提供の是非は基本的に各地方自治体で判断すべきものであるが、総務省は今後とも個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護法の趣旨を踏まえた適正な取扱いを要請していく。

⑦ 地方自治体による災害時の個人情報提供が個人情報保護法の違反事例として処罰等の対象となった事例については、政府として把握はしていない。個人情報保護条例の目的外利用や第三者提供は本人の同意がある場合や緊急かつやむを得ない場合には行うことができるが、その適用について厳しく解釈する地方自治体があることから、目的外利用等が進んでいないものと考えられる。

⑧　地域のことは地域で解決するという住民自治の考え方に基づいて各地域で高齢者の安全対策等に取り組んでいくために、正当な目的のための活動に個人情報が提供されるよう、個人情報保護法に関する地方自治体向けのトップセミナーを開催し、首長の理解を深めることが必要となる。

⑨　虐待や孤立死等の課題に対応するため、厚生労働省は、平成二十四年五月に生活困窮者の情報の一元管理、ライフライン事業者やＮＰＯ等の団体との連携強化を内容とする通知を発出し、いわゆる過剰反応により情報が届かないことのないよう、個人情報の適切な共有について都道府県等に要請した。現在は地方自治体の先進的な取組等の事例収集を進めており、積極的な情報提供等を通じて各地域の取組に対する支援を行っていく。

⑩　立川市においては、要介護認定を受けた後に介護サービスを利用していない高齢者全員の実情を把握するための調査を行っている。他の地方自治体においては必要な情報の収集が困難な現状にあることから、こうした事例を周知するなどの取組が必要となる。

⑪　従来は要介護認定者の情報の把握にとどまっていたが、介護する側を含めた実態把握に努めることが必要であり、厚生労働省は周知徹底していく。

⑫　亀岡市で交通事故に係る個人情報を警察官が漏えいした事案を受けて、警察庁は平成二十四年七月に各都道府県警察に対して通達を発出し、交通事故に係る個人情報の適正な取扱いの徹底を求めるとともに、各種会議においても同様の指示を行い、再発防止に努めている。

⑬　現在の復興支援策は原状回復を求める趣旨のものが多いが、震災前の状況に戻すだけでは過疎問題の側面もある被災地の問題は解決しない。新たな将来への投資という枠組みから復興の在り方を検討することが求められている。国の復興推進委員会で新しい東北を目指して検討を進めており、被災地における新たな取組が全国的な問題への解決策ともなるよう取り組んでいきたい。

⑭　原子力政策を推進してきたことの社会的責任は国にあり、福島復興再生特別措置法にも明記されている。国はその責任に基づいて復興・再生に取り組んでいく。

⑮　原子力災害の被災地においては国への不信感が強い。被災地の復興支援に向けて首長や住民と信頼関係を築くことが基本となる。政府関係者が被災地に常駐して地道なやり取りを続けていくことを通じて信頼関係の構築に取り組んでいる。

⑯　避難解除等区域復興再生計画は中長期的な十年程度の展望として策定した計画である。一方、早期帰還・定住プランは今後一、二年間の住民の帰還等を促進する短期の計画である。国は平成二十五年夏頃を目途に、住民の早期帰還に向けた具体的な筋道を示す同プランの工程表を作成することとしている。

⑰　国は、長期避難者の生活拠点を避難先に整備するコミュニティ復活交付金を創設する一方で、避難者の早期帰還促進策も進めており、各避難者の帰還についての判断に応じて支援を行う。

⑱　長期避難者の生活拠点の検討のための協議会において、避難者の意見を把握することが重要である。このため、協議会の構成員となっている地方自治体の首長が住民意向調査や説明会を通じて避難者から意見を聴取し、その内容を協議会で国や福島県との協議に反映させる仕組みとなっている。

⑲　復興を進める際、単に避難場所を提供するだけでなく、被災者の心のよりどころとなるものを提供することも重要である。復興庁は、コミュニティの維持や避難者と避難先の住民との円滑な交流を推進するための支援を行うこととしており、平成二十五年度予算にコミュニティ復活交付金を計上している。

⑳　福島県において既に避難解除がなされた市町村に対しては、医療機関、介護施設、日用品を扱う事業所の運営経費を国が保障するなど、生活条件の整備に必要な一層の支援が求められている。地域の希望復活応援事業を創設し、医師の旅費や移動販売車両の費用等への助成を可能とした。

㉑　避難者を受け入れている地方自治体における医療提供体制等の行政需要に対して、総務省は特別交付税措置を行っている。厚生労働省は医療施設への災害復旧補助、地域医療再生基金の増額等を行うとともに、医師不足の問題については、被災者健康支援連絡協議会からの医師派遣や地域医療支援センターへの運営費補助を行っている。

㉒　被災した民間の医療機関に対しては、地域医療再生基金により支援が行われている。これは医療機関の建物だけでなく医療機器の整備等にも利用できる。被災地の地方自治体を中心に全国で利用されており、現場からは高い評価を受けている。

㉓　医療機関から収集した情報を基に、厚生労働省は全国二十道府県に地域医療支援センターを設置し、被災地においても医師の派遣業務を進めている。さらに福島県に相双地域等医療・福祉復興支援センターを設置し、聞き取り調査の結果を踏まえた上で現地のニーズを把握し、医師の派遣等について調整を行っている。

㉔　国による鉄道に対する災害復旧補助は、財政基盤の脆弱な鉄道会社に対して行われ、ＪＲ東日本は対象外とされているが、被災した常磐線の全面復旧に向けて、財政的支援が求められる。関係府省等と連携し、常磐線の早急な復旧に向けた取組を検討していく。

㉕　原子力災害による風評被害を解消するため、消費者庁は食品と放射能の問題について国民に説明を行っている。その際、不安を解消するために外部被ばくと内部被ばくの両方の問題を含めて放射線に関する正確な情報提供と国民との情報共有の在り方について検討している。

㉖　福島県営農再開支援事業により営農が再開されても、農作物を売ることができなければ本当の復興とはいえない。このため食品の風

評被害対策として、放射性物質の検査や安全性の宣伝を行う事業を進めている。

㉗　放射能汚染水については、健康被害等の影響を慎重に判断して安易に海洋へ放出しないことが重要である。厚生労働省は食品の安全について世界標準よりも厳格な基準を独自に設定し、取組を進めている。

3　委員間の意見交換

参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取等を踏まえ、平成二十五年四月三日、次世代へつなげる活力ある地域社会について、報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。

①　三年目の調査事項は東日本大震災からの復興には直接触れていないものの、震災復興、地域活性化、共生社会の実現には共通する課題がある。被災地が抱える様々な問題は、被災地のみにとどまらず我が国の社会が直面する普遍的な課題であり、被災地の現実は我が国の未来の姿であるという指摘もあることから、五十年先の社会を想像した取組が求められる。

②　被災地の復興においては、多様な人々がまちづくりの担い手となり創意工夫することが重要となる。長期間を要する復興の担い手を育成するためには、復興の取組への子どもの参加を促進することも重要となる。

③　高齢化が進む被災地においては、誰もが安心して暮らせるまちづくりをハード、ソフトの両面から進め、各種まちづくり計画に反映することが重要となる。

④　被災地のコミュニティ再生においては、地域のアイデンティティのよりどころとなる有形無形の様々な地域文化の再生、再建も課題となる。本格的な復興を考える上で、生活に根付いた地域文化を喪失したままの地域コミュニティの再生はあり得ないという視点が現在は欠落している。

⑤　福島県においては、現在も多くの人々が原子力災害のため避難生活を余儀なくされており、ふるさとの復興と帰還までの生活安定に向けた施策の充実が必要である。

⑥　東京電力福島第一原子力発電所事故の深刻さを考えると、国の東京電力に対する指導や事故収束に向けた取組の強化が必要である。また、周辺の地方自治体に対するこれまで以上の支援も必要となる。仮設住宅における住民の孤立化防止のための支援、避難者と避難先の住民との間のコミュニティ構築が課題であり、関係地方自治体に対する柔軟で丁寧な支援が求められる。

⑦　復興庁の被災地再生の取組には自主避難も含めた避難者への支援の視点が希薄であり、子ども・被災者支援法の具体化が必要である。また、被災地の医療・介護・福祉サービスの立て直しが急務である。さらに、避難受入地域に対する国の支援拡充も求められる。

⑧　原子力災害については、人だけでなく家畜や野生生物等の生態系への放射線影響のモニタリングと評価、対策も必要となる。また、震災を契機として国民一人一人の災害や自然との向き合い方が問われる中、災害教育、共生社会教育の在り方も重要である。

⑨　震災からの復興に当たっては、関係者全員が満足する答えを出すことは困難であることから、地域のためになるとの判断が得られる場合には政治が決断することも必要となる。

⑩　震災を契機として、人と人とのつながりが地域活性化を考える上で重要な視点となった。志を同じくする仲間との起業は、地域活力の具現化の一つである。また、人と人とを結び付けるきっかけをつくる専門家とその育成が重要となる。さらに、多様な意見をまとめ地域の様々な課題を解決するためには、リーダーシップの存在も不可欠である。

⑪　地域活性化のためには、地域の短所を解消することではなく、地域の長所に誇りを持ち、これを伸ばすことが求められる。また、女性、高齢者、子ども、障害者等の意見をまちづくりに取り入れることが重要である。行政が主体となったまちづくりは期待どおりにいかないことから、民間活力の導入とそのための人材の育成が重要となる。

⑫　過疎や地域活性化の問題を考える上では、いつでも外部からの参入や退出ができる企業誘致等に依存するのではなく、永続性に価値を置き地域コミュニティが支え合う内需依存型の戦略を志向する必要があり、医療・介護職の人材育成や処遇改善が重要である。さらに、ＮＰＯ等の団体による新しい公共の役割が重要であるとともに、地域における公共の責任主体として、地方自治体の存在とその機能が不可欠である。

⑬　地域活性化の観点からは人と人とを結ぶＮＰＯ等の団体の活動が重要であり、コミュニティ活動の拠点確保、人々が交流できるまちづくりが重要となる。また、空き店舗の有効活用等により商店街に活気を取り戻し、地域経済の再生や高齢者が安心して暮らせるまちづくりが求められる。行政、住民、交通機関事業者の協働による鉄道と沿線商店街の維持発展に向けた取組も参考となる。

⑭　災害時において迅速な復興を図る上では商店街等の職業集団の存在が重要であり、その後継者の育成が必要となる。

⑮　地域の活性化を図るためにはコミュニティビジネス等の活発化が必要であり、その推進に向けた環境整備だけでなく、行政自身の意識の変革、理解と協力、参加の促進が求められる。

⑯　地域活性化のノウハウを全国に発信することが求められる。また、地域で生活する上では交通、病院、学校、商店街の四つが不可欠であり、地域における公共交通支援の取組を国が支援するためには、交通基本法の制定が有益となる。さらに、歴史や文化等の地域の良さを発揮するための取組を支援する法制度も重要となる。過疎問題に対しては、自然エネルギーの促進等の地域分散型産業の支援が求められる。

⑰　子どもや若者が自営業、農村の暮らし等の多様な働き方や生き方を学べる場の拡大が求

められている。我が国には各地域に風土、歴史に根ざした多様な価値があり、それは外部からの指摘で初めて気付くことも多い。地域の多様な価値や魅力を広く国民に周知する施策が必要である。

⑱　農村や漁村には自然を扱う技や人間が生きていくための生活の知恵が豊富に現存しているが、人口減少とグローバル化の下で急速に失われつつある。これらの価値を再考し、今後も維持するための取組が重要となる。

⑲　過疎地が果たしてきた機能の維持が必要であり、専門知識や経験を有する人材の派遣によるまちづくりの支援が重要である。

⑳　共生社会実現の観点から、女性が継続して働ける環境の整備、特に子育て中の女性への支援が必要であり、女性が持つ課題発見能力とネットワークをいかした女性の起業支援も重要である。障害者の社会参加のためには早期の療育、社会生活訓練を実践する基盤の整備が必要である。高齢者の孤立死防止のための住民同士の支え合い、見守り合いの仕組みづくりの全国への普及も重要となる。

㉑　自治会活動は住民自治が基本であり、先進的な経験の交流、活動に対する外部からの助言等、地域における自治会活動の発展に向けた施策の検討が必要である。また、地域において障害者に接する機会がないことから誤解が生じないよう、障害者と地域の人々との交流支援の検討が必要である。商店街は障害者、高齢者、子どもの社会包摂を進める場としても役割を発揮することから、その活性化を図るための施策が求められる。

㉒　子どもを含む住民参加のまちづくりを進めるためには、子どもの声を平常時から政策やまちづくりに反映するという地域社会の受容力の強化が必要であり、今後地方自治体において子どもに関する専門部署の設置、子どもの声を聴く専門家の配置等を検討する必要がある。

㉓　次世代を視野に入れたまちづくりのためには柔軟な発想をいかした取組が必要である。次世代を担う子どもの意見を施策に取り入れて実現することは、地域の誇りや子どもの自信につながり、自分たちも地域の担い手であることを認識することになる。多くの子どもが自分たちの地域のことを考えており、子どもの意見を反映できる国や地方自治体となることが求められる。参議院における子ども国会、地方自治体の行うワークショップ等の取組が重要である。

㉔　災害時における障害者等への支援が困難となっていることから、個人情報の保護に配慮した上で個人情報保護法の運用見直しが必要であり、平常時の対策、災害時の支援の仕組みづくりが国や地方自治体に求められる。

㉕　地域社会のきずなを取り戻すためには個人情報の保護と利用の在り方を見直す必要があり、高齢者の孤立化を防ぐため、地方自治体と自治会等との間で個人情報を共有することが求められる。

二　派遣委員の報告

本調査会は、平成二十五年三月七日及び八日の二日間、福島県に委員を派遣し、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査を行い、その報告を三月十三日に聴取した。その概要は次のとおりである。

東京電力福島第一原子力発電所事故の対応拠点となっているＪヴィレッジを訪問し、東京電力福島復興本社において、福島本部の新妻副本部長から、福島県の除染や復興の推進、賠償への取組、積極的な広報等について概要説明を聴取した後、質疑を行った。

次に、原子力発電所にバスで向かう途上、楢葉町の松本町長から、国による除染の進捗が計画よりも遅れている状況、津波による被害等について概要説明を聴取した後、視察を行った。

次に、原子力発電所に到着後、免震重要棟において、高橋所長から、一号機から四号機の原子炉等の状況、使用済燃料の取り出しに向けた取組等について説明を聴取した。続いて構内をバスで回り、津波による被害、多様な放射性物質を取り除く施設の整備、汚染水を貯蔵している様子等を確認した。

次に、広野町役場を訪問し、山田町長から、原子力災害による被害の実情、生活再建ができるまでの賠償継続を含めた復興に向けた取組と課題、国による取組の強化等について概要説明及び要望を聴取し、派遣委員からは、震災後の学校におけるクラブ活動の状況、医師の避難等による不十分な医療提供体制とそれが住民帰還の支障となることへの懸念、除染に向けた今後の取組、ＪＲの運行本数の減少等について質疑が行われた。

次に、いわき市において、渡辺市長から、避難者受入れによる医療需要の増大に対応するための地域医療の充実、放射性汚染物質の処理の促進、長期避難者の受入れに向けた制度設計等について概要説明及び要望を聴取し、派遣委員からは、震災復興への関心が薄れていくことへの懸念、いわき市における職員不足の現状、学校現場における心のケア、避難者を受け入れる地方自治体への支援等について質疑が行われた。

次に、小名浜港において、福島県小名浜港湾建設事務所の山口所長から、津波による被害、復旧に向けた取組について概要説明を聴取した後、視察を行った。

次に、原子力災害に伴い、いわき市に役場機能を移転している楢葉町のいわき出張所を訪問し、宍戸副町長から、住民の避難状況等について概要説明及び要望を聴取し、派遣委員からは、生活支援相談員の活動状況、避難生活に関する住民の要望と行政における課題、帰還に向けた生活環境の整備及び除染の推進、地域の特性をいかした産業の復興、避難者の就業状況、避難する側と受け入れる側の複雑な住民感情、生活再建に向けた財物賠償の充実等について質疑が行われた。

次に、原子力災害による避難者を受け入れているいわき市の上荒川応急仮設住宅を視察した。

次に、関東工業株式会社のいわき工場を訪問し、長谷川代表取締役から、被災後早期に操業を再開し、福島県の補助金を活用して工場を増設するなど、地域の雇用確保に貢献している状況等について説明を聴取した後、工場を視察した。

第三　次世代へつなげる活力ある地域社会についての提言

将来を担う世代の人口が減少し高齢化が進む中で、我が国の社会を今後どのように次世代に継承していくかが問われており、共生社会を実現し地域の活性化に取り組むことが重要な課題となっている。

東日本大震災が発生した平成二十三年三月から既に二年余が経過したものの、被災地の本格的な復興は緒に就いたばかりであり、復興を加速する取組が求められている。とりわけ福島県においては原子力災害による被害のため厳しい状況となっており、国はこれまで原子力政策を推進してきたことの社会的責任を負い、福島の復興・再生に迅速に取り組んでいくことが求められている。被災地は過疎や少子高齢化等の問題を抱える言わば我が国の未来図であり、震災を乗り越えてこれらの課題に対する新しい解決策を見いだすことが我が国の未来を開くことにつながる。

震災を契機に、人と人とのつながりが地域活性化を考える上で重要な視点となっている。現在のように経済の高い成長が展望しにくい時代においては、人と人とが支え合う場であるコミュニティの力をいかしたまちづくりを展開し、それぞれの地域の良さを引き出して活力ある地域社会を実現することが望まれる。

本調査会におけるこれまでの調査において、住民参加のまちづくり、女性によるコミュニティビジネス、自治会活動、障害者の社会参加等、住民やコミュニティが取り組み、まちづくりの成果を上げている事例が紹介された。これらの取組においては、行政に依存することなく必要に応じて専門家や多様なネットワークの支援を受けながら、行政が必ずしも得意としない柔軟性、迅速性等が発揮されている。行政においては、これらの活動の背景となる社会的課題を理解した上で、取組の自主性を尊重しつつ支援を行うとともに、行政自身の意識の変革、参加の促進が求められる。住民が主体的にまちづくりに取り組むためには一人一人がそれぞれの力を発揮することが重要であり、人と人との支え合いによって全ての人が参加し貢献する共生社会の実現が必要となる。社会で活躍する女性が増え、その課題発見能力とネットワークをいかした社会参加の拡大が共生・共助の社会づくりの原動力となることが期待される。

将来を担う若い世代は、活力を気持ちの高揚や意欲の向上として捉えることが多い。まちづくりにおいて若者を中心に住民の意欲を引き出し、更に取組を推進するという好循環をつくり出す必要がある。積極的に施策を提案してまちづくりに参加する住民が増えることにより、住民やコミュニティの取組が一過性でなく継続的なものとなり、次世代に向けたまちづくりが展開されることとなる。また、若い世代は自分たちの地域のことを考えており、その発想には柔軟さやこれまでとは異なる視点も見られる。若い世代の意見を地域の施策に反映させることは自信や地域に対する誇りの醸成につながることから、それを受容し実現する地域社会としていくことが求められる。

本調査会は、地域活力の向上と共生社会の実現をテーマとして掲げ、次世代へつなげる活力ある地域社会をどのように構築するかという観点から広範な議論を行い、その課題の把握に努めてきた。

このような取組を経て、本調査会として次のとおり提言する。

政府はもとより、地方自治体等におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。

一　住民やコミュニティによる地域活力の向上

1　地域に貢献するコミュニティビジネスの推進

地域活性化を図るためには、企業誘致等の行政主導の取組だけでなく、住民が地域の課題に対応するため様々な人の協力を得て起業し継続的に活動するコミュニティビジネスの推進が必要となる。コミュニティビジネスの起業や事業の継続には、事業目標における地域貢献の比重の置き方、それに応じた迅速な資金提供と収入確保という仕組みが重要となる。また、会計事務支援や他の起業家との交流機会の提供等の起業支援、事業が失敗した場合のセーフティネットの構築等、起業家が働きやすい環境を整備し、行政が起業家と社会的課題の認識を共有することも求められる。

2　商店街等の地域集団の強化

地域における共同意識の希薄化が課題となる中、まちづくりにおいて、関係者の協議により問題を解決していくエリアマネジメントの手法が広まっている。地方においては、協議主体となるべき商店街等の地域集団が弱体化している。地域集団の強化のためには、住民が複数の地域集団に参加すること、外部の人材を積極的に招き入れることが必要である。地域集団にまちづくりの目標の設定を任せ、目標を達成した場合には行政が支援し、住民と協議しながらモニタリングを行い定期的に支援等を見直す仕組みが求められる。

商店街は、経済活動の場であると同時に子どもの遊ぶ空間や滞在空間等の機能を持ち、障害者、高齢者、子どもの社会包摂を推進する場としての役割が期待される。買物客や住民同士の交流のための拠点を確保し、コミュニティ活動と商業活動を相乗的に活性化することが重要である。

3　まちづくりと公共交通

まちづくりにおいて、公共交通は日常の移動や内外の交流を支え、コミュニティをつなぐ重要な役割を担っている。地方の公共交通は経営が厳しい状況にあることから、行政の支援に加え、沿線住民からも支えられ地域と共に発展し存続することが必要である。観光客の途中下車により魚市場、朝市への集客等に効果が見られるひたちなか海浜鉄道のように、沿線の商業、農業、漁業との連携が重要となる。我が国の鉄道事業には採算性が求められるが、ヨーロッパのように都市機能の一つとして考え、費用の多くを行政が支援するという考え方もある。特に第三セクターの鉄道事業においては地域事情に応じた採算を考えることが重要となる。

4　過疎地の価値の再認識

過疎地には、何代にもわたり多大な労力を注ぎ培ってきた自然を扱う技の蓄積がある。都市にはない価値であり、これを次世代に受け継いでいかなければならない。そのため、外部の視点を活用し、住民が認識しにくい過疎地の魅力や価値を再認識することが重要となる。また、地域をよく知る外部の人材によりふるさと教育を行うことは、地域の価値を学ぶ上で効果的である。都市と地方の交流を促進する施策の充実が求められるとともに、人材を派遣して地域を支援するための諸制度を利用して過疎地を訪れる若者も増えており、専門家の助言や研修により派遣された人材が十分に役割を果たすことのできる仕組みづくりが重要となる。

5　まちづくりにおける行政の在り方

まちづくりを効果的に推進するためには悪い情報も含めて積極的な情報発信が必要であり、地方自治体の首長は方針を示して職員の意識改革を図ることが重要である。それにより行政と住民との信頼関係が得られ、協働が進む。また、行政の職員には住民やＮＰＯ等の活動の場に積極的に参加して情報や知恵を提供し、互いに理解を深めていくことが求められる。地域の自主性を尊重した支援が重要であり、地域活性化のために国や地方自治体には、各種の助成制度を組み合わせて有効に活用されるよう助言を行う仕組みづくりが求められるとともに、助成を組み合わせて利用する際の課題を把握し関係府省が連携して運用等の改善に取り組むなど、助成制度の活用のための国の取組が求められる。

二　多様な主体の社会参加と支え合い

1　高齢者の能力発揮と孤立化防止

少子高齢化の進展等が見込まれることから、誰もが元気なときは意欲や能力を発揮して支え、必要なときには支えてもらうという考え方が住民に定着することが重要となる。また、地域における孤立死等の課題が顕在化しており、高齢者から見守りを拒否された場合にもつながりを切らないことが望まれる。

意欲と能力のある高齢者に活躍の場を提供するとともに独り暮らしの高齢者の不安を解消するため、自治会等が高齢者のグループ活動への支援や登録制による高齢者ボランティアの活用等に取り組んでいる先進的事例を幅広く紹介するなど、孤立化防止に資する取組が求められる。また、立川市においては要介護認定後に介護サービスの利用がない高齢者全員の実情を把握するための調査を行っており、このような事例を周知し、他の地方自治体においても高齢者の実情把握を推進することが必要となる。さらに、介護を受ける側だけでなく介護する側を含めた実態把握に努めることも重要となる。

2　障害者の社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するためには、行政、地元企業、ＮＰＯ等の団体が協力して学び合い交流し合うための場を地域に設け、制度や経済情勢が変わっても障害者自身が豊かに生きていける仕組みを整備することが必要となる。特に思春期を迎えた障害者の療育のためには、発達段階に応じた支援を行うとともに、学校卒業後に自立して地域で活動できるよう支援を行うことが必要となる。

3　女性の社会参加の拡大

女性が起業する場合、地域に根ざした身近な問題を取り上げ、解決に向けて迅速に行動することが多く、仲間と分業して子育てや介護をしながら仕事ができる体制をつくる工夫も見られる。女性による起業の拡大は共生・共助の社会をつくり出す原動力ともなることから、その取組が男女の協働により広がることが重要である。

女性の社会参加を拡大するためには、子育て中の女性の就労支援等、女性が継続して働くことのできる環境の整備が求められる。

4　個人情報保護制度の広報啓発

個人情報の保護と利用の在り方について正しい理解が十分に浸透していない状況が指摘されており、自治会等において名簿を作成できないなど、いわゆる過剰反応も生じている。個人情報保護法の趣旨について国民の理解を深めるため、説明会の開催やパンフレットの配布等の広報啓発活動について、効果の検証方法を検討し効果的に実施することが重要となる。また、地方自治体に対しては、首長を対象としたセミナー等を開催するとともに先進的な取組の事例収集とその情報提供等により支援を行うことが必要となる。さらに、国と地方自治体が連携し、住民への相談業務を充実することが求められる。

5　要援護者等の情報把握

高齢者、障害者等の要援護者の所在等を自治会等が把握できない状況が見られ、災害時の救護や支援活動等に支障が出るおそれがあることから、要援護者の生命や身体を守る基盤となる名簿の作成を法的に位置付けることが必要であり、災害対策法制の見直しとその後の円滑な運用確保のための取組が求められる。

防災目的以外にも、ＮＰＯ等の公益性を有する団体に対し地方自治体が目的を限定して個人情報を提供できる仕組みが必要とされており、国がガイドラインを示して提供が可能となる方策を示すなど、必要な対策を講じることが求められる。

三　被災地の復興・再生

1　安心して暮らせるまちづくり

被災地においては、被災者の一人一人が明日の暮らしの見通しを立て将来に希望を持てるようにすることが必要である。そのためには、ハード、ソフトの両面から安心して暮らせるまちづくりに取り組み、産業の再生、雇用の確保、その基盤としてのインフラ復旧や住宅再建等を推進するとともに、被災者の心のよりどころとなる地域アイデンティティの再構築、コミュニティの再生に取り組むことが重要である。被災地の多様な主体が復興を担うことができるよう、ＮＰＯ等の団体、大学、経済団体、行政がネットワークを築き、

人材育成、起業支援等を行うことが求められる。また、子どもが意見を言える場を設けて復興に反映することが必要である。

震災前の状態に戻すだけにとどまらず、被災地の新しい姿を目指した復興の在り方について検討することが求められる。

2　原子力災害被災地の復興・再生

原子力災害を受けた被災地においては、避難生活を余儀なくされ、いまだ先行きを見通せない人々に対して、一日も早く将来の生活設計が描けるよう国が責任を持って取り組むことが求められている。

そのため、国は地方自治体の首長や住民と信頼関係を築き、復興・再生に向けて取り組むことが必要である。避難者の帰還に当たっては、雇用の確保、鉄道等のインフラ整備だけでなく、医療、介護、商店等の生活関連サービスの復旧、再開が急務となっている。また、避難先における避難者の生活の安定に取り組むとともに、避難受入地域に対する国の支援が重要である。避難者に対する支援の充実のため、子ども・被災者支援法の具体化が求められる。さらに、原子力災害による影響に対応するため、国は農作物等に対する風評被害を解消し、放射線に関して住民と正確な情報を共有することが求められる。

四　次世代のまちづくりに向けて

1　これからの住民参加のまちづくり

地域を活性化するためには、住民が地域に愛着と誇りを持ち、まちづくりに積極的に参加することが必要である。自らが実行したい活動を地域の要望に合致させることができれば、地域で評価されて自己肯定感が得られ、住民は責任感を持って活動に取り組み、将来に向けてまちづくりが継続されていく。そのためには、行政と住民が対等に議論できる関係を築くことが重要であり、そのきっかけをつくる専門家が必要となる。専門家は行政にはない柔軟な発想で地域の状況に即した取組を行うことが求められる。また、行政はこうした専門家の協力が必要であることを認識し、その取組を支援することが必要である。

2　次世代を担う人材の育成と確保

次世代へ向けた人材育成のためには、子どもや若者に対して、時代に合った的確な教育を行い、挑戦できる場を用意するなど、自信を持てる機会を提供することが必要である。また、起業や家業の継承に必要な知識等を身に付けたり、自然や災害と向き合う農村の暮らし方に接するなど、次世代を担う人材が多様な働き方、生き方を学ぶ機会の拡充も求められている。その際、経験豊かな起業家等を人材育成に活用することが効果的である。

人口が減少し高齢化が進む地域においては、その地域が求める担い手像を明確にして、地域に貢献できる人材を呼び込み増やすことが重要となり、人材を確保するためのＮＰＯ等の団体の育成も求められる。

3　子ども参加のまちづくり

子どもは次世代を担う存在であり、まちづくりにおいて、その参加を促進することが重要となる。地方自治体における専門部署の設置、子どもに寄り添って話を聴く専門家の配置、政策に子どもの意見を反映する仕組みづくり等、子どもが地域の課題について発言し、その実現による達成感を得られる環境を整えることが重要となる。また、ワークショップの開催を通じて、今はまちづくりの担い手として扱われない子どもも地域の一員としてその声に耳を傾けるべき存在であるとの認識を浸透させるなど、子どもの意見に対する地域社会の受容力を強化することが求められる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部　九二〇円（本体八八〇円）